

小作争議は以上の如く地主の窮乏と、小作人のそれにもまじりた窮乏化によつて、新たな様相により發展を見せて居るのであるが、さて争議の發生せる場合、小作人なり地主なりは如何なる手段方法を以て戦つて居るであらうか。

今これを便宜上小作人側の採る手段と、地主側の採る手段との二つに分けて少しく述べて見よう。

小作人側の採る手段

嘗て農民組合の隆盛期にあたりては、争議に際して小作人の採る手段なり方法なりは頗る積極的且つ闘争的であつた。

例へば、小作料減免要求等の場合の如きでも、小作人は飽くまでも闘争的態度を以て臨み、階級的組合のあるところではその組合を背景に、また階級的組合のないところでも多くは階級的組合に加入してこれが援助の下に地主に直接交渉を開始し、若し地主が拒絶する場合には妥協的交渉は之を排して、飽くまでも目的貫徹の爲めに挑戰的態度に出た。例へば、小作料不能同盟の結成は、小作米の共同保管に持久的戰備を整え、側面的には組合の指導下に小學兒童の盟休、地主住宅附近に於て地主威嚇の爲めの演説會、ピラ、傳單の貼撒布等々その行動は飽くまでも華々しく、若し地主が積極的手段に訴え訴訟提起や立毛差押又は動産差押等の手段に出づる場合には小作調停等の消極的態度を捨て、前者の場合には大衆的に裁判所に押し寄せて抗議をなし、又は供託をなしてその訴訟取下をなさしめ、後

者に對しては共同耕作、共同作業等の舉に出で、その執行を不能ならしめた。若し執達吏が飽く迄も假執行をなさんとする場合に、直ちに大衆を動員してその職務の妨害的行動に出で、激するの餘り、地主、執達吏、取締り警官等に對して暴行脅迫を加へ、刑事事件すら惹起せしむることも珍しくなかつたのである。

然るに、最近に於ては農民運動の沈滞と云ふ事も事實影響して居るが、著しく其の行動は消極的且つ陰性となり、例へば地主に對して小作料の減免要求をなす場合に於ても、一頃の如く正面から權利主張的に減額要求の態度に出でず、先づ膝を屈して懇願的にその要求をなすとか、最初に毛見の申出をなし、收穫時に於て更に減收せりとか、又は地主の立見をなさざりし場合にはこれを口實に減額の要求をなす等其方法は從來に比し著しく合理的且つ陰性化して來たのである。

而して、地主が小作人の要求を拒絶せる場合に於ても、從來の如き飽くまでも威嚇的手段によつて其目的を達成せんとするものは著しく減少し、中には地主が土地返還の舉に出でん事を懼れて劣悪な條件に於ても容易に妥協するもの多く、特に此種の傾向は、耕地の不足せる地域に於て著くなつて來たのである。また、最近の現象として、小作人は斯くの如き減免要求を積極的に持たさず、不況を口實に飯米と肥料代を差引き残額だけを地主に持参するとか、又は小作料を未納のまゝ捨て置くとか

の方法を以て消極的に小作料減免と同一の効果を擧げんと策して居るものもある。

乍併、地主も最近は積極的に土地返還を要求するものが多くなつた結果、かゝる場合には小作人も前述の如き妥協的態度を採ることは生活上の一大脅威なる爲め、飽くまでも耕地死守の態度を以て臨み、往々にして個人的なテロ行爲さへ頻發する有様である。

而して從來に於ては、かゝる場合大衆的行動によりて地主の意圖を覆さんとしたのであるが、最近ではかゝる大衆的行動は尠くなり、多くは第三者の調停とか、小作調停によつて解決を策せんとしつゝあるは注目すべきことであつて、例へば九年度に於て小作人から申立てた調停件数を見ても、前年同期件数に比し三七五件(九年小作人調停申立件数一、九八六件)の増加を見せた事でも其間の事情が推知出来るのである。

尙九年度凶作に對し、農民組合其他の動きを見ると――

各地に強力な地盤を有する全農總本部では十一月二十八日その懇談會で(イ)災害地及養蠶農村の減收五割以上の農民に對して小作料を免除せしむること、(ロ)窮乏農民の金錢債務はもとより滞納小作料、肥料代、滞納税金の取立を本年度は延期せしむることの諸決議をなして居り、又新潟の北日本農民組合では九月二十九日風害對策の爲め常任執行委員を召集し(イ)早生稻の立見後風水害による被害は更に再立見及庭立見で被害免引を

要求すること、(ロ)本年は悪天候の爲め概して不合格米が多い見込なる爲め、地主の年貢米は一番多く取れた不合格米を納入すること(勿論小作契約條件に並米を納入するとあつても格差金は絶對なしの事)若し地主が不承知の場合には良い米の取れる年まで年貢を待つてもらふ事、(ハ)生産検査は出来るだけ検査前に生産者同志で下検査をし、不公平なる検査に對しては大衆動員で抗議する事、(ニ)小作料は實收一石以下全免、一石以上二割位を減免基準として活潑に減免闘争する事、(ホ)悪作對策農民大會を食糧差押禁止法獲得闘争、借金税金の支拂延期モラと結び付けて各地に開催すること等の決議をなし、其他全農秋田縣聯指導の農民大會では小作料は凶作地全免、不作地半減を、高知縣聯では、(イ)凶作地小作料五割以上減免獲得、(ロ)西瓜趾不作減免四割以上獲得等々何れも凶作不作を契機に小作料減免の決議をなし、地主に對する積極的活動を企て、居るのである。

また、長野縣下伊那郡千代村青年會の如きは不況對策につき研究の結果、現下小作料は大正七、八年の贖價十圓を唱えて居た頃引上げられた儘なるを以て、時代に適應した小作料低減が必要なりとて、關係當事者に對して建議したと云ふ事で、青年團が斯く小作問題に對して積極的行動をなすに至つたことは九年度特殊傾向として特に注目さるべきことであらう。

而して小作料減免要求の争議は、前述の理由でかゝる状態にも不拘さ程の發展を見せて居ないが、小作人の中には地主の明

示せる減免率は承服するも、小作料滞納を承認せよとて新運動を展開して居るものがあり、福島縣下）又桑園地に於ては従来の小作料を減らしてとせよとの要求が高まつて居るなど、不況を契機として従来行詰りつゝある小作料減免争議が新たな様式に於て發展を見つゝある事は、小作人の新闘争戦術として注目されるべきことであらう。

地主の手段

小作人が争議に際して採る手段が最近著く消極的なるに引換へ、地主側の態度は最近著く積極的の且つ攻撃的となつて來た。即ち、従前なれば小作人が組合を背景として減免の要求をなせる場合に於ても、地主はこれと對抗的に組合を組織して抗争したものであるが、それは常に消極的防衛的立場に於て結成されたもので、そうした結束をなした場合でも、小作人側の猛烈な攻勢に會ふとかく、足並が亂れ易く、中には小作人に有利に個人的解決をなすものも可成り見られたのである。

されば、地主としては地主各自の結束と、これが對抗的實力を確立せんが爲め可成り頭を悩まし、或は土地會社の結成に請負耕作制度の創設に、各種の對抗的手段を講じたのであるが、最近に於てはこれ等對抗的諸團體は、農民運動沈滞化の影響としてその組織を強固にするの要を認めなくなつた結果、漸減の傾向を示して居るのである。(註)

又、小作料減免争議に於ても、従来は團體的交渉をいとひ、

個別的に要求に應ずるとか、又はひそかに個別的解決をなして争議の切崩しをなし、小作人が飽く迄大衆的威力に訴へ抗争し争議の容易に解決せざる場合に至つて始めて訴訟手段に出で、又は假差押等の強壓的態度に出で、居たのであるが、最近に至つては従来の態度を全く一變し、例へば小作人の小作料減免要求等の場合の如きも、直ちに土地取上等の積極的威嚇的態度に出でるなど、従来の小作人の採つた態度を逆に地主が採用して居るかの感があるのである。

尙近來不況の深刻化と共に、小作人の中には小作料を滞納するものが増加しつゝあるが、かかる場合に於ても、地主は強壓的に土地取上等の積極的態度に出づるものも多く、同時に地主中には小作人に無断にて土地を轉賣するとか、又は暴力團を備ひ入れて實力的に争議地の耕作を開始するとかの手段を採る者が増加しつゝあるが、これ等も最近に於ける地主の攻勢的態度として注目されるべきことであらう。

また、従來地主は小作人に對し未納小作料請求、又は土地返還要求等をなす場合訴訟手段に依て之が解決を計つたものが多かつたが、最近では寧ろ小作調停に依て是と同一の效果を得んとするもの多く(九年度地主調停申立件數一、〇七二件前年同期に比し一二〇件の増加)是等は最近の地主の傾向として注目すべきことであらう。

註 地主組合數は九年度現在に於て六三三組合、その員數四八、八三

六名にして組合數、員數共に前年同期に比して減少を見て居る。

結 末

さて、然らばこれ等小作争議は如何なる結果を結んで居るかと云ふに、大體年度内に解決するもの(九年度解決件數二、九九七件前年同期二、三八九件)と然らざるもの(九年度未解決件數一、四六六件前年同期九九五件)とに分けらるゝが、九年度は下表に示せる如く大體に於て未解決件數が多く、解決件數は減少して居る而して此の中解決件數を分類すると、妥協によりて解決せるものは二、一三二件を算しその主位を占め、次いで小作人の要求貫徹によるもの七二四件、要求不貫徹のもの一〇一件、自然消滅のもの四〇件の順序となつて居るが、これを前年同期の件數と、比較して見ると、妥協による解決件數は前年同期一、九五一件に比し實數に於ては増加して居るが、割合に於ては九・九%だけ減少を見て居る。要求貫徹(前年同期に比し三七四件五・九%の増加)又は要求撤回(前年同期に比し四五件〇・六%の増加)によりて結果を告ぐるものは、何れも前年同期に比し實數割合共に増加を見せて居るのであるが、これが事由を窺ふに、要求貫徹件數の増加せるのは凶作によつて小作人の減免要求が貫徹する場合が多くなつたのは、地主の攻撃的態度に小作人が恐怖を感じ、要求を撤回する事が多くなつた關係と見らるゝのである。

尙之等解決状況につき、各地の状況を窺ふに左の如くである

1 妥協による解決件數の多い地方

秋田(二四六件)、山形(一四五件)、栃木、福岡(一〇七件)、岡山(八六件)、長野(八二件)

2 要求貫徹件數の多い地方

秋田(一二八件)、山形(八四件)、福島(四九件)、福岡(四二件)

3 要求撤回件數の多い地方

北海道(一三件)、鹿児島(一一件)、秋田、千葉(八件)

4 未解決件數の多い地方

三重(一一二件)、新潟(一〇八件)、青森(一〇一件)、福岡、滋賀(七六件)、徳島(七一)、岡山(七〇件)

即ち以上に依つて見ると、秋田、山形、福島等の東北諸縣は自然的災害の最も深刻化した關係上妥協件數も多かつたが、これと同時に小作人の要求の貫徹せる件數もまた相當件數に上つた事が見受けられる。

また要求撤回件數の多い地方は北海道、鹿児島、秋田、千葉の諸地方であるが、これ等諸地方は地方的に見て地主權力の強い結果からと見られる。

而して未解決件數の多いのは前述の諸縣であるが、これ等地方の中多くは農民組合の地盤固き關係上容易に結着のつかない結果と考へられて居る。

又争議解決上現れたる現象として注目すべきことは、凶作非

當時の反映として地主の中には相當讓歩をなすものがあり、例へば廣島縣下では反當二石八斗を基準にこれ以下の收穫に就ては各減免率を決定し、八斗以下を全免し尙不合格米納入の場合でも一割の獎勵米を交附することに決定して居るなど各地に於て嘗ては力關係に於て争はれて居た問題を理屈の上で解決しようとする傾向が現れて来たことは誠に喜ぶべき現象であらう。

又養蠶非常時を背景として、養蠶地に於ては繭價を以て小作料を算定し、紛争を解決せんとする氣運が醸成され、例へば山梨縣下錦村二ノ宮の争議の如きも反當り標準小作料を十二圓とし、繭價五圓以上の場合には全額納付、五圓以下四圓以上は三割引、四圓以下三圓以上四割引、三圓―二圓は五割引、二圓以下の場合には六割引、の方式に依り解決した等の事例が見られるがこれ等も最近に於ける小作争議解決上の新傾向として注目されるべきことであらう。

結 言

以上昭和九年に於ける小作争議の概要を記述したが、要するに小作争議は昭和九年に入りても益々激化の傾向を示して居るのを見るのである。

そして何が故に争議が斯くまで増加せるかにつき思ひを致すならば、自らその對策も定まつて来るのであるが、それを遂行

するにつき諸種の困難を生ずる事は言を俟たない。凶作、不況の重壓、それは九年に於ける小作争議激化の根本的禍因なのである。

農民運動が沈滞し、農民が積極的に動かなくとも争議は激化する。それが最近に於ける争議の特質なのである。

小作階級の窮乏化、それが小作料未納の形に於て地主に轉化され、地主の窮乏を一層激化する。其處にも争議の禍根が生ずる譯である。

また地主の窮乏が激化し所有者として立行かなくなつた事、これも争議激化の重大原因となつて居るのである。

凶作―それは九年度凶作を契機として特に慘禍の甚しき東北方農民の救済に目を向けられて居るが、程度の差こそあれ現下我國農民のやがては迫るべき路であらう。

或る農民運動者は東北凶作の現象に對し、「それは自然的災害による凶作にあらずして經濟的窮乏の結果起れる凶作なり」とまで云つて居る。そしてかうした結論は事實には相違して居るにしても、一般農民が肥料資金にまで事缺く様になつたら、やがてはかうした凶作の出現も事實となつて現れるに違ひない。

農村は今や噴火山山爆發前の危機に當面して居る。そして此際根本的な對策を樹立し、農村に於けるかうした階級の經濟的緩和を計るに非ざれば小作争議は益々激化するであらう事はあまりにも明らかなる事實である。

最近凶作の慘禍が世上に傳へられると共に識者間では農村問題に對して漸く關心を持つ様になつて来た。爲政者も積極的に動いて来た。それは誠に喜ぶべき現象と云はなければならぬが、こうした傾向もチャイナリズムの波に乗する一時的な現象となさず、此際慎重に且つ眞剣に農村永遠の對策を樹立せられん事を望んで止まないものである。

特殊小作争議事例

以上昭和九年度に於ける小作争議を概観したが、最後に同年度に於ける特殊小作争議事例を少しく掲げよう。

中間小作人介在に依る紛争事例

場 所 熊本縣天草郡中田村
關係人員 地主一名、小作人三十一名
關係耕地 田、七町四反四畝五步
發 生 昭和九年十一月二十四日
終 結 未解決

争議の概況 前記小作地は昭和七年地主がM氏に一括小作せしむることとなり、従来の小作人より無償返地せしめ、M氏は更に之れを他の小作人に轉貸して今日に至つたのである。

然るにM氏は昭和七年度小作料額四十五俵を滞納した爲め、昭和八年度に於て八年度小作料と共に額九十俵の假差押を受け更に九年度に於て昭和七、八兩年小作料不足額合計二百俵未納

の爲め第三債務者たる轉借小作人の立毛假差押を爲し、M氏對地主間に於ては現に熊本地方裁判所に於て訴訟繼續中である。然るに轉借小作人等は轉借以來一回の小作料も滞納なきに、中間小作人の滞納に禍せられて立毛の全部を差押へられた結果直に食糧に窮するは勿論莫迄も差押られ、家畜の飼料にも支障を來し、且つ小作人等は連帯にて村信用組合より借用せる肥料代をも支拂ひ得ざる窮狀に陥りたる爲め、

- 一 昭和九年度正當小作料は直に納入するを以て即時差押を解除され度きこと。
- 二 將來の小作關係を地主小作人の直接關係とされ度きこと。
- 三 昭和七年に中間小作人M氏の介在により小作地を失ひたる小作人等は従前通り小作地を得度きこと。

等を要旨として小作調停の申立をなし、別に繼續中の地主對中間小作人間の訴訟は之を中止して目下調停手續繼續中である

開墾地に於ける紛争事例

場 所 熊本縣葦北郡水俣町
關係人員 地主二名、小作人一名
關係耕地 田一七反十三步、畑一三反二畝十六步、宅地 百二十二坪三合、原野一五町五反九畝二十八步
發 生 昭和九年十二月一日
終 結 同年十二月九日

争議の概況 小作人は昭和四年より前記土地を原野は隨意開墾、山林は造林の上將來成長の曉は五分五分に分配すべき契約

で、鹿兒島縣より移住し向ふ十箇年間は小作料粗四斗入十俵とし移住開墾中の處、意外の出費と打續く不況の爲め地主より借用金二百圓滯納小作料粗十俵を生じ、更に本年は稀有の大旱魃に遭遇し困窮中の處、突然地主より本年度小作料と滯納小作料合計粗二十俵及借用金の即時辨済を要求せられ期限を十一月三十日とし、右期間内に辨済不可能の場合は小作地全部を返還すべしと強硬なる態度に出でたが、飯米にも窮する現情に於ては到底辨済は不可能なるのみならず、小作地の返還亦生活の途を絶つ爲め、イ滯納小作料を五箇年賦とし、ロ且つ將來の小作料を減額改訂し永年小作し得る様小作權を確認し、ハ小作人の家屋に永久住居出來得る様の意志の下に調停の申立をなした。

斯くて調停委員會に於ては數回に亘つて調停の結果、左記條件によつて遂に圓滿なる解決を見るに至つた。

調停條項

- 1 地主Y對中間小作人T
 - 一 地主Yは別途八代區裁判所の債務調停に於て小作人Tより支拂を受くべく決定した金五百圓の支拂期限「昭和九年十二月二十日限り」とあるを「一箇年間延期し、小作人は昭和九年十二月二十日限り相違なく支拂ふこと。」
 - 二 右の如く支拂期限を得たる結果、小作人Tは地主Yに對し前項金五百圓に對する一箇年間の延滞前利息として金六十圓を昭和九年二月末日限り支拂ふこと。
 - 三 小作人Tが第一項又は第二項の支拂を怠りたるときは地主Yは

現狀の儘にて返還すること。

- ニ 山林、原野の隨意開墾の場合はその面積に應じ開墾完了後四箇年間小作料を免除し、五箇年目より、本件土地附近の例に依り當事者協議の上其率を決定すること。
- ホ 山林に於ては種苗を小作人Kに於て提供し植付及び手入を爲し、二十五年以上三十年以内で伐採し其六分を小作人Kに於て其の四分をTに於て收受すること。
- ヘ 現に本件土地に建築し在る家屋の所有權はTに於て之を有し
- ト 小作人Kは小作期間中無料にて居住すること。
- チ 小作人KはTの承諾なき限り本件土地の轉貸及賃借權の讓渡を爲すことを得ず。
- 三 小作人KがTより昭和八年四月頃借用したる金二百圓は無利息とし、昭和十年十二月二十日限り(Tが地主Yに支拂ふべき金五百圓の期限に間に合ふ様)Tの住所に持參支拂ふこと。

小作料値上による紛争事例

場 所 香川縣香川郡多肥村大字下多肥
關係人員 地主二名、小作人四十二名
關係耕地 田一八町三反二畝十六步、畑一畝二步、宅地一七百二十七坪

發 生 昭和九年一月八日
終 結 同年三月十九日

争議の概況 前記耕地に對する契約期間は昭和八年六月を以て満了する爲め、昭和八年小作料納期(九年一月)に際し、地主より從來の小作料(一石乃至一石三斗五升に對し一割五分引)を一割

第一項に掲ぐる金五百圓の賣渡擔保として既に其の所有名義に爲り居れる本件土地を自由に處分し得るのみならず、小作人Tは八代區裁判所の債務調停に於て決定したる通り玄米四斗入二十俵をも地主Yに支拂ふべきものとす。

四 地主Yが第一項金五百圓の支拂を受けたるときは、其金額引換に小作人Tに對し、本件土地の所有權移轉登記を爲すこと。

2 中間小作人T對小作人K

一 小作人T對地主Y間の本件調停條項に於ける如く、小作人Tが地主に對し、規定金額の支拂を爲さざるときは、本件土地は名實共に地主Yの所有となるを以て小作人K對中間小作人T間の小作關係は全然消滅に歸し、本當事者間には何等の關係なきに至ることを双方承認す。

二 中間小作人Tが地主Yに對し、右規定金額の全部を支拂ひたるに於て、本件土地の所有權が名實共に小作人Tに歸屬することを前提として中間小作人T對小作人Kに左記の通り小作關係を締結す。

イ Tは小作人Kに對し、本件土地を期限の定めなく從來通り小作せしむること。小作料は從來通り粗四斗入十俵とし、毎年度分を翌年二月末日迄に支拂ふこと、但し不可抗力に因る減收の場合は當事者協議の上小作料減免額の協定を爲すことを得。

ロ 昭和七、八年度滯納小作料粗八十俵は昭和十年度より一俵宛加算して其の年分の小作料と共にTの住所に持參支拂ふこと。

ハ 前記(イ、ロ)の支拂を一回にても怠りたるときは本件土地の引渡を請求するも小作人Kに於て異議なく引渡當時に於ける

引にすべき様小作料の値上を主張し、小作人に増額納入方を要求した。

然るに小作人は村内地主は從來通り取引を終りつゝあるを以て他に影響する處大なりとし容易に承認せず紛糾中の處、小作官は同地に出張し、實狀を調査すると共に小作人に對し此際小額の値上は認めざる可からざる狀況を懇談し、地主には小額の値上は認むるも實行時期に付懇談し、双方を斡旋したる結果左記の通り圓滿なる解決を見るに至つた。

調停條項

- 一 土地調査を行ひ(小作料は土地調査を行はざる土地と大同小異)等級を附したるものに對しては各等級反當三升の値上を昭和十年度の小作料より實行すること。
- 二 土地調査を行はざる土地に對しては舊小作料反當一石乃至一石三斗五升を從來一割五分引であつたのを昭和九年度より一割三分引にて實行すること。

銀行の土地處分に絡る紛争事例

場 所 岩手縣荒澤村、田山村
關係人員 地主三名、小作人六十八名
關係耕地 田一六町六反四畝九步、畑一十五町一反七畝一步、宅地一五千二百四坪、住宅一四百三十六坪、山林原野一四百四十町六反二十四坪

發 生 昭和九年十一月二十日
終 結 同年二月二十八日

争議の概況 前記耕地に對する契約期間は昭和八年六月を以て満了する爲め、昭和八年小作料納期(九年一月)に際し、地主より從來の小作料(一石乃至一石三斗五升に對し一割五分引)を一割

争議の概況 本土は元S氏の所有地であつたが、債務整理の關係上目下休業整理中にある第九十銀行に於て取得するところとなり、次で銀行は更に之を指名者の競争入札に附したる結果A村長及同村々議Sの兩氏に落札した。

然るに右兩氏は之が即金支拂の資力なく該競落物件の轉賣によりて代金の完納を爲さんとし、爾後直ちに人を派して細分賣却に取懸つた。

然るに凶作窮乏の折柄關係小作料人には買受の資力あるもの少く、且同地方は耕地極めて狭少なる爲め法外の高價に躍上げらるゝ傾向を生じた爲め、小作人一同は大いに驚き將來小作土地より離脱の憂目を慮り寄々協議の結果、地方村會議員三名を依頼し村長を訪ひ従來通り小作契約繼續方を嘆願したが、村長は前記銀行への拂込の關係もあり、之を拒絶した。

仍て小作人等は知事宛に陳情書を提出し、尙他面社會大衆黨盛岡支部岩手農民組合準備會の應援を求め、社會大衆黨指導のもとに座談會を開催し全國農民組合荒澤支部を結成し、次でA村長糾弾の村民大會を開催する等事件は益々紛糾化の趨勢を示したのである。

於茲小作官補は現所有者側に對し、今後第三者への細分賣却を一時中止せしむべき諒解を求め、一月十七日には關係者が縣公會堂に參集し、種々懇談折衝の結果A村長よりは——イ 小作者に於て買取可能のものに對しては小作者に賣却す。ロ 第

三者に賣却するものに對しては引續き小作せしむるものを物色して賣却す。ハ 前二項不可能にして小作者が直に困難すべき事情にある分に對しては當分現所有者側に於て所有し小作を繼續せしむ。但し資力あるもの或は極く僅かの關係にして小作地と離るゝも大した影響なきものゝ如きは此の限りにあらず。――以上三項に亘る方針を明にするに至つた。

仍て小作官補は更に一月二十四日同村役場樓上に於て當事者双方の參集を求め、解決方針に對する諒解を求め、更に細目協定に對しては現地に臨み個人的に折衝をなせる結果、遂に左記全體に亘る協定により漸く圓滿なる解決を見るに至つた。

解決結果

種別	田	畑	宅地
一 小作者に於て買取たるもの (一部賣買折衝中のもの) 地主側にて小作繼續を認めたるもの	一三・六〇	三三・四六	二、八三・七三
二 第三者買受けたるも小作繼續を認めたるもの	三三・三三	一三・八一七	八三・三三
三 一應第三者買受けたるも更に小作者へ譲渡せしめたるもの	一三・六〇六	五七・七八	四〇一・七三
四 小作者の代り地提供にて妥協成りたるもの	二・六二	二・八一五	一〇〇・〇〇
五 小作地返還に至りたるもの	六・五二四	二〇・九四	—
六 其	六・五〇九	七・三〇〇	一、一七三・三九
七 計	六六・四〇六	一五・七〇一	五、一〇五・〇〇

地主の團體交渉否認に絡る紛争事例

場所 兵庫縣加東郡瀧野町上瀧野

關係人員 地主四十名、小作人九十八名

關係耕地 田一四十町

發生 昭和九年十月五日

終 昭和十年三月七日

争議の概況 昭和九年度稻作は風害を被り減收を來したる爲め小作人等は代表者を選出し十月五日關係地主に對し稻立毛檢見を要求し、若し地主が檢見せざる時は同年度小作料三割減額を承認したるものと看做す旨の申込をなした。

仍て地主は直に集合協議の結果十月十四日團體的交渉並に之に依る檢見は認むる能はざる旨を書面を以て回答したが、其の後地主小作人は團體交渉の認否に付折衝したが折合はず、更に十月三十日各地主は各小作人に對し小作人の組合は認めず、檢見は各個人毎に申込み然らずんば減免申出なきものと認むる趣旨の通知を發し、之に對して小作人等は個人的には交渉せずと回答した。

而して十二月十七日地主等は小作人に一割減免すべき通告を爲したが、小作人等は承諾せず、關係小作人組合の幹部は全國農民組合(全會派)に屬して居たが、此の機に乗じ同組合縣聯合會と益々連絡を緊密にして執行委員會の決定により、假出張所を係争地に設置することを決定したる爲め、小作官も事態を憂

えて積極的に調停に乗出すことに決定するに至つた。

仍て小作官は瀧野町長外二名と共に協力し當事者と折衝を開始したが、小作人等は被害程度が特に著しきものに就ては一般的減免の外更に特別減免されたきこと(關係地約十三町歩)並に争議の爲要したる費用の提供を要求して譲らず、他方地主は一般的に二割減を承諾せず、双方共其の態度強硬なる爲め調停も行惱みの状態であつた。

乍併小作官は更に一月十日に至り、小作人約七十名地主約二十名の參集を求め、最後に解決案として一般的特別減免を合し小作料二割減とすることを提示して徹宵双方と折衝した結果、地主は漸く之を承諾せるも、小作人側は之に承諾を與へず遂に調停は決裂の止むなきに至つた。

仍つて地主は協議の結果小作人に對し小作料内納方を要求したが、小作人は之に應ぜざる爲め、三月五日小作人八名の動産差押を執行し、之に引續いて他にも及ぼさんとし、且つ土地返還の舉に出でんとするに至つた。

於茲小作人側も飽くまで地主に抗争せんとするの決意をかため争議は益々悪化せんとするの兆を示した爲め、瀧野町長は所轄警察署長に調停を依頼し、町有志及當事者と度々懇談を重ねたる結果三月七日左記調停裁決書の如く解決を見るに至つた。

調停條項

一 各小作地を通じ小作料の減額二割二分とす。但し特別被害は農

に一方的に小作人より地主に要求せる被害全部を承認減額す。

二 借地料は現に假差押執行地主に於て占有保管中のもの及び小作人より前にF氏に共同賣却し同氏が占有せるものを以てまた既に賣却済のものに付ては(二十八圓六十二錢)賣却當時の價格を以て又金錢辨濟不足分に對しては小作人の九年度耕作收穫せる生産價格を以て支拂ふこと。

三 第二項の借地料支拂債務に付ては小作人連帶責任の下に裁決案提示の翌日より起算し、一週間以内に支拂ふこと。

希望條件

1 地主組合小作組合等の團體は之が利用如何に依つては動もすれば抗爭團體化し、地方の秩序圓滿を阻害することなしとせず。將來適當の時機に解消し之に代ふに地主、小作人を以て組織すべき協調團體を創造し以て兩者間の圓滿幸福を圖ること。

2 地主小作人間の個々の問題乃至は局部的の問題の圓滿工作に付ては他日に譲り研鑽を遂げ調停者に於て努力するに吝ならず。

以上各條項を履行確保する爲め、地主、小作人代表者並に立會者參列署名捺印す。

用水路使用に絡る紛爭事例

場 所 福井縣南條郡南山村
關係人員 地主三十名、小作人百三名
關係耕地 水路敷地三反六畝歩
發 生 昭和十年一月二十一日
終 結 同年三月九日
争議の概況 南條郡湯尾村八乙女區の東方を貫流する日野川

に水源を有する上門間用水は八乙女區長外二十九名の所有に掛り、其の用水を以て八乙女區地籍田地三町歩及下流鯖波、阿久和、中小屋の三區の地籍田地三十町歩を灌溉して居り、南山村の三區は從來用水使用の爲め八乙女區に對し、江敷料として毎年玄米四石五斗三升三合を納付して來た。然るに調査に依れば該用水路は免租地なるに賃貸料を徵集し、自區に屬する田地を灌溉するに管理費を負擔せず、尙ほ賃借人等は昭和八年度に於て經費二千二百圓を投じ用水取入口に補強工事を爲し、水利改善の便を圖りたるに賃貸人は何等の負擔を爲さざる爲め、賃借人は他の用水路は無料を以て使用するに本用水に限り賃料の徵集をなすは不當なりとて昭和九年度賃借料を滞納した。

然るに賃貸人等は借料の支拂を催促し、訴訟によりて徵集せんとする氣勢を示した爲め、賃借人は昭和十年一月二十日小作調停の申立を爲すに至つた。

仍て小作官は一月二十五日同地に出張して役場に於て實情調査の上内交渉を進めたが、双方主張を固持せる爲め妥協ならず續て三月九日第三回調停委員會に於て小作官斡旋の結果漸く解決を見るに至つた。

調停條項

一 申立人等(賃借人)が相手方より借受け居る江敷地三反六畝歩に對する江敷料は昭和十年度以降玄米三石二斗四升と定め、右玄米三石二斗四升若くは之を納期に於ける時價に換算したる金額を毎

年十二月末日限り申立人等より相手方住所へ持參支拂ふこと。

二 相手方所有の南條郡湯尾村八乙女區地籍既成田に對しては從來通り申立人に灌溉せしむること。

一 右上門間用水の取入口其他用水路に要する費用一切は申立人に於て負擔すること。

一 申立人が相手方に對して支拂ふべき昭和八、九年度二箇年分の延滞江敷料は昭和八年度分は玄米四石五斗三升三合六勺(或は同年十二月末日の時價換算)は昭和十年三月二十日迄に相手方住所へ持參支拂ふこと。

調停條項違反による紛爭事例

場 所 京都府久世郡寺田村寺田
關係人員 地主五十二名、小作人二百七十九名
關係耕地 田一百四十四町九反七畝二十八歩、畑一六二町二反二七歩
發 生 昭和九年十月二十八日
終 結 同年十二月十五日

争議概要

本大字は大正十五年に調停法による調停成立し、其條項の一に「イ 小作人は大正十六年度以降に於て其の小作土地の收穫米が第二項の改定小作料の倍額に満たざるときに非ざれば當該年度の小作料を減額せざること、ロ 減額請求の場合には地主及小作人の各總代並に郡農會及村農會の技術員立會の上各等級毎に晩稻につき中等と認むる田地三箇所を選定し檢見又は坪刈をなし其の成績前記小作料の倍額に満たざるときに

限り其の收穫高の四割五分に當る分を其年の小作料と定むること。ハ 坪刈方法及一反歩の收量算出方法は京都府農會に於て各町村の米作坪刈調査の爲め定めたる方法によること。ニ 減額請求は其年の十月末日迄に各小作人より夫々其の地主に申込むに非ざれば其の効なきこと」なる條項がある。仍て昭和九年度稲作は風水害の爲めに不作なりし爲め、若し減免を要求せんとする時は該條項により檢見又坪刈の申込をなすべきものであつたが、小作人側は該條項によるを不利として諸種の口實を設けて檢見、坪刈を實行せずして收穫を了し、稀有の風水害なれば斯る年には調停條項以外に於て解決すべきものなり」と主張し目的貫徹の爲全農京都府聯合會に加盟し二割八分の減額を要求した。

之に對し地主側に於ては凡て減免は調停條項に據る可き旨を主張し、小作人の要求は違法なれば調停條項の罰則を適用せんとした。

於茲村當局は事態の漸く悪化せん事を憂え、善後策を協議の結果、村長、産業組合長外四名よりなる調停委員によつて種々折衝の結果、左記解決條項によつて漸く圓滿なる解決を見るに至つた。

解決條項

一 昭和九年度小作料(田畑共)を所定の期限たる本年十二月二十五日迄に完納したるものに限り納額一石に對し米二斗八升(又は金

員)の割合を以て災害見舞金として地主より小作人に之を交付するものとす。

二 本協定は大正十五年調停關係土地に限るものとす。
三 地主並に小作人は和協一致本村の更生に努力するものとす。

暴風被害と調停關係の紛争事例

場 所 山梨縣東山梨郡聖山町

關係人員 地主二十二名、小作人九十九名

關係耕地 田一十九町二反歩

發 生 昭和九年十二月十五日

終 熄 未解決

争議の概況 本村は昭和九年六月九日突如雹が降り、大麥、小麥の裏作物を始め果樹其他に對して約百九十六町歩(價格一萬六千五百圓)の損害を蒙り、加ふるに、水稻は例の大風水害に見舞はれ三割五分の減收を見た。

仍つて、小作人等は皇道會の應援を得て小作料六割引(本町の田の入付額最高級六俵普通五俵最低四俵)を地主に要求した。

然るに地主は町農會の坪刈成績を基準とし夫々被害程度に應じ減額すべし、之に不應の時時は斷乎たる處置に出でんと強硬なる態度を持するに至つた。

於茲小作人は皇道會幹部松澤氏の應援の下に地主に數回折衝し、又同町出身代議士政友會總務田邊氏とも折衝し、略々四割程度にて協定を成立せしめんとしたが、同町在住地主は之を聞入れざる爲め、遂に同氏の斡旋も水泡に歸するに至つた。

於ても同じく定免を持続せん事を地主に要求したが、地主は之を拒絶し遂に争議の勃發を見るに至つた。

今試みに、地主、小作の各主張を掲ぐると左の如くである。

地主の主張

畑小作料——昭和八年度及同九年度共に從來の未納小作料を解決するを條件とし、夫々五割二分納めの五割引

田小作料——從來の定免五割引(反當二俵半—三俵)を持續

宅地——從來の一割引

小作人の主張

畑小作料——昭和八年度及同九年度共に從來の未納小作料を解決するを條件とし、夫々五割二分納めの二割引

田小作料——定免五割引にては到底堪へ切れぬ故一桶乃至二桶の値上

宅地——從來通り

斯くて争議が表面化するや、小作人等は飽く迄農民組合の結束を固め、前記の主張貫徹を期し、地主も亦結束して之と對抗せる爲め、小作官は法外調停によつて解決せんとし、農業委員會を組織して極力調停に努めたる結果遂に調停成立し、圓滿なる解決を見るに至つた。

尙本村は從來より争議激甚地として有名であつたが、本争議解決と共に全村更生の意氣に燃え農村工業の指定村となり、ネクタイの製造を開始すると共に經濟更生指定村となるべく努力しつゝあるは、急角度の轉回をなせる代表的更生村として注目

仍て小作人側は昭和十年一月小作米を一齊に競賣に附すに至つたが、之に對して地主は昭和十年二月甲府地方裁判所に夫々土地返還未納小作料請求訴訟を提起するに至つた。

而して此間數回の口頭辯論が開かれたが、小作人は常に大舉して法廷に臨み盛んに示威的運動をなした。

又小作人等は昭和十年三月小作調停の申立をなし、第一回調停委員會を同町役場に於て開催したが、之に對しても、小作人等約三百名大舉して集合し、氣勢を揚げ、二日間に亘る調停幹旋にも拘らず地主は飽くまで調停に應ぜず土地返還を迫り、小作人また依然として六割引と小作繼續を要求して止まざる爲め調停委員會も遂に延期となり、今尙ほ未解決の状態にある。

激甚争議地の更生事例

場 所 山梨縣中巨摩郡落合村

關係人員 地主三十六名、小作人三百四十五名

關係耕地 田一三十九町八反七畝歩、畑一百十七町二反八畝歩、宅地一三町六畝歩

發 生 昭和九年七月五日

終 熄 同年十二月二十六日

争議の概況 本村は往年總ゆる手段を盡して果敢なる争議を展開したが、其の後小作調停に依つて圓滿に推移して來た。

然るに昭和八年畑小作料に付小作調停條項による四割八分引にては到底納入する能はず、更に五割引を地主に要求し、田に

さるべきものである。

調停條項

一 申立人(地主)が相手方(小作人)に貸貸せる別紙目録記載の土地に對する昭和七年度迄の滞滞賃料合計金——あることを双方に於て之を承認し、相手方は昭和——年より同——年迄毎年——月——日限其——分の一宛支拂ひ完納すること。

二 別紙目録記載の土地の中畑に對する昭和八年度分賃料は同記載契約賃料の五割二分を昭和十年一月末日迄に支拂ふこと。

三 前項畑に對する昭和九年度分賃料は同五割二分の六割引とし、昭和十年六月末日迄に支拂ふこと。

四 昭和十年より同十四年迄の前示畑に對する賃料は左記記載の比率表に基き毎年六月及九月各末日限其半額宛を支拂ふこと。

五 別紙目録記載の土地の中田に對する昭和十年より同十四年迄の賃料は定免(豊凶に不拘)同表示額より五割引と定め毎年十二月二十五日限支拂ふこと但賃料一俵は六斗六升入正味十七貫匁以上のこと。

六 相手方は本件土地を轉貸せざることを。

七 相手方に於て前各項記載の支拂ひを其一にても違背したるときは七日以上の期間を定めて催告し、尙之に應ぜざるときは本件土地を有委の儘即時無條件返還明渡すこと。

八 昭和十五年以降の賃料畑の分は其當時の經濟事情に依り双方協議の上之を定め田の分は昭和十年より五箇年間の坪刈成績に依り相當の増額を爲すこと。

比率表

穀類	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	率引
金二圓五十	九・〇〇	八・三三	七・六六	六・九九	六・〇〇	五・三三	四・六六	四・〇〇	七・五
金三圓五十	一〇・八〇	九・九〇	九・〇〇	八・一〇	七・二〇	六・三〇	五・四〇	四・五〇	七・〇
金四圓以上	一四・四〇	一三・二〇	一二・〇〇	一〇・八〇	九・六〇	八・四〇	七・二〇	六・〇〇	六・〇
金五圓以上	一八・〇〇	一六・五〇	一五・〇〇	一三・五〇	一二・〇〇	一〇・五〇	九・〇〇	七・五〇	五・〇
金六圓以上	二一・六〇	一九・八〇	一八・〇〇	一六・二〇	一四・四〇	一二・六〇	一〇・九〇	九・一〇	四・〇
金七圓以上	二五・二〇	二三・一〇	二一・〇〇	一八・九〇	一六・八〇	一四・七〇	一二・六〇	一〇・五〇	三・〇
金八圓以上	二八・八〇	二六・四〇	二四・〇〇	二一・六〇	一九・二〇	一六・八〇	一四・四〇	一二・〇〇	二・〇
金九圓以上	三二・四〇	二九・七〇	二七・〇〇	二四・三〇	二一・六〇	一九・九〇	一七・二〇	一四・五〇	一・〇
金十圓以上	三六・〇〇	三三・〇〇	三〇・〇〇	二七・〇〇	二四・〇〇	二一・〇〇	一八・〇〇	一五・〇〇	無引方

備考 右前項は巨摩商會及甲府九三商會の各春前取引開始四日より六日迄三日間の買割平均相場を五分とし、同秋及晩秋取引開始四日より六日迄の三日間の買割平均相場を各二分五厘宛とし其割合に依り一貫目の代金を算するものとす

土地會社と農民組合間の紛争事例

場所 福岡縣企救郡企救町

關係人員 小作人百七名、地主不明

關係耕地面積 田一三四町四反一畝十六歩

發生 昭和八年十二月十九日

の地主は小作料請求權を管理會社に譲渡し、一部小作人に對しては地主より直接小作料及土地返還の要求訴訟を小倉市部に提起した。

於茲小作人は管理會社が爲せる債權譲渡は假想のものにして信託法違反の行爲なることを主張し、之が取扱ひに就ては慎重研究の必要ありとし、同會委員長田原春次氏は態々上京して山梨縣地方に於る取扱實例及組合本部の意圖等を調査研究して會社に對抗せんとしたが、地主側の訴訟提起に對し取敢へず小作調停の申立をなした。

仍て小作人は數回に亘り實地に或は關係人を町役場に召集して事實を精査すると共に互讓解決の得策なる旨を説いたが、地主は過去數箇年間に亘り小作人側の不當の要求に隱忍し來れる反感と、管理會社の設立より地主相互の連絡成り、結束を固め得たるとに依り、一舉小作人の堅壘を粉碎すべしとなし、又小作人側は調停不調も敢て辭せず假想譲渡の違反行爲なる爲め堂々と訴訟手段に訴ふるも敢て不可ならずと主張し、組合大會又はメーデー等を利用して多數組合員を動員して示威運動をなし地主側の氣勢を挫かんとしたが、地主は從來と異り、直接交渉の衝に當らず管理會社が介在する爲め、當初示した一割七分は上は絶對に譲歩せずと稱し、又地主は防衛上自家用食糧米だけは自作生産し置くの要ありとて、小作人に對し自家用生産田の返還を求むべく陸續土地返還要求訴訟の提起をなすに至つた。

終 地 昭和九年八月十八日

争議の概況 昭和八年度の稲作は一般に郡下は豐作にして従つて不作を原因とする小作争議は減少すべく豫想せられて居たが、企救町方面は七、八月に於ける兩度の暴風及病蟲害が発生し、收穫が著しく減少したりとの理由の下に農民組合員一同は關係地主に對し同年度小作料の四割乃至五割減額要求をなした然るに地主は本年度は近來稀なる豐作にて敢て減額の要なしと喜び居たるに四、五割減等不當の要求を爲すは以ての外なりとて一應拒絶したが、昨年末創立せる不動産管理會社長を通じて小倉區裁判所に申請せる證據保全訴訟の結果が、平年に比し約一割七分前後の減收なるべく豫想せられて居る故其の程度なれば要求に應ずべしとの通告を發した。

然るに小作人側は飽迄四、五割減を要求し地主に提案に應じない爲め、地主は遂に小作料並に土地の返還訴訟を提起するに至り事件は愈々悪化を見るに至つた。

一方小作人側は直接又は組合幹部を以て關係地主を訪問し、前記要求をなしたが、地主の拒絶を受けるや、持久戦に入るべく地主の差押に先だち所有小作米を賣却し、(七百餘俵を依當り七圓七十錢にて小倉市、八幡市の米商人に賣捌く)賣上代金を共同保管して機先を制した。仍て地主は管理會社に於て再三會合を催して對策を立てる辯護士を代理人として小作料及土地返還要求の訴訟を提起し徹底的に小作人を脅せんと策し、先づ大部分

(關係田十一町餘)

於茲小作人は、斯くては其の生活の途に(十餘名の小作人は殆んど全部を引上げらる)窮すべきを思ひ、全農縣聯は日農九州同盟及全農福佐聯合會と協定して飽くまで管理會社と抗争すべく決意するに至つた。

斯くて地主側は辯護士に、小作人側は全農縣聯田原氏以下幹部總出にて一絲亂れざる統制を保ち、強硬なる態度を以て臨んで居る爲め交渉は聊かも進捗せず一時殆んど絶望の状態となつたが小作人は度々懇談會を開催し、又は双方に對して此際將來の小作契約條項を規定するの得策なるを説きたる結果、委員會を開催する事七回にして發生以來九箇月に亘る大争議も漸く左記條項によりて圓滿なる解決を見るに至つた。

調停條項

- 第一條 申立人地主は相手方(小作人)に對し別紙目録記載の土地を同日録記載の付口より二割を減額したる小作米にて引續き小作せしむること。
- 第二條 相手方は本件土地に對する小作料を毎年十二月二十日迄に申立人住所にて支拂ふこと。但し止むを得ざる事由により右納期日迄に納入すること能はざる時は速かに其の旨申立人に通告し、遅くとも翌年一月二十日迄に納入すること。
- 但し小作料金納の場合右納期日に於ける小倉市精米同業組合の賣買價格に依り換價したる金員を以て支拂ふこと。
- 第三條 相手方は申立人の承諾なくして本件土地を第三者に轉貸せ

3 一 争 議 平 均 關 係 人 員 並 に 關 係 耕 地 面 積

年 次	地主數	小作人數	平均員數	田	畑	其 他	平均耕地
大正14年	15.0	61.0	76.0	41.5	2.0	0.2	43.7
大正15年	14.0	54.9	69.3	32.8	1.8	0.2	34.8
昭和2年	11.8	44.5	56.3	25.1	2.9	0.8	28.8
昭和3年	10.4	40.3	50.7	23.8	2.0	0.2	26.0
昭和4年	9.7	33.7	43.3	20.2	3.1	0.1	23.4
昭和5年	5.7	23.6	29.3	11.5	4.2	0.4	16.1
昭和6年	6.9	23.7	30.6	14.4	3.0	0.3	17.4
昭和7年	4.9	18.0	22.9	9.3	2.0	0.1	11.4
昭和8年	3.6	12.0	15.6	5.9	1.7	0.2	7.6
昭和9年	4.2	6.3	10.5	7.8	1.1	0.3	9.2

4 小 作 争 議 發 生 原 因 別 割 合 調

種 別	大正15年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年
小作權關係又は小作地引上	1.5	21.1	24.7	28.9	40.4	38.2	44.5	56.9	55.4
風、水、旱病蟲害其他米、麥、其他農產物價格下落	71.1	50.6	47.3	50.6	22.9	34.3	31.0	16.2	21.3
小作料滯納	0.2	1.0	0.6	0.1	11.5	7.0	1.4	0.5	0.7
模 倣	1.8	2.4	3.3	3.9	5.4	5.1	9.2	12.1	10.2
小作料改定期間滿了	2.3	4.7	4.7	2.2	3.2	2.8	—	—	—
小作料高率	—	—	0.6	0.9	1.1	2.3	0.7	0.5	0.4
產米檢查込米獎勵米關係	6.5	9.9	6.4	4.4	4.6	2.8	2.2	2.5	1.7
勞費多く收支不償	0.8	0.9	0.4	0.1	1.5	0.3	0.8	1.4	1.6
小作料値上	1.2	1.5	2.1	0.6	1.3	0.4	0.4	0.4	0.2
小作農薄益生計困難農民組合の決議又は指示	0.4	1.5	2.3	2.1	2.6	1.3	1.7	2.1	2.1
耕地整理關係	0.6	0.6	0.4	0.5	0.4	1.3	0.3	0.1	0.2
小作地賣取要求	—	—	—	—	—	3.6	0.9	1.2	—
契約條項不履行	0.2	0.1	0.1	0.2	0.4	0.1	0.5	0.1	—
調停條項不履行	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3	0.7	0.6	0.5	0.3
小作米の過徴又は小作地面積相違	—	0.6	0.6	0.5	0.8	0.8	0.4	0.2	0.1
小作證書の差入	—	—	0.1	0.9	0.9	0.6	0.8	0.4	0.1
舊地主よりの小作申込を拒絕	—	0.3	0.3	0.6	0.7	0.3	0.7	0.3	0.1
用水費其他負擔過重	—	0.4	0.1	0.5	0.3	0.2	0.5	0.2	0.2
小作地租惡	—	—	—	0.2	0.1	0.2	0.3	0.1	0.3
其 他	0.3	0.6	1.4	0.4	0.1	0.2	—	—	—
計	0.4	0.5	—	—	—	—	—	—	—
其 他	1.3	2.9	4.1	0.9	1.5	1.1	2.7	3.8	3.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
争 議 總 件 數	2,751	2,052	1,866	2,434	2,478	3,419	3,414	4,000	4,458

ざることを。但し相續人又は前賃借人の保證を以て轉賃することを
得べく相手方は之を承諾すること。
右の場合は本調停條項の適用あるものとす。
第四條 本件土地の平年作は別紙目録記載付口の倍額の收量を以て
平年作と看做す。
第五條 前第一條の小作料は所謂豊凶なしにして、凶作の場合と雖
も之を減額せざるものとす。但し天災其他不可抗力に依り前條
平年作より四割以上の減收を來したる時は此の限りにあらず。此
の場合相手方に於て減額の請求を爲さんとすときは刈取十日前
の適當なる時期に其旨申立人に通告し双方立會檢見の上其の額を
協定すること。但し其協定不調の時は福岡縣地方農林技師又は技
手小作調停委員二名小作調停主任官に對し其額の裁定を求め、其
裁定に對しては双方異議なく従ふこと、本條の手續を経ずして相
手方に於て刈取りたる時は減額請求權は拋棄したるものと看做す
又申立人に於て正當の事由なくして相手方より右檢見の請求に應
ぜざるときは減額要求を認容したるものと看做す。
第六條 相手方は稲作期間本件耕作地の二分の一以上に蔬菜を栽培
したる時は小作料の減額を要求し得ざること。
第七條 相手方に於て本調停條項に違背したるときは申立人は何時
にても相手方に對し本件土地の返還を請求することを得。
此の場合相手方は其の請求に應じ即時無條件にて本件土地を申立
人に返還すること。
第八條 本件土地の内道路敷地となりたる分に付ては双方協議の上
坪數に應じ付口を減額すること。

1 小 作 争 議 に 關 する 統 計

年 次	件 數
大正6年	八五
大正7年	二五
大正8年	二六
大正9年	四〇
大正10年	一、六八〇
大正11年	一、五七八
大正12年	一、九一七
大正13年	一、五三二
大正14年	二、一〇六
昭和5年	同
昭和6年	同
昭和7年	同
昭和8年	同
昭和9年	同
昭和10年	同
昭和11年	同
昭和12年	同
昭和13年	同
昭和14年	同
昭和15年	同
昭和16年	同
昭和17年	同
昭和18年	同
昭和19年	同
昭和20年	同
昭和21年	同
昭和22年	同
昭和23年	同
昭和24年	同
昭和25年	同
昭和26年	同
昭和27年	同
昭和28年	同
昭和29年	同
昭和30年	同
昭和31年	同
昭和32年	同
昭和33年	同
昭和34年	同
昭和35年	同
昭和36年	同
昭和37年	同
昭和38年	同
昭和39年	同
昭和40年	同
昭和41年	同
昭和42年	同
昭和43年	同
昭和44年	同
昭和45年	同
昭和46年	同
昭和47年	同
昭和48年	同
昭和49年	同
昭和50年	同
昭和51年	同
昭和52年	同
昭和53年	同
昭和54年	同
昭和55年	同
昭和56年	同
昭和57年	同
昭和58年	同
昭和59年	同
昭和60年	同
昭和61年	同
昭和62年	同
昭和63年	同
昭和64年	同
昭和65年	同
昭和66年	同
昭和67年	同
昭和68年	同
昭和69年	同
昭和70年	同
昭和71年	同
昭和72年	同
昭和73年	同
昭和74年	同
昭和75年	同
昭和76年	同
昭和77年	同
昭和78年	同
昭和79年	同
昭和80年	同
昭和81年	同
昭和82年	同
昭和83年	同
昭和84年	同
昭和85年	同
昭和86年	同
昭和87年	同
昭和88年	同
昭和89年	同
昭和90年	同
昭和91年	同
昭和92年	同
昭和93年	同
昭和94年	同
昭和95年	同
昭和96年	同
昭和97年	同
昭和98年	同
昭和99年	同
昭和100年	同

2 小 作 争 議 地 方 別 分 布 状 況

地 方	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
北海道	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
東北道	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
關東道	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
北陸道	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
東海	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
近畿	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
中國	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
四國	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
九州	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇
全 國	一・一	二・六	三・〇	三・七	四・一	四・五	五・〇	五・五	六・〇

7 土地立入禁止立毛動産差押件數調

年 次	土地立入禁止處分		立毛差押處分		動産差押處分	
	件 數	執行面積	件 數	執行面積	件 數	差押價格
大正12年	1	—	4	—	—	—
同13年	19	—	34	—	—	—
同14年	140	57.59	339	414.34	427	122,701
同15年	131	198.15	445	362.78	559	303,910
昭和2年	209	398.38	149	451.74	157	113,268
同3年	140	264.32	94	137.17	210	外 185點 69,446
同4年	64	174.59	44	69.92	86	54,473
同5年	109	305.78	142	232.37	128	98,357
同6年	61	125.83	30	43.68	47	26,353
同7年	63	127.37	54	244.62	45	13,439
同8年	102	75.42	32	24.45	55	35,022
同9年	34	39.43	20	15.31	48	13,364

8 民事訴訟事件種別件數(司法省民事局)

種 別	昭和4年		昭和5年		昭和6年		昭和7年		昭和8年		昭和9年	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
小作料請求	2,135	70.0	2,046	71.7	1,590	68.3	1,514	61.7	1,670	68.2	1,809	75.2
土地返還請求	453	14.8	380	13.3	269	11.6	372	15.1	375	15.2	264	11.0
小作料並に土地返還請求	260	8.5	257	9.0	229	9.8	405	16.5	209	8.5	244	10.1
小作料換金請求	50	1.7	30	1.0	45	1.9	70	2.9	38	1.6	27	1.1
小作權確認	12	0.4	14	0.5	14	0.7	10	0.4	22	0.9	4	0.2
占有保全	4	0.1	3	0.1	4	0.2	8	0.3	11	0.4	4	0.2
損害賠償	80	2.6	60	2.1	32	1.4	32	1.3	121	4.9	5	0.2
其他	56	1.9	65	2.3	142	6.1	43	1.8	4	0.2	47	2.0
計	3,050	100.0	2,885	100.0	2,325	100.0	2,454	100.0	2,450	100.0	2,404	100.0

9 小作争議結果別調

妥 協	大正14年	昭和元年	同2年	同3年	同4年	同5年	同6年	同7年	同8年	同9年
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
要求貫徹	4.2	3.7	2.7	5.2	5.2	16.6	12.2	14.1	14.1	16.2
要求撤回	1.2	0.7	0.9	1.5	2.6	4.3	2.4	1.8	1.8	2.3
耕地返還	0.5	0.5	0.2	0.1	—	—	—	—	—	—
自然消滅	0.7	0.3	0.4	0.1	0.6	1.0	0.8	1.6	1.6	0.9
未解決	19.7	21.0	29.0	27.5	25.2	28.3	23.8	21.0	21.0	32.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
總件數	2,206	2,751	2,052	1,866	2,434	2,478	3,419	3,414	4,000	4,458

備考 統計中、七、八を除く外の統計は一月十日現在農林省統計を引用したものであるから、今後の情勢如何により多少の増加は免れないと思はれる。

5 小作争議要求別割合調

要 求 別	大正15年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年
一時的な小作料減額	73.1	58.8	54.3	55.1	42.0	47.1	37.1	25.2	25.9
永久的小作料減額	9.2	11.4	7.9	5.6	5.8	4.0	2.8	2.6	2.4
實收分配又は刈分	1.7	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	—
小作料統一又は改定	0.7	1.0	1.0	0.5	1.9	0.9	0.8	0.6	0.3
込米廢止	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.1	0.02
納米の格下又は俵装の改正	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1
小作米貸與	0.8	0.1	0.3	0.5	0.4	0.1	0.3	0.1	—
過納米の返還	—	—	—	0.3	0.3	0.1	0.3	0.2	0.3
小作米納入延期並に分割支拂	—	—	—	—	0.1	1.4	4.0	4.3	5.3
獎勵米増加	0.3	0.4	0.3	0.9	1.2	0.1	0.5	1.2	1.4
小作料値上反對	0.4	1.5	2.2	2.1	2.1	1.2	1.7	1.8	2.1
小作契約繼續	7.5	16.7	21.2	25.6	34.9	31.7	40.0	52.4	50.3
小作權又は永小作權の確認	1.7	1.0	0.7	1.6	2.3	3.0	1.9	1.2	0.7
小作權又は永小作權の賠償	2.2	2.6	2.6	1.9	2.3	3.4	3.0	3.0	2.9
換地交附	—	0.2	0.3	0.2	0.4	0.3	0.4	0.5	0.3
小作地買受	—	0.9	0.8	0.5	0.8	0.7	0.6	0.9	1.0
小作料改訂期間延長	—	—	0.6	0.8	0.7	2.1	0.6	0.4	0.3
肥料代及び耕作費の賠償	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.5	0.5	0.4
契約又は調停條項の履行	—	—	—	0.5	0.7	0.5	0.2	0.1	0.1
舊地主より小作申込	—	—	—	—	—	—	0.9	0.025	0.8
其他	1.7	4.3	7.0	3.1	2.4	1.9	4.0	4.3	5.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
争議總件數	2,751	2,052	1,866	2,434	2,478	2,419	3,414	4,000	4,458

6 土地返還争議調

年 次	件 數	争議件數に對する割合	年 次	件 數	争議件數に對する割合
大正13年	25	1.6	昭和5年	1,002	40.4
同14年	172	7.8	同6年	1,307	38.2
同15年	316	11.5	同7年	1,520	44.5
昭和2年	432	21.1	同8年	2,275	56.9
同3年	461	24.7	同9年	2,467	55.4
同4年	704	28.9			

この方針は従来から各地で採られて居た方針で昭和九年度に於ける特異性とは考へられないが、特にこの方針が各地で積極的に取扱はれたと云ふ事に於ては劃期的であつたと云へる。

即ち福岡縣の如きは早害地帯に對し小作問題懇談會を開催せしめ、關係市町村長、勸業主任、小作調停委員等を召集して減額問題につき協議策を講ぜしめたるが如き、又熊本縣でも農會其他の活動によりて減免委員會を組織せしめて爭議防止對策を講じたるが如きこの例であらう。

而してこの種の方法は昭和九年度に於ては風水害地たる中國地方、早害地たる九州、四國各地に於て行はれた様であつた。關係當事者の自發的活動を促進する事により爭議を防止せんとしたるもの

關係當局の關與程度に於てその濃度の最も薄く、或意味に於て東北諸地方と對蹠的方針と見らるゝものに、標記の方針が擧げられる。

而して、この方針は地主も自覺し、また小作人も相當自覺して居る地方に於て多く見られて居り、現に昭和九年度の如きも大阪、兵庫、徳島等の諸縣ではこの種方針の下に爭議の防止が畫策された様である。即ち大阪府下の如きは毎年輪番にて地主、小作人總代が選舉されて居る爲めこの兩總代を活用する事によりて、また兵庫縣の如きは協議組合に於て小作料減免決定の機能が設けられてあるから、その機能の活動によりて、また徳島

縣の如きも自治的協調團體の積極的活動を指示して居るが如きその例であらう。

即ち以上の如く小作爭議の防止方針は地方によつて幾分差異は認められるが近畿其他の三、四縣を除いては各地共に其の關係當事者が著しく積極的態度を以て爭議防止手段を講ずる様になつた事は、昭和九年度に於ける新傾向と見らるべきことであらう。

三

然らば次に昭和九年度に於ては小作爭議防止の爲めに如何なる手段が講ぜられたであらうか。先づこれが對策を類別すれば次の如き諸事項が擧げ得られる。

爭議防止或は小作料減免委員會の設置

爭議防止對策として各府縣が採つた對策中特に注目されるべきものは曩に少しく述べた如く、各府縣當局者が積極的に爭議防止對策に乗出した事であるが、この中昭和九年度の特殊的傾向として刮目されるべきことは、各地に於ける爭議防止の爲めの各種委員會の設置であらう。

即ちこの種委員會は縣により又地方によつてその名稱は一定しないが、部落又は地方的に地主、小作兩代表者及び中間的立場にある人を選出して委員會を構成し、該委員會に於て大體減免額基準を協定し、これによつて一定減免をなさしめ、以て争

議を未然に防止せんとする方法であつて、香川縣に於ける風水害調査委員會、熊本縣の小作料減免委員會の如きはその例である。

毛見、檢見、坪刈による減收の測定

この方法は従来より各地に(於て)行はれて居たが、従来は小作人側が小作料減免手段として地主に申出でた場合、地主が之に應じて技術員其他に依頼して此種手段に出づるものが最も多かつたのである。然るに昭和九年度に於ては縣當局或は市町村自治團體、協調組合等が積極的に標記の方法によりて減收歩合を測定し、以て減免額を決定したもので、従来とは異つた態度から、又本手段が普遍化された事に於ても九年度に於ける特殊的傾向と考へられるのである。

減免率基準の提示

従来ともかうした基準を制定し、以て爭議緩和の方策となした事は絶無とは云へないが、かうした基準を公表し以て凶作時に於ける爭議防止の一策とする様になつたのは今回が初めての様である(山形縣参照)。

四

以上昭和九年度に於ける小作料減免爭議防止方針並に防止手段の概略を記述したが、さて次に各地に於ける小作料減免状況を窺ふと、左記各縣の實状にも見らるゝ如く、各地方によりま

ちくとなつて居るが、大體に於て一、二割の減收(時)より減額が開始され、七、八割減收を以て小作料の免除がなされて居るやうである。

又減免に關する一般的傾向としては、昭和九年度は殊に凶作甚しき所以を以て一般的に減免追加の方法を採用した地方もあり(大阪)、また従来桑園地等の減額を認めて居なかつた地方にその減額を認める様になつた事例もある(島根)等減免に關しては各地とも地主も相當積極的であつた様である。而して減額率について一般的の傾向を見ると、大中地主に於ては比較的減額率は多かつたのであるが、小地主は減額について交渉纏らざることも多く、減額率も低かつた様であり、而もこれを地域的に見ると農民組合の勢力強き地方に於ては減額率高きも、小作人の勢力弱き地方に於ては小作料の減額率尠く、その要求も認められなかつた地方もあつた(靜岡)様である。

今參考の爲め各地に於ける爭議防止對策、小作料減免状況を掲げて見よう。

五 各地に於ける爭議防止對策と小作料減免状況

昭和九年度に於ける爭議防止對策

山形縣 昭和九年度は近來未曾有の冷害を蒙り稻作の減收甚しからん事を豫想し、小作人側では稻毛刈取前に豫め作柄調査

を行ひ、又は地主に對し檢見を求め小作料減免要求の準備をなし、又地主側にも進んで作柄の坪刈調査を行ふ等、小作料減免に關しては地主、小作人双方共に積極的に其の實狀を調査した。又縣當局に於ても該争議の頻發せん事を憂ひ左の如き小作争議防止に關する通達をなすと共に、減收程度に應じ小作料減免の基準と其の算出方法を考案し、各市町村長に通牒した。

小作事件防止に關する通牒

昭和九年十一月二十四日 山形縣内務部長

本年度の冷害に因る稻作減收に伴ふ小作料輕減問題に付ては九月十日付通牒に基き各地主、小作人兩者の協同的工作を以て善處有之事と存候。然るに一面地主、小作人間の情勢は持續の狀態を以て今日に及び小作料納入期の切迫せる昨今各地に於ける小作料減免に關し具體化するものに在りては小作人に於て不適當なる言動に出でんとするものあり、又は小作組合等に於て妥當ならざる決議をなし團體的大衆行動を以て要求貫徹を期せんとし寄々協議しつゝありて事態は種かならざるが如し。されば小作料の減免協定の場合に於ては左記の如き減免方法を一般に周知せしめ、以て協定の適正を期し不理解なる地主に對しては自覺を促し不適當なる小作人の言動を戒め飽迄兩者互尊協同の精神に基き事を平穩裡に處理せしめ小作事件防止に一段の配慮有之度爲念及通牒候也

小作料減免方法

一、減收率に小作料の分配率と減收に對する地主の負擔率の和を乗じ減免率を算出すること。

$$.30 + (40 + 57) = 291$$

岩手縣 減免問題の紛糾せん事を憂ひ、農會、村當局、其他自治關係有力者が積極的に乗出し、小作料減額率を協定して争議を未然に防止すべく努力した。

石川縣 從來不作減收の爲め小作料減免を要求する場合刈取前に檢見を行ふものが少なかつたが、近時小作人が地主に作柄の檢見を要求するもの漸く増加の傾向を示すに至つた。

關東縣 減免決定に對する新傾向と見らるべきものはないが、昭和九年度に於ては縣令によつて穀物檢査規則の改正があり、其の趣旨が地主、小作双方に徹底せざる爲め、小作人が檢査合格米を地主に強要せられ、一方小作人側よりは從來の小作米の一部なる差米、法米等の(二升乃至三升)撤廢を地主に要求するもの多く、この種の紛糾は相當數に上つた。

山梨縣 主として町村農會又は縣農會又は縣農務課の指導員が直接坪刈を爲し、其等を基礎として調停上適用して居るが、北巨摩郡中田村の小作争議の場合には小作官は調停委員(農會長)を從へ直接争議田の坪刈を行ひ、調停委員會を組織して圓滿に調停成立を見た例もある。

尙昭和九年度に於て小作官の作成せる小作料減免率算定方法は左の如くである。

小作料減免率算定方法

小作料の分配率に減收に對する地主の負擔率を加へたる數を減收

二、減收に對する地主の負擔率は小作料減免開始のとき即ち減收一割の場合の最低負擔を小作料の分配率と同一割合とし減收七割以上の場合は小作料を全免するものとし減收増加に伴ふ地主負擔增加率は減收一割毎に最低負擔より全免迄の差額の七分の一以内宛を増加すること。

即ち算式

$$\text{減免率} = \left[\frac{\text{分配率} + (\text{平均負擔率} + (\text{減收率} - \text{最低負擔率}))}{\text{分配率} + \text{最低負擔率}} \right] \times \text{減收率}$$

例ば稻作の減收三割なる場合に當該田地の小作料の分配率四割なるときは減收に對する地主の負擔率は五割七分となり分配率と地主負擔率の和九七を減收率三割に乗ずれば小作料の減免率は二割九分となる。

此の計算方法は

$$30 \times \left[40 + \left\{ 40 + (30 - 10) \times \frac{100 - 40}{7} \right\} \right] = 291$$

更に計算方法を部分的に説明せば

$$\begin{aligned} \text{(一) 減收増加に伴ふ地主の負擔增加率は} \\ (\text{減收率} - \text{最低負擔率}) \times \frac{\text{全免} - \text{最低負擔率}}{\text{小作料全免減收率}} = \text{負擔增加率} \end{aligned}$$

$$. (30 - 10) \times \frac{100 - 40}{70} = 171$$

(二) 減收に對する地主の負擔率は

$$\text{最低負擔率} + \text{負擔增加率} = \text{地主負擔率}$$

$. 40 + 171 = 571$

$$\text{減免率} = \left(\frac{\text{分配率} + \text{地主負擔率}}{\text{分配率} + \text{最低負擔率}} \right) \times \text{減收率}$$

率に乘じ減免を算出すること

即ち

$$\text{減免率} = \left(\frac{.30 + 571}{.40 + 171} \right) \times \text{減收率} \text{となる}$$

茲に分配率と云ふのは既往に於ける五箇年間の實納小作料の平均が既往五箇年間に於ける平均收穫量に對する割合を云ふ(何れも反當)

例へば玄米一石二斗が五箇年間平均反當實納小作料とし同五箇年間の該土地に於ける反當平均收穫量が玄米二石八斗とせば分配率は四割二分となる次に地主の負擔率と云ふのは減收に對して地主が幾何の負擔をなせば良いかと云ふことであつて其の最低は前に述べた小作料の分配率と同一額となる。而して減收一割より小作料の減免を開始し七割以上減收の場合には小作料を全免するものとし減收一割を増す毎に地主の負擔を最低負擔率より全免に至る迄の割合の七分の一以内宛を増加すること

而して地主の右に述べた負擔率(負擔率增加率)は小作料の分配率の高き程又減收率の高き程大となる

即ち地主の負擔率は

$$\text{負擔率} = \text{分配率} + (\text{減收率} - 10) \times \frac{100 - \text{分配率}}{70} \text{となる}$$

以下例を擧げて減收に伴ふ減免率を説明すれば次の如し。

稻作の減收三割なる場合に該田地の小作料の分配率四割となるときは式により地主の負擔率は五割七分となる。

之に分配率を加へれば其の和は九七となる。之に減收率三割を乗ずれば減收率は二割九分となるのである。

即ち

減收率×(分配率+地主負擔率)=減免率

30×(40+57)=2910即ち2割91強

減收に對する地主の負擔率は

最低負擔率(分配率)+負擔增加率=地主負擔率……(3)
40+17=57

然らば17と云ふのはどこから出たかと云へば

(減收率-減免開始減收率)× $\frac{\text{全免一最低負擔率(分配率)}}{\text{小作料全免の減收率……(4)}}$

=地主の負擔增加率

即ち (30-10)× $\frac{100-40}{70}$ =17

以上の算式を一括すれば次の如し

減免率=減收率× $\left\{ \frac{\text{分配率}+\text{地主負擔率}}{\text{全免一最低負擔率(分配率)}} \right\}$

× $\left\{ \frac{\text{全免一分配率}}{\text{全免減收率}} \right\}$ ………(5)

之を前例に當れば

30× $\left\{ 40+\frac{40+(30-10)×\frac{100-40}{70}}{70} \right\}$ =2,911

大阪府 小作料減免に關する當事者の折衝は、從來より地主は地主總代を以て、小作人は其區域内(主として字内)より毎年輪番にて小作人總代を選出して兩總代間に於て行はれるを普通とし、交渉が斷絶するに至りて地方有志(多くは先づ區長)が介在して仲裁するを例とし、小作問題の解決は區長の年中行事たるかの觀がある。而して一度調停法に於て解決せるものにあつては調停條項に

兵庫縣 小作料減免決定方法は從來と特に異らず、即ち既設の協調組合(組合が小作料減免を決定する機能を設くるもの)に於ては従前通り委員によりて立毛檢見の上小作料減免の決定をなして居る。

鳥根縣 (イ)本縣に於ては各種災害により減收あるべきを豫想して、紛議の發生を懼れ、豫め縣下町村長、警察署長に通牒を發し、其情勢報告を求め其の情勢の切迫せるものに對しては互讓を勸めて應急處置を取つた。

(ロ)從來桑園小作料の減額慣行はなかつたが昨年度に於て之が減額を特に認めたもの數箇町村を數へた。

香川縣 縣下に於ける早魃に因る減收見込額は前五箇年平均收獲高に對し一割六分の減收となり、九月二十一日の暴風雨の爲め更に一割四分の減收増加となるに至つた。仍て縣當局では小作料減免の件に關する問題の發生を憂ひ、別記の如く市町村長に對して風水旱害調査(調停)委員會の組織をなさしむる事と定申出ありたるもの(十件)に對しては出張檢見の上裁定をなさしめた。

尙小作料減免に關する新傾向としては大、中地主は一般に相當積極的に大量減額をなしたが、小地主は免引には強硬に反對する傾向が見受けられた。

風水旱害に對する懸當局通牒

上記の算式に依り算出したる減免率一覽表

分配率	5割	4割5分	4割	3割5分	3割
0.100	1.00	0.90	0.80	0.70	0.60
0.150	1.55	1.41	1.28	1.03	0.97
0.200	2.14	1.96	1.78	1.58	1.40
0.250	2.78	2.55	2.35	2.10	1.88
0.300	3.42	3.18	2.94	2.64	2.40
0.350	4.13	3.85	3.61	3.26	2.98
0.400	4.84	4.57	4.36	3.92	3.60
0.450	5.63	5.31	5.04	4.59	4.28
0.500	6.40	6.10	5.80	5.30	5.00
0.550	7.16	6.83	6.66	6.11	5.78
0.600	8.10	7.80	7.50	6.90	6.60
0.650	9.04	8.71	8.45	7.80	7.68
0.700	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

は其年度の小作料問題の解決に止めず、當該土地の收量小作料其他の事情を參酌し、舊來の小作料を改訂減額して適正ならしめ、更に不作減免の場合の減免基準となるべき平年作及不作程度に對する減免率並に收量査定の方法等苟くも當事者の爭議となるべき事項を網羅して之が決定の方法を規定せる貸借契約を定める爲め爾後問題の發生せる場合に於ても概ね解決も容易である。仍てかゝる貸借契約の存在する地方に於ては、九年度の如き大被害に當りても概ね該契約によりて減免額の決定を見たが、時に紛糾事件が累積し、又緻密なる調査を要する場合に於ては鑑定人をして鑑定しむる方法をも採用した。

昭和九年十月二日

香川縣内務部長

各市町村長殿 小作爭議に關する件

本年の稻作は明治二十七年以來稀に見る早魃にて被害面積廣大に亘り居りたる處九月二十一日の暴風雨の爲更に被害増大して小作爭議發生の惧有之貴下に於ても夫々御配慮の事と存候得共此の際一層御考慮の上適當の對策を講ぜられ度若し問題發生の場合は當事者間に於ける自治的解決を理想とするも面積廣大にして關係者多數となりたる町村にありては別紙記載の風水旱害調査委員會を組織し専ら解決の衝に當らしめ尙小作官とも充分連絡協議を遂げ萬遺憾なき様最善の御努力相成度此段及依命通牒候也

(一)調停方法

- 一 調査區域 市町村又は部落
- 二 主裁者 市町村長又は同農會長
- 三 調査委員 市町村吏員、農會技術員、小作調停委員其他地主小作人中立等適當の者
- 四 調査項目 地番地目段別、地主小作人氏名、反當小作料減收歩合反當收量(檢見又は坪刈にて定む)水利費及揚水機

費負擔の状況

五 調停の時期 立毛場取十五日間

(二) 解決方法

- 一 地方の慣行に基き慎重に被害状況を斟酌し水利費負擔問題等を考慮するは勿論地主小作人双方の意見をも聴取し減額歩合を決定するものとす
- 二 右決定は主裁者に於て適當に處理すべきも當事者が不承認の見込なるときは小作官に協議の上善處すること

(三) 注意事項

- 一 調査 上 小作人より立毛刈取十五日前申出せしむること
市町村としては右申出の有無に不拘調査を爲すこと
- 二 減額決定上 小作人の勤怠状況、水利費其他經費負擔の状況を特に考慮し農業の進歩發達を阻害せざる様公平なる分配を期すること
- 三 書類 一件書類は保存すること
尙本委員会を組織すると否とは各市町村の事情に依り隨意とすべきも從來此の種の調査を爲さず資料なき爲後日に至り調停の解決を不能又は困難ならしめたる實例有之に付此の點御留意のこと
以上

徳島縣 九年度稻作被害は縣下を通じて相當額に上り出來秋に於ける契約小作料減免要求交渉は延いては檢見減免争議にも

分け、藁は小作人の所得とすることにより解決せる事例も見られる。

福岡縣 本縣に於ては從來不作の場合は地主側の獨裁に依り決定したのであるが、昭和九年度稻作稀有の早害に依り小作争議激發の情勢を見るに至つた爲め、縣當局に於ては早害地方七箇所に於て關係郡市町村農會長、同技術員、市町村長、同勸業主任、小作調停委員を召集して小作問題懇談會を開催して其活動を促し、地主、小作人の融和協調に努むると同時に一方農業委員會の設立普及に努め立毛の檢見を勵行して不作の程度と小作料減免額を協定せしめる等極力小作争議未然防止に努めたる結果、豫期の如き紛糾もなく經過したのであつた。

尙農業委員會又は檢見委員會の構成は地方に依り多少の相異はあるが、地主小作人双方より自作農又は町村農會幹事或は技術員等を加へて、被害各田區を一々檢見して不作程度を協定し、然る上不作程度に依つて小作料減免額を決定した。

而して農民組合其他の介在に依り決定困難なる場合は小作官が出張檢見して之れが裁定をなした。
熊本縣 争議發生の虞ある地方に對しては、縣當局より村又は大字單位の小作料減免委員會の設置を懇請し、豫め立毛の檢見をなさしめ、又別に縣技術員、郡町村農會技術員に依頼して同様收量の見取をなさしめた。

昭和九年度に於ける小作料減免状況

及ぶべきは必然の勢と見らるゝに及び、知事は特に檢見協調に關する通牒を發し、以て自治的協調團體の發動を促した爲め、縣下町村當局、郡市農會、町村農會、町村農事實行組合幹部、警察官、地主、小作人協調組合及之に類する臨時檢見組合等の積極的活動となり、或は地主小作人相互間に協定出來ざるものにつき立毛檢見をなして協調斡旋をなし、尙進んでは代表地の坪刈實收査定を行ふ等極力自治的解決に努力した爲め、大體に於て解決を見た。

乍併小作人の生活維持を脅威するが如き地主の要求に對しては小作人個人、或は相互協力に依り對抗し、遂には依法調停申立をなし、小作官の斡旋を希望するもの簇出の傾向を誘致せしめた。
又小作料減免に關する争議は小作料永久減要求による減免額の僅少なると、且つ小作料を固定せしめ結局自己に不利なる等の爲め、最近に於ては種々の名目による小作料一時減要求を年々繰返し、永久減免以上の効果を收むる方策を取り來る爲め、之等の檢見減免要求争議防遏の意味にて、不可抗力による減收につき檢見減免を受けんとする場合には地主五分五厘、小作人四分五厘又は地主、小作人五分五分の刈分をなすべく協定をした事例がある。

また那賀郡羽ノ浦町大字岩脇の九年度争議に於ては將來小作人に於て檢見減免を受けんとする場合は地主、小作人折半に刈

山形縣 (イ) 減免一般状況 縣下百三十二箇町村 (總數二百二十八) の回答に付調査したるに、昭和九年度の農作物減收程度は普通田四割七分、畑四割一分で小作料減免歩合は田三割一分、畑二割八分減である。

今これが統計を掲ぐると前頁表の如くである。

(ロ) 減免協定の地方的事例 (1) 飽海郡北平田村の事例 飽海郡北平田村に於ては九年十二月六、七の兩日に亘り同村々長の主催で公會堂に於て關係地主四十五名、小作人側代表十一名出席の上、九年度小作料減免に就き協議を重ねたる結果左の如き協定を見た。

減免率

- 收量 一石八斗より二石一斗迄は三割減
- 同 一石二斗より一石七斗九升迄は五割減
- 同 九斗より一石一斗迄は六割減
- 同 九斗以下は全免

(2) 西村山郡谷地町の事例 西村山郡谷地町の地主を以て組織せる泰平講に於ては十一月八日役場に二十三名の地主が會合し、九年度小作料減免に就き協議した結果、最低減を左の如く實行する事の申合せをした。

- 收量 六俵より五俵迄 一割五分減
- 同 五俵より四俵迄 二割五分減
- 同 四俵より三俵迄 五割減

213 況狀免減料作小と策對止防議争るけに時作凶

同 三俵以下 七割減又は全免
 (3) 飽海郡農事協會の事例 飽海郡内の地主を以て組織する飽海郡農事協會に於ては十一月二日酒田市に於て主なる地主四十名會合し、九年度小作料減免程度に就き協議し、從來實施し來れる減免方法の外に特に九年度の凶作に鑑み左の如き協定をなした。

- (イ) 反當六斗以下の收穫地は小作料全免
- (ロ) 上作地でも契約小作料の一割引、九割作地は一割五分引とし、この中間作地は一割——一割五分を割引すること。
- (ハ) 九割作以下は從來の方法に依る減免率に更に五分加へたる率を減免すること

從來の小作料減免率算出方法は

$$\frac{\text{小作料} \times \frac{\text{反當平均收量} - \text{石以下}}{\text{反當平均收量} - \text{石以下}}}{\text{小作料} \times \frac{\text{反當平均收量} - \text{石以下}}{\text{反當平均收量} - \text{石以下}}}$$
 七割以下の場合に於て小作料の減免を開始し、反當收量六斗の場合に小作料を全免する方法である。

岩手縣 九年度凶作に對し關係當事者の採りたるもの、内數例を掲げると左の如くである。
 (イ) 岩手郡太田村地主佐々木氏外三十餘名(地租三十圓以上納税者)は十月十日同村幸郷産業組合事務所會合して左の如き申合せをした。

平年作より二割以上の減收のものに對しては地主小作人協定の上小作料を割引すること。
 (ロ) 膽澤郡農會にありては十月三、四、五の三日間水澤町公

小作料減免歩合(小作料反當石の場合)

作柄	減免歩合	反當平均收量 2石5斗の場合			同上 2石の場合		
		總收量	地主所得	小作者所得	總收量	地主所得	小作者所得
8分以上	0	石以下 2,000	1,000	1,500	石以下 2,000	1,000	1,000
8分以下 7分	0.20	2,000	800	1,200	1,600	800	800
7分以下 6分	0.35	1,750	650	1,100	1,400	650	750
6分以下 5分	0.50	1,500	500	1,000	1,200	500	700
5分以下 4分	0.65	1,250	350	900	1,000	350	600
4分以下 3分	0.75	1,000	250	750	800	250	550
3分以下 2分	0.85	750	150	600	600	150	450
2分以下	1.00	500	0	500	400	0	400

當局に於て十月十日地主、小作人を招き、村助役、農會役員、區長、自作農、小作農各一人が現地巡視を爲した結果、同村に於ける小作料を左の如く決定した。

收穫皆無地 地主と小作人とが議を折半

會堂、金ヶ崎町役場、前澤町公會堂に附近地主を召集して凶作時に於ける小作關係につき協議したが、(1) 小作料に就いて食料補給に就て、(2) 小作人指導に就て、(3) 次年度肥料充實に就て(内小作料に就ては鈴木農會長より上表の如き案を示した(ハ) 氣仙郡立根にあつては村

郡市名	地目	小作料輕減程度			農作物減收程度		
		最高	普通	最低	最高	普通	最低
山形市	田畑	30	15	10	30	20	10
	田畑	—	10	—	—	20	—
鶴岡市	田畑	37	17	4	55	25	7
	田畑	27	7	3	35	15	6
酒田市	田畑	40	20	20	42	30	15
	田畑	20	5	1	45	35	21
南村山郡	田畑	50	30	5	60	47	10
	田畑	60	26	5	40	35	5
東村山郡	田畑	63	21	5	80	44	10
	田畑	50	21	5	70	42	10
西村山郡	田畑	70	36	10	80	53	14
	田畑	40	29	5	70	48	8
北村山郡	田畑	100	47	10	100	65	25
	田畑	70	39	10	80	48	20
最上郡	田畑	100	50	20	100	73	35
	田畑	70	46	18	80	71	35
南置賜郡	田畑	88	41	20	82	53	36
	田畑	80	53	10	70	46	20
東置賜郡	田畑	50	16	10	80	46	20
	田畑	48	27	10	70	33	10
西置賜郡	田畑	80	43	20	100	65	25
	田畑	50	37	10	70	45	14
東田川郡	田畑	65	31	10	74	48	20
	田畑	40	28	8	70	47	13
西田川郡	田畑	62	28	5	80	44	10
	田畑	50	28	5	60	44	9
飽海郡	田畑	60	36	13	70	42	14
	田畑	50	30	10	70	47	10
縣平均	田畑	80	31	10	100	47	15
	田畑	50	28	5	70	41	10

二分作地 従来四俵(一俵は五斗)納穀のものは四斗三俵のものは三斗
三分作地 従来四俵のものは六斗、三俵のものは四斗五升
五分作地 従来四俵のものは一石、三俵のものは七斗五升
(三)稗貫郡新堀村に於ては九月三十日同村小學校に於て小作關係に就き協議會を開催(參會者農會評議員、農家組合長、産業督勵委員)して左の如き決定をなした。

- 1 減收高の半額は地主負擔(同地減收は平年に比し三割五分減)
- 2 收穫皆無地は現場に地主を立會しめ農會に於て區長或は有力者を調査委員又は協定委員に指定し可成圓滿なる解決を圖ること

石川縣 不作の程度は平年作に比し普通三割以上減收の場合に小作料減額を要求するを常として居るが、地方によりて二割以上減收の場合に於ても減免要求をなして居るものもある。而して小作料減免に關する基準は今の處一定のものなく、双方譲歩の上一致點を見出して減免額を決定して居る。

福井縣 不作の程度 小作料減免 減免額
 五割以上七割未満 要求歩合 五割乃至六割 二割五分乃至三割
 三割以上五割未満 三割乃至五割 一割五分乃至三割
 一割以上三割未満 一割乃至三割 一割乃至一割七分
 關東縣 不作の程度は二割内外にして、その減額歩合は一割五分乃至二割五分であつた。又小作人側が積極的に減免を要求せるものに就ては主張貫徹に近きものが多かつたが、就中小作

北河内郡交野村郡津調停條項の一部

六、毛見に依る協定及小作官又は其の指定する者の決定する收穫高が
 甲、反當り小作料一石三斗以上の田に付ては該賃料の倍額
 乙、反當り小作料一石二斗以上一石三斗未満の田に付ては該賃料の倍額に一斗を加へたる額(但二石六斗を超過するものは二石六斗とす)
 丙、反當り小作料一石以上一石二斗未満の田に付ては該賃料の倍額に二斗を加へたる額(但二石五斗を超過するものは二石五斗とす)
 丁、反當り小作料一石未満の田に付ては該賃料の倍額に三斗を加へたる額(但二石二斗を超過するものは二石二斗とす)を以て平年作と爲し之に達したるときは賃料は減免せず。夫に達せざる場合に其不足額が右平年作の(イ)一割未満のときは不足額の五割を(ロ)一割以上二割未満のときは不足額の五割五分を(ハ)二割以上三割未満のときは不足額の六割を(ニ)三割以上四割未満のときは不足額の六割五分を(ホ)四割以上五割未満のときは不足額の七割を(ヘ)五割を超過するときは不足額の七割五分を約定小作料より減免するものとす。但し前記の計算により減免すべき額が賃料以上に達するときは雖も賃貸人より何等補償を爲さざるものとす。
 京都府 昭和九年度にありては風水害の爲め何れの町村に於ても多少とも減免ありたるものと推測されるが、爭議化せざる地方は其の歩合を知ることが困難である。而して内爭議化せる九十九件についてその状況を見ると概要

人の勢力弱き地方に於ては小作料減額をなさずして了ることもまれではなかつた。

山梨縣 昭和九年度に於ける水稻の風水、旱害等に依る被害面積は七割以上減收のもの七十五町九反餘歩、五割以上は百十三町歩、三割以上は千五百六十九町歩餘、三割未満一萬百三十七町歩、計一萬一千八百九十六町餘歩に達し、減收量は五萬三千四百九十四石餘、此見積金額は百九萬圓内外であつた。(山梨縣總面積一萬八千町歩に比すれば其約六割八分に當る)

而して地主もこの天災地變には大いに小作人に同情して従來定免制度を採りたるものも一俵に就き五十錢乃至六十錢の見舞金を出し、協定せるものが多かつた。又不作の程度に應じて最高五割、最低二割位を以て地方有志者又は調停委員の調停に依り協定せるものが多かつた。

又本縣特産物たる葡萄の果實を始め、樹の被害も相當面積に達し、前者に於ては其の被害面積六〇〇町歩見積被害額は五十五萬七千圓に上り、栽培面積も八四〇町に比すれば約七割強に當つて居る有様である。而して是等も各々その被害程度に依り夫々最高七割最低三割位の減免率を以て協定せるものが多い。

大阪府 昭和九年度に於ては不作程度が深刻なりし爲め、減免追加の方法を採ると共に、特殊的には平年作の基準に變更を加へた場合もある。これが一例を示すと次の如くである。

左の如くである。

減免歩合	爭議件數	減免歩合	爭議件數
〇—一割	二三件	三割—五割	一二件
一割—二割	二九件	五割以上	二件
二割—三割	二三件	未解決及不明	一〇件

即ち右の如く其の減免歩合は區々であるが、一割より二割減のもの最も多く二九件で、一割迄及び二割より三割のもの之に次いで各二三件を算して居る。

尙爭議化せざる地方に於て減免せるものは一割乃至二割減迄のもの最も多しと思はれるが、之を減收歩合に比較して見ると減免歩合の方が遙に大なる様である。

尙參考の爲め郡市別に昭和九年度の米作反別收穫高、反當收量、前五箇年平均反當收量の増減割合を示すと次頁上段表の如くである。

兵庫縣 概して平年作を基準とし、減收額と略同率の割合の減免をなしたと認められる。即ち播磨、淡路地方にあつては小作料一割乃至二割減多く、攝陽地方にあつては三割乃至四割減のものが多い。

今參考の爲め最近五箇年平均米收穫高に對する昭和九年度收穫減收歩合を郡市別に掲ぐると次頁下段表の如くである。

徳島縣 縣下九年度米作付反別二萬七千五百二十三町歩に對し收穫高は四十二萬六千九百九十二石で前五箇年平均收穫高に比

尙九年度に於ては本縣米作地帯では二割以上收穫皆無に至る間其の程度は大小の差があるとは云へ何れも相當大なる被害があり、之に對して小作料減免歩合は一割五分乃至五割で平均二割五分減となつた。また普通畑に於ては被害の程度はまち／＼であるが、短期作物栽培生産物價格變動等の理由に依つて減免は比較的僅少で、大體一割乃至二割減平均一割五分減であり、桑園に於ては、春秋蠶繭價の低落と下期蠶兒、及び桑葉の被害等甚大なりし關係上、穀納小作料地(面積約一千町歩)は二割乃至

減收歩合	減免歩合	減收歩合	減免歩合
二割	一割五分	五割二分	五割九分
二割八分	二割五分	六割	七割
三割六分	三割八分	六割八分	八割七分
四割四分	五割		

し二割三分七厘の減收を見た。而して其の減免基準は縣下各地夫々の慣行により或は地主、小作相互の社會的、經濟的關係により一率には定め難いが、縣下を通じて反當平均年作二石五斗に對し、二石二斗を限界收量とし、反當收量二石二斗以下の場合には其減收歩合に應じて夫減免歩合を算出し反當收量七斗を最低限界收量とし、この限界收量以下の場合には小作人の全所得即ち小作料全免とするを以て大體の基準とした。即ち減收歩合との關係を見ると大體左の如くである。

收穫豫想高	減額率	收穫豫想高	減額率
二石二斗以上	引なし	一石二斗以上	五割引
二石以上	一割引	一石以上	六割引
一石八斗以上	二割引	八斗以上	七割引
一石六斗以上	三割引	六斗以上	八割引
一石四斗以上	四割引	六斗未満	全免

三割減となり、金納小作料地(面積約二千町歩)に於ては五割乃至六割減となり、農村宅地は大體二割乃至三割減であつた。香川縣 小作料減免歩合は各郡町村によりて一定しないが、大體に於ては左表の率となつて居る。

島根縣 昭和九年度作柄は反當平年に比し一俵減で昭和八年に比して二俵減となつて居る。其の結果として小作料減額歩合は多きは四割、少なきは八分平均一割減と推察される。但し水害著しき場所に於ては全免或は高率の減額歩合となつて居る。尙縣下の米收穫高並に減收率を年次的に見ると次頁上表の如く、大體平年作と見らるる昭和七年に比し昭和九年度は五分二厘餘、豐年であつた八年に比しては一割五分四厘の減額となつて居るが、特に出雲郡に於ては其の減收著しく、従つて問題も出

郡市名	作付反別	收穫高	反當收量	前5箇年平均反當收量	同上に對する増減割合
京都市	33,304	61,300	1.841	2.365	△ 22
愛宕郡	5,498	8,406	1.529	1.673	△ 9
葛野郡	576	1,012	1.756	2.115	△ 17
乙訓郡	19,219	37,824	1.968	2.368	△ 17
宇治郡	2,075	3,846	1.852	2.335	△ 23
久世郡	17,080	35,690	2.090	2.421	△ 14
綴喜郡	28,841	61,480	2.132	2.358	△ 10
相樂郡	30,443	67,217	2.208	2.197	0.5
南桑田郡	36,354	89,811	2.470	2.244	10
北桑田郡	16,329	26,589	1.628	1.723	△ 6
船井郡	46,411	93,672	2.018	1.969	2
天田郡	29,395	60,383	2.054	2.044	0.5
何鹿郡	26,733	53,694	2.009	1.991	0.9
加佐郡	25,045	44,439	1.774	1.730	3
奥郡	29,925	57,929	1.930	1.976	△ 2
中郡	17,083	34,040	1.993	1.933	—
竹野郡	16,752	33,577	2.004	2.060	△ 3
熊野郡	12,588	20,032	1.591	1.683	△ 6
計	395,651	790,947	2.009	2.092	△ 4

備考 △印=減收歩合

郡市別	減收歩合	郡市別	減收歩合	郡市別	減收歩合
神戶市	0.62	宍粟郡	0.91	赤穂郡	1.36
姫路市	1.36	加東郡	3.88	佐用郡	0.76
尼崎市	5.30	多加郡	0.38	美方郡	5.55
明石市	3.32	加西郡	0.68	氷上郡	(増)0.14
西宮市	3.15	加古郡	0.70	出石郡	30.8
武庫郡	2.44	加南郡	1.01	養父郡	1.83
川邊郡	1.99	印旛郡	0.71	朝來郡	0.25
有馬郡	0.13	飾磨郡	1.39	多紀郡	(増)0.1
明石郡	0.57	神崎郡	0.70	津名郡	0.37
美作郡	0.20	揖保郡	1.21	三原郡	0.64

勞 働 者 教 育

緒 言

労働者教育運動を狭義に解すれば、勤勞大衆に階級的自覺を與へ、その解放に資せんとする文化運動であり、廣義に解すれば、労働者に對する教育の機會均等化の運動であり、成人教育公民教育乃至は補習教育等がその内容をなしてゐる。大體に於て無産政黨、労働組合その他之と連絡ある團體等の教育方針は前者により、官公署、教育團體、工場鑛山等は後者の立場をとつてゐる。

その教育態度、教育内容等の批判は別として、茲では出來得るだけ廣い範圍に亘つて、我國に於ける所謂労働者教育の實際を紹介することとした。

無産政黨、労働組合、協同組合の教育

無産政黨

無産政黨中最も代表的な社會大衆黨における昭和九年度中の教育活動を見るに、全般的に稍々沈滞の傾向のあつたことはあらそはれない。組織的な教育活動としては、五月十日より十九日まで十日間、黨本部に於て、全国各地の黨員のために第一回

中央政治學校を開催した。これによつて教育された地方黨員は僅々十五名に過ぎないが、いづれも、東京、群馬、栃木、静岡、福島、岐阜、秋田、岩手の各地の聯合會より選抜派遣された者で、夫々地方の闘士として指導的立場を占め又は占めんとする人々なので、その教育に當つては、黨の主腦部が殆ど總動員の姿で、經費も潤澤ならざる黨の財政としては可成りの犠牲を忍んだものであつた。

同年十月上旬には、第二回の中央政治學校開催の豫定であつたが、時恰も關西地方風水害の後を受け、且つ全國的な農村の凶作のため臨時議會召集氣配が濃厚だつたので、中止することとなつた。

一般的な教育活動としては、例年の如く夏期教育闘争の方針に基いて全国各地に於いて夏期講習會、講演會、研究會、座談會を開催する計畫であつたが、之に應じて活動を開始したのは僅に東京府及神奈川縣聯合會その他にすぎず、豫期の成績をあげる事が出來なかつた。たゞ黨連絡部、宣傳部等に於ては、時々巡回連絡部員、辯士等の派遣に依つて、地方黨員との連絡黨精神の鼓吹を爲すと同時に、時事問題の解説、地方當面の諸問題の協議——例へば東北凶作対策協議會——等を行つて知識

の普及、問題の理解に資してゐる。

黨の機關誌としての「社會大衆新聞」も亦一面教育的任務を果してゐると見ることが出來やう。昭和九年一月より十二月まで發行回数十回になつてゐるが、黨としては、漸時月刊より週刊日刊に進ませる方針である。

教育出版部に於ては、教育工作の一としてパンフレットの毎月刊行を計畫し、既に現在まで左記五冊を發刊してゐる。「人權蹂躪問題と無産階級」「地方財政は破産するか」「國債利子二ヶ年支拂停止」「變動期の農村運動」「最近の我國労働運動」。

労働組合

労働組合の事業中、教育的活動は可成りに重要な地位を占め各組合には夫々教育部或は教育出版部なるものがあるにも拘らず、この方面の活動に餘り見るべきものがないのが現状である。これは必ずしも教育事業が輕視されてゐるためではなく、我が國の多くの労働組合が、諸外國のそれに比しその基礎が脆弱であり、且つ組合として最も緊急を要する労働争議その他の突發事件に没頭して、教育の如き恒久性を持つた平和的事業を營む餘力がないからである。

殊に最近はやつたるフリンジムの横行、資本の攻勢に抗して組合の維持存続を圖ることだけでも手一ぱいで、組合員の組織的訓練、知識教養の向上によつて組合將來の發展に備へるが如き餘裕を持たないやうである。また假令これがために組合が施

設を講じたにしても、一般組合員としては、近來一定の労働時間の外に殘業に従事する者頗る増加し、過勞のため進んで通學するが如き氣力を失つてゐるので、教育事業は益々衰微するばかりである。

労働組合の教育は、労働組合個有の問題に限らるべきで、一般的教養、基礎知識の涵養は國家公共團體の關掌すべき仕事である。従つて労働組合の教育の徹底を期するためには、義務教育の延長や補習教育の義務制、その他一般の社會教育の普及發展が必須條件である。これは無産政黨の教育の場合も同様である。日本労働組合總同盟等に於ては、主として紡織工業に従事する組合員に對して、普通學や家事技藝に關することまでも教授してゐるが、これは本來の労働組合の教育としてよりは、むしろ國家公共團體の爲すべきことを、組合が代行してゐるものと見るべきであらう。

労働組合の教育としては、産業労働問題、社會問題、労働組合とその機能、組合組織上の諸問題等がその内容となるべきであらう。

労働運動そのものを教育なりとする廣い見方をすれば、労働争議も、組合大會も等しく教育活動と見做すことも出來やうがしかし、教育を單なるアヂや宣傳と區別する意味に於ては、相當長期に亘る組織的且つ批判的な訓練を以つて教育の本體とすべきであらう。この意味からは、労働學校が最も代表的な教育

機關である。
 しかるに、現在組合として常設的な労働學校を經營してゐるのは、總同盟の——形式的には労働者教育協會の經營にかゝる——日本労働學校及び日本労働組合總聯合會神奈川聯合會の——形式的には横濱新人會の——横濱労働學校の二校のみである。もつとも、労働組合以外に於て、有志團體等の經營する労働學校、例へば大阪労働學校、神戸労働學校、労働學院、中央労働學院、日本協同學校等に組合より派遣し、或は通學を奨励してゐるところが少くない。

いづれにしても、労働學校は收容人員少く、學習に相當の基礎知識を必要とする關係上、生徒は自然特定せられ、組合の指導者養成機關の如き觀を呈してゐる。

一般組合大衆の教育は性質上、勿論、之を組織的に行ふことが出来ず、断片的知識の傳達に終ることが多い。その手段としては、各組合とも共通の短期講習會、講座或は講演會、少數の者の研究會、讀書會、またはもつとくだけた形式では座談會、茶話會等が行はれてゐる。そのやり方は、教育週間或は教育闘争週間等と稱して、全組合に教育指令を出し、一年中特定の期間を限つて、集中的に行ふこともあり、月に一回乃至數回巡回的に、地區、支部または職場單位に行ふこともある。

今日に於ては、右の如き非組織的な断片的教育がむしろ組合の教育活動の中心をなしてゐる觀がある。大衆を對手とする活

動としては、右の如き方法に訴へることも無理からぬことではあらうが、この方法一點張りでは、到底、組合教育の徹底を期するわけには行かまい。労働組合の健全なる發達を圖るためには、産業労働問題、社會問題に對して公正なる批判を下し得る素地を培はねばならぬ。そのためには一見迂遠ではあるが、矢張り相當長期に亘つて総合的組織的な教育を施す労働學校の如きものを増設する必要があらう。

無産政黨の教育の場合と同様、組合の出版物も教育的活動の一つと見ることが出来やう。しかし、組合の機關誌或はパンフレットは月刊或は不定期出版のものが多く、従つてこれは時事問題や組合内の諸問題に關する断片的知識を與へる効果はあつても、それ以上を期待することは無理である。

無産政黨、労働組合關係機關誌

機關誌名	關係團體	發行回数
社會大衆新聞	社會大衆黨	月刊
國社黨報	大日本國家社會黨	同
労働	日本労働組合總同盟	同
全國労働新聞	全國労働組合同盟	同
海員	日本海員組合	同
日本交通労働新聞	日本交通労働總聯盟	同
製網労働時報	總同盟製網労働組合	同
日本労働新聞	日本労働總聯盟	同
日本労働新聞	日本労働組合全國評議會	同

労働運動	日本労働組合總聯合會	月刊
官業労働新聞	官業労働總同盟	同
海軍労働時報	海軍労働組合聯盟	同
日本産業労働	日本産業労働俱樂部	同
労働日本	日本労働同盟	不定期刊
自由聯合新聞	全國労働組合自由聯合會	月刊
東電労働	東電従業員組合	同
瓦斯労働	東京瓦斯産業労働組合	同
港灣時報	日本港灣従業員組合	同
郵船職員協會々報	郵船職員協會	年六回
東京瓦斯労働	瓦斯工組合統一協議會	月刊
交通日本新聞	日本交通従業員組合	同
組合會議時報	日本労働組合會議	季刊

協同組合

我が國に本格的な協同組合運動が行はれて以來、著々実績をあげて來たが、未だこの運動の適正なる理論、知識、實際經營の教育をなす機關がなかつたので、小野武夫、高橋龜吉、三輪壽壯、上條愛一、角田藤三郎、杉山元治郎、賀川豊彦、安部磯雄等の諸氏が中心となり、朝野の有力者二十餘名の協力を得て昭和八年、日本協同組合教育協會を創設するに至つた。その事業としては教育事業及びこれに附帯した事業で、附帯事業中には、(イ)寄宿舎の經營並に娛樂機關の設置、(ロ)出版事業(ハ)協同組合圖書館の經營、(ニ)調査機關の樹立等が掲げられてゐる。

第一期
 所屬團體別

種別	消費組合	瓦斯労働	全國労働	總同盟	婦人同盟	農民組合	大衆黨	計
入學了	五五	五六	三四	一一	一一		三五	二二
								一九

るが、先づ事業の第一着手として、同年日本協同組合學校を設立することゝなつた。本校の目的とするところは、協同組合運動に最も必要とする指導者或は中堅人物の養成にあり、その教育方法としては、生徒を少數に限定し、講師と生徒が膝を交へて研究に精進し得るやうな塾式教育を加味してゐる。

本校は同年十月十二日に開校式を舉行し、第一期の授業は同月十四日に開始され、十二月十九日に修了式を行つた。爾來春秋二期に開講せられ、期間は約三箇月間で、現在(昭和十年五月)第四期の授業を繼續中である。

本校は他の労働學校に比較して財政状態が良好で、而も學生は主として消費組合、労働組合等より推薦派遣されるやうになつて居り、校舎も基督教産業青年會館を常用するやうになつてゐるので、可なり健全性を持つてゐる。

募集人員は三十名であるが、毎期の修了者は二十名内外である。第一期及び第二期學生の所屬團體、教育程度、年齢は左表の如くである。

教育程度別

種別	修了	入學
小學校	六	七
高等小學	八	一〇
中學校	四	四
專門學校	一	二
計	一九	二三

年齢別

種別	修了	入學
五歳	三	三
六歳	一	三
七歳	三	四
八歳	三	三
計	一九	二三

第二期 所屬團體別

所屬團體別	修了	入學
消費組合	二	四
瓦斯労働組合	六	一
同業組合	一	一
全國労働組合	四	四
信用組合	一	一
農民組合	五	五
大衆黨	二	二
其他	〇	三
計	二二	三一

教育程度別

教育程度別	修了	入學
五歳	四	八
六歳	一	三
七歳	一	七
八歳	四	五
計	二二	三一

年齢別

所屬團體別	修了	入學
庶民金融	〇	一
保險論	〇	一
産業組合法規	〇	一
會計學及簿記	〇	一
特別講座	〇	一
國民保險	〇	一
醫療組合の經營	〇	一
消費組合の經營	〇	一
社會問題概論	〇	一
農村經濟更生	〇	一
歐米の協同組合運動	〇	一
明治維新社會經濟史	〇	一
市場取引の實際	〇	一
質庫信用組合の經營	〇	一
農村社會學	〇	一
未定	〇	一

官公私諸團體の教育

文部省及地方自治團體

昭和四年度文部省豫算に始めて「勞務者教育補助費」が計上せられ、民間勞務者教育施設團體に對して補助金を交付することとなつたが、更に豫算の増加と共に、全國に於ける勞務者密集

種別	修了	入學
五歳	四	八
六歳	一	三
七歳	一	七
八歳	四	五
計	二二	三一

なほ本校第四期の概況を示せば左の如くである。

第四期 協同組合學校概況

所在地 東京市本所區東駒形四丁目六番地
 代表者 校長賀川豊彦 主事上條愛一
 期 昭和十年三月—五月(約三箇月)
 授業日及時間 毎週火、木、土の夜七時—九時半。別に日を定めて研究会、茶話會開催

學生定員 三十名
 學費 一箇月金壹圓

入學資格 男女勤勞者
 學生採用方法 團體推薦者に優先權

學科及講師

學科	講師
協同組合運動概論	賀川豊彦
社會倫理	安部磯雄
日本産業組合史	小野武夫
實際政治學	法政大學教授 磯山政道
經濟組織論	帝國大學教授 北澤新次郎
消費組合論	早稻田大學教授 山村喬
	法政大學教授 山村喬

地帯を選び、當該府、縣、市または該地所在の直轄學校に委嘱して、勞務者輔導學級及び勞務者講座を開設し、相當の成績をあげてゐる。

昨昭和九年度に於て、勞務者輔導學級を開催せる産業都市は東京、大阪、横濱、神戸、名古屋、福岡、久留米、濱松の八市で、勞務者講座は、札幌、秋田、新潟、金澤、川崎、福井、岐阜、大垣、一宮、京都、堺、和歌山、岡山、廣島、姫路、尼崎、今治、長崎の十八都市に於て行はれた。同年講習修了者数は、前者約七百名後者約三千名である。

勞務者輔導學級は、少數の生徒に對し、長期の教育をなすことを目的とし、講師並に指導員と生徒との緊密なる接觸を圖り講義の後には質疑應答の時間を設け、時々生徒の研究發表をなさしめる等の方法をとつて居る。此の種の學級は、大産業都市の勞務者を對象として行はれてゐる。

勞務者講座は比較的多數の生徒に短期の講習をなすを目的とし、主として中小産業都市に行はれてゐる。教授事項は、文部省に於て豫め定めた左の七類中より、地方の實狀に應じて、適當なるものを選ぶことになつてゐる。

- 第一類 日本國民精神
- 第二類 日本及外國の近世史、地理
- 第三類 道德、宗教、藝術
- 第四類 政治、法律、經濟

- 第五類 自然科學
- 第六類 生活及職業に關する指導
- 第七類 趣味、娛樂、保健に關する指導

右の分類以外に體操及音樂を授業の前後に於て適宜加味することになつてゐる。

主催は多く文部省と府縣、都市、或は直轄學校等との協同主催の形をとり、生徒の募集に就ては、工場鑛山等の事業主側と連絡をとり、之より選抜派遣させるやうにしてゐる。

なほ修了者の輔導については、特に細密なる注意と努力を拂ひ、修了者と本教育の關係者とを以つて學友會を組織し、時々研究会、懇談會、修養會、旅行會等を催して居る。後述の日本勞務者教育協會はその中心機關である。

地方自治團體中には、右の如く文部省の後援の下に勞務者教育を行ふ外に、自ら計畫を立て、獨自の方針に従つて勞務者に働きかけてゐるものもある。東京市社會局の勞務者教化慰安事業、名古屋市教育部の青年勞務者教育講座及び教育部産業部の勞務者講習會、吳市の公民講座、廣島市の廣島勞働學校等がそれである。殊に廣島勞働學校及び吳公民講座は創立も古く、基礎も確實である。即ち前者は大正十二年、後者は同十四年に設立されたもので、年々數百の勞務者に教育を施してゐる。

東京市社會局は大正十三年に勞働階級並に要保護者階級の常設的教化機關として勞働學院を開設し、その後職業婦人講座を

も加へて市内の各所に於て勞働者教育を行つて來たが、豫算の關係上一時中止するに至つた。昭和四年度より再び活動を開始し、昭和五年度よりは市民館の隣保事業と相俟つて、主として細民及勤勞方面の教化に當つてゐる。昭和九年度に於ける事業情況は左の如くである。

開催期日	會場	科目	聴講者延數
昭和九年自十四日 五月至廿八日	王子區下十條 禪宗會館	簡易和洋裁縫に關する理論と實習	一、五九〇名
六月自十五日 六月至十五日	向島區 寺島第二小學校	同	一、一二五
六月自十六日 六月至十六日	目黒區碑文谷町 神津常高等小學校	同	七三五
六月自十七日 六月至十七日	向島區 寺島第二小學校	洗滌並染色に關する理論と實習	一、二七五
六月自十八日 六月至十八日	向島區 寺島第二小學校	同	一、一二五
七月自一日 七月至一日	瀧野川區 瀧野川第三小學校	同	一、二二五
八月自一日 八月至一日	第一區 第一區田尋常小學校	同	一、二二〇
八月自二日 八月至二日	中野區 中野區第四尋常小學校	簡易和洋裁縫に關する理論と實習	二、二五六
八月自三日 八月至三日	中野區 中野區第四尋常小學校	洗滌並染色に關する理論と實習	二、〇三〇
八月自四日 八月至四日	中野區 中野區第四尋常小學校	同	三、六〇〇
八月自五日 八月至五日	中野區 中野區第四尋常小學校	同	三、二九〇
八月自六日 八月至六日	千代田區 千代田第五小學校	同	一、三〇五
八月自七日 八月至七日	王子區 王子第二小學校	同	六、七五〇
八月自八日 八月至八日	大森區 大森第一小學校	同	八、三四〇
八月自九日 八月至九日	葛飾區 葛飾區尋常小學校	同	八、五六〇
八月自十日 八月至十日	品川區 品川區尋常小學校	毛織編物、染色、家庭看護、洋裁	一、一四〇
八月自十一日 八月至十一日	大崎區 大崎區第一小學校	毛織編物、染色	三、二二〇
八月自十二日 八月至十二日	板橋區 板橋區第一小學校	和服裁縫、染色	五、五〇〇
八月自十三日 八月至十三日	世田谷區 世田谷區第一小學校	同	一、六〇〇
八月自十四日 八月至十四日	駒澤區 駒澤區高等女學校	同	一、四〇〇
計	二〇回		一、六〇、〇一四

勞働者及細民教化慰安

開催期日	會場	聴講者延數
昭和九年五月	深川一泊所外五ヶ所	延一、〇七五名
六月	田中町一泊所外四ヶ所	六二〇
七月	芝一泊所外五ヶ所	一、一〇九
八月	浅草一泊所外二ヶ所	三四四
九月	江東橋宿泊所外五ヶ所	一、〇三五
十月	新宿々泊所外五ヶ所	八〇四
十一月	富川町一泊所外四ヶ所	一、一五四
十二月	三好町一泊所外三ヶ所	五七三
昭和十年一月	向島宿泊所外十ヶ所	一、七八二
二月	足立一泊所外一ヶ所	三〇〇
三月	濱園一泊所外八ヶ所	一、五四三
以上は市設宿泊所宿泊人を対象としたもの	計一〇、三三九名	
昭和九年五月	千東小學校外十七ヶ所	延三〇、四〇〇名
六月	四谷市民館外一ヶ所	五七〇
七月	下目黒小學校外二ヶ所	三、九〇八
八月	石神井小學校外四ヶ所	六、五〇〇
九月	江東橋市民館外二ヶ所	二、〇九八
十月	猿江小學校外七ヶ所	六、四一〇
十一月	正徳小學校外七ヶ所	四、六一五
十二月	京橋公會堂外六ヶ所	六、四三〇
昭和十年一月	川南小學校外一ヶ所	二、二五八
二月	本村町市民館外四ヶ所	二、〇六〇
三月	二葉保育園外六ヶ所	六、六〇〇

市民館対象地区外の分

開催期日	會場	科目	聴講者延數
十月自十八日 十月至十八日	向島區 第四區尋常小學校	同	三、六〇〇
十月自十九日 十月至十九日	向島區 向島第二尋常小學校	同	三、二九〇
十月自二十日 十月至二十日	足立區 足立第五小學校	同	一、三〇五
十月自二十一日 十月至二十一日	王子區 王子第二小學校	同	六、七五〇
十月自二十二日 十月至二十二日	大森區 大森第一小學校	同	八、三四〇
十月自二十三日 十月至二十三日	葛飾區 葛飾區尋常小學校	同	八、五六〇
十月自二十四日 十月至二十四日	品川區 品川區尋常小學校	毛織編物、染色、家庭看護、洋裁	一、一四〇
十月自二十五日 十月至二十五日	大崎區 大崎區第一小學校	毛織編物、染色	三、二二〇
十月自二十六日 十月至二十六日	板橋區 板橋區第一小學校	和服裁縫、染色	五、五〇〇
十月自二十七日 十月至二十七日	世田谷區 世田谷區第一小學校	同	一、六〇〇
十月自二十八日 十月至二十八日	駒澤區 駒澤區高等女學校	同	一、四〇〇
計	二〇回		一、六〇、〇一四

大正記念會

本會は大正天皇の御遺徳を追慕し奉る微衷に基き御命日なる毎月二十五日開催從來は深川荷澄庭園内大正記念館に於て江東方面の要保護階級の教化慰安の爲め開催し來たる本年度よりは本會の主旨をより普及する意味にて本所公會堂に於て之を開催せり。

開催期日	會場	科目	聴講者延數
昭和九年 五月二十五日	講演と浪曲	大正記念館	八〇〇名
六月二十五日	お話と映畫	本所公會堂	一、三〇〇
七月二十五日	映畫	大正記念館	二、五〇〇

八月二十五日	お話と映畫	大正記念館	二、〇〇〇
九月二十五日	映畫	同	三、五〇〇
十月二十五日	講演と演藝	本所公會堂	三〇〇
十一月廿五日	お話と映畫	同	一、二〇〇
十二月廿五日	講演と演藝	大正記念館	六〇〇
昭和十年	お話と映畫	本所公會堂	二、〇〇〇
一月二十五日	講演と演藝	大正記念館	五五〇
二月二十五日	お話と映畫	本所公會堂	一、二〇〇
三月二十五日	お話と映畫	本所公會堂	一、二〇〇
計	十	一回	總延人員 一五、九五〇名

各種の労働者教育團體

私團體にして直接間接労働者教育に携つてゐるものに、労働者教育團體中には日本労働者教育協會、福岡縣労働者教育協會、日本成人教育協會、協調會大阪労働學校及神戸労働學校經營委員會、日本労働教育會(中央労働學院)等があり、夫々の立場から労働者に働きかけてゐる。

日本労働者教育協會 本會は、創立以來滿四年を経過し、前記文部省の長期短期の労働者講習會修了者の學友會の指導に當り各地に支部を設け、工場鑛山と連携を保ちつゝ、各種の教育運動に携つてゐる。その事業中には講習講演會の開催、精神作興週間の實施、機關誌「礎」及び「労働者講座」の發刊等があり、昭和九年に於ては、特に御下賜金の果實をもつて、全國の優良労働者の表彰を行つた。

福岡縣労働者教育協會 本會は労働者教育關係者協議會として

期間としてゐる。

主要學科目は、經濟史、財政學、政治學、唯物史觀、労働法制、社會學、社會運動史、社會思想史、労働運動史、農民運動史、労働組合論、その他時事問題に關するものである。講師は大原社會問題研究所員、大學教授、社會運動關係者等いづれも斯界の權威者で、校舎も最近竣工を見た大阪労働者教育會館を専用し、經費年額一千數百圓に達し、いづれの點より見ても、本邦隨一の本格的労働學校たる名にそむかない。

神戸労働學校 大正十三年、労働文化協會教養部の事業として設立されたが、右協會は大正十五年に解散されたので、昭和四年に至つて神戸労働學校經營委員會によつて組織經營さるゝこととなつた。而して同七年四月以降は事實上休校の姿であつたが、八年五月に至つて復校の運びとなり、陣容を改め新に第一期生を募集して今日に至つてゐる。本校は事實上大阪労働學校の姉妹校の觀あり、開講期、修業年限、授業日、教授科目、労働組合との關係等總て共通してゐる。

中央労働學院 大正七、八年の頃我が國の労働運動が急激な勢を以て勃興した際、この運動を正しく導くために日本労働教育會が設立されこれを母體として生れたのが本校である。創立は大正九年六月であるから、我が國に於ける最古の労働學校である。獨立の機會を有し修業期間は六箇月で、學生より授業料を徴收せず、財源は官公署助成金並に一般の寄附金を之にあて

昭和五年に創立されたものであるが、昭和九年に至つて現在の名稱に變つた。縣下各工場鑛山その他の労働者教育擔當者の相互啓發連絡機關で、毎年協議會を開催する外、隨時指導者講習會等を開催してゐる。

日本成人教育協會 本會は大正十三年の創立にかゝり、關係者は慶應大學系の人々で、主として労働者の成人教育に携つてゐる。現在も東京市と協力し、労働者輔導學級を學級のために、校舎を提供し、講師を派遣してゐる。

協調會 本會は大阪支所に於て労働學院を經營してゐるが、同院は大正十一年に創立され、労働者の文化啓發、品性の向上を目的として、春秋二期に開講し、現在まで約千人の修了者を出してゐる。協調會の本部は、労働者教育の啓蒙期に於ては、労働者雜誌の發行、教育映畫の作成、労働者講習會成人労働者講座の開催等多方面に亘つて斯教育の實際に盡瘁したが、現在は職長講習會の外は、直接の活動よりは、むしろ間接に労働者教育擔當者指導の講習會、参考圖書の刊行等に向つて努力を續けてゐる。

大阪労働學校 本校は大正十一年、一般無産者及び無産階級運動に必要な知識を與ふる目的を以つて創立され、開校以來學期を重ねること三十數回、修了者千名を超えてゐる。労働組合及無産政黨とは直接の關係なきも、入學資格としては、労働組合員及び無産黨員たることを條件としてゐる。毎年一月、五月九月の三回に亘つて新學期を開講するも、六箇月をもつて卒業

てゐる。現在までの修了者約一千五百名を算してゐる。

工場鑛山の教育

寄宿工の教育

企業主が其の従業員のために施設する教育の中、最も組織的にして且つ普遍的なのは、工場附屬寄宿舎に於て主として女工の爲に行はるゝ補習教育或は技術教育である。大規模の寄宿制度が本邦産業獨自の制度なるが如く、其の中に於て爲さるゝ女工教育も、確に他國にその類例を見ない特異な施設である。

企業内に於て行はるゝ教育は、多く經營上の必要より發達するを常とするが、寄宿女工の教育は、最初は兎も角、最近次第に企業主の好意による永久性ある施設と變りつゝある。之は其の教授せらるゝ科目に依つても察せらるゝことで、其處では直接作業に關聯する職業科目を設けることは稀で、一般女學校と同様の普通學及び家事技藝に關する科目が多く教授せられてゐる。之は要するに婚期を控へた女工に、家庭の主婦としての高き教養を與へ、家政を維持するに必要な技藝を授けることを目的としたものであつて、温情主義の一つの現れとも見るべきであらう。

勿論、斯種の施設に於ては、作業前或は作業後の一、二時間の餘暇を利用するのみであるから、一般女學校の如き教育の徹底を期することは不可能であるが、而も尙かゝる施設なくんば

藤原製糖鹿島工場
養成兼手教育
第二絹織株式会社
米澤工場
花溪女學校

備考 青年訓練所其の他の施設は省く

如く一定のプログラムの下に通勤工の教育を爲す場合は稀で、時を定めず臨時會合を催すのが一般である。

寄宿工の場合の如く、修養園、報徳會、各種宗教會、男女青年團、在郷軍人會、禁酒會、其他各種の趣味の會、運動競技の會合等が、工場鑛山管理者指導の下に行はるゝ場合は極めて多く、殊に通勤工の爲の俱樂部運動場等の設ある所に於ては旺である。

文書に依る教育は通勤工にも利用せられ、企業外或は企業内に於て發行せらるゝ定期刊行物を無料で頒布し、或はその購讀を薦め、或は各種のポスターを貼附し、格言標語等を掲示板に誌し、或は時事に關する寫眞記事等を展示する等の方法をとつてゐる。俱樂部内にラヂオ、蓄音器、樂器等を備つけ、或はプラスチックバンドを組織してゐる所もある。

技術教育

企業内の技術教育は主として經營上の必要より施設せられることが多い。従つて一定の施設を有する所に於ては、之がため相當の費用を計上して、組織的、継続的に實施するが常である。此の教育は、労働者の技術熟練を最も多く要求する工業方面に發達し、機械器具工場及官設工場等に多く、紡績製紙工場方面

は稀で、多く就業後の一、二時間を割いて、工場職員が學科の教授に當つてゐることが多い。

企業内に同様機關を特設せざる所に於ては、企業外の教育施設即ち實業補習學校等を利用することも尠くない。中には實業補習學校と特殊の關係を結び、特定工場の見習工のみを之に收容せしめ、或は特定のクラスを設けて、工場技術員と公立學校教師との協同の下に授業を行つてゐる所もある。宇部鐵工所と長門工業學校、横濱船渠株式會社と岡野工業專修學校西前分教場は前者に屬し、三菱重工電機製作所と須佐商工實修學校の三菱電機科は後者の適例である。東京府立實科工業學校適材教育部と之に見習工を派遣する工場との關係も可成りに密接なものである。併し普通は工場は學校の教育に關與せず漫然と見習工を學校に委託し、之に通學上及學習上の便宜を提供し或は卒業後の優遇の途を講じてゐるやうである。見習を修了した一般工のために組織的な技術教育を施してゐる工場は比較的僅少で、前記製鐵所教習所の高等部、吳海軍工廠の技手養成所、内閣印刷局の學術教習所、住友伸銅鋼管株式會社職工講習會第二部、東洋紡績株式會社山田工場の職工教育所、那是製絲株式會社誠修學院技術科等はその特例に屬するものである。

右の外、産業關係諸團體等が臨時に開催する、電氣瓦斯熔接金屬燒入、ラヂオ、汽罐汽機、災害豫防等に關する講習講演會に一般工を派遣聽講せしめるが如きことも技術教育の一端と見

には比較的少いのは自然である。尤も纖維工業方面に於ては一週間乃至一、二箇月間に亘る短期簡易の新入工手教育は相當普及されてゐる。

技術訓練の非組織的な形式は作業の實地見習の制度であり、熟練工或は職長の許に、一定期間下働きをしながら、仕事の手口や口を見習ひ、自然に作業の骨を體得するといふ方法であるが、之は殆どいづれの業態にも共通に傳承實施せられてゐる方法で、組織的な教育を施さざる所は、殆ど總て之に依つて熟練工を養成してゐると見てよい。

企業内の組織的な技術教育中、最も重要視されてゐるのは見習工の養成を目的とした教育である。斯の種の教育が最も良く行はれてゐるのは官設工場或は大規模重工業方面で、製鐵所の教習所、各海軍工廠の見習職工教習所、陸軍造兵廠大阪工廠の見習教育所、鐵道省工場の技工見習教習所、神戸及長崎の三菱職工學校、日立製作所の日立工業專修學校、日光電氣精銅所の清瀧塾、芝浦製作所の徒弟養成所等はその代表的なものである。此等の見習工養成機關は多く工場内或は附近に設置せられ、一箇年乃至四箇年の修業年限を有し、就業時間中を割いて職業科目と普通科目の教授を行つてゐる。工場實習も特に指導員を置いて、學理との關聯を保ちつゝ組織的に實施してゐるやうである。教師も専任者の居る所もある。併し一般には就業時間を割いて學理の教授を行ふが如きこと

るべきであらう。

又能率、業務改善、無駄排除、安全等に關する各種の委員會研究會、他工場鑛山の見學、海外派遣實習等も間接に技術の改善進歩に貢獻するところ少くない。次頁上表は企業内施設の主要なるものを掲げたものである。企業外の連絡教育施設も相當の數に上るが、茲では便宜上省略することとした。

職長教育

職長教育の必要が痛感せられ、各所にその施設が講ぜらるゝに至つたのは比較的最近のことである。職長教育も之を養成することを目的とする教育と、現に職長の任にある者の教育との二つに分けることが出来るが、現在我が國の工場鑛山等で行はれてゐる教育は主として後者に屬するものが多い。

職長は永年の經驗に依つて實技には堪能な者であるから、之に技術的教育を施す場合があつても、それは作業の原理或は工業常識等専ら理論に關するものである。併し大體現任職長教育に於ては、その性質上技術に關するものよりも工場管理の方面に關するものが多く取り入れられてゐる。

吳海軍工廠に於ける職長講習は比較的組織立つたものであるが、それによれば、講習期間を三箇月とし、一週二回、二時間宛合計四十八時間を以て一講習を修了する規定になつてゐる。而して毎回の員數を二十名に制限してゐることも注目すべき事である。尙講習科目の標準として左の如きものを掲げて居る。

炭株式會社が、湯本入山尋常小學校を利用して、國庫負擔金以外の金額を負擔するが如きは其の適例である。

尙従業員子女のために、補習學校、職業學校等の如き常設的繼續的教育施設のある所も尠くない。三井三池鑛業所の勤勞女學院、古河足尾銅山實業學校、北海道炭礦汽船株式會社の夕張工業學校、福島縣入山鑛業補習學校、眞谷地炭礦、登川炭礦の實科女塾等がそれである。

右の如き常設的のものでなく、随時に企業主が従業員及び其の家族の教化を目的として指導するものとしては、少年少女團、青年團、處女會、主婦會、壯年團、在郷軍人會等の修養と娯樂を兼ねた會合、各種教化矯風團體支部の集會、時事問題、衛生問題等に關する講演會、講談、浪曲、演劇、映畫の催等である。

企業主側より其の従業員家族に呼びかけ、日々の出來事を傳へ、事業の概要を知らしめ、其の經營精神を鼓吹する機關としては、工場鑛山、雜誌ニュース、新聞等がある。三池鑛業所の「くろだいや新聞」の如きは日刊で發行部數萬を以つて數へることが出来るといふ。

新聞雜誌の刊行其他

事業經營上の主義方針を傳へ、同一精神を以つて企業に協力せしめ、仕事に誇を抱かせ且つ従業員にその思想文藻發表の機會を與へんがため、多くの工場鑛山に於ては直接或は間接に夫夫定期刊行物を發行してゐる。その内容は必ずしも一様ではな

工場鑛山に於ては以上の如く、直接或は間接に新聞雜誌を發行する外、企業外に於て刊行する新聞雜誌中、勞務者の讀物として適當なるものを購入頒布し、或はその購讀を奨励してゐるところも尠くない。此の種の刊行物の主なるものは、用力社の「勞力新聞」、「處女」、勞友新聞社の「勞友新聞」、獎工新聞社の「獎工新聞」、社會教育協會の「處女の友」、工手の母社の「工手の母」、健康婦人會の「けんこう」、大日本聯合青年團の「青年」、及「青年カード」、日本青年協會の「アカツキ」、新政社の「野の花」、修養團の「白ゆり」、「愛と汗」、「向上」、陸軍省新聞班發行の「國の力」、日本勞務者教育協會の「礎」、及「勞務者講座」等である。尙日立製作所、日立鑛山、中山太陽堂、日本鋼管株式會社、宮田製作所等に於ては獎工新聞に夫々の特輯版を設け、三菱造船株式會社神戸、長崎各造船所に於ても亦勞力新聞に三菱版を設けてゐる。

工場中には、稀に従業員教育のために特に教科書を編纂してゐるところもある。富士瓦斯紡績株式會社の「養成讀本」、日本絹然株式會社の「修身教科書」、東洋モスリン龜戸工場の「輔導科教科書」等がそれである。川崎造船所薄板工場に於ては神戸市立葺合商工専修學校と協同で「薄板科講義録」を作成してゐるが、此の方面では珍しい試みである。尙企業外に於て發行してゐる補習教育、青年教育、工業教育、高等普通教育に關する各種の教科書を採用してゐる所も相當に多い。此等の教科書の中比

いが大體、修養、常識、娯樂、技術等に關する記事、當該企業の近況、各種の行事、管理者並に勞務者の人事、發明改善工夫の表彰、勞務者各種會合の記事、並に勞務者の手に成る論文、感想文、短詩、和歌、俳句、川柳等である。

此の種の新聞雜誌の發行數は逐年増加の趨勢を辿り、昭和七年中、職工百人以上使用の工場及鑛夫三百人以上使用の鑛山について社會局の調査した結果に依れば、工場約百四十種、鑛山約三十種になつてゐる。而して工場中製絲工場、紡績工場、機械器具工場及官設工場が主たるものである。

發行回數は月刊が普通で、稀に旬刊及日刊がある。機關雜誌中には、創刊以來相當の年處を経たるもの多く、中には三十箇年以上繼續のものもあり、十年程度のものも可成り多い。今比較的名なものに摘記すれば左の如くである。

新聞雜誌名	發行機關名	新聞雜誌名	發行機關名
國の報	絲織製絲交友團	帝人	帝國人造絹絲岩國工場
梅の香	日清紡績昭龍俱樂部	友場	ヤマサ醬油向友會
日東の光	日東紡績製絲所	同	共同印刷株式會社
通の友	膠是製絲宮崎工場	電	華東邦電力電華會
絲の友	片倉製絲紡績株式會社	改	善別子銅山改善會
鐵紡の汽笛	鐵紡紡績營業部	日清	日清印刷株式會社
女子の友	富士瓦斯紡績株式會社	杵島	杵島炭鑛
富士の書	富士瓦斯紡績株式會社	光道	北海道炭礦汽船北海道支店

あこがれ	三龍	古河	古河
清の友	宮川モスリン株式會社	信	古河石炭鑛業西部鑛業所
鋼の友	日本製鋼所室蘭工場	開	和明治鑛業株式會社
協和	日本金銀登錄器大仁工場	共	三井三池鑛業所
共	東京電氣親愛會	生	三井田川鑛業所
ンベウラ	芝浦製作所	野	三菱生野協和會
くらがねの友	神戸製鋼所修養團支	協	同美唄、唐津其他鑛業所
日立評論	日立製作所笠戸工場	陸	陸軍省人事局恩賞課
親友	住友伸銅管親友會	海	陸軍省人事局恩賞課
麗園	東洋レーヨン滋賀工場	新	原海軍燃料廠採炭部
さきがけ	日本陶器株式會社	工	海軍省人事局恩賞課
友	日本光學工業株式會社	場	海軍省人事局恩賞課
光	日本光學工業株式會社	工	海軍省人事局恩賞課

較的多く採用されてゐるのは、社會教育協會の「青年學習書」、國民工業學院の「通信教科書」、昭和女子教育研究會の「昭和女學講義録」及「東洋實科女學校講義」等である。

工場に於ける教育修養施設概況 (昭和7年社會局調査)

業 種 別	調 査 工 場 数	組 織 的 繼 続 的 施 設 数			女 子 に 對 する 技 術 教 育 施 設 数	臨 時 又 は 非 繼 續 的 施 設 数			圖 書 雜 誌 の 閱 覽 貸 出 施 設 数	新 聞 又 は 雜 誌 の 發 行 数
		補 習 教 育	技 術 教 育	子 弟 教 育		講 習 會	講 演 會	修 養 團 體		
製 絲 工 場	830	166	131	1	723	145	429	383	359	109
紡 績 工 場	238	137	19	—	692	169	188	176	158	77
織 物 工 場	213	19	6	—	185	57	86	47	54	6
染 織 工 場	104	10	3	—	52	8	39	20	27	4
機 械 及 器 具 工 場	290	49	43	4	43	46	59	48	52	26
化 學 工 場	283	19	10	—	55	34	72	34	55	14
飯 食 物 工 場	68	8	6	—	5	12	18	5	10	4
雜 工 場	144	12	3	—	22	11	20	21	22	11
特 別 工 場	23	1	2	—	6	4	5	5	7	3
官 設 工 場	74	56	65	—	49	41	86	35	56	22
計	2,267	477	288	5	1,832	527	1,002	774	800	276

鑛山に於ける教育修養施設概況 (昭和7年社會局調査)

鑛 業 の 種 類	調 査 鑛 山 数	組 織 的 繼 続 的 施 設 数			女 子 に 對 する 技 術 教 育 施 設 数	臨 時 又 は 非 繼 續 的 施 設 数			圖 書 雜 誌 の 閱 覽 貸 出 施 設 数	新 聞 又 は 雜 誌 の 發 行 数
		補 習 教 育	技 術 教 育	子 弟 教 育		講 習 會	講 演 會	修 養 團 體		
石 炭 山	91	47	22	9	63	39	67	141	50	27
金 屬 山	24	12	3	4	6	6	15	39	16	5
其 の 他 の 鑛 山	2	—	1	1	—	—	1	—	1	1
計	117	59	26	14	69	45	83	180	67	33

(大内經雄)

農 民 道 場 概 観

はしがき

波靜かなる我が農村教育界に、一石を投じて大小幾多の波紋をえがかしめたるものは、農林省立案の所謂「農民道場」であった。案の實施は昭和九年六月以降の事に屬するが、過去に於て社會全般に斯くの如く大いなる反響を喚び起したるものはその例極めて乏しい。近時全國各地に擡頭しつゝある私設の塾風教育が、識者の大なる關心を捉へて熱心なる研究の對象となりつつあるは事實であるが、斯くの如きも僅かに一部少數者の間のみ見受けらるゝ状態に在つて、未だ社會全般の關心事とならざる憾みがある。

之に比し今次の農民道場は、文部省系統の學校教育と著しくその趣きを異にする案そのものゝ内容は勿論、物情騒然たる非常時局の直中に農林省案として後藤農相により提案せられたる等の諸事情も作用し、社會各方面の注目の的となり、議論の沸騰を見るに至りしものと解せられる。之が是非善惡の批判はあらうが、ともあれ此の事實を我國農村教育史上に於ける劃期的なる一傾向として永く記憶すべきことに變りはないであらう。こゝに草する小文に於ては、農民道場の生成發展と最も密接

なる關係を有する此種青年農民教育運動の一般情勢を鳥瞰しつつ農民道場の内容一般に關し概観を試みたいと思ふのである。

一 滿洲事變と五・一五事件とは、當時に於ける我國内外の一般情勢と相俟つて、こゝに非常時を現出し、時局收拾の大任を擔當せる齋藤内閣は、重要諸問題の善後處理に寧日もなく、昭和八年の暮には閣議の外に更に關係閣僚のみを以て、國防會議と内政會議とを開催した。所謂農民道場はかゝる内政會議に於て議題に供せられたるものであつて、農民精神作興の具體案として時の農相後藤文夫氏により提案せられたるものである。昭和九年度に於ける農民道場助成費としての追加豫算十萬圓は斯くして成立を見、六月末には省令第十三號によつて農民道場は農事講習所規程の適用を受くることとなり、之が改正條文(註)發表の運びとなつた。

註 明治四十一年一月二十八日農商務省令第二號地方農事試驗場及地方農事講習所規程の改正條文(昭和九年六月二十九日發令)。
一 第四條の三 第九條第三項の農事講習所の地方産業職員左の如し。

場 主 技 主 技
 長 事 師 事 手
 主 補 師 事 手

場長は主事又は技師を以て之に充つ但し特別の事由ある場合に於ては其の他の者を以て之に充つることを得。

一 第九條に左の一項を加ふ。

一 農村中堅人物養成の目的を以て農場を中心とする實習的訓練及農民精神の陶冶を主とする農事講習所は之を「修練農場」と稱することを得。

農民道場誕生の直接的契機はかくの如しとするも、翻つてここにその根因を顧みるに、全国的に普遍せる學校教育としては現在三百數十の甲種乙種の農學校と一萬三千を超ゆる農業關係の補習學校(註)とがあつて、その卒業後或は在學中實地に鋤鋤をとり、眞に農人としての嚴肅なる生活戦線に立ち、一家を整へ郷土の繁榮向上に盡瘁すべき立場に在るのであるが、多少の例外を除き一般的には、之等の學校教育には、今日既に種々重大なる缺陷あるものとして非難せられつゝある状態である。即ち知識の傳達に偏する教育、無自覺なる劃一教育の結果は、眞の農人を作らずして尊農思想の缺如、勤勞精神の弛緩を招き、向都離村、俸給生活者憧憬の弊風を馴致せる等は之である。思ふに斯くの如きは教育のみの責任に非ずして、政治、經濟、社會

通科修了者、高等小學校卒業者又は之に相當する素養ある者とする
 こと、研究科に入學することを得る者は本科卒業者又は之に相當する素養ある者。

一 教科目—普通科の教授及訓練科目は男子にありては修身及公民科、普通學科、職業學科並體操科とし、女子にありては修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並體操科とする。本科の教授及訓練科目は男子にありては修身及公民科、普通學科、職業科並訓練科とし、女子にありては修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並體操科とする。研究科の教授及訓練科目は本科の教授及訓練科目につき適宜之を定むべきこと。但し修身及公民科は之を缺くことを得ざること、教授及訓練科目の程度は文部大臣之を定むること。

一 専修科—青年學校には特別の事項を修得せしむる爲専修科を置くことを得ること。
 一 教員—青年學校には相當員數の専任教員を置くべきこと、教員の資格に關する規則は文部大臣之を定む。
 一 授業料—青年學校に於ては授業料を徴收することを得ざること。但し道府縣立の學校にありて文部大臣、其他の學校にありて地方長官の認可を受けたる場合はこの限りに非ざること。

我國に於てもこゝに思を潜め、彼地に倣つて特色ある教育を開始したものが多い。杉山元治郎氏の農民福音學校(大正二年)、藤井武氏の熱心により加藤完治氏を初代の所長とせる山形縣自治講習所(大正四年)、岡本利吉氏の農村青年共働學校(昭和二年)、

各般の制度組織、一般風潮等の關與する所も亦甚大であるが、而も尙ほ教育そのもの、深き反省と力ある革新とによつて改め得らるゝ部分が決して尠くないと思はれる。同時に將來、之等各般の制度組織、一般風潮等に及ぼす教育の重大なる影響を慮るならば、力強き新教育の勃興を待望せざるを得ないのである。其昔、疲弊困憊の極に達した丁抹國が今日の隆昌を築く基礎となつた彼地國民高等學校の教育は、この點に於て吾人に最も適切なる實例を提供するものといふことが出来る。

註 昭和十年四月一日より實業補習學校は青年訓練所と合併の上、青年學校と改稱せらるゝこととなつた。青年學校令の要綱を摘記すれば左の如し。

一 目的—青年學校は男女青年に對しその心身を鍛練し徳性を涵養すると共に職業及實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とする。こと。
 一 科別—青年學校に普通科及本科を置くこと。但し土地の状況により普通科又は本科のみを置くことを得ること。青年學校には研究科を置くことを得ること。
 一 修業期間—普通科の教授及訓練期間は二年とする。本科の教授及訓練期間は男子にありては五年、女子にありては三年とする。こと。但し土地の状況により男子にありては四年、女子にありては二年となすことを得、研究科の教授及訓練期間は一年以上とす。
 一 入學資格—普通科に入學する者は尋常小學校卒業者又は之に相當する素養ある者とする。こと。本科に入學することを得る者は普

渡瀬寅次郎氏の遺志によつて團長となつた平林廣人氏の興農學園(昭和四年)等はこれであつた。其後之等は各々その個性環境、宗教信念等立場を異にするに従つて、その傾向特異性は益々助長せられ、今日に至つては極めて明瞭なる別個の發展を遂げ、各々一箇の流派を形成するに至つてゐるのであるが、この事に關しては幾度か紹介する所があつた。

この外中心人物の識見、信念、指導精神等によつて一系統の動きを感じしむるものとしては東洋哲學を基調とする安岡正篤氏の農士學校(昭和六年)、明確に自給自足の目標を掲ぐる横尾惣三郎氏の農民講道館(昭和九年)其他があるが、尙ほ郷土教育機關としての本來の性質上、居村民を主なる對象とする私塾家塾の如きが近來特に數多く見出される(註)。而して訓育の大眼目は、在來の學校教育に最も缺くる所のあつた心身の鍛練を主とし、國を愛し郷土を愛し實際に役立つ農村中堅人物の養成を志すもの多く、之が達成の手段としては師弟間の人格的接觸、師長の感化、生徒の全人間的教養、教育の徹底等に於て著しき特色を見る塾風形態に據るものが多いのである。この間にあつて農村教育の革新を叫ぶ農林當局の企圖する新教育機關が、かゝる精神と形態とを備へんとするものなることは、想像に難しとしな

い所である。
 註 昭和九年十月協同會編『農村に於ける塾風教育』附表一覽表左の如し。農民福音學校に關しては、同書の一一六頁『全國農民福音學校一覽』參照。

一覽表

名稱	別公私	所在地	創立年月	目的	代表者	修業期間	生徒經費(月額)	生徒數
先驅者百姓道場	私	新潟縣刈羽郡荒濱村	同九	郷土の中堅人物養成	(道場主) 品田喜三治	一年	學費 不要	約三〇名
日本農士學校	私	埼玉縣比企郡菅谷村	同六	社稷を興むべき農士の養成	(校長) 菅原 兵治	一年	(學費) 十六圓	一六名
福岡縣農士學校	私	福岡縣早良郡藤山村	同六	地方農村の先覺者たるべき重鎮的人物の養成	(校長) 伊藤 角一	一年	(總入費) 十五圓	四五名
陽和郷農士道場	私	岩手縣岩手郡平石村	同八	對し直ちに役立つ農士の養成	(道場主) 石川 嘉七	一年	授業料一圓 食費 白米三斗 塾費 五十錢	四五名
農民講道館	私	埼玉縣北足立郡那野町	同九	内地又は海外に於て農業經營の實踐に當り得べき中堅農士の養成	(校長) 横尾惣三郎	二年	授業料一圓 食費 白米三斗 塾費 五十錢	四五名
愛知縣種畜場	私	愛知縣岡崎市美合町	同二	農村中堅人物の養成	(校長) 桑木晋七郎	一年	授業料一圓 食費 白米三斗 塾費 五十錢	五〇名
香川縣農事講習所	公	香川縣仲多度郡榎井村	同四	農村中堅人物の養成	(校長) 相原晋三郎	二年	授業料一圓 食費 白米三斗 塾費 五十錢	約四〇名
六原青年道場	公	岩手縣膽澤郡相去村	同七	地方中堅人物並に海外發展者の養成	(校長) 田村 五顯	三年	食費の一部又は全部を支給	短期生 一〇〇名 長期生 五〇名
新潟縣青年講習所	公	新潟縣北魚沼郡湯ノ谷村	同八	地方中堅人物並に海外發展者の養成	(校長) 學務部長	五年	學費 不要	三八名
對馬産業講習所	公	長崎縣下縣郡嚴原町	同〇	對馬産業振興の中堅者養成	(校長) 齊藤 榮	二年	食費として四圓五錢を支給	四〇名
大洲高等農業專修學校	公	愛媛縣喜多郡大洲村	同四	農村に於ける中堅人物の養成	(校長) 河内 完治	二年	(授業料) 二圓	一〇九名
上野原農學寮	私	栃木縣芳賀郡祖母井町大字祖母井三三三	同八	産業組合精神の作興による農村中堅人物の養成	(校長) 安原 舜一	二年	(合費) 八圓	(第一學年) 三四名
山形縣農會立農村女學校	私	山形縣内田郡寺内町	同四	農家に適する主婦の養成	(校長) 石原雅二郎	一年	授業料を徴收せず 教科書を補給す	(昭和八年度) 六八名
農村公民義塾	私	富山縣水見郡加納村	同四	雄健潤澤なる愛國的農民の養成	(校長) 水見那農會	一年	授業料を徴收せず	三四名
最上共働村塾	私	山形縣最上郡稻舟村	同七	實踐的先驅者の養成	(校長) 松田甚次郎	二期部 二ヶ月	授業料なし	(昭和九年) 一〇名
強戸共愛女塾	私	群馬縣新田郡強戸村	同三	貧乏世帯の主婦養成	(校長) 須永 かつ	三期部 二ヶ月	授業料なし	(昭和九年) 一〇名
彌榮義塾	私	佐賀縣杵島郡福治村	同六	國家有用の人材養成	(校長) 山口 良吾	年限を定めず	授業料なし	定員一〇〇名 現在 九五名

名稱	別公私	所在地	創立年月	目的	代表者	修業期間	生徒經費(月額)	生徒數
山形縣立國民高等學校	公	山形縣南村山郡上山町大字北町字辨天	同八	農村の振興及海外拓殖移民に活動し得べき中堅農民の養成	(校長) 西垣喜代次	二年	授業料を徴收せず 食費、合費及授業料	七五名
日本國民高等學校	私	茨城縣西茨城郡大井町大字一、七、八	同二	自覺せる皇國農民の養成	(校長) 加藤 完治	第一部(少年)二年 第二部(少年)二年 第三部(少年)二年 第四部(女子)九ヶ月	食費、合費及授業料	約一〇〇名
山陰國民高等學校	私	鳥取縣東伯郡南谷村	同四	農村中堅人物の養成	(校長) 早川 一男	一年	(授業料) 三圓	八名
瑞穂精舎	私	長野縣東筑摩郡波多村四、四一、七	同四	農村に於ける中堅人物及内移住者の養成	(校長) 和合 恒男	十ヶ月	(食費) 九圓	八名
神風義塾	私	三重縣鈴鹿郡石薬師村	同四	其時代の國家並に農村が欲する愛國的職業戰士の養成	(校長) 山崎 延吉	一年	(合費) 十二圓	九名
大分縣立玖珠農學學校	公	大分縣玖珠郡森町	同四	農村文化の建設に貢獻すべき人物の養成	(校長) 土谷 郁三	本科第一部二年 本科第二部三年 高等研究科一年	(授業料) 三圓	九六名
西海農學學校	私	長崎縣北松浦郡佐々木村大字佐々木	同五	農村に於ける中堅青年並に外移住者の養成	(校長) 菅沼周次郎	高等研究科二年 研究科一年	(授業料) 二圓	一名
長野縣青年講習所	公	長野縣小縣郡長村字菅平	同四	農村に於ける中堅人物並に外移住者に志す青年の養成	(校長) 郷原 保	七ヶ月	(合費) 四圓	三名
遊佐實業公民學校	公	山形縣飽海郡遊佐村大字吉田	同二	農村に於ける中心人物の養成	(校長) 尾形 長藏	普通科 三年 高等科 二年	(授業料) 五十錢	一四四名
那加高等國民學校	公	岐阜市外那加村(岐阜高等農林學校内)	同三	農村改造のため十字架を負ひて突進する農士の養成	(校長) 北里 善徳	一年(但し年内農期七十五日)	授業料なし	五一名
日本農民福音學校(農民福音學校の一例)	私	兵庫縣武庫郡瓦木村	同二	基督教信仰の上で充實せる農村生活の實現	(校長) 杉山元治郎	一年	(食費) 七圓五十錢	二三名
瀧川民衆高等學會(同右)	私	群馬縣澁川町一、二、九	同三	農村生活の實現	(校長) 栗原陽太郎	三年	薪炭一束及五十錢	約五〇名
農村青年共働學校	私	静岡縣駿東郡富岡村	同二	農村生活の實現	(校長) 岡本 利吉	五年	五十日間總入費	約五〇名
純眞學園	私	神奈川縣都筑郡新治村新井新田	同八	日本と世界を安定と光榮に導く先驅者の養成	(校長) 岡本 利吉	冬期 三ヶ月 春期 三ヶ月	(冬期春期各々) 二十圓	(第一回生) 二二名

加茂朝學校	肥後農友會實習所	久連國民高等學校	實踐農業學校	秋田縣三輪農士學	志賀村塾	東方學園蒲生村塾	共存道場	飯南中堅農民學校	國民家政學園	榮洞農學農士教育會	聖蹟社農場塾	瑞穂行學舎	香掛農學校	流芳園	酒南夜學校	昭和文農學校		
私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私		
新潟縣南蒲原郡加茂町大昌寺	熊本縣八代郡昭和村	靜岡縣田方郡西浦村	愛媛縣西宇和郡伊方村ノ内湊浦	秋田縣雄勝郡三輪村	長野縣北佐久郡志智村神津猛方	宮城縣宮城郡高砂村	栃木縣那須郡兩郷村	福島縣石城郡錦村大字兩郷	宇都宮縣馬場六〇	佐賀縣神崎郡西郷村	栃木縣上野郡永野村上野一、五、六、五	靜岡縣濱名郡馬場村	秋田縣北秋田郡米内	茨城縣猿島郡香掛村	香掛三、六、八、三	新潟縣西蒲原郡彌彦村	栃木縣足利郡御厨町大字鳥田七一	茨城縣新治郡美並村
大九、九	同九、四	昭四、六	大三、四	昭九、四	同九、二	同七、四	大七、四	昭七、四	同三、一	同七、六	大七、四	昭二、二	同二、四	同三、四	同三、四	大九、九	昭二、四	
佛敎的精神修養を主とし中等程度の科目を授く	中堅農家の養成	基督教信仰に基く農村中堅人物の養成	將來農村の中堅として進んで國家社會に貢獻せんとする人物の養成	眞に國家に奉仕せんとする中堅人物の養成	農村中堅人物の養成	國民の中堅養成	圓滿なる常識人の養成	農村中堅人物の養成	一健全なる家庭婦人の養成	六農村中堅人物の養成	農村傳道と農村中堅人物の養成	行學不二の教育に基く農村中堅人物の養成	農村に於ける中堅人物の養成	主として農村男女青年の全面的指導	無産者子弟の常識涵養	知識技能を授け徳性を涵養し體力の増進を圖る		
西村	松田	大谷	清家宗一郎	京野	鬼崎	青野	原田	金成	江原	宇田	大野	金	張替愛之助	皆川	成瀬	川島		
大串	喜一	英一	利助	徹誠	敏夫	善吉	通	貞一	尙	篁二	逸郎	義雄	重吉	運平				
本學科	本學科	冬期部	三期	二期	一期	一年	二年	一年	一年	二年	一年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	
一年	一年	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	
平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	平均五圓、但し住昭九年)	
二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	二三名	

案の内容は既に傳へられたるが如く、(一)現實に鋤鋤を取つて働く模範的農民の養成を目的とし、その機關として府縣の適當の地に勤勞道場を設置し、一年乃至二年の間この道場にて寄宿生活を行ひつゝ、愛國愛土、隣保共助の精神に基く硬教育を施し、その養成せられたる模範農民を歸村せしめて郷土の一般農民を感化し、斯くて究極に於ては理想的農村の建設を圖らんとするものである。(二)經營は府縣立とし、數年の後には自給自足をなし得んことを希望し、(三)指導者には精神に於ても技術に於ても十分その資格ある人を府縣及び本省にて選考する。(四)道場生としては、年齢略々十八歳以上四十歳未満の者であつて、學歷の如何を問はず優秀なる青年或は篤農家を、町村長農會長、産業組合長、經濟更生委員會等より推薦せしめ、之に一人當月七圓の補助を與へ、道場一箇所に五十名乃至百名を收容せんとするものである。(五)道場の廣さは未墾地、耕地、林野等を合して五十町歩内外といふことである。

農道場に對する社會の關心には頗る大なるものがあつた。新聞雜誌は勿論、知識階級の私的會合にまで好話材として迎へられたる觀がある。或るものは教育行政系統の二文化に疑を挿み、文部省と農林省との對立關係を慨し、或るものは文部省流の劃一教育に抗して生れたるものが自ら知らずして農林省流の

二

劃一教育に墮する結果を招來するに非ざるなきやを憂へる。或るものは設立の順序に誤りありとなし、一切の準備を整へて然る後に場長を迎ふることなく、逆に權威者を見出して場長となし之に一切を委ねべしと唱へ、或るものは令名ある一農村教育家の訓陶を受けたるものを以て場長となすの噂あることに不安を感じ、かくては複雑なる交換經濟に立つ現下農村の指導者養成は至難なるべしと評し、又或は農道場を新設せんよりは寧ろ現在の農村初等教育及び農業教育を徹底的に改革する方一層有意義なるべしとなし、或は精神的に過ぎて經濟の理法を無視せざらんことを警告する等々、玉石を交へた議論がそこそこ聞かれたのである。然しながら熱し易くも冷め易い喧騒の數箇月は過ぎて、農道場は漸く之を眞に問題とする者の間にのみその成長を注目せらるゝこととなつた。

三

今その實情を聞くに、昭和九年度に於ける道場設置の豫定府縣は、漁村修練場設置の千葉縣を除き十九府縣であるが、之等は早きは五月に、遅きも九月に認可を終つてゐる。このうち未だ道場生を收容するに至らずして開場し得ないものは僅かに宮城、福岡、茨城、宮崎の各縣に過ぎず、他の十五縣は目下營々努力中である。農林省最初の意向に依れば、新設のものゝみを十二道場設置する豫定の如くであつたが、其後種々なる事情の

爲めに既設のものをも加ふることゝなつて、現在に於ては青森、岩手、長野、愛知、鳥取、香川の數縣がかゝるものとして認可を受けつゝある状態である。而して國庫助成金十萬圓のうち一萬九千圓を適宜二十道場に配當する事となつたが、割當金額は新設のものに多く既設のものに少くなることは當然であつて、

修練農場及び漁村修練場施設計畫概要

府縣別	名稱	設置場所	認可月日	九年度豫算		融通額	助成金額	收容人員	農場總面積
				經常部	臨時部				
青森	修練農場	北津輕郡金木町	八月二日	一七、八三六	五、九六六	三八、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇	九〇・〇〇
岩手	六原青年道場	膽澤郡相去村	九月二日	一五、三三五	七、七五〇	—	三、〇〇〇	三〇	三六・〇〇
宮城	農學寮	宮城郡廣瀬村字愛子	八月二日	二二、二〇三	七、七五〇	—	三、〇〇〇	三〇	八六・五〇
秋田	青年修練農場	南秋田郡天王村及豐川村	八月二日	一五、二〇四	四七、七〇〇	—	六、〇〇〇	五〇	八六・九〇
福島	修練農場	西白河郡矢吹町	七月二日	一四、五三八	三〇、九二六	—	七、〇〇〇	五〇	九〇・〇〇
茨城	農道場	東茨城郡長岡村及石崎村	八月二日	一一、七三四	三九、五五七	—	五、〇〇〇	三八	四七・〇〇
群馬	馬籠青年道場	群馬郡馬籠村	八月二日	一五、六四〇	六七、七六三	—	七、〇〇〇	五〇	一四六・〇〇
千葉	漁村修練場	夷隅郡勝浦町	七月二日	一四、八三三	二九、三〇〇	—	七、〇〇〇	五〇	一四六・〇〇
富山	農道場	東礪波郡北畠若村	八月二日	一一、六〇六	一一、〇九八	—	四、〇〇〇	二五	一一・四八
長野	御牧原修練農場	北佐久郡川邊村御牧原	七月二日	二、五七四	五一、九四〇	—	五、〇〇〇	四〇	一〇一・〇〇
岐阜	集約農業實習所	稻葉郡那古村新加納	七月二日	七、四八三	七、一九九	—	三、〇〇〇	三〇	三三・七〇
愛知	追進修練農場	岡崎市美合町	八月二日	七、六四〇	三三、〇〇〇	—	三、〇〇〇	三〇	二九・〇〇
大坂	農道講習室野塾	三島郡三島村大字大田	八月二日	七、七三六	三六、九一〇	—	三、〇〇〇	四〇	一〇三・〇〇

既設のものに對しては三千圓乃至五千圓であり、新設のものに對しては五千圓乃至七千圓が多く見受けられる。但し新設道場と雖もその規模小なるものに在つては、三千圓程度のものも二三見受けられることは云ふ迄もない。之等各府縣立農民道場の施設内容は次の計畫概要表によつて、その一端を窺ひ知ることが出来る。

然しながら問題の中心は指導者に在る。事實農林省も一旦任命の後、道場の經營人事に至る仕事の大部分を指導者に一任して、干渉がましきことを一切避けんとする方針を有する以上指導者の如何が官設農民道場の將來を豫定するといふも過言ではないであらう。而して吾人の私かに聞知する所に依れば、既設の場長は勿論新設の場長にも容易に得難き人物を求むることが出来たといふことであるが、未定の道場に對しても、希くば慎重なる態度を以て人選を行ひ、社會の期待に背かざらんことを祈らざるを得ない。

四

以上は農民道場一般の概観であるが、こゝに特筆すべき一例がある。岩手縣六原青年道場に反映せられたる時勢の影響これである。

岩手縣六原青年道場は、東北地方今次の大凶作に際し縣下窮民に對する施米の斷行によつて、非常時の義人とまで讃へらるるに至つた知事石黒英彦氏の創意にかゝり、縣下青年男女を訓練して、専ら信念と實力との啓培に務め、依て祖先傳來の日本精神を體現し、入りては地方風教の作興及び地方産業の進展に盡し、出でては新領土及び海外への發展を圖り、以て本縣の振興と皇國の興隆とに貢獻する地方中堅人物を養成するを目的とするものである。

昭和七年九月に設置せられ、九年九月に農民道場として認可を受けたものであるが、從來比較的短期の訓練を常とせる關係上、今日までに本道場に於て訓練を了せるものは恐らく五千名を超過することゝ推せられる。而して之等の終了生が郷土に歸り、或は清明會を組織し、或は本道場に準じて青年道場を設置せるもの等あつて、所謂六原精神は縣下に澎湃としてみなぎるに至つたとのことであるが、新聞紙の傳ふる所によれば、全

國農民組合新潟縣支部聯合會は、昭和十年四月より十箇月の間支部員數名を道場に入場せしめ、六原精神の體得につとむることとなつた。その趣旨は、斯くの如き非常時に於ては左翼の農民組合と雖も、從來の如き觀念的小殺に閉ち籠つて居るべき時ではない。宜しく日本精神善導にも敢然として参加し、互に腕を組んで重壓に喘ぐ農村問題の解決に當るべきであるといふに在るものゝ如くである。而してこの決意は、同聯合會の一團士が過般東北凶作地視察のため來縣せる際、石黒知事に面會して農村問題について隔意なき意見を闘はした結果、知事の人的なる心情に共鳴して決定せるものと傳へられてゐる(註)。

我國農民組合の教育的努力が、その初期に於ては全く型通りの所謂闘士養成に注がれ、其後時世の變遷と共に漸次着實なる足取を以て空論を輕んずるに至つたとは人のよく語る所であるが、今又單に一部のみとはいへ、從來全く立場を異にするものと見られてゐた此の種の教育運動と提携するに至つたことは、無産階級運動の立場よりは茲に重大なる一轉機を劃するものとして、關係者一同の峻嚴なる批判と同時に深甚なる反省あるべきは勿論、吾人も亦之によつて教へらるゝ所が甚だ多い。

註 昭和九年十二月三日東京朝日新聞紙上所載

(倉 島 武)

昭和九年社會行政の回顧

本稿は元社會局勞務課長、現在秋田縣總務部長木村清司氏が特に本年鑑の爲に執筆せられたものであります。

緒 言

昭和九年に於ける社會行政の概觀を爲すに先だち、先づ社會行政を制約する我が國一般の社會情勢に對しての最小限度の回顧を必要としよう。

昭和七年以來政治、社會、經濟の世界を支配するものは非常時の標語である。昭和四年六月成立した濱口内閣は國際自由經濟組織の下に於いて最も合理的なる金輸出の自由を目標として一方國庫の收支の均衡を計ると共に、他方一般に消費節約運動を爲した。之に依つて産業界に於いては事業の整理が行はれ、且つ所謂産業の合理化が徹底せらるゝに至つたが、我が國富の實情に即せざる舊平價への爲替相場の急激なる回復は、物資の需要の激減及び物價の激落を齎し、産業界を極度に萎靡せしめた。商工業に於ける恐慌の最終的の轉嫁を受くる社會的地位に在る農村に於ける農業恐慌も年毎に深刻化し、最早都市よりの負擔の轉嫁に堪へ得られざる程度となり、其の救済の緊要が叫ばるるに至つた。又他方昭和六年十月に端を發したる滿洲事變

は我が國をして國際的孤立に陥らしめ、延いて軍備の充實を必然とするに至らしめた。昭和六年十二月濱口内閣を繼承せる若槻内閣倒れ犬養内閣成立するや、直に金輸出の再禁止を爲し、次いで成立せる齋藤内閣は國際的危機及農村の窮乏に直面し莫大なる軍事費及び時局匡救費を豫算に計上するの已むを得ざらしめた。而して軍事費の膨脹は軍需品工業を時局匡救費は農村を露したるのみならず、之を賄ふために發行される莫大なる赤字公債の發行は低金利を齎し、他方金輸出禁止に依る爲替の暴落は、不況時代に於ける産業合理化の徹底に依り基礎づけられたる産業に異常なる國際的競争力を付與し、外國貿易は著しき躍進を示し輸出産業に非常なる活氣を與へ、延いて我が國一般産業界を好轉せしむるに至つた。

我が國現在の好景氣を支ふるものは輸出景氣と軍需景氣であるが、前者は各國に漲ぎる國家主義に基づく貿易統制に脅かされ、後者は後世に負擔を残す莫大なる赤字公債に依つて賄はるといふ極めて不健全なる方策に依るものである。従つて我が國經濟界の活氣は不安の暗影と不健全なる色彩を有して居るのである。此の徵標の主なるものを列記しよう。

1 工業と農業との間に於ける不均衡 資本主義經濟組織に於い

斯くの如く就業者数は増加したるが、其の所得賃銀額増減の趨勢は如何と云ふに、其の實收率を表示すべき健康保険標準報酬平均額を調査するに前頁下段表の通である。

中小企業を主管する政府管掌の被保険者の標準報酬額は最低率たる昭和六、七年度に於ける標準報酬額と依然殆んど同額である。之に反し大企業を主管する健康保険組合管掌に在りては漸増し漸く昭和六年度の標準に達する程度に在るのみである。

軍需インフレの恩恵を受くる大規模機械工場に於ける熟練職工が残業労働に依る収入の激増があるの外、一般労働界に於いては實收増加の跡を認むることが出来ないのである。農村大衆の窮乏と相俟つて國內大衆の消費能力は依然として萎縮して振はないことを物語つて居るのである。此のことは國內市場を主たる販路とする消費部門工業の不振となつて現はれて居る。即ち現在の好景氣は國內大衆を潤すに足らない景氣であり、従つて消費財工業に活況の及ばない跋行的の景氣である。

又他方國際的情勢を觀るに、各國に國家主義が漲るのみならず、特に我が國は滿洲事變以來國際聯盟退、華府軍縮條約の廢棄の舉に出で、國際的孤立の情勢に立ち至り、一方軍備の擴張を招致したのみならず、社會經濟思想に於いて從來の社會民主主義、自由主義に換ふる國家主義、統制主義の思想を旺盛ならしむるに至つた。叙上の如き社會情勢の下に經過したる昭和九年の社會行政の概觀を回顧したいと思ふ。

處にして、工場鑛山等に適用ある健康保険事業に依つて之を證することが出来る。健康保険被保険者数を政府管掌と健康保険組合管掌に分かてば上表の如くである。

中小企業を主管する政府管掌に在りては被保険者数は昭和元年度末を遙に突破し、昭和九年に入りて逐月驚くべき激増を示して居る（十二月以降の減少は生絲業に於ける例年の例に依る冬季休業の爲である）。大企業を主管する組合管掌に在りても、増加の趨勢に在るも、政府管掌の夫れに比して遙に鈍い増加率を示して居る。

國際的危機が叫ばれ農村窮乏の甚しき社會情勢に於いて労働運動の氣勢の揚がらざることには當然である。殊に國家主義を標榜する日本産業労働俱樂部系の労働組合の勃興し來つた爲、之に對抗する爲に労働運動の本流を成す労働組合會議系労働組合も從來の自由主義闘争主義を棄て、何れも競つて産業協力主義を高唱するに至つた。昭和八年末日本労働組合會議及び日本産業労働俱樂部より夫々關係當局へ提出したる「産業及労働ノ統制ニ關スル建議」並に「全國産業労働會議ニ關スル建議」は労働組合の産業協力主義を表示すると同時に、又國家經濟統制思想を現はすものである。斯かる労働運動の傾向は必然的に労働争議に對する組合の態度を變改せしめ、「争議の最少化」を唱へしめ、努めて協調的態度に出でしめて居る。

斯かる社會情勢の下に在りては自由主義 社會民主的思想を背景とする労働組合法案の政府案提出が問題とならないことは當然である。之に代ふるに統制經濟的労働立法を要請すべくには餘りに労働組合の發言の力は弱い。労働争議調停法の改正が世論に上るや、其の改正の樞點たる職權調停の範圍を公益事業より一般私益事業に及ぼすことに資本家の陣營は既に率先して其の反響の運動を開始して居る。窮乏せる農民より遙によき生

労働行政

健康保険被保険者數調

	政府管掌		健康保険組合管掌	
	人	%	人	%
昭和元年度末	1,140,865	100.0	800,581	100.0
同 2年度末	1,115,221	97.8	774,023	96.7
同 3年度末	1,160,953	101.8	772,660	96.5
同 4年度末	1,146,258	100.5	753,635	94.1
同 5年度末	933,683	81.8	614,097	76.7
同 6年度末	1,047,553	91.8	585,684	73.2
同 7年度末	1,121,141	98.3	598,058	74.7
同 8年度末	1,294,906	113.5	706,375	88.2
同 9年1月 1月 2月 末	1,218,269	106.8	692,313	86.5
同 2月 末	1,247,281	109.3	698,293	87.2
同 3月 末	1,294,906	113.5	706,375	88.2
同 4月 末	1,332,692	116.8	724,165	90.5
同 5月 末	1,337,237	117.2	727,613	90.9
同 6月 末	1,357,580	119.0	726,741	90.8
同 7月 末	1,456,604	123.7	728,381	91.0
同 8月 末	1,436,987	126.0	729,234	91.1
同 9月 末	1,456,604	127.7	735,518	91.9
同 10月 末	1,477,147	129.5	743,257	92.8
同 11月 末	1,499,029	131.4	753,131	94.1
同 12月 末	1,421,351	124.6	757,997	94.7
同 10年1月 1月 2月 末	1,414,496	124.0	789,863	98.7
同 2月 末	1,456,305	127.6	803,822	100.4

て宿命的なる工業生産品と農業生産品と缺状態價格差は産業合理化に依り拍車を掛けられたるのみならず、工業の活況は就業率の幾分を改善したるも、末だ農村から労働力を十分吸収するに至つて居らない。工業の華々しい殷盛に比し農村の惨状は視るに堪へない。此のことは特に昭和九年に於いて東北地方の冷害、九州地方の旱害、關西地方の風水害に依つて深刻化せられ遂に臨時議會の開催の已むなきに至らしめた。

國內大衆の窮乏 就業率の漸増の趨勢は日銀統計の指示す

健康保険標準報酬平均額調

	政府管掌		健康保険組合管掌	
	円	%	円	%
昭和元年度	1.187	100.0	1.335	100.0
同 2年度	1.134	95.5	1.365	102.0
同 3年度	1.105	93.1	1.403	104.9
同 4年度	1.100	92.7	1.426	106.6
同 5年度	1.068	90.0	1.397	104.4
同 6年度	.974	82.1	1.259	94.1
同 7年度	.947	79.8	1.234	92.2
同 8年度	.946	79.7	1.314	98.2
同 9年1月 1月 2月	.969	79.8	1.320	98.7
同 2月	.964	81.6	1.367	102.2
同 3月	.939	81.2	1.314	98.2
同 4月	.838	79.1	1.285	96.0
同 5月	.938	79.0	1.292	96.6
同 6月	.935	78.8	1.303	97.4
同 7月	.972	81.9	1.341	100.2
同 8月	.967	81.5	1.349	100.8
同 9月	.962	81.0	1.341	100.2
同 10月	.958	80.6	1.345	100.5
同 11月	.954	80.2	1.346	100.6
同 12月	1.016	85.6	1.343	100.4
同 10年1月 1月 2月	.973	82.0	1.323	98.9
同 2月	.961	81.0	1.313	99.1

活状況に在る一般労働者に強き發言權を與へんとする労働組合法の制定、争議調停法の改正其の他團體労働法制定の立法も論議とならない状況である。

労働運動及び労働争議の概況に就いては本書他の項目に於いて述べらるゝ處であるから此處には之を省略するが、九月東京市電の争議に對し労働争議調停法に依る所謂職權調停を爲し、調停手續としては失敗に終りたるも、其の後の事實調停に依つて調停委員會の調停案通り解決を見たることは特記することを要する。

労働保護

一 翻つて労働保護行政方面に眼を轉ずるに團體労働行政方面に於けると同様不振である。所謂非常時の重壓の下に於いては、労働者の生活上の爲にする労働時間制限は一般世人の耳に受け納れられない。緊張と努力とを以て働くことこそ強調せらるゝも、休養や慰安は動もすれば疎んぜられるのである。二六時中休むことなく孜々營々として働き、而も窮乏する農村大衆を控ふるときは當然の成行であらう。従つて成年男子の労働時間を制限する一般労働時間法は論議の題にすら上らない。昭和八年に於いて當局に於いて制定に努めたる商店法案も其の内容の極めてプリミティブなるに拘はらず、利害關係の無い産業資本家の反對に遇ひ議會提出の運に至らず流産した。

二 労働保護の當面の問題として解決すべくして解決せられ

ざるは女子及年少者の深夜業禁止及女子の坑内労働禁止の問題である。深夜業禁止は工場に於いて保護職工の就業を特に午後十一時迄認むるを國際的標準たる午後十時迄とし一時間短縮し且つ石炭鑛業に於いて三交替制に依り深夜選炭作業に女子を従事せしむる事を廢止せしむることを要請し、女子の入坑禁止は北九州地方の中小炭坑主の經營に打撃を與へるものであつて、何れも其解決に悩んで居る。

抑も大資本企業は労働能率の良き労働者を使用し資本効率の運用を主として經營せらるゝが、中小企業に在りては資本効率の運用よりは寧ろ低賃銀労働者を使用せんとする傾向に在る。能率の低き學齡兒童の使用の一齊禁止は大資本企業の寧ろ利益とする所なるが、低賃銀労働者を酷使する中小企業には損害である。之に反して資本能率の爲め二交替制、三交替制の作業を爲す大資本企業には深夜業禁止は由々しき大問題であるが、中小企業には無關心な問題である。工業労働者最低年齢法は大正十五年より施行せられ、「工業ニ使用セラルル年少者ノ最低年齢ヲ定ムル條約案」は批准せられたるも、紡績業及び大規模石炭鑛業に於ける交替制就業の爲め依然女子の深夜業禁止は完全には實施されぬ状況である。紡績業に在りては既に午後十一時以後は就業を禁止せらるゝ所なるを以て、僅に一時間短縮して午後十時以後午前五時迄の就業禁止することに依つて國際的標準に達するを以て、此の一日一時間の操業短縮の實現は昭和十年年度の

課題であらう。殊にソシアル・ダンピング問題の喧しき今日、有力なる輸出工業に於いて歐洲大戰前の水準に達せざるが如きは恥辱と言ふべく、而して此の程度の負擔が我が紡績業の輸出能力に殆んど關係なきことは明であるから、此のことの實現の今日迄遅れたるは寧ろ官民の努力の足らざることを表すものとの非難も當らざるものと云ひ難いであらう。

我が國は印度と共に世界に於ける唯二つの女子の坑内労働を認容する國である。印度は既に女子の坑内労働に就いて漸減の方針を採り、一九三九年六月一日には完全に廢止せらるゝことになつて居るが、我が國に於いては今尚六千の女子の入坑を許容し全廢の方策は立つて居らない。昭和三年に始めて五箇年の猶豫期間を定めて女子の入坑禁止の原則を定めたる當時は約四萬人に及んで居つたが、五箇年の猶豫期間を経過したる昭和八年六月末には七千人に減少した。此の猶豫期間中に於ける自然的減少は、大鑛業権者が遵法的精神よりして漸減方針を採りたることに依るも、其の主なる原因は採炭方法の變更に依り從來の先山後山の一先の請負労働から、數十人を一團とする一切羽毎の集團労働になつた爲に、能率の擧がらざる女子の使用を要せざるに至りたる事、又他方健康保險の施行は疾病率の多い婦女子の入坑は徒らに健康保險組合の經濟に負擔を負はすものたらしめたる等の經濟的事由に依るのである。従つて女子の坑内労働の殘るのは北九州の松浦地方の薄層炭坑及び筑豊地方の

1 坑内女子及び年少者數減少表

年次別 (6月末現在)	年少者數		計
	男子	女子	
昭和3年	481	38,411	38,892
同 4年	1,419	33,532	34,951
同 5年	1,060	24,470	25,530
同 6年	516	11,385	11,901
同 7年	281	7,518	7,799
同 8年	201	6,854	7,055
同 9年	101	5,505	5,606

2 三交替制に依り深夜作業に従事する保護鑛夫數

鑛夫數	山		計
	男子	女子	
33	50	3,528	3,578

互助會系統の中小炭坑にして、是等炭坑は採炭方法變改の餘地少なく、健康保險組合の設立のなき(政府管掌)ものにして上述の經濟的事由の存せざるものである。昭和三年女子の坑内労働禁止の當時に松浦地方の薄層炭坑に就いては例外を認め來りしも、互助會系統の中小炭坑を昭和八年六月新に「主トシテ殘炭ヲ採掘スル石炭坑」として保護鑛夫の坑内労働を認容する所の昭和八年六月内務省令第十六號「鑛夫勞務扶助規則第十一條ノ二ノ特例ニ關スル件」が公布せらるゝに至つた。

而して坑内女子労働者六千人は約百四十の炭坑に集中して居る。従つて散在的のものなりせば最低年齢の實施と同様に容易なるも集中的であり永續的のものであり企業經濟の上からも、就業鑛夫の生活問題の上からも致命的重要性を持つて居る。中

小企業の犠牲に依る保護立法は比較的容易に実施し得るものと
する例外をなすものと言へよう。

三 輸出景気と軍需景気が我國の中小工業の勃興を促した
が、賃銀は依然低きことは曩に述べた如くである。政府は工業
組合法、商業組合法、輸出組合法等を制定し、同業者の共同施設
を助長し、無益なる競争を廢せしむることに努めて居るが、元
來中小企業の特質として資本力尠く、強大なる資本を擁する問
屋、仲介業者に對し對抗力弱く常に最低生産費に押し詰められ、
中小工業主は已むなく此の負擔をば賃銀低下に依り労働者に轉
嫁せしめ、工業主労働者共に十數時間の苦汗労働に服するも共
に利益する所なく遂に共倒れとなるの實狀に在る中小企業の勞
働者は企業主の所得する利益の割讓に與らんとするにあらずし
て、工業主と相携へて問屋業者に當り、問屋業者の注文價格の
引上げを要請すべき地位に在るのである。小工場に於ける工場
法違反の時間外労働、工場法適用外労働の十數時間に亘る長時
間労働は一に此の小企業主の相互競争に依る請負價格の低下に
基くものである。

工場法所定の就業時間の制限を勵行し不當なる低賃銀労働を
防止することは中小企業勃興と共に著しく重要性を加へて來た
問題である。此の問題の處理には從來通りの單に労働者の使用
方面に就いて警告を與へるのみでは其の目的は達せられない。
其の基本原因たる企業主と問屋業者との間の營業關係に改善を

加へることを必要とする。其の爲には中小企業主間の團結を奨
勵し鞏固にして其協定を強力化するの必要が存するのである。

社會局は此點に着眼し警察部長會議工場監督會議に於て特
に中小企業に於ける自動的統制に依る労働條件の適正化に就い
て地方當局の努力を促した(労働時報昭和九年六月號参照)。地方當
局は法規の制定なきも勸奨是れ努め、同業組合等をして自治的
に労働條件の改善を計らしめた。其結果静岡、埼玉兩縣に於け
る剪毛工業、静岡縣に於ける小幅織物整理業、大阪に於ける段
通工業、香川縣に於ける團扇工業、三重縣に於ける製陶業等に
於て相當の成績を挙げつゝあるのである。此間の事情を最も明
白に物語る静岡縣南遠織物剪毛業組合の申合規約を一例として
掲載しよう。

南遠織物剪毛業組合申合規約

- 第一條 本組合ハ此度本縣工場課長ヨリ出縣ヲ命ゼラレ職工ノ保護
上今後就業時間ニ付キ左記ノ通り堅ク遵守スル事ヲ申渡サレタリ
一、就業時間 (十二時間)
三、四月 午前六時半ヨリ午後六時半迄
五、六、七月 午前六時ヨリ午後六時迄
八、九、十月 午前六時半ヨリ午後六時半迄
十一、十二、一、二月 午前七時ヨリ午後七時迄
右ノ通り相定メタルニ付遵守スルコト
- 第二條 就業時間取締上ニ付本縣ノ命ニ依リ所轄警察署ト協力之レ

ガ達羅ナカラシムル機細心ノ注意ヲナスコト

第三條 本組合員ハ今般此ノ大問題ニ付縣ノ命ニ應ハズ就業時間ノ
不履行等有之場合ハ即チ組合ノ秩序ヲ亂ス者ハ違約金トシテ金二
十圓ト始末書ヲ相添ヘ組合ヘ出金スルモノトス

第四條 本件ヲ勵行ナサシムル方法ニ付キ見易キ處ニ就業時間表ヲ
工場内ニ貼付シ一觀ニ指示スルモノトス

第五條 剪毛工資ニ付作業時間ノ嚴格履行ニ對シ從來ト比較シ重大
ノ經濟狀態ニ大影響ヲ來タス事ニ相成之レガ解決法ニハ昭和八年
六月ヨリ工資ノ値上ヲ現行織屋側ヘ對シ左記ノ賃金ヲ支持ヘルル
ニ至ラザル場合ハ直ニ第三者ニアル立場ノ者ヲ介シテ吾々業者ノ
現今ノ慘狀ヲ披瀝シ而シテ今後如何ニ不況ノ場合ト雖モ最低賃金
單絲別珍一足代九十錢ヲ協定出來ル様大運動ヲ起シ以テ以上ノ賃
金ニ到達シ得セシムルモノトス

- 一、單絲別珍 一足 二丁箱 一金九十錢也
 - 一、双絲別珍 同 一金一圓也
- 以下コイル天ブロック之レニ屬ス

第六條 今般本組合ハ縣工場課長ト親シク會見協議ノ結果剪毛業者
ノ將來諸般ノ事務ニ付充分ナル理解ヲ得タリ因テ各員ハ一層事業
ニ熱心シテ製品ニ注意ヲナシ公正ノ態度ニ出テ本組合ノ社會ヨリ
信用ヲ重ンゼラルル様當ニ心掛ケルモノトス

第七條 本區域内ニ於テ新設工場設立ノ場合ハ本組合ニ對シ加入金
トシテ金一百圓ヲ本組合ヘ納金セシムルコト

第八條 本組合ハ製品ノ純良ヲ計ル爲メ此際徹底的ニ三丁箱ハ使用

セザル事(之レハ以前ヨリ嚴禁シアルモ未ダ不履行ノ者アル故)今
後違背者ニ對シ金五圓ノ罰金ヲ徴收スルコト

第九條 本組合ハ茲ニ臨時總會ヲ開キ以上ノ條項ニ涉リ充分ナル徹
底承認ヲ得テ各工場主ノ違背ナカラシムルト共ニ將來事業上益々
發展ノ爲メ實踐履行スベク誓ノ證トシテ各自署名捺印スルモノ也
昭和八年六月四日 南遠織物剪毛業組合印
組合員八十三名(以上捺印)

斯くの如き協定は大資本企業に在りては容易に遵守され得る
も、小資本企業に在りては資本關係よりして容易に問屋筋に切
り崩さるゝの虞が多い。況んや協定不参加者あるときは之を壓
迫するの實力は皆無である。中小企業に於ける適正なる労働條
件の維持の爲めには同業組合を指導して適當なる労働條件を協
定し、且つ其協定遵守の先行條件を爲す問屋筋との間の請負條
件を適當に協定せしめ、其の協定を遵守せしむる必要がある。
而して其の遵守の確保の爲には其の協定は強制力を附與するの
必要は絶對的である。

工業組合法は「營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲テ必
要ト認ムル行政官廳ハ工業組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員
ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者
ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命ズル
コトヲ得」旨を規定するが、此の趣旨は更に労働條件の適正化
の爲に有效なる同業者間の協定に就ても認めらるべきである。

昭和九年度は勸奨に依り或る程度の成果を収めたが、今後は之を法制化し、以て同業者團體の協定にして直接労働条件を定むるもの又は間接に労働条件の維持若くは改善の爲め効用ある請負条件等を定むるものに強制力を付與し、以て中小企業に於ける労働条件の改善に寄與すべきことは正に當局の任務と言ふべきであらう。

惟ふに中小企業は多分に努力請負的の性質を有し、其の労働条件の改善は劃一的に之を求むるときは、到底至難の業であるが、叙上の如き同業組合に依り業務別地方別に實情に合せしめつゝ行はんとすれば大企業に於けるよりも容易である。向後の労働保護行政は商行政と密接なる連絡を保ち乍ら同業組合協定の指導強化に依り達成すべく、最低賃銀制度も斯くの如き方式に依るならば達成するに近いであらう。此のことは労働保護行政に於ける一轉機として注目に價するものである。

四 労働監督の中樞は災害防止であるが、災害防止は技術的にして工業の實際を良く検討するにあらざれば必要な規則の制定及實施は困難である。近來社會局に於ける此の方面の成績は相當刮目に價する。工場に就ては曩に工場危害豫防及び例規則（昭和四年六月二十日内務省令第二十四號）及び工場寄宿舎規則（昭和二年四月六日内務省令第二十六號）が制定せられたるが、昭和九年に於いては五月三日内務省令第十一號土石採取場安全及び衛生規則を公布し六月より之を施行し、之が適用を受くる事

業場は二千百十二に及び之に使用せられ、右の規則の保護を受くる労働者は男一九、八〇一人、女一、七六九人計二一、五七〇人

に上つて居る。亦同年七月土木建築場に於ける安全及び衛生に關する注意書を事業主に地方長官を通じて配付し、從來兎角等閑に附され勝ちなりし危害防止上必要な設備及び處置に付事業主の注意を喚起し、其の趣旨の實現にも勸告しつゝあるが、近き將來に於て法制化さるゝ前提であらう。

更に昭和九年度に於いて具體化されたのは統一的汽罐取締令の制定である。從來汽罐の取締は久しく地方警察に委ねられ、各地方廳毎に區々なる取締標準の下に地方費負擔を以てする不十分なる取締機關に依り行はるゝが爲に汽罐製造業者、汽罐使用者に對し甚しき不便不利を與へつゝあると共に、同時に汽罐の技術的發達に尠からざる支障を生じ、且つ之が検査監督も亦徹底を期し難い實狀に在るのである。夫れ故に取締法規を全國的に統一すると共に取締監督機關の整備を要望し之が爲には被取締者より相當の手数料を徴するも可なりとの當業者の陳情書の提出は一再ならずであつた。當局は汽罐取締の統一法令の成案を得、汽罐検査手数料収入を財源として國に於いて新に汽罐検査の爲めに新に職員を設置し事務費を計上するに至つた。社會局に技師一人地方廳に技師三人技手四十七人を配置し検査の事務に當らしむると共に、尙社會局に汽罐規格調査會を設け技術の進歩に順應して公正妥當なる汽罐構造規格を定めんとする

ものである（昭和十年四月九日内務省令第二十號を以つて汽罐取締令を公布した）。

本問題の實質を良く表示する當業者の陳情書を左に掲載しよう。

昭和九年三月十日

燃友會長工學博士 森 彦 三

内務大臣男爵 山本達雄閣下

汽罐取締規則制定ニ關スル建議書

本年一月二十三日開催セル本會座談會ニ於テ左記ノ通り目下御省ニ於テ制定中ノ汽罐取締規則中ニ手数料徴収方ヲ規定セラルル様希望スル旨滿場一致可決シ候間速ニ御採擇相成度此段及建議候也

建 議

汽罐検査手数料並ニ汽罐士試験手数料ヲ徴收セラレンコトヲ望ム

理 由

汽罐検査ノ目的ハ危害豫防ト燃料節約トニアツテ其ノ時期ハ營業上ニ多大ノ影響アルガ故ニ使用者ノ利益上ヨリ見テモ検査手数料ヲ徴收シ其ノ便宜ヲ計ルコトハ現代ニ適應セル必要措置ナリ
然ルニ現在ノ汽罐検査ハ各府縣區々ニシテ何レモ規則制定當時ニ比シ汽罐數ヲ増大セルニ拘ラズ検査員ノ數ニ變化ナキヲ以テ備ニ危害豫防ノ點ヲ注意スルノミニテ燃料經濟並ニ期日ノ便宜ヲ計ルガ如キ餘裕全然無之ノ有様ナリ故ニ検査員ヲ充實スル爲メ検査手数料ヲ徴收シ新界ノ進歩ヲ謀ルコトハ目下ノ急務ナリ
汽罐士試験手数料ハ試験ニ要スル人件費及物件費ニ充當スルモノナ

陳情書

現在汽罐汽機ノ検査ハ各府縣所定ノ取締規則ニ據レルモノノ規定スル處寬嚴區々ニ涉リ取締ノ統一ヲ缺キ事業主及製造者ノ蒙ル不利不便尠カラズ且ツ検査ニ從事スル官吏ハ其數概本過少ニシテ嚴密ナル定期検査ハ勿論汽罐新設等ノ場合希望ノ日時ニ検査ヲ受クルコト困難ナル實情ニ在リ之ガ爲メ不慮ノ災害ヲ誘發スルヲ保シ難ク又徒ラニ汽罐ノ使用ヲ休止シ作業ヲ停頓セシメ生産能率ヲ阻害スルコト甚ダシキモノアリ仍テ此ノ際内務當局ニ於テ速ニ該取締規則ヲ統一シ併セテ検査員ヲ充實シ以テ災害ヲ防止スルト共ニ事業經營上ノ不便ヲ除去セラレ度此ノ段及陳情候也

昭和九年五月七日

日本工業協會

會長男爵 中島久萬吉

内務大臣男爵 山本達雄殿

五 近時労働保護行政上特に問題となるは事業主が事業擴張に際し新に使用する労働者を臨時工の形式を採る事である。事業主が事業擴張に際し大量的に労働者を新に備入れんとするときに、將來に於ける事業縮小に際し整理を容易ならしめんとすに臨時工と爲すのである。職工解雇の際の退職手当解雇手当は今日の處工場の福利施設として各企業毎に任意に定めて居る處にして、法規としては工業法施行令第二十七條ノ二に於いて僅に二週間前豫告するか又は之に代はる二週間分の賃金を手當と

して支給することを命ずるのみである。臨時工問題は一は福利施設たる解雇手当退職手当に對し機會均等を主張する水平運動であり、他の一は工業主が工場法施行令第二十七條ノ二の適用を免れんとするの脱法行為の問題である。前者は労働運動の題目としては重要な問題にして組合運動者は今よりして適當なる方式を求めて資本家に當り、將來の解雇に備ふることは緊要である。之に反して後者は工場法施行に關する問題である。脱法の形式に二つありて、一は直接雇傭契約形式を採るも短き期間を定めて必要に應じ更新するも、必要なときは更新せざるものにして、他は勞力請負業者より供給せしめ工業主と労働者との間に直接雇傭關係の存在なきものとするものである。前者に就ては「期限付雇傭契約」雖モ從來ノ事例作業ノ狀況等ノ客觀的事實ヨリ見テ期限ニ至リ契約更新セラルルヤ期限ト共ニ終了スルヤ不明ニシテ期限終了ニ際シテ更新セラレザル場合ニハ特ニ其ノ旨ノ申渡シヲ爲スコトヲ要スルガ如キモノニ就テハ斯カル申渡シハ工場法施行令第二十七條ノ二ノ雇傭契約ノ解除ト同視スベキモノニシテ二週間ノ豫告ヲ爲スカ或ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要スル(昭和五年六月五日通牒)と定め、更に後者に就ては「日々ニ雇入ノ形式ヲ採ルモノ又ハ請負人ノ供給スルモノト雖モ事實上特定セラレ且相當繼續シテ使用セラルル場合ニハ事實上期間ノ定ナキ雇傭關係成立シタルモノト見ルベク其ノ雇入ノ停止ハ事實上契約解除ト見ルコトヲ要ス

ル義ニ有之而シテ如何ナル期間ノ繼續ヲ以テカカル關係ノ成立セリト見ルベキカハ法文上直接ノ規定ナキモ健康保險(施行令第九條)ニ於テ供給入夫及ビ日雇労働者ハ三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ被保險者トナルニ鑑ミ工場法モ同一ノ取扱ヲ爲シ三十日ヲ超エテ繼續使用セラレタル職工ハ日々雇入又ハ勞務供給ノ形式ニ依ル場合ト雖モ施行令第二十七條ノ二ノ適用アルモノト解スルコトと爲した。

前通牒は法理上間然する所なく物議を生ぜなかつたが、後通牒は多少の物議を起した。蓋し解雇の豫告の必要は専ら雇傭の將來への繼續性の存することを前提とするに、本通牒は單に過去に於ける一月間の繼續の事實を以て凡べてを律せんとした處に法理上及び實際上の無理を生んで居る。筆者の愚見に依れば労働者をして繼續して無期限に使用せらるるべしとの期待を生ぜしむる實觀的事實を標準とすべく、而して此の事實は就業する勞務が繼續的なること、特定職場に繼續して使用せらるること且つ勞務の性質が人夫的な代替性なものでなく、職工的にして非代替性のものであること等たるべく、此の事實に期間附職工に對する通牒の趣旨を加味して解決すべきものとすれば法理的にも正當であり實際上も無理を生じないのであらう。

臨時工問題に就いて昭和八年八月三菱重工業名古屋航空機製作所(元三菱航空機名古屋工場)に於いて三千人の臨時職工を勞務供給請負人の供給入夫として使用したることより、労働争議を

勃發し世人の耳を聳だたしめた。本件は会社に於いて全部直接雇傭する職工とする事に改め落着した。労働組合側は夙に本制度に反對し昭和八年九月の官業労働總同盟大會及び更に次いで開かれたる日本労働組合會議第三回大會並に十一月に開かれたる労働總同盟、全國労働組合同盟、日本労働組合總聯合會の大會及び日本労働組合全國評議會の創立大會に於いても臨時工制度廢止の要求を掲げた。現在に於いて上記通牒に基づいて嚴重取締つてゐるから脱法行為は漸次影を潜めつゝあるから、殘る處は前述の解雇手当制度への機會均等の要望で、之は労働組合運動として解決せらるべきものであるが、其解決は容易であるまい。尙亦近時法制に依る強制的な一律的退職手当積立金制度が考究されつゝあるが、實現の曉には本問題は或る程度迄解決せらるるであらう。

六 最後に労働保護上最も憂慮すべきことは労働者の犠牲に於ける労働強化の激成の傾向である。此のことが法規に牴觸せざる範圍に於ける労働時間の延長又は賃銀低下ならば經濟界の大勢に左右せられるものにして單に事業主を攻むることも得ないが、下表の如く法規違反(労働時間の延長等)又は災害率の激増を呈するに至つては誠に看過し得ない重大なる問題である。労働監督行政の任に當る者の一層の奮勵と事業主の猛省を促がざるを得ない。

下表は昭和八年は昭和七年に比して賃金貯蓄金等給與に關す

違反法規

年度別 違反事項	昭和7年		昭和8年	
	戒告	處罰	戒告	處罰
労働禁止(含む)等 の労働(含む)等 違反(含む)等 違反(含む)等	2,734	192	3,892	348
労働時間 違反(含む)等 違反(含む)等	1,588	20	866	12
計	4,322	212	4,758	360

災害率(千人當率)調

種別	昭和7年度	昭和8年度	8年度増減
死傷總數	21.40	22.10	減 0.70
重傷數	5.21	5.10	減 0.11
死亡數	0.156	0.192	増 0.036

る違反の約半減したるに拘はらず、労働時間に關する違反の激増したる事を示し以つて事業主がインフレ景氣に依つて懐具合の良化したるが、長時間労働強制的の傾向を明白に物語つて居る。亦後者は労働強化、労働時間延長、不熟練職工の増加の影響に依つて安全運動に依つて例年災害を低下せしむる傾向を反映したもので殊に機械器具工場、化學工場及び飲食食物工場に於ける死亡發生率の激増は特に注目し得る處である。

労働部の所管するものとして職工職夫其の他の労働者の災害扶助及び災害扶助責任保險制度があるが、廣義の社會保險の範疇に入るものであるから社會保險行政の下に記述しよう。

社會保險行政

はしがき

廣義に於ける社會保險 (social insurance) は労働者職員其他一般無産大衆に對し身體的又は經濟的事故に付權利として一定の給付を爲す制度を凡て包含し事業主責任の労働者災害補償をも包含するが、最も狹義に解するときは第一に一定の危険率の下に保險料の算定せらるゝものたることを要し、従つて失業保險を排斥し、次に被保險者よりの保險料の據出を要件とし、従つて労働者災害補償制度及び全然保險料を徴せざる英米諸國の或る年金制度を除外するのである。社會局官制に基づく保險部所管の社會保險は失業保險を社會部に譲り、又保險的施設に依らざる労働者災害補償制度及び保險的施設なるも直接労働者に給付を爲すの法律構成を採らざる労働者災害扶助責任保險を労働部に譲つて居る。

健康保險の現況

健康保險は工場法の適用を受くる工場及び鑛業法の適用を受くる鑛山に使用せらるゝ者を被保險者とし、大正十一年に制定昭和二年一月一日より保險事業の開始せられたるものなるが、實施當初斯種大規模なる國營保險に當然に隨伴する無理解、不熟知より來る反對的の論評乃至は運動を克く之を克服し來り、經濟界の不況より被保險者の減少貨銀の低下を來たし、保險料收入を著減し昭和六、七年度に於いては一時保險經濟を危から

昭和8年度健康保險事業一覽
(官業共済組合管掌を除く)

保險者別	被保險者數(8年度末)	保 險 給 付					事務費	庫 車 交付金
		療養費及療養の給付	傷病手当金	埋葬料及埋葬費	分娩助産費及胎死手当	産及當 出手當金		
政 府	1,294,906	10,028,114	3,987,735	316,609	432,943	375,962	1,143,084	1,696,670
健 康 保 險 組 合	706,375	5,994,738	4,292,072	194,270	243,679	—	—	1,376,154
計	2,001,281	16,022,852	8,279,807	510,879	676,619	375,962	1,143,084	3,072,824

しむるの狀況を呈したるも昭和八年度以來前述の如き被保險者數の増加は、健康保險事業の經營を好轉せしめ、多額の剩餘金を生ぜしむるに至らしめた。昭和九年度は豫期せざる被保險者數の激増を示し健康保險特別會計は之を賄ふためには追加豫算の提出を必要とするに至つた如き好轉振りを示して居る。

上に最近の健康保險事業の成績の一覽表を示さう。健康保險の適用範圍の擴張昭和九年に於ける社會保險行政上の一大收穫は健康保險の擴張である。昭和九年三月第六十五回帝國議會を通過せる健康保險法中改正法律(昭和九年三月二十六日法律第十三號)及びこれ

が施行勅令(昭和九年十二月二十八日勅令第四百一號健康保險法第十三條第三號(ホ)の規定に依る運送事業の指定の件)に依り從來適用ありたる「工場法第一條ノ規定ニ依り同法ノ適用ヲ受クル工場」及び「鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場」の外「左ニ掲グル事業ニシテ常時五人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ」に新に適用せらるゝに至つた。

- イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解體の事業。
- ロ 礦物の採掘又は採取の事業。
- ハ 電氣傳導又は動力の發生若は傳導の事業。
- ホ 自動車、荷牛馬車又は荷車に依る運送事業。
- ヘ 索道に依る運送の事業。

右に依り新に適用を受くべき事業數約五萬、被保險者數は五十萬と推定されて居るが、近時中小企業勃興の趨勢よりして尙増加するものと考へられて居る。而して増加すべき主なる事業の種類は織物業、染色及び其の他の整理加工業、組物及び編物業、機械器具工業、窯業、護謨製造業、醸造業、菓子製造業、印刷及び製本業、木竹及び葦莖製品業、土石採掘及び採取業、電氣傳導の事業、地方鐵道業、軌道業、自動車、荷牛馬車又は荷車に依る運送の事業である。

健康保險は本來給付費の一例を事務費とし、事務費は國庫負擔とし、給付費は原則として勞資折衷の主義を採り來りたるが、若し此の原則を固持せんか現在の赤字財政の狀況を以てしては容易に此の種恒久的負擔の増額は財政當局の容るゝ處に非

ず、健康保險の擴張は恐らく當分實現困難であらう。社會局當局が事務費國庫負擔主義の方針に拘泥せず保險料自辦主義を以て擴張を企圖せるは誠に妥當である。

惟ふに赤字公債を以て巨額の歳入の缺陷を補填する現狀に在りては、一般會計國庫負擔の原則の價値自體に多大の疑問の存するものと考へらるゝ故に、保險料自辦主義にてどしどし社會保險を擴張すべきものと考へらる。只健康保險組合に對する國庫交付金は引続き給付費の一例を標準として支給せらるゝから、此の間多少の不均衡を生ずることゝなつた。

健康保險の擴張問題として殘されたる主なるものは土木建築の事業及び仲仕の事業に使用せらるゝ労働者並に商店及び事務所に雇用せらるゝ俸給生活者である。土木建築及仲仕の事業に雇用せらるゝ労働者は性質上日傭労働者にして傭主と労働者との間に特定の繼續的關係は存在しない。健康保險に於いては傭關係の安定性を前提要件とし、被保險者の特定を先決條件とするが、土木建築や仲仕に於いては此の條件を容れない。夫れ故に土木建築を對象とする労働者災害扶助責任保險に於ては請負金額に依り、横濱沖仲仕業共済組合に於いては請負金額を、製鐵所構内運搬業共済組合に於いては請負金額を夫々の標準として保險料を定めて居ることは明白に此の間の事情を物語るのである。筆者の意見を以てすれば労働者の災害扶助に就ては現行の扶立法規に委ね私傷病に就ては、後述の如く職業紹介所

中心にして強制的に共済組合を設立せしめ之をして行はしむべきである。之に反して商店事務所の使用人は最も雇傭の安定性のあるものにして、現行健康保険に保険給付及保険料に特別を加ふるに依りて容易に吸収し得るものであるから、昭和十年年度の健康行政の研究題目は先づ此の方面であるべきである。

尙健康保険の擴張に際し衆議院の希望決議に基づき健康保険の手續の簡易化を断行したる諸點は左の通である。

- (1) 健康保険法施行規則中主ナル改正事項
 - (イ) 昭和九年十二月二十八日内務省令第三十九號
 - (ロ) 保険料ノ控除計算書ヲ廢止シタルコト
 - (ハ) 口頭申請ヲ爲シ得ル範圍ヲ擴大シタルコト
 - (ニ) 工場轉勤ノ場合ノ取扱ヲ改正シタルコト
 - (ホ) 埋葬料、埋葬費請求ハ單ニ事業主又ハ其ノ代理人ノ證明書ヲ添附シテモ之ヲ爲シ得ルコトニ改メタルコト
 - (ヘ) 工場、事業場ノ密集セル地域ノ警察署、同業組合事務所其ノ他便宜ノ場所ニ駐在員ヲ駐在セシメ諸手續ノ指導相談ニ應ゼシムルコトト爲シタルコト尙新ニ樞要ノ地ニ設置シタル健康保険相談所ニ於テモ諸手續ノ指導相談ニ應ズルコトト爲シタルコト
 - (四) 諸届又ハ諸請求書用紙ヲ印刷シ(地方廳、警察署、同業組合事務所等ニ)配付スルコトト爲シタルコト

れて居るが、其條件として(一)健康保険法の規定に依る保険給付と同様の給付を爲す事及(二)給付に要する費用に付政府が健康保険法の規定に依る國庫及事業主の負擔と同一の割合を下らざる負擔を爲す事を必要として居つた(健康保険法施行令第七條)。

而して之に照應して「政府ノ事業ニ従事スル現業員ノ相互救済ヲ目的トスル組合ニシテ勅令ノ認ムルモノガ其ノ健康保険ノ被保險者タル組合員ニ對シ健康保険法ノ規定ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ヲ爲ストキハ政府ハ當該勅令ニ依ル給與金ノ外當該給付ニ關シ政府ガ健康保険法ノ規定ニ依ル國庫及ビ事業主ノ負擔ト同一割合ノ負擔ヲ爲ス爲必要ナル金額ヲ組合ニ給與ス」と定め(昭和元年勅令第五號政府給與金増額に關する件)て居る。

官業共済組合は前述の如く國の直營する現業に従事する労働者を凡べて包含するものにして其の沿革は古く、其の包含する労働者の範圍及び給付の種類は健康保険よりも廣く且つ多く、全般的に見て完備に近い社會保險の一系體を成して居る。然るに健康保険の制定改正に依つて共済組合の一部の給付に付いて變改を加へしむることは保險組織に破壊を加へるものにして決して策の得たものでない。共済組合は健康保険の持たざる重要な保險給付を重き使命として居るのであるから、夫れ自體として發達せしむべきものである。今般健康保険の擴張に依つて自動車に依る運送事業が適用範圍となり、鐵道省經營バスの従業員が健康保険の被保險者となつた機會に於いて「組合ノ給付

- (5) 工場協會、同業組合、健康保險協會其ノ他ノ團體ニ於テ健康保險ノ手續ニ關シ關係事業主又ハ被保險者ノ爲ニ無料又ハ低額ナル料金ヲ以テ代書ノ便宜ヲ圖ルコトト爲シタルコト
- (6) 地方廳ノ規程ノ改廢ヲ行ハシメタルコト

是等諸點は健康保險實施七年にして漸く断行せられたるとしては遲きに失する議を受くべきもの多い。由來手續を徒らに複雑ならしめ自己の事務上の便宜のみ考慮し、一般民衆の便宜を考慮せざるは官僚の弊風であるが、社會保險に於いては特に最も禁物であつて、當務者は常に民衆の利便を計ることに心掛く健康保險と官業

鐵道、通信、陸海軍、林業、土木等の各現業官廳に於ては其現業に従事する常備労働者の爲に共済組合が設けられて居る。官業共済組合は備主たる政府及被備者たる組合員双方よりの掛金に依つて公傷、私傷病、癩疾、退職等の事項に對し年金、一時金又は醫療費の全部又は一部の額を支給する所の最も完備せる社會保險體系である。政府は共済組合に對し通常給料總額の百分の二の給與金を支給する外、共済組合が退職年金又は癩疾年金制度を採ると共に、更に給料總額の百分の三に相當する給與金を支給する(明治四十年勅令第二百二十七號、及大正九年勅令第八十號)。之に對して組合員は俸給の百分の六(又は之に近きもの)を讓出して居る。健康保險の施行に依り共済組合の健康保險の代行を認めら

ノ種類及程度ヲ」綜合して「内務大臣ニ於テ適當ナリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ其ノ被保險者ニ對シテハ健康保險法ノ規定ニ依ル保險給付ヲ爲サズ」且つ「保險料ハ之ヲ徴收セズ」と改め(昭和九年十二月二十九日勅令第四百號)て、從來の健康保險給付と同種給付を爲すこと及び其の費用負擔に就いて政府が國庫及び事業主と同一の割合に於いて負擔することの拘束を棄てて、共済組合の組織全體よりして妥當なりと認めたるときは、其の組合員を事實上健康保險の被保險者たらしめざることをなしたものであつて、劃一を打破し自主的の共済組合主義に依る社會政策の遂行の一徵標と觀ることが出來よう。

國民健康保險

健康保險の要素は繼續的の雇傭關係である。然るに我が國人口の半以上を占むる農山漁村民は所謂企業に使用せらるゝものでなく、自己の勞力を主要なる手段として僅なる生産手段を所有し又は借り入れて獨力經營する一種の企業主なるも實質的には獨立労働者である。都市に於ける小賣商人、行商人等も多く此の範疇に屬する。従つて我が國に於ける社會保險が單に從來の雇傭關係を前提とする健康保險制度を墨守するときは到底一般大衆に普遍的たることを得ないのである。保險部に於いては特に從來の健康保險の思想を棄て、自主的自治的の保險組合を地域的又は業務的に組織せしめ、而して地域組合に就いては組合加入有資格者の三分の二以上の賛成あるときは殘部は當然に

加入するの組織を採り、而して其の給付内容は一切組合規約を以て定めしむることを骨子とする國民健康保険制度要綱を昭和九年七月非公式に發表するに至つた。

劃一的觀念的なる保險組織を棄て大膽に自主的組合主義を採用したるものにして頗る實狀に即するものである。我國一般大衆に對する保險制度は斯る考方を以て解決し得るものであらう惟ふに我が國社會保險は雇傭關係の安定せる一般被傭者は其の使用せらるゝ事業を中心として保險組合を組織せしめ、雇傭關係の安定性なき日傭傭労働者は職業紹介所を中心として保險組合を組織せしむべく、雇傭關係の無き獨立労働者は地域的に保險組合を組織せしむるの方針を以て進むべきものと考へる。此の點は更に結語に於いて論ずるであらう。

労働者災害扶助及同責任保險

労働者災害扶助制度は廣義に於ける社會保險の觀念の内に入るが、我國に於いては工場法、鑛業法及労働者災害扶助法に規定せられ労働監督の一部として實施されて居る。之等法規には扶助そのもの私法上の法律關係を何等規定して居らないので法規實施上不便を感じて居つた。今般之等三法規を改正し之に夫々扶助と損害賠償との關係、扶助請求權の時効(二年)及び扶助請求權の讓渡及び差押の禁止を新に規定した。其の外に労働者災害扶助法に左の如く改正を加へた。

(一) 鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道電氣若は瓦斯の事業

障害扶助料	六三、〇〇三	一五、〇〇四
遺族扶助料	一三、〇〇二	一七、〇〇六
打切扶助料	八、〇〇〇	一九、〇〇三
翌年度へ繰未経過保險料	三九、〇〇九	四九、〇〇五
翌年度へ繰未経過保險料	六三、〇〇九	五八、〇〇二
發生事故件數	一五、九七	一
保險工事件數	六、二六	七、八九
保險工事使用労働者延人員	四四、六三、六九	一
昭和八年十月一日現在保險工事使用労働者數	三、八、四〇	一

本保險の保險料は原則として請負金額を標準として算定し、例外的場合に於いて労働者の賃金(使用延人員に依り算定す)に依り算定する。理論としては賃金總額に依り算定するを正當とするも、實際上一般的には精確なる賃金總額を採知する事は不可能なる實狀より已むを得ざる手段として請負金額に依り算定するのである。而して保險料算定の標準とする請負金額は材料費を一定割合に包含することを前提要件とするが、注文者に於いて材料を支給する事例が尠くない。而して此の注文者材料支給の場合には、現行法は賃金總額に依り算定し得るの選擇權を政府に認めて居るが、實際上眞の労働者使用延人員を採知すること不可能なる事からして此の選擇權の行使を差し控へて來た。然し近時危険率の多い大工事にして注文者材料支給の工事増加し保險經濟を脅やかすに至つた故に、請負金額中に注文者支給の工事材料の價格を算入することに改むることに致し、昭和十

に付いては之等の事業を營む者が其の事業の爲にする直營工事の外に新に此等事業に於ける使用中の工作物(作業の運行に直接關係なきものを除く)に關する註文に依り、工事即ち之等事業に於ける修理保存の工事に於て請負に依るものを新に適用範圍に加へ以つて法適用均衡の缺陷を補填した。

(二) 第二次的扶助責任者は從來は土石砂鐵採取の事業又は仲仕の事業が専ら同一の註文者の註文に依るものなるとき、例へばセメント會社が其の石灰石の採取を請負業者に請負はしむるとき又は倉庫業者が倉庫荷役を仲仕業者に請負はしむるときに註文者を第二次的扶助責任者としたが、今回新に「船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ作業(動力ニ依リ運轉スル揚重機ヲ用フルモノニ限ル)」即ち船内荷役に於て註文に依り爲さるゝもの並に(右)一に述べたる新に扶助法規の適用を受ける工事に付いて其の註文者を其の註文に依る作業又は工事に關して第二次的扶助責任者と定めた。

労働者災害扶助責任保險制度は請負業者の爲す土木建築事業に於ける労働者災害扶助責任を保險するものであつて、昭和八年度に於ける本保險事業の概況を表示すれば左表の通である。

保險料收入	八年度	九年度
收入保險料	一、三、八、〇三	一、五、五、三八
前年度より繰未経過保險料	二、五、〇、四三	六、三、一、七九
前年度より繰未経過保險料	三、九、九、八六	三、九、五、九九
休業扶助料	二、九、六、八六	五、六、七、七五
休業扶助料	一、五、三、六六	二、七、九、二四

年三月二十二日勅令第二十七號を以つて労働者災害扶助責任保險法施行令に依り保險料算定の基礎となる請負金額に注文者の支給する工費用物の價格を算入することに成り、而して其の工費用物の價格の標準を左の通とした。

- 一 注文者が購買シタル物ニ付テハ其ノ購買價格
 - 二 注文者が其ノ業トシテ生産又ハ製造シタル物ニ付テハ其ノ支給ノ時ニ最近接シテ注文者が販賣シタル通常ノ價格
 - 三 前二號ノ規定ニ依リ難キ物ニ付テハ其ノ見積價格
- 同時に亦管轄外輸送の場合に於ける事務簡捷を計つた(施行令第十七條及施行規則第十九條の改正並に施行規則第十二條ノ二の追加)。

尙從來鐵塔、鐵釘タンク等の建設、電線等の架線又は橋梁に於ける鐵桁の架設等の工事に於て其の請負價格中に鐵骨、鐵釘、電線又は鐵桁等の價格を包含せざる場合には組立又は据付工事として保險料率適用上は「建築工事」にあらずして「其ノ他ノ工事」に該當するものとして取扱つて來たが、右の改正に依り鐵骨、鐵釘、電線、鐵桁等の價格が保險料算定の基礎たる請負金額に算入することとなつたから、之等工事を保險料率適用上「建築工事」として取扱ふこととなつた。

亦開鑿式地下鐵工事は隧道工事と言ひ難きを以つて一般の土木工事に同様に保險料率適用上「其ノ他ノ工事」として取扱つて來たが、從來の實績により徴するに其の災害率は通常の隧道工事の二倍に達する状態であつた。夫れで昭和十年四月八日内務

省告示第二百二號を以つて特に工事の種類に地下鐵道建設工事（但し開鑿式ニシテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供セザルモノヲ除ク）を加へ其の保険料率を請負金額一萬圓當りの保険料二二三圓、賃金一圓當り保険料三二錢と定めた。之に依り従来一般請負業者（又は一般工事註文者）の負擔に於いて保険金を受けるため地下鐵建設工事に付いて不合理を除去した譯である。

社會行政

はしがき

廣義の社會行政は保險組織に依る社會保險行政、權力關係に依つて勞資關係を調整する勞働行政と、主として公的費用に據つて一般無産大衆に給與又は利便を與へる公的施設を爲す狹義の社會行政とに分かつ事が出来る。而して此の狹義の社會行政は更に生活能力なき者の救済を爲す救護行政と、一般庶民大衆の生活上の便宜を増進せんとする福祉行政と職業を獲得せんとする者に之に利便を與へ、而して獲得せんとするも得られざる者を救済する職業行政に分つ事が出来る。而して之に融和行政をも附加すべきであらう。尙救護行政は法令に基づく恒久的救護行政と時局匡救の爲めにする臨時的救護行政に分割しよう。

甲 恒久的救護施設

救護行政は生活能力なき者の救済を爲すものにして一般的施

して居り、我が國社會行政の根幹を成すものである。

昭和七、八年救護法施行状況調

昭和七年	人員	金額
一五七、〇七二	三、八二四、六三八	
昭和八年	人員	金額
二〇八、五七〇	五、五二八、八八七	

昭和八年度被救護種類別人員調

生活扶助費	一七六、七一九
醫療費	二八、二四七
助産費	三、二二八
生業扶助費	三七六
埋葬費	一

生活扶助費受領者負擔別

市負擔	町村負擔	道府縣負擔
六六、三三三	六三、九五〇	一、九六〇

昭和八年九月末現在被救護者種類別表

十三歳以下の者	實人員	百分比
五二、五五四	四七・五	
六十五歳以上の者	二九、三三七	二六・五
疾病、傷痍者	一五、六四六	一五・一
不具癱疾、精神耗弱又は身體虛弱	一一、〇五五	一〇・四
妊産婦、幼者、哺育の母	九七一	〇・五
計	一一〇、五六三	一〇〇・〇

設としては救護法、軍人に就いては軍事救護法、更に兒童の救済の爲めに少年救護法及兒童虐待防止法の制定がある。

軍事救護法は夙に大正六年以來施行せられ先づ完全に行はれつゝあるは、救護を受ける事由の發生原因が特殊であるから當然である。一般施設たる救護法は公認競馬よりの國庫納付金を財源として漸く昭和七年一月より實施せらるゝに至つたものであるが、庶民大衆の貧窮化は人口の増加と共に要救護者の數を益々増加せしむべく、救護法施行の國庫及公共團體への負擔増加は難問を提出するであらう。特殊の兒童救濟事業は其の自身自身が一般の耳裡に入り易きのみならず其の要救濟の範圍が限定的にして増加の虞が尠き故に財政當局の容易に聽く所となり最近に於いて兒童虐待防止法制定せられ、又感化院法が改正せられ少年救護法制定せられ、此の方面に於ける成績は誠に刮目に値し略々完備に近いものと云へるであらう。

4 救護法 救護法は六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者、妊産婦又は不具癱疾、傷病其の他精神又は身體の障害に因り勞務を行ふに故障ある者が貧困の爲生活すること能はざるときは生活扶助、醫療、助産又は生業扶助を爲し、而して市町村（同一町村に居住すること一年に滿たざるときは道府縣）費用を負擔し、道府縣は四分の一を國は二分の一以内を夫々補助するのである。昭和七年一月より施行せられ日尙淺きもの經濟界の不況に依る一般大衆の貧乏化に對する方策として重大なる役目を爲

昭和八年度軍事救護状況調

救護種類	戸數	人員	金額
生活扶助	30,015	98,773	2,638,819
醫療	61	62	58,014
助産	(1,070)	(1,195)	
生業扶助	(29)	(29)	236
臨時生活扶助	11	22	1,178
埋葬	(6)	(22)	48
計	(7)	(30)	405
	(436)	(450)	4,283
	30,094	98,905	2,702,935
	(1,548)	(1,726)	

庫負擔に於いて爲すものである。

救護費の増加は大衆の貧窮化を物語るものであつて、而して被救護者の半數近くが財政的に窮乏せる町村に於て負擔せらるることは町村の負擔能力の上よりして考慮を要するに至るべく教育費の國庫負擔金の場合の如く差等を設くるの必要を生ずるであらう。

ハ 兒童虐待防止法 兒童虐待防止法は十四歳未満の兒童を保護すべき責任に在る者が兒童を虐待し又は著しく監護を怠りたるときは地方長官は兒童を保護する責任ある者に對し訓誡を與へ、又は條件を附して保護せしめ或は兒童を引取り、これを家庭又は適當なる施設に委託することの處分を爲すことを得せし

軍事救護法

軍事救護法は現役兵の入營下士兵卒の應召、傷病若くは死亡又は傷病後の死亡の爲生活すること能はざる者に生活扶助、醫療、助産又は生業扶助を全額國

最近5年間軍事救護人員及び費用調

年次	救護人員	金額
昭和4年度	44,143	1,498,014
同 5年度	51,856	1,586,695
同 6年度	71,643	1,731,614
同 7年度	99,023	2,427,496
同 8年度	98,909	2,702,935

被救護者	戸数	人員	金額
傷病兵	134 (40)	1,313 ¹³⁵ (41)	13,005 ^円
傷病兵及其家族	1,466 (145)	6,452 (170)	225,253
下士兵卒の家族	27,537 (1,328)	89,959 (1,471)	2,370,641
傷病兵の遺族	300 (13)	850 (18)	35,618
下士兵卒の遺族	657 (22)	1,509 (26)	58,418
計	30,094 (1,548)	98,905 (1,726)	2,702,935

備考

1. 括弧内の数字は同1人にして2種以上の救護を受けたるものを示す

め、之に要する費用は本人又は扶養義務者の負擔なるも、辨償し得ざるときは道府縣負擔し其の内半額以内を國庫より補助する事になつて居る。尙其の外に輕業、曲馬、乞食、戸々に就き又は道路に於いて物品を販賣し又は歌謡、遊藝其の他の演技を行ふ業務、藝妓、酌婦、女給その他酒間の斡旋を爲す業務に就かしむる事を禁止して居る。

兒童虐待防止法に依る

處分に要する費用にして道府縣に於いて負擔したるときは其の二分の一以内を補助する事になつて居り豫算上は五萬圓計上し

續の費用を以て(即ち七年度は御下賜金は國費六十萬圓宛八、九兩年度は夫々百二十萬圓宛)農漁山村に於ける醫療救護を開始した。平素醫療機關の無い疲弊した村落に出張診療、巡回診療等爲した。廳府縣も昭和八年度には約三十二萬圓を支出し、昭和九年度も四十二萬圓支出するの豫算である。實施方法として府縣に於いて直接行ふものと恩賜財團濟生會に委託して行ふものと二種がある。

本施行に依り無料にて醫療救護を受けたる者の實数は左の通りである。

昭七年	昭八年	昭九年	昭十年
取扱患者實人員	五四五、九五〇	八九五、五二五	一〇、三二五、〇九六
治療延人員	五、六七一、六五一	一〇、三二五、〇九六	八、三四〇、五一九

○ 學校給食 農山漁村及び中小商工業者の窮迫の結果學童中食を欠き又は甚しき粗食を攝る者が増加し、延いて就業困難となる數が夥しくなつた。

此の状態に鑑み昭和七年以降三箇年の時局匡救臨時施設として國庫から學校給食の爲の費用を支出することとなつた。其の状況は左の通りである。

昭七年	昭八年	昭九年	昭十年
國庫交付金	六六、二〇	一三、八五	四三、六六
實施學校數	一三、八五	四三、六六	七〇、八五
給食兒童數	一三、八五	四三、六六	七〇、八五
食料費	六六、二〇	一三、八五	四三、六六

(就業兒童百人に付四人の割合)(一食平均二錢六厘)

委託兒童調 (自昭和八年十月一日 至昭和九年三月末日)

委託別	繰越	新規	廢止	年末現在
家庭委託	5	6	1	10
施設委託	24	64	14	74
合	61	134	7	164

正され兩院を通過して昭和八年五月法律第五十五號を以て公布し、昭和九年九月勅令第二百八十號を以て同施行令制定せられ、同年十月十日より施行せられた。

主なる要點は少年鑑別機關の設置を奨励し、其創設費の二分の一經常費の六分の一を補助し(豫算約八千圓計上)院外監護制度を採り、院外委託費の六分の一を補助し(豫算約三千六百圓計上)更に新に少年救護委員を設けしめた(名譽救護委員五、八八〇人委員費一人一〇圓として其の六分の一補助豫算上九、八〇〇圓計上)ことである。

乙 時局匡救臨時救護施設

1 醫療救護 政府は御下賜金及び國費を合せて六百萬圓の豫算を以て昭和七年度後半より昭和八年度、同九年度の三箇年繼

同 八年度	同 九年度
一、〇六九、五三六	一、四二一、八七三
一三、六四	一
五三、六三	一
一、三五、四四六	一

(同五人の割合)(同三錢)

國庫交付金以外は道府縣、市町村、公益團體等より直接寄附金、學令兒童就業獎勵費國庫補助金よりの支出等に依り辨せられた。

ハ 郷倉助成 一方倉庫には物資は溢る、程ありて生産過剩を仰ち乍ら他方窮乏饑饉に泣く者の尠くないのは現代資本主義の病弊である。此の有餘の物資を有効に配分する經濟手段こそ資本主義の維持の上からも是非探求せねばならぬ所である。米穀法に依り政府所有米は千三百餘萬石に及んで其の收容に困却する状態であつて、斯かる多額の米は管理の上からも多少の無償配給も決して不得策でないのである。只配給すべき良手段の無きのみである。

此處に於いて飯米配給の手段として考へられたのが、郷倉制度である。

郷倉は主として備荒の爲郷家相寄り貯蔵を行ひ凶年に於いて其の飯米の貸出を爲し、以て一般の生活苦難を緩和せむとするものであつて、尙平時に於ても農家金融機關として又粗貯蔵の機關として農家の保護救済に裨補する處が尠なきを以て、政府は一方五十萬石以内政府所有米穀の臨時交付に關する諸件案を昭和九年十一月の臨時議會に提出して其の協賛を得る(昭和九年法律第五十二號因作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する

てゐる。

二 少年救護法 感化院法に修正を加へ從來の院內教育の外に一般不良兒童に對する保護監督を行ふ爲院外監護制度を普及し且つ兒童に對する科學的調査を基礎として保護教育を組織的に行ふ爲に、少年救護法が去る第六十四議會に議員側より提出され一部修

第三十五號を以て公益質屋法を制定し、市町村又は公益法人に公益質屋を經營せしめ、貸付利率、利子の計算方法、流質期限、質物の處分方法等々利用者を保護する制度と爲すと共に、經營者に対し公益質屋の設備に要する經費二分の一の國庫補助を爲すと共に貸付資金並に設備費に對し低利資金を融通して其の普及發達を獎勵して居る。

法律實施當時に於ける公益質屋数は僅に七十箇所なりしも、昭和七年十月末現在には三百三十六箇所増加したるも、經濟界の不況に伴ひ庶民金融の一層の梗塞を來たしつゝある状態に鑑み、時局匡救の一方策として公益質屋の發達の急務を認め所謂時局匡救豫算中に昭和七年度に於いて豫算二六五、二七八圓（設備補助二五〇、〇〇〇圓、借入金利子補給一五、二七八圓）を以て一般市町村百餘箇所、特別町村二百箇所に急設せしむる方針を以て勸奨したる結果、一般市町村百五十七箇所、特別町村百二十八箇所計二百八十五箇所の設置を見るに至り、昭和八年度に於ては豫算七二二、一〇〇圓（設備費補助五六五、〇〇〇圓借入金利子補給四七、一〇〇圓）を以つて一般市町村百六十八箇所特別町村百八十二箇所を増設せしめ、更に昭和九年度に於いては豫算三八九、〇一三圓（設備費補助二五一、五〇〇圓、借入金利子補給一五七、五一一圓）を以て一般市町村百三十餘箇所を設置せしむる方針にて勸奨しつゝある。

昭和十年度に於いては時局匡救豫算の打切に依り、僅に設備

年 月	給料生活者		日傭労働者		其 他 の 者		合 計	
	實 數	指 數	實 數	指 數	實 數	指 數	實 數	指 數
昭和7年平均	81,978	100	197,993	100	209,197	100	489,168	100
昭和8年平均	71,992	88	189,941	96	151,920	73	413,853	85
昭和9年平均	68,546	83	186,095	92	121,677	58	374,318	76

費補助五萬圓を計上し、三十六箇所の設置を助成する方針である（借入金の利子補給は全然打切りとなつた）。

失業行政 昭和七年に於いて我が國の失業者数は最高に達し（昭和七年九月推定失業者數五十五萬五千八）たるも、同年度後半期以降時局匡救事業の施行と軍需品並に輸出品工業の好轉に依り漸減の傾向に轉じ、昭和八年九月四十萬人、昭和九年九月三十六萬五千人に減少した。而して工場縮小其の他の一般産業の労働者の減少最も顯著なるも、日傭労働者及び給料生活者に對しては減少の程度は著しくない。

失業の多寡は經濟界の景氣不景氣に左右され、而して此の經濟事情は世界的事情に左右され、如何ともすべからざる分子を多分に含むも、一國の經濟財政政策に依り動かさるゝ分子も尠く無い。従つて眞の失業對策は經濟政策に在りと謂ふべきも、社會行政に於いての失業對策は現實

法律及昭和九年農林省令第三十號同施行規則）と共に之に關聯して東北地方に郷倉を設置することを獎勵するの方策を講ずるに至つた。

其の計畫の要旨は御下賜金五十萬圓及び國費百六十三萬六千八百圓、計二百十三萬六千八百圓を以て昭和九年度及び十年度に亘り既設棟數一、一七九及び新設棟四、〇六〇に對し一棟當り前者へ百六十圓、後者へ四百八十圓を交付して之を助成せんとするものである。

郷倉制度を樹立せしむると共に政府所有米を交付し、市町村は其の住民に一人當り四斗以内貸付又は交付し、而して市町村は五年以内に交付を受けたる數量の全額迄貯藏することを要することとした。一方政府所有米は倉庫に腐朽せんとしつゝあるも、他方異常なる凶作に依つて飯米に窮する多數農民を見殺しにするの矛盾を解決し、且つ將來の凶作に備へ誠に一石二鳥の名案である。

福利行政

被傭者に職を與へることは職業行政であり、産業經營上の利便を計ることは産業行政であるが、福利行政は一般庶民大衆の直接生活上の利便を計ることである。其の主なるものは住宅行政と住居行政とである。前者は一般住宅行政と不良住宅地區改善行政とに分かる。

一 一般住宅行政

世界大戰後我が國の異常なる經濟界の好況

は都市に於ける異常なる住宅難を招致し、政府は互助式組合組織（住宅組合及住宅供給を目的とする産業組合）に依つて住宅の建設を獎勵し、大正八年以降昭和八年十一月迄に大藏省預金部より融通したる金額は一一一、八八八、九四〇圓、之が資金に依る住宅建設戸數六六、四八六戸を算し、今日經濟界の不況、物價の低落に依り借入資金の償還に滞滯を告げて居る。

尙右の外住宅難緩和の一方策として公共團體等の住宅經營を獎勵し、之に對し建設資金として預金部資金を低利に融通した。殊に關東大震災後は其の善後施設として義捐金中一十萬圓の交付を受けて設立された財團法人同潤會は年々東京及び横濱の两市内に多數の木造住宅及びアパートメントを建設し、最近健康保險特別會計よりの融通を受け職工分讓住宅を建設する等兩都市の無産大衆の住宅難の緩和に資する所は尠くない。

二 不良住宅地區改善行政

昭和二年三月法律第十四號不良住宅地區改善法は六大都市及び其の隣接町村中の代表的不良住宅地區の改善を公共團體又は公益法人をして行はしめ、國は其の事業費の半額を補助せんとするものである。而して昭和八年度國庫補助豫算額を二十萬圓にして逐年減少せられつゝあるは最も代表的なる不良住宅地區の改善が略々完成したるに依るものであらう。

ハ 公益質屋

質屋は庶民金融機關として最も廣く利用せられて居り重大なる功績を擧げつゝあるに鑑み、昭和二年三月法律

自昭和5年度 失業救済緊急事業
至昭和9年度

年次	事業費	労力費	労働者使用 人員	国庫補助額	
昭和5年	一般労働者失業救済事業	21,325,785.20	7,235,217.64	4,247,725	2,433,722.95
	臨時冬期緊急失業救済事業	1,541,046.86	834,849.31	517,517	3,000,000.00
	小額給料生活者授職事業	735,549.14	662,635.06	449,583	585,575.05
	計	23,602,280.20	8,732,702.01	5,214,825	6,019,298.00
昭和6年	一般労働者失業救済事業	31,106,056.33	11,001,191.23	7,134,319	4,505,355.37
	臨時冬期緊急失業救済事業	3,574,316.52	1,318,160.20	852,013	3,124,887.00
	小額給料生活者授職事業	1,234,418.07	1,164,776.16	813,272	1,066,750.00
	計	35,914,790.92	13,484,127.59	8,799,604	8,696,992.37
昭和7年	一般労働者失業緊急事業	48,418,041.49	763,917.92	10,497,850	3,743,300.55
	臨時冬期失業緊急事業	1,559,013.16	1,516,353.80	504,831	624,000.00
	小額給料生活者失業緊急事業	1,655,394.30	17,380,769.11	1,128,667	1,369,263.00
	計	51,623,448.95	11,781,689.64	12,131,348	5,736,574.37
昭和8年	一般補助事業	34,325,055.01	11,781,689.64	8,961,260	5,543,204.17
	臨時冬期失業緊急事業	612,489.03	257,651.10	196,303	408,825.50
	小額給料生活者失業緊急事業	1,803,635.98	1,662,208.10	1,369,509	1,524,503.39
	計	36,741,180.02	13,701,548.84	10,527,072	7,476,533.06
昭和9年	一般労働者失業緊急事業	22,333,675.00	6,191,654.00	4,615,750	3,100,638.00
	小額給料生活者失業緊急事業	1,640,732.00	1,526,042.00	1,241,702	1,129,667.00
	計	23,974,407.00	7,717,699.00	5,857,452	4,230,305.00

る横濱、川崎両市には全部又は四分の三の補助を爲し、且つ事業費に成るべく低利資金を融通して之を奨励せしむるの仕組である。

又小額給料生活者にも失業者からさる現況なるに鑑み、昭和四年以来毎年六大都市及び関係府縣をして之が救済の爲め統計調査、文書整理其の他の事務を行ひて之に要救済失業者を使用せしめ、之に對して官廳より公共團體に事務を委託せる事業に就ては就業手當の全額及び其の他の諸費の半額を、公共團體自身の事務に就ては就業手當及び其の他諸費の半額の補助を與へて助成することにして居る。次に過去五年間の是等事業の實績を表示すれば上

の事實として生じたる失業を其の儘認め、之に社會政策上必要なる對策を講ずるに在る。以下失業對策として採らるゝ主なる施設の概況を述べよう。

職業紹介事業 職業紹介事業は勞務の需給調節を圓滑敏速ならしめ、失業對策としては一つの消極的乍ら效用を爲すものであつて、各種積極的失業對策の基本的施設たる性質を有するものである。

職業紹介所の数は逐年増加し昭和九年十一月現在五八三箇所（福岡、青森、長野、岡山の八局の職業紹介事務局が設けられ、職業紹介所の活動も著しく、即ち一般職業紹介（日傭労働者を除く）に於いては大正十二年職業紹介事務局開設當時三十一萬餘なりし就職者数は昭和七年には五十四萬餘、昭和八年には六十三萬餘、昭和九年に於いては既に九月迄に四十八萬餘に達して居る。日傭労働者紹介の紹介員数は大正十二年百九萬餘なりしが、昭和五年五百十二萬餘、昭和六年千七百七十四萬餘、昭和七年千三百七十七萬餘、昭和八年千六百七十七萬餘と増加を來し、此の部門に於いて特に著しき發達を示し、日傭労働者と職業紹介所とは不可分の關係に在ると言ふことが出来る。

尚昭和九年十二月職業紹介法施行規則を改正して職業紹介所の設置なき市町村長に對し職業紹介事務局又は紹介所より求人通報ありたるときは之を管内に周知せしめ、求職者を受けける

の求職票を送付せしむる事とし、労働移動の圓滑を計る事にした。

ハ 失業救済事業 我が國に於ける失業者の救済は専ら失業救済の爲にする土木事業に依り行はれる。本事業は大正十四年冬季始めて六大都市關係公共團體に施行せしめてより以來施行主體、施行期間等の擴張を見つゝ、毎年施行せられて來た。

昭和六年度に於ける失業對策の爲にする道路改良工事及時局匡救施設として爲されたる昭和七年度以降道路、河川及港灣等の公共事業、開墾及び耕地整理等の農業土木事業、軍需品の注文其の他各種の事業は、窮迫せる農民山漁村民及び失業者を救済せるも、此の種事業は産業政策的施設たる性質を多分に有する故に此處には之を省略して純粹に都市に於ける失業の對策として國の補助の下に行はるゝ失業保險事業のみに限定して述べよう。

失業保險事業は施行主體は都市を原則とし市内の失業者を救済することを趣旨とする場合に限り府縣を認むる事がある。而して右事業は事業費に對する勞力費の割合が二割以上を占むるか又は勞力費が事業費の一割以上にして之と國産材料費との合計が事業費の五割以上なる場合に認むる事とし、其の施行方法は直營を原則とし、労働者は職業紹介所の登録要救済者より採用し、之に労働手帳を交付して交替就勞せしむることゝ爲して居る。而して之に對して國庫より勞力費の二分一（財政上窮乏せ

	地方整理費	英育獎勵費	融和機關獎勵費	地方改善施設補助	計
昭和5年	95,760	189,000	135,000	168,984	588,708
同 6年	72,576	180,650	114,750	151,164	519,140
同 7年	72,576	162,585	103,275	136,048	474,484
同 8年	172,576	162,585	103,275	136,048	574,484
同 9年	172,576	162,585	103,275	136,048	574,484

地方改善應急施設費(地區内失業救済工事補助費)

	事業費			就 業 員 延 人
	國 費	地方費	勞力費	
昭和7年	1,500,000	268,061	1,002,674	1,364,792
同 8年	1,800,000	282,274	1,079,792	1,439,723
同 9年	1,000,000	224,089	642,765	756,194 (見込)

而して昭和九年十月末現在に於ける中等學校程度の獎勵者累計三、〇〇七人、専門學校程度の獎勵者累計五五四人である。尙國費及び地方費の補助を以て中央及び地方に、融和促進機關三八團體の設置活動を獎勵し、又地方公共團體をして講演、講習、融和事業委員、小地區整理共同浴場、住宅改善、公會堂、隣保館、共同作業、托兒所の設置並に經營、産業の獎勵、生業資金貸付等精神的、物質的兩方面の事業を行はしめ、市町村が行ふと

我が國に於いては中小企業が多數にして獨立労働者の地位に在る者が歴倒的多數を占めて居る。従つて資本的企業組織を前提とし從屬的雇傭關係に在ることを條件とする労働立法が其の行詰るべきことは識者の指摘する所にして、從來の労働立法の發生的沿革よりして論理的に當然に推論し得る處であらう。果して然らば今後に於ける我國の社會政策、労働政策の進むべき方向は如何であらうか。資本主義的企業に繰り込まれたる從屬的雇傭關係は性質上當然に相互類似し、且つ企業自體が自由主義的基礎に立つて居る關係上、労働關係に對する規律は全體と

結 語

きは其費用の半額迄を府縣と國とが折半して補助し、府縣が行ふときは府縣の支出額と同額迄の國庫補助を爲す仕組である。最後に最近の時局に應じ爲したるは地方改善應急施設である。元來所謂地方改善事業の對象地區は一般に比し著しく負擔能力の低く、經濟界の不況の影響を受くること甚しく疲弊困憊して居る。而して之が救済一般の農村救済工事其の他の失業救済の爲にする事業を以てしては其の目的を達することは不可能なるを以て、特に事業費全額國庫負擔の方針(尤も府縣市町村に於いて任意補助するが)に依つて地區に於いて工事を起さしめ以て地區に於ける生活困窮者に労働の機會を與へ、以て收入を得せしむるの方策を昭和七年度より採るに至つた。

表の通である。

尙右の失業應急事業の外地方公共團體に於いて失業救済の爲に事業を起すときは、其の起債事業に對し通常半額にも及ばざる低利資金融通を全額迄爲して獎勵して居るが、此の起債事業は昭和八年度に於て其の事業費二二七、五四六・七圓、勞力費二、二八九、六一〇圓、使用労働者延人員一、三四六、八九一人に及ぶ事は前表の外附記する事を要する。

二 船員の失業及び其の救済 船員の失業救済は逓信省の所管する所である。先づ船員の失業状況を見るに左表の通である。

年 次	高級船員	普通船員	合計
昭和4年末	789	2,313	3,102
同 5年末	1,296	3,447	4,743
同 6年末	1,828	4,146	5,974
同 7年末	1,914	3,314	5,228
同 8年末	1,704	3,080	4,784
同 9年末	1,460	2,627	4,087

此の状況に鑑み政府は失業對策を講ずるの必要を認め昭和六年度以降下表の通り補助金を支給し、高級船員に就ては海事協同會をして失業船員授職施設を又普通船員に就ては日本海員組合をして失業船員授産施設を施行せしめて是等失業船員を救済せしめて來た。

融和行政

社會行政中特殊の地位を占むるものは融和行政である。大正九年度に於いて四三、〇〇〇圓の國費を支出したるを初めとし

て年々増額して本行政の爲め國費を支出して居る。

年 度	昭和6年度	昭和7年度	昭和8年度	昭和9年度		
補助金額	45萬圓	55萬圓	50萬圓	31萬9千圓		
被救済者	高級船員	延人員	142,602	197,487	193,807	159,703
		手 當	152,502	214,034	212,006	166,475
	普通船員	延人員	419,046	302,168	161,316	19,168
		手 當	251,427	226,626	120,987	19,168

ふものであつて、昭和七年度以降毎年十六萬二千五百八十五圓を支出して居る。昭和八年度以降は特に毎年度二十名を選抜して日本國民高等學校に入學せしめつゝある事は注目し價する。

一次計畫として大正二十二年より十五年計畫を以て二十府縣各府縣一箇所に就き實施し、昭和七年度に至る昭和八年度より第二次計畫として十箇年の豫定を以て二十二府縣二十三箇所に實施する事となつた。本計畫の經費總額二、二七〇、五八二圓にして國庫交付見込額は其の四分の一、七〇二、九三五圓にして昭和九年度豫算に於ては一七二、五七六圓を計上してある。次に育英獎勵にして學業成績優良にして修學の資力に乏しき者を選抜して學資を給與して中等學校以上に修學せしむるものにして、全額國費補助の下に之を行

して必然的に劃一的、強制的でなければならぬ。然るに小企業主乃至獨立労働者に在りては労働形態が自主的であり従つて相互不同性の分子を多分に有し、且つ資本主義的企業の如く自由主義的の基礎の上に立つものではなくして、生活権の問題であり必死の問題であつて自由競争に委ねべきものでない。我が國に於いては此の小企業主乃至獨立労働者又は是等に使用せらるる労働者が絶對的多數にして是等の生活状態の向上を伴はずして、組織的企業に於ける労働者の生活向上のみに着眼したことに従來の社會政策の行詰りを生じた重大なる原因がある。

而して中小企業に於ける労働状態又は獨立労働者の生活状態の向上は資本的企業に於ける労働問題に對するが如く劃一的外部強制的であつては其の目的を達し得ない。自主的であり個々に變化せらるべきものでなければならぬ。

右の傾向は昭和九年度社會行政を概観して明に其の端を現はして居る。即ち労働行政に於いては同業組合の協定に依る労働條件の適正化運動、社會保險行政に於ける劃期的なる國民健康保險制度要綱の發表等は當事者の意識せると否とを問はず、此の社會情勢に誘導せられたる賜である。

由來官僚の弊害は唯我獨尊的であり、各省各局各課夫々割據的であり各々自己の權域を守ること急にして、大局を觀察し行政の相互連絡的なる事を忘れることに在る。上下服従の關係は官僚の美風なるも、横の連絡が甚だ薄い體がある。近時社會

經濟の事情は益々難澁となつた。資本主義の上昇期に在つては産業行政當局は産業の助長を、社會行政當局は労働者の福利を夫々考慮するを以て略々其の目的を達した。然るに産業は統制を必要とし小企業の益々増加する今日の社會状態に於いては、産業、労働、農民は相互に不可分の關係になつて來て居る。斯る情勢の下に在る行政は非劃一的であらねばならぬ。亦具體的社會經濟の事情にピッタリ合ふことを必要とするから、部外よりの強制を主とせず自主的自治的であらねばならぬ。各行政部門毎に分離して獨立して無關係的に行はるゝにあらすして産業社會の各行政が融和して渾然的綜合的に行はねばならぬ。

従來各省各局各課毎に自己の統制下の民間團體を作らしめて行政を行つて來たが、之は官僚的欲望を満足せしむるに足るが、民間當業者は徒らに重複せる負擔を負はしむるのみならず、今日の社會情勢に適合せる眞の行政は期し得られない。叙上の考方よりして社會政策の進むべき動向に就いて新に考ふべき諸點に就いて未熟な愚見を述べよう。

社會政策殊に社會保險の基幹として大規模企業に在りては各企業毎に設けらるゝ共済組合、中小企業に在りては地域的業務別の同業組合、農山漁民等獨立的労働者に就いては地域的組合、都市に於ける日傭労働者に就いては職業紹介所に於いて統制され、之を中心として設けらる組合たるべきである。大規模企業に於いては既に健康保險組合の設立があるが更に此の健康保險

組合を開放して官業共済組合の如く劃一を打破すると共に失業保險を加味せる退職解雇手當其他各種社會保險的作用を各企業の具體的事情に適合して定め得せしむべきである。失業保險、廢疾保險等は此の共済組合を利用して始めて我が國社會事情に適合する給付を爲し得るのではあるまいか。

中小企業に於いては同業組合が基本となるべきであつて、健康保險は速に此の分野に向つて地域別業務別の健康保險組合の設置を奨励すべきである。亦労働行政の立場より同業者の協定達成を指導すべく、而して是等は産業行政上の工業組合と融合するときは一層效用を發揮するであらう。

農山漁村民を對象として地域的な國民健康保險組合が設置されるべきであるが、是れ亦産業組合行政と提携するならば其の效用亦倍加するであらう。

日傭労働者は職業紹介所に對する關係に於いてのみ略々、不動的な關係に立つ者である。従つて之に對する社會政策は職業紹介所を中心とせねばならぬ。職業紹介所に日傭労働者の統制力を付與すると共に、強制的なる保險組合を設置し以て失業、疾病、災害等の各種の社會保險の給付を爲すべく、此の意味に於いて職業紹介所を社會保險行政の爲め門戸を開くことを要するのである。

之を要するに余輩の所見は社會政策は劃一分化主義官僚主義を打破し、自主的綜合的組合主義に依り政府は専ら指導的立場

に在つて以て具體妥當性を求めて進むべきものと考へて居る。惟ふに我が國情は人種階級的の區別なく、何れも渾然融和すべき感情を持つて居る。故に政府が指導し輿論の力を善用するならば、自助的自主的の社會の改善は不可能でない。只一部の反對を排除し強行し得る道を開き指導こそ行政の主要なる任務ではあるまいか。

従來施設し來れる社會行政は固より夫々社會の事情に即し實施し來り重大なる存在價值を有し、且つ將來を有すべきものなるが、更に叙上の如き考へ方を以て社會行政を検討するならば、更に新なる社會行政の分野が拓かれるものあらざるやの卑見を附加して本稿を措かう。

附 本稿は社會行政各當局の作成せる各種資料、日本社會事業年鑑昭和十年版等を参照して作成せしが、何分筆者の未熟な私見に亘るものが尠くはないから、讀者は行政當局の公の見解と混同せられざらんことを希望する。

(木村清司)

海外

一九三四年海外華僑運動概況

海外華僑運動之概況，自一九三四年起，已進入一個新的階段。在過去幾年，華僑運動多偏重於救國救亡之宣傳，而近年來則更趨於具體之行動。此種轉變之原因，固由於國內局勢之變遷，亦由於海外華僑之覺悟。華僑運動之發展，可分為救國救亡運動、社會福利運動、及文化教育運動三種。救國救亡運動，以救國軍之組織為最顯著。海外華僑對於救國軍之組織，極為踴躍，且多能出錢出力。社會福利運動，則以救國軍之組織為最顯著。海外華僑對於救國軍之組織，極為踴躍，且多能出錢出力。文化教育運動，則以救國軍之組織為最顯著。海外華僑對於救國軍之組織，極為踴躍，且多能出錢出力。

海外華僑運動之概況，自一九三四年起，已進入一個新的階段。在過去幾年，華僑運動多偏重於救國救亡之宣傳，而近年來則更趨於具體之行動。此種轉變之原因，固由於國內局勢之變遷，亦由於海外華僑之覺悟。華僑運動之發展，可分為救國救亡運動、社會福利運動、及文化教育運動三種。救國救亡運動，以救國軍之組織為最顯著。海外華僑對於救國軍之組織，極為踴躍，且多能出錢出力。社會福利運動，則以救國軍之組織為最顯著。海外華僑對於救國軍之組織，極為踴躍，且多能出錢出力。文化教育運動，則以救國軍之組織為最顯著。海外華僑對於救國軍之組織，極為踴躍，且多能出錢出力。

一九三四年海外労働運動概況

労働運動の轉換期

海外各國労働運動が、國內時局の推移と國際事情の發展に伴ひて、之を言明するとせざるとを論ぜず、漸次に根本的變革へ導かるべき道程をとりつゝあつたことは、既に一九三二年以來顯著なりし現象にして、一九三四年は、愈々一大轉換期に際會して、新しき方向と新しき方法とを生み出すべき第一歩に着手したのであつた。その方法と方向とがいかなるものかは、勿論未だ之を臆測だにするを許されざる未發達段階にあるのであるが、四圍の事情は、遂に國際労働界がそこに至るべきことを暗示して止まないものがある。

一九三四年に於て、イギリス及び合衆國經濟界は、先年以來の施設漸くその效を奏し、經濟界もやゝ好轉する傾向を示し、バルカン諸國間の結束提携も漸く鞏固となり、少くともそれ等の國々のみに於ては多年の紛争懸案も小康を得るやに看取せられ、殊に北歐スカンデナヴィアの一角には、社會民主主義の旗幟鮮明に暗雲低迷せる歐洲政界に一道の光明を遍照せしめてゐたが、一方ドイツを中心とする反動的國民主義の潮流は、隣接諸

國に傳波して、ポーランドの憲法改正、オーストリア労働運動の潰滅、ブルガリアの獨裁制創立、ポルトガルの職團國家制度採用、スペイン第二共和國の精神的破滅等の重大事件續發し、ザール問題はやがて第二次世界戦争の口火となるべく憂慮せられ、政界の不安動搖は依然たるものにして、フランスの如きはそれがための大革命以來の根本的變革をさへ考慮するに至れる狀況であつた。

以上の如き情勢が、各國労働運動に對して重大の影響あるべきは云ふまでもないが、顧るに國際労働界の一變すべき氣運は既に一九三二年漸くその徴候の暗示せらるゝところあり、翌三年ドイツに於けるヒットラー政權成立以來各國労働運動は全面的に動搖を惹起し、三四年二月オーストリアに於ける社會民主主義の潰滅は、愈々新しき時局の展開に對して、労働運動がその基礎と戰術を更新して直面すべき必要に迫られるに至つた。ヴェルサイユ條約を基礎とせる國際機構は、一九三四年に於て完全に破壊せることを曝露し、各種の攻守同盟は續々締結せられ、國際政局は、恰も一九一四年大戦勃發直前の如き狀況を呈し、既存制度は國內的矛盾撞着による崩壊か、國際的紛糾衝突によ

る戦争を機会として、根本的變革の止むなきに至るべしとい
づれの國の勞働階級も之を豫期したるところで、この認識の下
に各國夫々その特殊事情に基いた政策方針を決定せざるを得ざ
るに至り、従つて、インターナショナルによる各國の結束統一の
形式も、それに準じて性質を變更すべき必要を生じたのである。
尤もこの變化の具體的結果は、一九三四年に於ては、必ずしも
未だ判然と示顯するところなく、唯大局より見て、同一或は類
似の特殊傾向を有する國々の分野の漸く一定して、特徴あるプ
ロックの形成され、之が相對立併存せる狀況を示すに止つた。

一九三四年に於て形成された國際勞働界の前述の區別は、
(一)イタリア、ドイツ、バルカン諸國、バルト沿岸諸國等のファ
シズム乃至其の他の反動的國民主義の原則に立脚せる獨裁制
度の下にある國々と、(二)イギリス、フランス、ベルギーの如
き民主主義の基礎動搖しつつも、尙ほ反動的獨裁勢力發展の機
運は熟せざる國々と、(三)政治的にも又經濟的なる社會民主
義の基礎既に鞏固にして、反動勢力擴大の餘地を認められざる
スカンヂナヴィア諸國と、(四)ルーズヴェルト大統領治下に於て
勞働運動上新しき形勢の發展せるアメリカ合衆國との四大プ
ロックより成るもので、之に東洋に於ける日本の勞働運動を盟主
とせるアジア勞働組合議を中心とせるブロックを加ふるとき
は、世界の勞働運動は、今や五種の特種特殊の形態と傾向を有する
分野に分割し得らるゝ情勢となり、之が渾然たる統一結束は、

從來のインターナショナルがやがてこの新しき形勢に適應すべ
き有效適切なる變化を完成すべき日までには、實現し得られぬも
のと看測せらるゝのである。

尙ほ一九三四年九月ソウエト聯邦が、そのかねて根本原則上
より反對排撃しつつあつた國際聯盟に加盟したことは、一般政
治外交上の重大事件たりしのみならず、國際勞働界にとつても
一大衝動を與へたもので、第三インターナショナルの重鎮たる
ソウエト聯邦が、たとへてチエネーヴの國際勞働機關に對しては
あくまで不協力の態度を持するとは云へ、會て資本主義國家の
排撃機關としてそれが参加を拒否せし國際聯盟の一員となつた
ことは、その内部には種々なる事情あるにせよ、さらだに衰
退に瀕しつつあつた各國共產主義運動にとつては、一大打撃た
るべく、又ソウエト聯邦自身としても、重大變化を物語るもの
で、筆者はソウエト聯邦をば、前記國際勞働運動分野の第一部
類、即ちファシ主義國家の一に包含せんと欲するものである。

轉換期の諸相

一九三四年は、各國に於けるファシズム乃至反動的國民主義
政權の確立安定せる期間であつた。イタリアに於てファシスト
革命の點晴たる職團組織の完成を見たるを初めとして、かねて
懸案なりしポーランドの憲法改正は一月二十七日愈々國會の採
擇するところとなり、ビルズドスキー將軍を黒幕とせる獨裁政

權は、とにかく合法的に確立し、二月中旬には、オーストリア
社會民主主義はウイenna市政の精華と謳はれし諸施設と共に灰
燼に歸し、五月十六日ラトヴィアに於ては、國會及び政黨は禁止
となり、全國に戒嚴令施行せられ、五月十九日ブルガリア國會
解散となつて、コズマ・ゲオルギエフ將軍の舉國一致内閣の下
に獨裁制は樹立せられ、ポルトガルに於ては前年國民投票によ
つて決定せし職團國家制度に基く新憲法は施行となり、六月初
旬リツニアは、前首相ワルデマラス氏一派のクーデター陰謀
對策として、獨裁權の強化を敢行し、エストニアに於ても大統
領ベツ氏は十月三日國會を解散して獨裁制は名實共に成立し、
同月初旬スペイン各地に於ける叛亂の結果第二共和國創立の中
心人物たりし社會主義諸勢力は潰滅離散して、反動的國民主義
の擴大強化となり、斯くて十九世紀以來の民主主義的傳統と諸
施設とは土崩瓦壞すると共に、大戰後成立せる國際協調に基く
歐洲政治機構も亦運用不可能となり、戦前の協商同盟組織は、
内容を異にして復活するに至り、イギリス、フランス、合衆國
の如き民主的傳統古く國民生活中に牢固たる根據を有する國々
に於てすら、憲法改正と強權政府の樹立との考慮せられ、全國
をして左右兩翼の社會運動の政權争奪の修羅場と化せしめるに
至つた。

斯くの如き形勢に直面したる從來の社會民主主義勞働運動と
しては、國內に於ける反動的國民主義の武斷獨裁制樹立運動に

對抗すべき直接必要に迫らるゝと共に、國際的形勢の變化に順
應して、從來の國際主義を再考し、進んでその戰略戰術の根本
的革新をなすべき時機に到達したのであつた。一九三三年下半
期より一九三四年にかけて、フランス、ベルギー、オランダ、
ポーランド等の社會民主主義政黨、殊に社會主義インターナシ
ナル加盟團體間に起つた内訌分裂は、實にそれ等の腐心苦悶を
示唆せるもので、ベルギーに於ては、夙に一九三三年末一國社
會主義の原則に基くアンリ・ド・マン博士起案の新實行綱領たる
「勞働計畫」は採擇となり(協働會勞働年鑑昭和九年版三六二頁以下
参照)、フランスに於ては、社會黨は今世紀初頭合同以來第二回
の大分裂を惹起して反ファシ主義大同團結を主張せる「デューレス
派フランス社會黨」の獨立となり、イギリスに於ては、前獨立
勞働黨員を中心とせる極左派「社會主義同盟」の活躍となり、
十九世紀以來ゴンパース氏の産業至上主義を遵奉せる「アメリ
カ勞働總同盟」が政治行動の緊切なる必要を痛感するに至れる
如き、凡て轉換期に於て既成勞働運動の刷新更生への經過的事
象と云ふべきである。

フランスに於て一九三四年二月初頭かねてスタヴスキ事
件に端を發した閣員の潰職問題を動機として、政界廓清と強權
政府樹立を標榜して全國に策動せる極右派諸團體が、各地に驟
起して全國的暴動を惹起し、之に對して勞働者農民階級の結束
して全國的示威總罷業を敢行せるは、六月下旬ドイツに於ける

惨忍悲愴なるナチス黨内清掃及び七月末オーストリアに於けるナチス派のドルフス首相暗殺と對照して、社會運動の轉換期を表象する特記すべき事件であつた。

ソウェイト聯邦に於ける労働者農民團體の活動が、過去數年以來既に従來の通念による労働運動の範圍に屬せざるは云ふまでもないが、殊に一九三三年より労働組合總評議會がその地位を改訂して労働省の職能を管掌し、政府の一部局となつて以來、獨立せる労働階級運動は絶滅したと斷すべきである。従つて、ソウェイト聯邦内に於ては、イタリア其の他のファシ、國家に於けると等しく、労働階級獨自の意見も又運動も表面上には顯はれてゐない。唯一九三四年に於て著しかつたのは、ソウェイト聯邦共産黨と第三インターナショナルとの間に介在せる否定すべからざる矛盾の諸點であり、その結果第三インターナショナルの中心がいづこにありやの不明なりしことであつた。

新原則の樹立

國際時局の推移と共に、各國の政治、經濟、社會的事情も變轉し、之に應じて労働運動の方針戰術も夫々變化あるべきは當然であつて、一九三四年にはその意味に於ける各國労働運動の根本原則の再検討乃至改訂の努力が繼續された。

労働運動の新綱領作製は、一九三一年イギリス第二次労働黨内閣の倒壊に續いて、同黨の總選舉戦に於ける惨敗前後から各

國に於て考慮され、殊に最近ドイツに於けるヒトラー運動の發展以來著しくなつた現象であつた。而してそれは各國政界經濟界の一般情勢を顧慮した結果であると同時に、労働組合又は無産政黨自身の内部的事情(例へば極左派の運動や、右翼の無氣力、左右兩翼間の確執對立等の)から生じた必要であつた。斯くて一九三三年には、多くの國々に於ては、従來の右派幹部にあきたらざる極左翼の分離獨立は終了し、然らざる場合に於ても従來の綱領の根本的改訂が企てられ、イギリスを始めとしてポーランド、オランダ、スカンヂナヴィア諸國等に於ても新綱領の起草を行ひ、ベルギーの如きは、一國社會主義に基く混合制度新原則を樹立するに至つたことは前述の通りであつた。殊に一九三三年八月パリに開催された労働組合及び社會主義労働黨の兩インターナショナル大會は、新綱領の大本を決定した點に於て重大視された(協調會労働年鑑昭和九年版四三九頁以下参照)。

最近各國に於て採決となつた労働運動の新綱領に於て、特に注目すべきは、従來社會制度の變革の過程としては、あくまで民主主義的の平和的手段を主張して居つた社會民主主義的諸團體に於て、暴力的革命の方法を認め、且革命による政權獲得後に於ける獨裁政治の確立を主張するに至つたこと、労働運動をば、あくまで無産階級獨自の解放運動として、その参加者をば排他的に近代工業労働者に局限したる純正マルクス主義的の偏狹なる立場を棄却して、農民、中小商工業者、俸給生活者乃

至其の他の中産階級をも包含せる民主主義的勢力の一大團結による新社會秩序(この點に於ても、多少従來とは内容を異にしたものであるが)の創造を目的とするものと解するに至つた點とである。従來の方針と比較して、是等の新原則の著しく顯現された點に於て、イギリス労働運動の革命主義的傾向と、フランス労働運動の排他的階級主義揚棄とは、殊に注目される現象であつた。而して現在の時局に對する戰術として、社會主義インターナショナルが、各國をば、(一)ファシスト其の他の反動的勢力が政權を把握せる國々と、(二)反動的勢力の發展して民主主義の危機に瀕せる國々と、(三)民主主義の確立せる國々との三種に分類して、特殊の形勢に應じたる戰術を遂行すべきことを定め、之が各國労働運動の等しく承認するところとなつたのは、一九三四年の注目すべき發展の一であつた。

大戰後國際労働運動上の一大問題とされたドイツの賠償問題は、既に前年解決したが、産業の不況は依然として存続して、殊に一九三四年に於ては従來不況の影響著しからざりし國々に於て深刻にして、一方ヴェルサイユ平和條約以來の懸案を解決すべき軍縮會議は、議長ヘンダーソン氏の斡旋努力にかゝはらず、所期の目的を達成し得ず、反動的國民主義の怒濤は各國を掃蕩して、世界は今にも戰火の渦に席捲せらるべき危機を胚める際として、一九三四年に於ける各國労働者團體の關心が、不況對策としては、失業克服の方法として労働時間の短縮、年齢引上、

養老年金其の他の社會保險制度の確立、二重所得の禁止等に集中さるゝと同時に、軍縮會議に對しては異常の期待を抱きて、イギリス労働黨の宿將たるヘンダーソン議員の激勵鼓舞に努むるところありしは、勿論であつたが、是等の運動の效果の抄抄しからざりしは、特に注目せられ、流石に十九世紀以來發達せる歐洲各國労働運動も、大勢奈何ともする能はざる觀を免れなかつた。

北歐と合衆國

一九三四年に於ける各國労働界の情勢上、顯著なる色彩を發揮せるは、スカンヂナヴィア諸國とアメリカ合衆國の事情であつた。

反動的國民主義の陸梁に陰慘暗澹たる歐洲の天地に一碧晴明の一角を示せるは、スカンヂナヴィア諸國である。そこにも世界不況の影響は免れないが、之に對する對策は著々實行せられ、デンマルクに於ては一九二九年以來社會民主黨のスタウニング氏を首相とせる聯立内閣の基礎鞏固にして、スウェーデンに於ては一九三二年成立せる社會民主黨内閣の治績頗る見るべきものあり、ノールウェイ及びフィンランドに於ても前年總選舉に於て社會民主黨の著しき進出を見し以來、國情安定の報せられ、反動的勢力は萎微振はず、ヒトラー運動の如きは殆んど完全に驅逐せられて、社會民主主義の前途洋々たるものがある。因にナ

チス運動がドイツを發祥地とせるにもかゝらず、チュートン民族系統の北歐諸國に於ては排撃せられ、オランダの如き社會民主主義勢力の比較的大ならざる國に於ても、ナチス運動の禁止せられ居るは、興味ある事實である。

一九三四年の合衆國に於ける労働運動の發展は、嶄然各國のそれを抜いて頭角を聳立せしめて居る。ルーズヴェルト氏の全國産業復興法の施行は、合衆國の労働事情を一變した結果、労働組合の地位亦急速に向上すると共に、従來の「アメリカ労働總同盟」及びその系統に屬する諸團體は、産業界の新情勢に適應すべく異常の腐心努力を拂はざるべからざる状況となり、組織の上に於ても、戦術に於ても、根本方針に於ても、従來の缺陷は全部曝露するに至つた。

由來合衆國の労働運動は、十九世紀末總同盟會長ゴンバース氏が、非政治的産業至上主義の原則を確立して、獨得の組織と特異の戦術を以て特殊の運動を建設して以來、總同盟系統以外の運動は殆んど發達の餘地なく、僅かに「アイ・ダブリュー・ダブリュー」が移民労働者間に活躍して、一時中外にその威望を輝かせたに過ぎなかつた。總同盟系統の労働組合組織が、所謂職業別組合にして、大産業大合同の發達せる近時の産業界に於て十分効果ある活動をなし得ざること、夙に識者の指摘せるところで、殊にその無産者政治運動を排撃して、労働者の政黨組織を否とせる點に於て、現代労働運動としての一大弱點が認め

られたものであつた。大戦後經濟界の不況となるや、是等の缺陷は隨處に曝露せらるゝところあり、グリーン氏會長就任後、産業別組織の方針も漸く實施せらるゝこととなり、殊に一九二九年大恐慌以來多年反對せし社會保險制度をも公認して、政治的にも進出すべき氣運漸く熟するに至つたが、折柄ルーズヴェルト氏の産業復興法施行は、従來の組織方法の弱點を遺憾なく提議すると共に、労働者團體の政治的勢力を扶植すべき必要を切實に痛感するに至り、今や總同盟は全般的の改造をなすべき形勢となつた。一九三四年に於て總同盟團體の産業復興法に因由する争議に關係せるもの頗る多く、その多くの場合に於て労働者側に有利なる解決に終つたのは、實に種々なる缺陷にもかゝらず、流石に多年築き上げたる鞏固なる基礎の結果と云ふべきである。一九三四年度大會の報告によれば、總同盟加盟組合員數は、合計五百六十五萬に達し、之を前年大會前の約二百十三萬に比すれば、二倍餘の増加を示して居り、産業復興法に基く諸機關の選挙に於ける得票數は一千二百萬を算する發展振りであつた。

ルーズヴェルト氏の新方針の結果は、總同盟以外の労働組合に於ても著しき發達を見たが、殊に注目すべきは共產黨系統の諸團體の活躍で、之は地域の老大に比して人數の過少なる爲め、全國的には著しくはないが、地方的には侮るべからざるものあり、他の諸國に於て共產派労働組合の振はざるに反して、アメ

リカ諸國に勢力擴大の傾向あるは、將來注意すべき點である。尤も一九三四年九月西海岸の仲仕争議に端を發したる總同盟罷業以來、總同盟側では共產主義排撃方針を一層嚴重に實行することとなり、共產派が全國的勢力となるべき見込は到底ないが

少くとも共產派の運動が、總同盟の政治化を促進する上に於て多大の刺戟となるべきは否定すべくもない。

尙ほ合衆國に於ける無産政黨運動は、最近社會黨の發展目覚ましきものがあるが、之とても全國的勢力となるは容易ならざること、共產黨の如きは、依然四分五裂して對立抗争しつゝある爲め、政治運動に於ける労働階級の勢力の著しく劣弱なるは合衆國特殊の事情によるとは云へ、依然として同國労働運動の弱味となつて居る。

戦線統一問題

労働運動の戦線統一問題は、前年以來各國に於て慎重に討議考慮せられ、地方的には、社會民主系労働團體と共產派との提携協力の協定成立せしもの少からず、フランスに於ては、社會黨(S.F.I.O.)と共產黨との共同戦線組織も成立するに至り、一方インターナショナル間に於ける戦線統一交渉も、一九三四年中進捗して、遂に十一月第三及び社會主義兩インターナショナル代表は、パリに於て會合して、意見を交換するまでに至つた。尤もその結果は、依然として協定不成立に終つたが、最近殊に

ドイツに於けるヒットラー政權獲得以來、各國とも共產黨は信望を失ひ、多くの場合に於て僅かに他黨との提携成立せるものが活動を繼續せる如き状態である。

要するに一九三四年に於ける歐米各國の労働運動は、今や世界を風靡する國民主義的思潮の影響により、各國の國民的自覺を新たにして新しき出發點の發見に腐心せると云ふべく、大戦後一時見られたる如き全世界を一貫せる指導原理に立脚したる整然たる陣容は共產派に於ても又社會民主派に於ても、之を求むべくもなく、しかもインターナショナルはいづれも不安動搖の状態にあり、本部の號令叱呼に對する響應甚だ微弱にして、徒らに國際労働界轉換過渡の時代相を發揮するのみである。

(水上鐵次郎)

一九三一年八月の改選によつて成立せる舉國一致の國民内閣は、一九三三年自由黨に屬するハーバート・サミュエル氏一派の下野以來純然たる保守黨内閣の觀を呈し、依然として政權を把握すると雖、内政に於ても外交に於ても著しき活躍なく、やゝもすれば内外の威信を失墜するが如き事態を生ずべき處あり、組閣當初の目的たりし財政の整理、經濟界の安定は着々進捗して、一九三四年に於ては、藏相ネヴィル・チェンバレン氏が全國の景氣八〇パーセント恢復を言明するに達したが、人民漸く倦怠、國會改選と内閣改造を要望するの聲は、マクドナルド首相隱退の要求と共に漸次に擴大するに至つた。殊に國民内閣の失業對策即ち失業保險法改正問題は、かねて一九二九年第二次労働黨内閣就任當時任命せられし勅命調査委員會の報告發表せられ、それに基く改正法律も制定せらるゝに至つたが、その内容に對しては、労働運動者間には依然として惡法の非難喧しく全國失業者數は尙ほ二百萬を越ゆるの狀態であつた。

一九三四年末に於ける國會下院の各派勢力は、下表の如くになつて居つた。而して今期國會は、いづれにしても一九三六年には任期満了となりて、總選舉の行はるべき爲め、本年度の労働

政府派	保守黨	463
	自由黨	35
	國民派	12
	無黨派	3
在野派	労働黨	61
	及獨立労働黨	32
	自由黨	5
	無黨派	4

運動が殊に選舉準備の方面に於て努力せるは、注目すべく尙ほイギリス・ファッショ同盟(B.U.F.)に屬するモズレー氏一派の活動が、一九三四年六月のドイツに於けるレーム事件以來一般の人心を失ひ、一時凋落の傾向ありしも、興味ある現象であつた。

一九三一年政變の結果成立

黨(I.S.P.)の單獨行動などは、やゝもすれば労働黨の結束統一上一抹の暗影を投じつゝあるやに報道せられて居る。されば

一九三四年十月一日より五日まで開催せられしその第三十四回大會は、黨本部とその反幹部派と目される、社會主義同盟との紛争を解決すべき重大なる會合として注目されたが、大會の結果は、同盟派の全敗となつて、さしもに喧傳せられし労働黨内訌事件も、大山鳴動にすぎざる觀があつた。

今回大會に提出せられし報告によれば、労働黨加盟員數は依然として減少の傾向をたどり、左の如き狀況になつて居つた。

個人加盟	一九三三年末	一九三二年末
	五六、〇三	三七、〇七
労働組合	一、八六、四七	一、九〇、三九
社會主義團體其他	五、〇〇	五、九一
合計	二、〇六、五〇	二、七二、四五

尙ほこゝに注意すべきは、近年労働黨青年聯盟(Youth League)の著しく進出せること、之は獨立労働黨の青年組合(Youth Guilds)の發展と共に、最近イギリス労働運動と注目すべき現象である。殊に目下労働黨に於ては、襄にマクドナルド氏、スノーデン氏等の重鎮相次ぎて離反し、ランズベリー氏、ヘンダーソン氏、クラインズ氏等の宿將漸く老ひんとして、少壯有爲の人材未だ擡頭せず、萬一内閣組織の大命降下するも、よく全黨を統率して號令すべき人物缺乏を告ぐる際、青年部の活躍は、

やがて労働黨全體を一變すべき運命を示唆するものあるは、興味ある點である。

行動綱領 かねて労働黨では、一九三一年總選舉に於ける慘敗以來、從來標榜せし種々なる政策方針をば再検討して、新綱領を製すべきことに努力して居つたが、それは「社會主義と平和を目指して——労働黨行動綱領」と題する小冊子として發表され、十月初旬サウスポートで開催されし黨大會に提出の上、正式に黨政策として採擇されることになつた。

この新綱領は、開卷先づ一九三一年全國國民の絶對多數支持により成立せる舉國一致内閣が内外の施政等しく失敗せる一方、自由黨は分裂して今やその存続は「悲劇的時代錯誤」となりしを説き、「國民は、今や、その根柢に於て頹廢せる資本主義社會の上層機構を瀕せんとする徒勞と、國民生活の社會主義的再建への急速なる進展とのいづれかを選ぶべき」時季なりと云ひ労働黨の目的として左記を掲げて居る。

諸國民間より國際争議の根本原因の除却と、和解調停と、國策の手段としての競争の排撃と、軍縮と、國際聯盟による政治的經濟的協力と、聯盟未加盟國との協定とによる平和と自由と正義との確立。

社會の各員に對し健全にして獨立自尊の生存に必要な生活及び從業標準の確保、及び男女を問はず政治的社會的機均等の賦與。

ハ 各部門により相異なる要件と事情とを考慮し、産業をば、無秩序の個人利得争闘より轉じて、社會奉仕を目的とせる所有權と經營との下にある計畫經濟に變革すべきこと。

ニ 教育、保健、住宅、年金制度、失業中の生活維持等、之なくしては個人は、經濟的投機の弄玩物となり、その環境の奴隷たるべき諸種の社會的施設の急速廣汎なる擴張。

ホ 産業の物質的機權の維持改善に相當なる考慮をなし、且社會的努力により創造せる餘剰をば萬人の利益に流用し得る如き方法による租稅の調節。

而して、勞働黨は、「政治的民主主義は、必然に經濟的民主主義を含蓄するものなり」と主張し、「平等人の自由にして繁榮なる社會の確立」を目標とすると云ひ、「勞働黨は、根本に於て、民主的政黨である。それは、勸説によつてその目的を達成せんとするもので、暴力に訴へんとするものではない。それは、人類生活の威嚴と充實に缺くべからざる徹底的自由批評と團結との權利を維持せんとするものである」と説いて、フランス組反對の立場を明白にしてゐる。

次に各種の問題に對する政策を述べ、先づ國際平和問題に關しては、勞働黨は、「社會主義政黨」として四海同胞主義に立脚して戰爭反對、人種的國民的階級的差別撤廢、國際的無政府狀態排撃、「諸國民の協同的世界共和國の發展」を主張するものなりと云ひ、過去二年間に於ける軍備競争や、攻守同盟締結、勢力平衡運動等大戰前の狀態復歸を非なりとし、將來勞働黨政府

成立の際は、全面的軍縮及び國際的安定組織化に關する一大提案をデュネーヴに於てなすべきことを公約し、その案の内容としては

イ 一九一九年の諸條約により中歐諸國に禁止せる武装全部の廢止と規律的監督保信制度の確立

ロ 軍事豫算の制限

ハ 國內空軍の廢止、民間飛行の國際化、及び國際空中警察の創設

ニ 武器製造販賣の國營及び徹底的國際管理

ホ 國際聯盟の虛弱制度と關聯せる非侵略條約

ハ 平和的手段による紛争解決の機關及び義務を含むものである。

今回の綱領案の興味ある點は、「勞働黨はアジア問題をば世界平和にとりて緊切なるものと見做す」と云ひ、國際聯盟規約を初めとして、九國平和條約、パリ協定等をば、聯盟總會の報告による解釋通りに嚴守し、合衆國及びソウェット聯盟と提携して、極東に於ける侵略行爲と條約違反とを監視し、將來開戦せんとするものある時は不戰條約に基く全世界的行動を以て之に對抗し、支那をば帝國主義的搾取の犠牲とし、その國土及び政治的獨立干犯を強ひんとするものに對しては容赦せず、極東民衆の生活標準を維持すべき狀態確立の爲め、各國の共同動作に訴へてゐる點である。

而して戰爭排撃の手段として、新綱領案は、進んで一層徹底的なる方法によるべきことを説き、「社會正義確立の唯一の方法例へば國際紛議の平和的解決とか自衛の爲め兵力に訴へる場合には、之を聯盟に報告し、その裁決に服従するか、又政府に對して國際行動を起すに必要な經濟上財政上の方策をとるべき權能を賦與するとかの規定を設けることになつて居る。之は軍縮會議々長アーサー・ヘンダーソン氏の發意に出でた政策で、今回愈々黨正式の綱領に採擇せらるゝことになつたのである。

は生産をば個人的利潤より解放し、之に代ふるに社會的功用を以てすべきことを主張する……無制限なる競争の結果たる混亂狀態は、平和を危殆ならしむる社會的不正を惹起するのみならず、既得利權を伸張せしめ、それによる市場と投資目的の争奪戰は戰爭の直接原因となる」を以て、財政經濟、運輸、旅行交通々信、勞働時間、保健衛生等をば國際的にも計畫化し、貨幣價值及び爲替相場の安定を目的とせる國際協定を締結し、資本の輸出及び國際貸付の提供に關しては、聯盟の財政委員會と國際決済銀行を改造したるものとの協力を得ることとし、關稅の低下及び計畫的爲替制度の設置により現下の經濟的國民主義の打倒を期し、尙ほデュネーヴの國際勞働機關をば、資本主義諸國政府の制肘より脱却せしめ、以て國際經濟生活計畫化上の有力機關たらしめんことを主張してゐる。

以上の政策の爲めには、合衆國及びソウェット聯邦との協調を必要とし、又自治領諸國に對しては、イギリス帝國の結束一致をなし、以て戰爭廢止運動の世界的指導權を獲得せんことを期して居る。

新綱領案に於て、極東問題に次ぎて新規なる事項は「吾國の國際的義務をば、國法により一般公衆の意識に銘刻する爲め」平和法なる法律の制度を主張してゐることである。之は、前述の如き國際平和確立の諸施設より生ずるイギリスとしての義務職責をば國內法律に具體化せしめんとしたもので、それには、

國內問題に關しては、綱領案は、「全國の選舉權者は、社會主義の確立とは、具體的の國內政策としては、何を意味するかを知るべき權利を有する」と云ひ、この方面に於ける勞働黨の任務をば、國民經濟再建の根本方策と、現存社會制度の失敗により必要となつた種々なる社會的施設との二種とし、兩者は相關聯して互ひに補足すべきものであるが、要は、現下の喫緊問題は、社會改良にあらずして、社會主義にあるを知るにありと云つて居る。斯くして「經濟的改造及び統制には、種々なる形式があるが、原始産業及び役務の公共的所有統制こそ肝要なる基礎的段階であり、其の他のいかなる條件に於ても、それらの産業役務が既得利權と混亂狀態との結果課せられたる運命的制限より解放され得ることは、從來の歴史と現狀との證明するところである。」とて、「金融業、運輸業、電氣業、水道、鋼鐵業、炭坑業、瓦斯業、農業、紡織業、海運業、造船業、機械製造業、凡て之等に於ては、根本的改造の時機は到來して居り、その大多數に於ては、即刻公共的所有統制を施行せざる限りは有効で

はない」として居る。産業公營と共に従業条件其他従業員の利益を擁護すべき問題も起つて来るのであるが、この點につき労働黨は、既に關係労働組合との充分なる協議は遂げて居り、それらの團體の既に獲得せる地位及びその締結せる協約は、法律を以て之を保障すべく、且社會化する産業に於ける従業員は該産業の統制指揮上に參加すべき権利あるもので、之は法律を以て公認すべきであるとして居る。而して産業國有に際しては、其所有者に對して公正なる補償をなすべく、從つて國有後それらの所有者は、國營企業の管理統制上には關與する権利はないとしてある。尙ほ産業改造には、之を生産能率の見地から見て、(イ)生産の能率的方法實施、(ロ)原料品購入の組織化、(ハ)有效なる販賣機關設立、(ニ)不必要なる費用の除却、(ホ)生産者に對する正當なる賃銀及び條件、(ヘ)消費者に對する正當なる價格の六項に注意すべきことが指摘されて居る。

以上の如き政策遂行の爲め、將來労働黨政府としては、各産業の改造を實施せしむべき權能を國會に對して要求すべく、尙ほ労働黨としては、社會主義的計畫制度が全能率を發揮するに至らざる間は改造による利益の全體は獲得し得ざるものと見做すものではあるが、しかし生産力を解放して、之を統制し、個人的營利を認めないならば、今日でも改善は可能なりと信ずるものである。と。

右の政策に續いて、綱領案には、金融業、運輸、電氣、鋼鐵

農林、水道等の改造社會化に關する方策の大綱が列擧されて居るが、それらに關する詳細の方法は既に黨大會其他の機關で決定されたものもあり、又黨代議士より國會に提案したものもあつた。殊に従業員の個人生活の維持改善に關しては、労働黨法によるところ頗る多く、團結權を初めとして、工場取締災害補償、國際労働問題、失業救済等の方面に於ける立法の改正制定は缺くべからざるもので、又住宅、家賃取締、保健、教育等に關する對策も詳述され、進んで税制改革に就いては、労働黨は、負擔能力に應じて課税すべきことを原則として、徵税はあくまで直接税とし、相続税の改正とその結果たる不勞所得による大財産の存続廢止、納税忌避者の取締、所得税の改正等を行ひ、以て國富分配状態の不公平を緩和せんことを主張して居る。

新綱領案に於て現下のイギリスによつて最も興味ある部分は議會制度に關する政策である。それによれば、今日議會政治の信用を失墜した事情は、主として現存の議會制度が十九世紀の消極的國家の目的に適應すべく組織されたものたるを悟らないからであつて、労働黨は、その形式を有効に變更して、尙ほその精神をそのまま、持續せしめることは可能なりと信ずるもので「現行制度の缺陷は、全國民の選出せる政府の事業をば、阻止延滞によつて破壊する權力を有する世襲的議院と妨害の可能性を最大にし重大政策を急速に法律化するを得ざらしむる下院の舊式たる議事手續にある」と云ひ、上院問題に就いては、それが

労働黨政府の就任直後よりその立法を妨害せんとする場合もあり、又一時は手控へても、不斷に進歩的立法に反對せる既得利權者の豫備軍としてゐる場合もあるが、いづれにしても、「労働黨にして多數黨たる場合に於ては、殊に上院が政府の根本的方策を覆さんと試むべきとき、直ちに上院廢止を行ふべき權利を委任されたものと解釋するものであり」、又「上院廢止は……根本原則の一である」と言明して居る。下院議事手續の改正に至つては、遲疑を許さず、労働黨政府成立の際には、直ちに立法日程委員會を任命して、政府の政綱中の法案上程の時間を按配し、第二讀會後、直ちに委員會に廻附せしむる筈である、斯くて法案上程の可否を討議して時間を浪費するを防止し、且在野黨をして充分その權利を行使するを得せしめる。議會制度上改革すべきは以上の外にも、内閣組織の改造、各省官制の改正、地方政治の機關方法の改造等もあるが、要するに労働黨は、あくまで民主主義政黨として、「世界に於て議會制度によつて政治上宗教上の自由を獲得したる第一人者たる國民が、同じ手段によつてその經濟的解放を獲得し得ざる理由なし」と主張するのである、と。

新「行動綱領」は、大體右の如き内容であつたが、こゝに問題となつたのは、前年黨に加盟した社會主義同盟の之に對する批判であつた。

社會主義同盟 獨立労働黨が、労働黨より分離獨立して以來、

その政治的勢力を失墜し來りしに對比して、前獨立労働黨員の一部にて創設され、今日では全國本黨の加盟團體の一として活躍せる社會主義同盟(Socialist League)が、曾て獨立労働黨の全國労働黨内に於て占有せし地位を漸く獲得するに至つたことは注目されて居る。

社會主義同盟が、労働黨の極左派たるべきは、創立當初より標榜したところで、從つてその政策方針の著しく社會主義的鋒銛を尖鋭ならしめてゐるのは當然であつたが、その創設者の一人たりしフランク・ワイズ氏死去後、スタッフォード・クリップス氏が、代表的人物として全國に活動するに至つて、理論的尖鋭化よりは、寧ろ來るべき社會主義政權確立に力を注ぐ傾向の著しくなつたことは、イギリス上下の特殊の注意を喚起した所以であつた。

社會主義同盟が、金融機關の國有と上院の廢止をばその綱領の眼目とせるは周知のことであるが、一九三四年五月二十日よりリッヅ市に開催せるその年次大會に於ては、「社會主義への前進」と題する行動綱領を可決して、之を基礎として、將來労働黨の政權獲得の際には、社會主義化政策の大膽なる實施を要求することゝなつた。

大會に於ける黨首スタッフォード・クリップス氏の演説によれば社會主義同盟は、必ずしも非妥協的態度を主張するものではないが、然しながら或る程度以上の妥協の不可能なる時季に際會

すべきことを豫期してゐることである。それは、例へば、金融通貨制度とか、土地國有問題、對外貿易統制、上院廢止等の事項に關しては、何等の妥協を認めないとのことであつた。又苟しくも社會主義政府たる以上は、就任早々、失業保險資格喪失者計審査及び失業保險費用取締法の撤廢、一家族四人の失業者に對して一週二ポンドの失業手当支給、滿六十歳にて養老年金最低一週一ポンド支給、一週四十四時間労働制等の施行に着手すべきであり、又外交上に於ては、ソウエート聯邦との親善修交、國際聯盟の利用、労働者國家との提携等を根本方針とすべきであると主張して居る。尙ほ、幼稚園より大學に至るまでの全教育機關の無料國營を主張せる決議も、今回大會に於て採用するところとなつた。

大會第二日目には、共同戦線組織に關する決議が可決されたが、それは労働黨幹部が他の労働者團體より申込みし共同戦線組織案を却下したるを否とし、現下の政情の重大性と、次の労働黨政府をば強力なる社會主義的綱領の下に有力なる大衆運動にて後援せしむべき必要とを鑑みて、全國の労働者を結束する上に於て率先すべき……それが爲めには、各労働團體は、その理論的意見の相異や戦術上の方法を克服して、直接目的の爲めにする協同動作に同意するべき義務あるものと宣言する云々」といふものであつた。この決議は、必ずしも共産黨との提携を認めたものではなく、徒らにイデオロギーに囚へられて、折角

成立せる労働者政權を危殆に陥るゝことを警戒せるものと言はれて居つた。

尙ほ大會の可決せる決議で注意すべきは、最近「労働黨内部に於て棉業統制局又はロンドン旅客運輸局の如き資本家的合理化案を提出する傾向ある」に對して、「資本主義の安定は、労働運動の機能にあらざる」旨言明したものであつた。

社會主義同盟の今回大會は、大體極めて平穩のもので、大した議論もなかつたが、之の意義は、來るべき労働黨大會の前哨戰たる點にあるのであつた。而してやがて労働本部にて新綱領案を發表するや、社會主義同盟側では、之に對して完膚なきまで批評を加へ、それを中心とせる論戰は、一時全國をして張膽明目せしめるものがあつた。

労働黨大會 第三十四回大會は、前商工次官にして労働組合代表たるウ・ルター・アール・スミス氏議長として、サウスポート市ギヤリック座に於て開催された。氏は、その開會の辭に於て、ドイツ及びオーストリアに於ける反動勢力の勃興を説き、イギリスの國民生活上には、軍隊化せる政治運動は許すべからざるもので、苟しくも政治を軍隊化せんとする企圖を默許する如き政府は排撃すべきであると力説し、進んで國內經濟界の事情に言及して、今やイギリス人は、國家資本主義と社會主義のいづれか一を選ぶべき地位にありと云ひ、尙ほ最近の共同戦線運動に關して、労働運動の統一には、労働組合と労働黨と協同組合

の一致團結を意味する旨主張するところがあつた。

今回の大會に於て、最も重要な議題となつたのは、前述の新綱領案であつた。而して之が重大問題となつたのは實に労働黨極左翼に屬する加盟團體たる社會主義同盟の標榜せる政策の結果であつた。社會主義同盟では、かねて黨本部の發表する「社會主義と平和」と題する新綱領案に對して、八十六項に達する修正案を提出し、上院廢止、下院改造、非常權力獲得、金融、土地産業の社會化、外國貿易の統制等を含む所謂「五箇年計畫」を初めとして、國際聯盟を基礎とせる平和政策を非として、ロシア其の他の社會主義國家との攻守同盟による世界平和確立の主張、教育制度の根本的改正等を要求するところがあつた。殊に社會主義同盟側の修正意見中本部案と懸隔ありし點は、同盟側にては、來るべき労働黨内閣成立の際には、政府は、直ちに上院を廢止し、國會に對して非常權力賦與を要求し、之に基いて無償にて各種産業の社會化を敢行し、社會化されし産業は、國務大臣管下の法人たらしむべしとの主張と、國際聯盟をば、單に「資本主義制度下の經濟的抗争を反映するもの」にすぎずとして、之より脱退はせざるまでも、之が擴大強化に反對し、且開戦に際しては、戦争の性質の如何を問はず、斷然總同盟罷業を以て之に對抗すべしとする意見とであつた。之に反して本部側では、上院の廢止は、上院が政府の労働立法に反對するが如き場合に於て始めて之を敢行すべく、非常權力の如きは、非常

時勃發の際、その非常時のみに行使すべきなりとしたものであつた。是等の問題は、大會の第一日及び第二日に亘つて討論されるころあつたが、本部側としてクラインズ氏が、新綱領案の當該項目を上程するとき、社會主義同盟の領袖たるスタッフ・ド・クリップス氏は、意外にも本部案賛成の意を表して、上院廢止等に關する同盟側修正案を撤回するに至つた。

平和問題に關する本部案は、アーサー・ヘンダーソン氏によりて上程されたが、之に對してスタッフ・ド・クリップス氏は、(一)國會強化、(二)産業及び社會制度の社會主義的改造を遂行すべき政府の權能擴張、(三)民衆の更生を目的とせる計畫經濟の確立、(四)世界平和確立を眼目とせる外交政策、(五)資本主義による労働者階級の窮乏匡救方策の五項に亘る頗る抽象的の修正案を提出するところがあつたが、サー・スタッフ・ド・クリップス氏の辛辣なる反對を受け、大會の否決するところとなつた。尙ほ戦争防止の總罷業政策に關しては、大會代議員中には、明確なる方針を決定し置くべきことを要求したものもあつたが、運輸労働者代表アーネスト・ベヴァン氏は、それに關して労働組合評議會に於ては、規約の規定に基き行動すべき旨説明し、又國際聯盟支持はイギリス労働運動の根本方針なることを指摘して、修正に反對するところがあつた。本案は大會に於て表決の結果、百五十一萬九千票對六十七萬六千票にて可決となつたが、反對投票

中約四十萬票は、坑夫聯合會の投票せるもの、十萬一千票は、全國小産業労働者組合の投票するもので、それらの組合はいづれもその大會に於て反戦總罷業案を正式方針として採擇したものであつた。

次に産業國有の際に於ける補償問題については、本部案では「維持收入償價」を私有企業主に補償することになつて居つたが之に對して無償没收を主張するものあり、又社會主義同盟では國有後前私有者に對して「收入手當」を支給し、資本補償は要せずと云つて居つた。其の他新綱領案の各項は、順次に上程されたが、凡て大會の大多數にて可決せるところなり、社會主義同盟の修正案は、殆んど全部否決となつた。

ア・サー・ヘンダーソン氏は、一九一一年以來黨主事として引續き留任して居つたが、今回退職し、平黨員として依然労働黨の爲め活動することとなつたが、黨ではこの機會に於て主事の職能を改正すると、なり、大會に提案の結果、將來労働黨主事は、「下院議員たるを得ず、その全部の時間を黨の組織化に盡すべき」旨決定した。尤も、本部側としては、萬一黨主事の入閣の際は、辭職すべき案をも提出したのであつたが、之は大會の認めるところとならず、主事は黨の事業に専心することになつたのである。

今回大會第一日に執行委員會の事業報告中、獨逸フランスム犠牲者救済委員會なる團體が、共產系なりとて、黨員の之に加

の相異であつたが、然しながらその一度分離獨立するや、獨立労働黨としての獨自の方針と戰術を決定すべき必要を生じ、茲に一方革命主義の直接行動を眼目とせる新政策を標榜すると同時に、共產派諸團體との協力提携の運動を開始するに至つた。而してこの革命主義的政策と共產主義インターナショナル加盟問題こそ、實に獨立労働黨をば今日の萎靡不振に陥れ了つた内訌分裂の原因となつたのである。

獨立労働黨の黨勢振はず、その黨員數の逐年減少しつゝありし事實は、労働黨退前既に著しき現象であつて、今回の大會に於ても支部數の増加は報告されたが、黨員の正確なる數字は明示されず、ランカシア地方分會代表の發表せるところに依れば、黨員數合計約六千人なりと云ひ、之に對して本部側では、少くともその三倍はありと云へど、それにしても、數年前三萬餘を算したるに比すれば、甚しき減少と云ふべく、財政的にも窮乏せる結果は、イギリスの無産政黨として最も重要な選舉運動に於ける活動の不振にも見られるのである。

第四十二回大會は、ジェームズ・マックストン議長として開會せられたが、その開會の辭に於ても、又黨首フンナー・プロックウ・イ氏の演説に於ても、今回大會の重大問題に觸れるところがなかつた。

今回大會に於ける重大問題と見做されたのは、一は、共產主義インターナショナル加盟の可否であつて、他は從來の合法的議

盟するを禁すべき旨本部より通告となり、同委員會の會長たるマ・レー卿及びハロルド・ラスキー教授等は、右の團體が共產主義團體にあらざることを聲明して、本部の横暴の不服を唱へたが、大會がこの報告承認の結果、マ・レー卿以下は該救済機關を脱退せざるを得ざるに至つた。而して第二日には、ソウエート聯邦の國際聯盟加入に對して深甚なる満足の意味を表せる決議の可決され、代議員中には、ソウエート代表のチェネーヴ國際労働會議に於ける活動に多大の期待を抱いてゐるものもあつたのは興味あることであつた。

執行委員會改選の結果、アットレー少將及びスタッフ・ド・クリップス士爵が、ジ・セフ・トール氏及びチャールズ・トレヴ・リアン氏に代つて選出されたのは、時節柄注目された。

獨立労働黨

獨立労働黨が、さらでだに黨勢不振の折柄、一九三二年労働黨退以來、殊にそのイギリス政界乃至労働界に於ける威信を失墜して、社會的勢力としては既に認められざる狀況に至つて居ることは、周知の事實であるが、去る一九三四年三月三十一日より四月三日に亘つてヨーク市に於て開催されし第四十二回大會は、この由緒ある無産政黨に對する一般世評を裏書きするものがあつた。

獨立労働黨が、全國本黨たる労働黨より脱退するに至つた直接原因は、後者の機關の組織及び議事手續の問題に關する意見會運動を棄却して、非合法的革命行動を執るの可否を決すべきことであつた。各國共產黨の本部たるモスコの第三インターナショナル加盟問題は、労働黨退以前から黨内の一部に起つた議論であつて、殊に前年インターナショナル統一提唱以來斷然第三インターナショナルに加盟せよとの意見漸く明白となり、ロンドンを中心とせる支部に於ては、正式に之を決議して本部に迫るところがあつた。而して本部側では、前年第四十一回大會の決議に基いて、第三インターナショナルに對して、加盟乃至協力の交渉を開始したのであつたが、之に對し第三インターナショナル側では、獨立労働黨を解散して、イギリス共產黨に合同すべき旨を主張して交渉纏らず、幾多の論戰を経て、獨立労働黨本部では、愈々今回大會に於て、第三インターナショナルとの協力提携の到底不可能なることを認むべき決議を提出したのであつた。該決議は、大會第三日目に百二票對六十四票にて可決となつた。

非合法運動に關する決議は、大會第一日にウッド・グリーン支部より提出され、それは戰爭防止の爲め凡ゆる手段を盡し、萬一開戦の場合には、その動亂を轉じて資本主義倒壊の闘争にすべく、凡ゆる非合法的準備をなすべきことを要求したものであつたが、大會は非合法行動を否として、且つ公開會議に於て非合法決議を上提するの愚策を指摘するところがあつた。

ランカシア地方分會は、労働黨退後かねて獨立労働黨内の

右翼と見做されて居たが、その前年大會の決議に反対せる行動は、今回本部の問題となり、大會第二日の秘密會議に於ては、除名問題さへ惹起するに至つた。加之、ランカシア分會の擁立せる國會議員候補者エリジャー・サンダム氏に對して本部が公認を拒絶するに決したのは、獨立労働黨の左傾を示すものであつたが、一方ロンドン支部の提出せる共產黨との共同戦線組織を勧告せる決議案が修正されて、「最少限度の協力」に止めることになつたのは、必ずしも獨立労働黨を極左化するものと斷定するを許さず、斯くて獨立労働黨内部には、その創立者ケーア・ハアデーイ以來の民主的傳統を守つて議會主義に終始せんとするものと、斷然第三インターナショナルに加盟して共產主義運動に轉せんとするものと、そのいづれにも決せざる中間派との三派の鼎立抗争せるを示した。

今回の大會に於ては、規約の改正も行はれたが、殊に注意すべきは、新たに執行委員會が設置されたことで、之は從來の中央委員會(N.A.C.)に屬して、マックストン、ジョウエット、スチーヴン、マクガヴァン、ジェニー・リー、スチヴンソン、スミスの諸氏によつて構成され、ブロックウーイ氏が書記の任に當つて居る。尙ほ、役員改選の結果、ジームズ・マックストン氏は再び黨首に擁立されたが、獨立労働黨がイギリス労働運動の極左團體として實際運動上に再び勢力を得るは到底不可能であつて、その議會主義を固守せる右翼は遠からず労働黨に復歸するものと

見られて居る。

労働組合評議會

イギリスの労働組合運動は、依然不振の状態を持續し、労働省發表の一九三四年初頭現在統計によれば、イングランド及び北アイルランドに於ける労働組合数は、合計一千六百三十三團體にして、前年の一千六百五團體に比すれば二團體の減少を示し、而してその加盟組合員数は、四百三十八萬三千人(内婦人七十二萬八千人)にして前年の四百四十三萬九千人(内婦人七十四萬五千八千人)に比すれば、約一・三パーセントの減少になつて居る。労働組合員数は、一九二一年初頭の八百三十四萬六千人を最高として逐年減少の傾向をたどり、全國炭坑争議の惹起したる一九二五年及び第二次労働黨内閣の成立せる一九三〇年に各二・一及び一・一パーセントの増加を示したのみで、本年度は大戦以來の最低に達して居る。而して主要産業につきその減少率を見るに棉業に於て最も甚しく、鐵道之に次ぎ、第三位は金屬、機械建築等の業態である。之に反して一九三三年中増加を示せる業別は、主として官公吏員及び商業等であるが、金屬加工の中小工業に於ても比較的劇増を見たのは、興味ある現象である。以上の一般的傾向は、イギリス労働組合運動の中央機關たる労働組合評議會(T.U.C.U.)加盟組合員に就いても見られる現象で、本年度大會に報告されし數字は、昨年比して約十萬の減少となり、合計三百三十萬に満たなかつた。

評議會大會 労働組合評議會第六十六回大會は、一九三四年九月三日より六日間、ウエイマス市に開催されたが、それに先立つ一週間に亘つて、イギリス現代労働組合運動の先驅者たるドーチェスターの農民労働者追放百年記念がトルバッドルに於て、全國の労働組合は勿論アムステルダム・インターナショナル代表其の他の出席の上、盛大に舉行された。十九世紀前半に於ける労働運動彈壓時代の犠牲者に對する追慕記念のこの催しは、反動フレンジム全盛の折柄民主主義的氣勢をあぐるにふさはしい好機會で、誠に意義深い行事であつた。

第六十六回大會は、例によつて本年度會長たる被服工組合のアンドリュー・コンレー氏の開會の辭より開始した。氏は、現下國內の形勢より説き出して、國民内閣が、失業、貿易不振、産業停頓等の状態に對して、制限と取締と管理の政策によつて、徒らに生産力を阻害し、財貨の獲得を破壊せるを指摘し、その農業に對して直接間接に支給せる補助金年額四千五百萬ポンドは、全國農村稼働人口百十五萬の各人に毎週十五シリングを支給するに等しいと云ひ、「斯くの如き政策は、凡て國家保護の下に國家の補助金による獨占事業を結果しつゝあり、之に對して一般民衆は、それらの獨占事業に對して何等の統制權をも又何等の具體的の參與も許されてゐない。斯の如き形式の國家計畫化は、吾人の運動の主張せる經濟的社會的原则に全然背反するものである」と主張し、轉じて國際政局に言及して、軍縮會議

に於ける議長アーサー・ヘンダーソン氏の不撓不屈の努力を推賞し、各國が軍備競争を再開して、秘密條約や軍事同盟を締結しつゝあるは、一九一四年前の形勢に等しと云ひ、ソウエート聯邦の國際聯盟加入及びその常任理事席獲得を支持し、進んでアメリカ合衆國の聯盟加入とアメリカ労働總同盟のアムステルダム・インターナショナル加入とを希望し、又當時交渉中の東歐ロカルノ條約を歓迎し、ソウエートとの通商復活は、イギリスに於ける失業者約五十萬の減少を見るべしと述べた。コンレー氏が開會の辭に於て、教育問題を論じたのは、異例とされたが、氏は、イギリスの教育制度が由來階級的なるを説明し、之が改善方法として學齡を延長し、滿十一歳までの初等教育修了後、四箇年の中等教育を授くべき施設を必要とし、現在年少失業者約十萬なるが、一九三七年には十八歳未満の失業者五十萬の増加を見るべく、是等は學齡延長により救済せらるべしと力説し、目下この教育制度改正の障碍となつて居るのが、教會と財政なる事情に説き及んで、教會の學齡引上反對を非とし、學齡引上げによる豫算増加年額八百萬ポンドは、現在の失業少年訓練所廢止による年額一千萬ポンドの節約、夜學校の廢止、失業保險の經費低減によつて、充分補償し得ることを説いた。殊に、最も重要なりしは、氏が、從來貸銀、労働時間其の他の労働條件に關して労働組合が個々單獨にて運動せるを不利なりとし、將來多數の労働組合が結束協力して、共同の要求事項案を作製し

評議會支持の下に一齐に之を提出し、以て統一あり企畫ある運動を行ふべきことを主張した點であつた。

本年度の大會に於て殊に重要問題とされたるは、フランス組
排撃と、反戦總罷業案と、鋼鐵工業統制とであつた。之に次いで學齡滿十六歳まで延長及び學齡兒童と其扶養、新失業保險法反對、一週四十時間制確立、叛亂罪處罰法案反對、産業中心地移轉集中の統制、棉業統制機關設置、炭坑業國營等の問題も上程され、それら重要な決議が可決された。

フランス組運動に關しては、大會前八月下旬労働黨及び労働組合評議會聯合委員會と協同組合運動との共同宣言書が發表された。この宣言書は、フランス組に對する「徹底的抗争」を布告せるもので、ドイツ及びイタリア、オーストリア諸國に於ける反動運動の沿革より説き起して、イギリスに於けるフランス組運動に就き

「我が國に於て、眞にファシストなりと稱し得る唯一の團體は、一九三二年サー・オスワルド・モズレー一派の殘黨を以て組織せられしイギリス・ファシスト同盟(B・U・F)である。この團體は、資力の豊富なる結果、よく廣く熾烈なる宣傳を行ひ、訓練せる精士を備し、『黒シヤツ』、『ファシスト週報』及び『婦人ファシスト』の如き週刊雜誌を發行して居る。團員數は正確には知り得ないが一時二萬に達せんとしたと云はれ、今日では悉く大部減少して居る。B・U・Fは、團員として、主として、前陸海軍人、小商人、中

産階級人及び無責任なる青年を糾合し、特に労働者の徴集に注意し、それが爲めイギリス労働者ファシスト同盟と稱する附屬機關を有して居る。この種の宣傳が表面上にてもいかに程成功せしや、云ふに足らざるものである。B・U・Fは、イギリスをば、イタリア、ドイツを模範とせる所謂組國家に改造せんことを目的とし、その方法は、ヒットラー及びムッソリニの卑屈なる模倣である。」

と云つて、本年六月オリンピアに於けるフランス組の會合の際の騷擾に於ける官憲側の態度頗る疑懼すべきものあり、以來、労働組合では、労働黨と協力して共同動作をとるべく注意しつゝあつたが、其の後六月三十日ドイツに於けるレーム事件、七月十九日ロザミア卿のイギリス、フランス組脱退、及び政府の態度の結果、やゝ運動は不振の傾向にある旨を述べ、政治制度としてのフランス組が、各國に於て失敗に頻し、徒らに民衆の彈壓迫害に終れるを指摘して、國內に於てはフランス組に對して、徹底的抗争排撃を行ひ、海外のフランス組に於ける同志を援助すべきことを激勵したものであつた。

大會第二日に書記長シトリン氏は、フランス組排撃に關する決議案を提出した。氏は、共產主義が既に労働運動にとつては重大の脅威ではなくなつた今日では、専ら力をフランス組排撃に集中すべきであると云ひ、各國に於けるフランス組の實狀よりその結果歐洲の一大不安を惹起し、戰爭勃發の氣運を生ぜるを説明し、イギリスに於けるフランス組の勢力を過大視し又は

過小視することの危険を注意し、イギリスのフランス組が等しく制服の着用、示威行進、軍隊組織、輕重部隊、衛生部隊、自衛團等を有し、又各地の會合に於て組織的の暴力沙汰の惹起しそれに對して司法當局の依怙の處置あるを報告した。都市従業員組合主事チャールズ・チークス氏も亦、フランス組の武裝及び軍事教練の危険を説き、政治の軍國主義化に反對するところがあつた。斯くて滿場一致にて採擇となつた決議は、フランス組が労働組合、協同組合、及び社會民主主義を蹂躪し、生活標準の低下、個人の政治、宗教其の他の自由の剝奪、暴力慘忍性の解放を結果すべきを説き、

「従つて本大會は、全労働者が、その労働組合、労働政黨及び協同組合の忠實にして活潑なる加入者たることを推進し、且フランス組の排撃と、政治の軍國主義化反對と、自由の諸勢力及び民主的進歩的發展強化との爲め凡ゆる手段を利用すべきことを中央委員會に指令する。尙ほ本大會は、いかなる形式に於て苟しくも獨裁制度に對しては絶對反對を持續し、且政府をして、一般社會の軍人以外の市民を武裝し軍事教練をなすことを不法行爲となし、責任者の何人たるを問はず、禁止すべきことを明白に宣言せしめんとする要求を遂行すべく中央委員會に指令する。」

反戦總罷業案は、前年アムステルダム・インターナショナル大會に於ける決議に基いて、前年度大會に上程されたもので、當時労働組合評議會側では、總罷業組織については、一九二六年

全國總罷業の前例に従ふこととし、一方労働黨には、反戦即時總罷業執行を決議したが、其の後兩者の協同機關たる全國聯合委員會に於て兩者の決議及び其の後の各國に於ける時局の變遷を考慮して、別に反戦對策を作製することとなり、それと同時に開戦の防止よりは、寧ろ平和の確立に積極的努力をすべしとの論あり、こゝに平和確立の綜合的の制度を主とする案を完成し、總罷業につきは、特に之を決定せず、評議會中央委員會の方針に委ねることとなつた。今回の大會に上程されたのは、實に右の聯合委員會の勸告案であつた。

中央委員會を代表して案の説明に當つたチーヂ・ギブソン氏は、平和確立とは、單に一國が戰爭に参加せざることはなく寧ろ戰爭を不可能ならしむるべき國際道徳の典範を作製發達せしむる建設的政策を意味するので、それが爲めには國際仲裁裁判制度の擴大完成をせしむべきで、即ち國際聯盟を發展強化して、或る程度まで聯盟各國の主權を讓歩せしめ、國際裁判の裁定を實施せしむべき國際警察力を有さしめるにあると述べた。斯くて大會は、國際平和確立の爲め、一種の超國家的機關を組織し、國際紛争の平和的解決に努めしめ、且之には相當武力を具備して侵略干犯者の膺懲に當らしめ、之を以て長期政策となし、それと同時に現下各國の政情に鑑みて、開戦防止の總罷業に關する諸方策をも考究するところあり、結局規約第八條(チ)項の「労働組合が將來戰爭防止の爲めその權能に屬する凡

ゆる手段を講ぜんが爲め、中央委員会は、開戦の危険ある場合には、特別大會を召集し、以て産業行動につき決定すべきものとす。この種の大會は、なるべく宣戦前に召集すべきものとす。』とあるに基いて、適宜の措置をとることとなつた。大會に於て右の決定をなすについては、一部極左派代表間では、之を以て前年の決議より後退するものとなし、大會に於て開戦の場合即刻總罷業を敢行すべき原則を確立せよと要求するところあり、或ひは共産派との共同戦線組織を主張するものあり、討議約二時間に達し、クラインズ、ベッソン等も辯論大に努めるところあり結局擧手決裁によつて約十名の反対者ありしのみで、中央委員会の提案は可決となつた。

鋼鐵工業社會化に關する政策は、かねて中央委員會で調査研究の結果、約十六頁に亘る長文の報告が作製され、今回大會へ上程されたのであつた。大會第五日鋼鐵業勞働總同盟主事にして、中央委員會の經濟委員長たるアーサー・ビュー氏は、報告上程に際して、今回の報告が、氏の一九三〇年大會に提出して、その採擇となつた案と同一趣旨のもので、この高度の發達を以たる貿易上重要な大産業をば、國有國營に歸し、統一ある管理を行はんとする目的の爲めに、全産業を一單位として、充分の自治を認め、價格の決定には、鋼鐵利用産業の利益を充分考慮し、一方従業者に對しては、その勞働組合其他代表機關をして勞働條件の決定に参加せしめると共に、經營上の責任をも

分擔せしめることになつて居り、それが爲め鋼鐵業社會化の立法制定を第一歩とする旨説明するところがあつた。

尙ほ鋼鐵業社會化に關聯して、チャールズ・チークス氏は、勞働者經營參加に關する前年大會の決議の内容を一層擴大充實せる決議を提出し、之も大會の協賛するところとなつた。尙又同日棉業の經濟組織の根本的改造の爲め強大なる權能を有する全國統制機關を設置すべきことを要求せる合同紡織工聯合會の決議も可決され、その際クラインズ氏は、中央委員會の棉業國有案起草を要求し、之も大會の可決するところとなつた。一九二七年炭坑法が既に無意義となつた今日、『石炭の能率的なる生産販賣と、石炭加工利用に關する組織的大規模の發達と生産加工利用を綜合して、單一實銀基金を有する一單位の産業としての經營とを實現し、以て國有國營の下に炭坑業を完全に統一すべき案を作製すべきこと』を中央委員會に要求せる決議も可決となつた。産業問題に關する決議で興味ありしは、運輸業組合の提出せる『大企業の閉鎖とその他地方への移轉による關係勞働者及び地方への悪影響、及びこの種の行動の經濟的社會的效果を考究すべき何等の機關のなきこと』に省みて、『政府は、宜しくこの種の變化を統制監督すべき權能を獲得し、調査機關を設けて、以て勞働者に對する影響と地方當局者に對する義務とに關し國會に報告し、且關係勞働者及び一般公衆の利益を擁護すべき方策に關して國會に勸告せしむることを要求し、…政府

をして、地方官廳にして營業に従事せしむべき權能賦與法を制定せしめ、以てその集團的權能と資源を利用して、右の如くにして失業せし勞働者の就職、及びこの公共的資産と課税價值とを維持せしむる一助たらしめん』ことを目的とせるものであつた。

大會第三日には、各國友誼代表の演説あり、國際勞働局長バトラー氏を初めとして、アメリカ勞働總同盟のエム・ジー・コルラン氏、カナダ産業勞働評議會のジー・マクレオド氏、印度全國勞働組合總同盟のビ・シヴァ・ラオ氏、アムステルダム代表ショルシュ氏等各意見を開陳するところあり、第四日には勞働黨代表ランズベリー氏も一場の挨拶を述べた。

例年の行事となつて居る共産派の大會出席運動は、本年も行はれ、第一日にトム・マン氏及びエイ・ゴシップ氏の主宰せる『全國大會行進協議會』と稱する新團體の代表が、フッシュ排撃の宣言書を撤布し、大會参加を要求したが、之は拒絶されたのみならず、大會は、第一日に共産派と提携せる地方評議會を解散せる中央委員會の處置を認めた上、第四日には、改めて共産派との共同戦線組織を禁止せる決議を可決した。

新失業法

一九三三年十一月初旬の議會に提出せられて以來、半歳以上の日數に亘つて審議を重ねられて來た英國の「失業法案」は相當修正を加へられた後漸く上下兩院を通過し、三四年六月二十

四日公布せられるに至つた。新法律の名稱は「一九三四年失業法」(Unemployment Act 1934) と呼ばれ、ベタートン卿により提案せられたものであつて、二部よりなり、第一部は失業保險法の改正を第二部は失業保險の範圍外にある失業者の扶助を取扱つてゐる。右の中重點を指摘するに次の諸點を擧げ得る。

給付金の増率

一九三一年十月七日以前の率を復活する。即ち第二次勞働黨内閣の瓦解直後現内閣の手で削減した給付金の率を再び現内閣の手で復活したことになるのである。

又扶養者給付金は成人扶養者が八シリリングから九シリリングへ増率せられ、子供は舊率の二シリリングが据置となつた。尤もこの二シリリングは一九三一年の削減の時も据置されたものである。

少年失業者の救済と補導

從來失業保險加入年齢は滿十六であつたが、これを離學年齢(十四年)に引下げた。次に少年失業者の數が著しく多數に上る地方では地方教育局は補助金の交付をうけて「少年補導所」(Junior Instruction Centre) を設ける。少年失業者は正當なる理由の無い限りこれに出席しなければならぬ。又補導所を設ける程少年失業者の多くない、地方では適宜の方法で同様の施設を行ふ。

失業保險委員會の設置

失業保險組合のバランスを確立するためにこの委員會を設け、年度替り毎に會社の内容を勞働大臣に報告せしめる他バランス確立に必要な方策を答申せしめ

る。又失業保険組合の借入権はこれを廢止し、已むを得ざる場合國庫より一時借入することとした。但しその場合には必ず一定期限内にこれを返済しなければならぬ。返済し得ない場合には右の委員會が事情を調査して返済方法を樹てる。

現行負債の返済 現在失業保險會社の持つてゐる負債は、半箇年毎に二百五十萬ポンドづゝ元利拂ひをして行き（利子一箇年三分）大體三十七箇年で完済する。

失業扶助局 (Unemployment Assistance Board) 新にこの中央機關を設け、従來地方の公共扶助當局の手で取扱つてゐた經過給付に關する事務とその他の失業救済に關する事務とをこれに移管總轄せしめる。局の委員は六名以内、若干の地方官吏がこれに

直屬する。局長にベアトロン前労働相が任せられた。要するにこの局は失業保險の適用外にある失業者の扶助及び補導を悉く一手に取扱ふものでその權限は相當廣範圍に及んでゐる。

扶助の方法 扶助申請者は職業紹介所に登録することとし、失業保險加入者と同様絶えず、就職の機會に接觸せしめる。又扶助手当も職業紹介で交付する。扶助手当の率は必ずしも失業保險給付金の率に拘束される必要なく、扶助申請者の家族に發生せる醫療（これは健康保險で行ふ）以外の必要を充たすことを眼目にすればよい。但し申請者の資力調査は嚴重に之を行ひ扶助局は労働省と協力して扶助申請者の職業補導乃至訓練をも行ふ。
(水上鐵次郎、稻葉秀三)

イギリス領諸國

一九三四年は、イギリス領各地に於ては、さらでだに連年の不況に加ふるに、日本商品の進出の結果多事なりしのみならず一九三二年のオッタワ會議に於ける協定の破綻をも曝露し、オーストラリア共和國の如きが本國の日本品ボイコット指令を無視して、特使を派遣して協商を求むる如き事態さへ生起するに至つた。本年度に於けるオーストラリア、カナダ、印度等の情勢の概要は以下の如くである。

オーストラリア

労働運動

オーストラリアに於ては、一九二九年總選挙に於て、労働黨が空前の大捷を博して政權を獲得せしが、その經濟政策乃至聯邦統一問題に關する論争の結果分裂し、一九三一年の總選挙以來合同オーストラリア黨之に代つて組閣し、一九三四年十一月の總選挙の結果、同黨は、合同農村黨と聯立して、チ・セ・フ・ア・ロ・イン・ス・リ・オン・ズ氏の聯立内閣を組織するに至つた。而して一九三四年末に於ては下院定員七十四名中野黨たる労働黨は二十七名にすぎず、内九名は所謂ラング派に屬して、全國労働黨

とは、別個の行動をとつてゐる有様である。

尙ほ労働組合運動を見るに、オーストラリア及びニュージーランドに於ける労働組合員数は、約三十二萬あり、内約十五萬は全オーストラリア労働組合評議會に加盟して居るが、之に反對の立場のある極左派たるオーストラリア労働者組合に屬するもの約十三萬あり、兩者の妥協提携は依然として實現されてゐない。

一九三四年一月三十一日より數日間に亘つてシドニー市で開催された後者の第四十八回大會に於ては、オーストラリア労働者組合は、チ・ネーヴの國際労働會議出席の労働者代表三名を指名すべしとの政府の通告に對して、代表指名を拒絶した。一方全オーストラリア労働組合評議會側にも、近年不況の甚しき結果、再び左傾的色彩鮮明となり、同じく十月八日よりメルボルンに於て開催せる全國大會に於ては、或ひは現行の労働裁判所制度に反對し、或ひは一九二六年以來値下されし貨銀の恢復を要求せんが爲め、全國總罷業を敢行すべしとの提案まで出る有様であつた。

カナダ

労働運動

カナダは、一九三〇年以來リチャード・ベドフォード・ペンネッ
ト氏の保守党内閣在任して鋭意不況の打開と帝國の統一結束に
努めつゝあつたが、労働運動の方面では、依然として發達遅々
とし、先年全國的労働農民大衆政黨として協同共和國同盟の
結成され、各州の群小労働黨を糾合して、一九三三年にはその
第一回大會に於て永久政策が制定され、一九三四年ウィニベグ
にて開催せし大會に於ては、緊急政策が採擇され、國會に於て
は、十餘名の代議士が加盟團體より指名選出されて活動しつゝ、
あるが、未だ捗々しき成績も報ぜられてゐない。

カナダ労働組合運動は、労働省統計によれば、一九三三年に於
ける組合員數合計二十八萬六千二百二十人にして、その地方支
部數合計七千七百七團體と報告され、之を前年に比すれば、組合
員數に於て二千六百四十四人の増加を示し、地方支部數に於て
二十團體の減少を呈して居る。カナダの労働組合員數は、一九一
九年の合計三十七萬八千四十七人を最高として、爾後漸次減少
して、一九二四年には二十六萬餘の最低に達し、再び漸増傾向を
たどつて居つたが、一九三一年より逐年減少して一九三二年に
は合計二十八萬三千五百七十六人となつた。然るに一九三三年
中に於てカナダ人のみの労働組合は、團體數に於ても又加入組
合員數に於ても著しく増加するところあり、之はキリスト教勞
働組合に於ても等しく見られた現象であつた。さればカナダ勞

働組合運動の代表的機關たるカナダ産業労働評議會では、前年
加盟組合員合計十二萬七千二百六十四人なりしものが、十一萬
八千四人に減少せしに反して、純カナダ労働組合は一九三三年
合計三十四團體あり、組合員總數七萬六千〇六十二人にして、
五團體九千六十九人の増加を示して居る。カトリック教労働組合
に於ても、組合員數は、千八百九十四人の増加が見られた。

産業労働評議會大會 カナダ産業労働評議會(T.L.C.O.) 第
五十回大會は、一九三四年九月十日より十五日までトロント市
に於て開催された。出席代表者合計三百七十三名、内イギリス勞
働組合評議會及びアメリカ労働總同盟の友誼代表二名が居つた
今回の大會には、大會開催地たるオンタリオ州検事總長アイ
サー・ローバク氏、カナダ労働大臣ダブリュー・エイ・ゴールドン
氏、オンタリオ州副知事、トロント市長等も來賓として出席あ
り、ローバク検事總長及びゴールドン労働相が、全カナダ及びオ
ンタリオ州に於ける労働政策につき種々なる説明をするところ
があつたのは、注目された。ローバク氏は、オンタリオ州政廳に
於ては團體協約に關する立法制定の豫定であり、州内に於て締
結せられたる團體協約にして、州内雇主及び労働者の大多數が
調印せるものは、將來法律的拘束力を得せしめ、之が實施の監督
を最低賃銀局に命ずべき旨言明し、尙ほ進んで同州に於ては、男
女労働者とも最低賃銀を確立せしむべき豫定なることを述べた
カナダ産業労働評議會が、労働立法の制定促進の爲め、毎年立

法綱領を作製して、之を政府に提出し、以てその制定實施に努
めつゝあるは周知のことであるが、今年度大會に提出されし事
業報告によるも、評議會の運動の結果罷業監視に關する刑法規
定の改正となりしを初めとして、新海運法の制定、職業教育法
令の施行等も評議會の過去多年の努力の結果たるものが指摘さ
れ居り、尙ほ評議會の立法綱領には、ラヂオ放送、金融通貨問
題、租稅財政、天產物市場法、産業統制、鐵道水運、移民、選
學法、將校養成等の諸種の事項が含まれて居り、殊に今回大會
の注意を喚起したるは、失業救済及び産業統制問題であつた。
産業統制と最低賃銀確立の問題は、今回初めて上程されたわ
けではなく、先年一回大會に上程せられ、その結果委員會委託
になつたものが、今回大會に於て採擇となつたのであつた。該
委員會では、今回その再調査せる案を上程するに當つて、左記
の事項を勧告して居つた。

- 一 現行法律の改訂又は新法令制定の際は、それらの法律實施を確
實にすべく、充分なる監督官を任命すべき規定を設けること。
- 二 産業法規には、凡て最低及び最長労働時間規定を設くべきこと
- 三 各州間の競争及び一定の標準の實施を回避する爲め、企業を他
州に移植するを防止する爲め、法規には全國的統一をすべきこ
と。それが爲めには、カナダ憲法を改正して、中央政府に對して
充分なる權限を賦與すべきこと。萬一その不可能なる際は、各州
政廳をして、一定標準と旅行方法につき相互間に協定せしむるこ

と。

- 四 立法を有效ならしむる爲め違反者に對する充分なる罰則を設く
べきである。この點に於てアルバータ州の立法に、許可制度の規
定があり、故意の違反に對しては、營業許可を取消すことになつ
て居り、その他數州の婦人最低賃銀法にも、再犯以上の場合には
禁錮刑に處すべき規定あるを参考とすべきこと。
- 五 産業上に於ける一定標準の破壊を避けんとせば、労働組合との
協定をば基準として認むるに如くはなくその點に於て産業法規に
は、労働組合との協力に關する規定を設くべきこと。この團體協
約の原則を無視せる立法は、凡て、當該労働者の團體との協議協
定を経ずして立法機關が勝手に決定したる労働基準と等しく排撃
すべきこと。
- 六 賃銀労働者は、凡てこの種の立法の充分なる保護を受くべき權
利あるを以て、除外例は危険にして禁すべきこと。
- 七 雇主又はその代理人の干渉なく、労働組合を組織すべき權利は
立法に明白に規定すべきこと。
- 八 労働組合法人化の規定は、ケベツ州團體労働協約擴張法及びそ
の以前労働組合に對して組合商標をば法律上の保護を與ふべき權
利を賦與せる中央政府立法の際に於けると同じく、反對すべきこ
と。
- 九 團體協約の交渉及び産業統制法規の起草、運用又は實施の目的
を以て創設せられし聯合機關の構成上に於ては、個人にてはその
機能を果し得ざるを以て、労働組合のみが、賃銀労働者を代表す
る權利を有すべきこと。

失業及び失業に關する決議は、一九三四年二月政府に提出せる建議案の内容と同一であつて、(一)國、州、都市に於ける建築事業振興、(二)救済事業には公正貨銀規定適用、(三)一日八時間、一週五日間制度、(四)高賃銀による購買力の増加及び公債、抵當利子の値下、(五)國營失業保險、(六)經濟の計畫化及び全國經濟會議の設置、(七)中央政府の失業者直接救済及びその平等適用等を含むものであつた。

右の外、大會では、教科書の無料提供及び試験料免除、鐵道事業統一化反對、休戦記念日休業實施、一人運轉電車廢止、印刷業に工場法規適用、自動車定期検査強制、政治團體の制服着用禁止、雇主側の組織管理せる労働團體の公認禁止、國民投票による宣戰決定、電氣業公營等に關する多數の決議をも可決した。

役員改選の結果、會長トム・ムア氏以下殆んど全部再選となり、明年度大會は、ハリファクス市で開催することに決した。

印 度

一九二九年以來左右兩翼に分裂對立せし印度労働組合は一九三二年七月マドラス市に開催せる統一大會に於て再び合同して印度全國労働組合總同盟を組織し、その第一回大會を一九三三年十二月ボンベイ市に開催するに至つたが、その際に於ける加盟組合數四十七團體、組合員數十三萬七千名なりとのことであつた。

つた。一箇年を経過せる一九三四年十二月の現況を見るに組合數五十箇團體、組合員數は十四萬とのことであり、右によるも本年度に於て印度労働組合運動には大して變化を見なかつたと云ひ得る。

労働運動の停止状態なるに比し、一九三四年度に於ける印度國民運動は極めて重要事象であつた。憲法改正問題を中心にして印度政局は俄然緊張し、國民運動は再び高揚を見るに至り、四月のスワラジ黨の復活、ガンधीの國民大會よりの引退、農村産業協會の創設、マラヴァ派の分派等種々特徴ある事件の生起を見るに至つた。しかしながらイギリス政府の老獪なる政策、その彈壓力の整備は印度國民運動に於ける強力なる指導者の缺如と相俟つてその將來に暗影を投げかけてゐる。

憲法改正問題と國民運動の現況

一九三四年十一月英國上下兩院の代表者よりなる「印度憲法改正兩院合同委員會」(Joint Committee of Lords and Commons on Indian Constitutional Reform)は政府提出の印度憲法改正議案(白書)に對する審議を了し、その報告書を發表した。印度憲法の改正問題は一九二七年十一月に設置せられた勅命調査委員會成立以來のことに屬するが今回の報告書によつて一應その結論に到達したことになる。

右報告書の成立に就て特に注目すべき點は印度聯邦下院の選舉を間接選舉としたこと、マドラス、ボンベイ兩州の議會をも

二院制としたこと、總督の手に保留される「特殊責任事項」の中に「印度に輸入せられる英本國商品を差別待遇し、又はこれに不當の取扱を爲すが如き立法若しくは行政上の手段を防止すること」等の諸點であつて、右報告書によるも白書に比して特に著しい改革を加へてゐない。その中最後の一項目はランカンア紡績保護を主眼としたもので日本にとつて特別の意味を有してゐる。とにかくこの報告書を以て印度憲法改正問題の調査段階は終了し、いよいよ立法段階に入つたのである。

報告書は六節に分れ、第一節に於てまづ全體の基本方針を述べ第二節以下に於て自治州、聯邦制、中央政府、特殊事項及びビルマを取扱つてゐる。以下簡單にその要項を指出して見よう。

一 憲法改正の根本方針

英領印度の現行憲法組織について見るにその主たる特色は本國の印度事務大臣と議會に責任を持つ中央執行機關、若干委任事項に關し州議會に責任を持つ地方執行機關並びに或る事項に關しては全然執行機關を統括する権限を有せず、他の事項に關しては極く限られた統制権を有するに過ぎざる中央及び地方の立法議會よりなる。政治意識ある印度人は英國の責任政治の觀念に附隨する理論を吸收し、その結果現在では現行制度に對する大衆の永年の默從に影響力を與へる一の相當強力な輿論が存在するに至つた。しかし乍ら印度の熱意を認むることは責任政治が特定の明細普通作り作成せらるゝ一の自動装置たることを意味しない。單に英國の憲法成文をそのまま再現することによつて英

國の責任政治の機構を模寫しようとする企ては議會政治の圓滑なる運用に必要な幾多の重要な「保障」の存在を無視するものである。従つて賢明なる方法は憲法上の理論を追求するだけでなく、理論を棄てて現行制度の一發展としての機構を作ることによつて進化の道を開くことである。

自治州の提案はこの精神に立脚するものであつて、州行政を帝國政府の行政範圍外に移し、州を社會施設發展の中心たらしめ、州の成員に州政治の全般に亘つて州議會は責任を有することとなる。

二 國防及外交の留保 印度聯邦に於ける中央責任政治の原則を承認する場合、國防及び外交を總督の手に留保して置くことは必要であらう。これは或る程度の二重政府(Dualism)を生ぜしめるが如何なる憲法に於ても何等かの點で責任の區分がなくてはならぬ筈である。

三 新印度聯邦組織の機構

新憲法により新中央政府に與へられたる權限は英領印度外の所謂王侯領にはこれを適用せず、王侯領の聯邦参加は王侯の任意とする。併し全王侯領人口の半數以上及び聯邦上院に於ける王侯領割當議席の半數以上を占める王侯領が聯邦加入の意志を表明せざる限り全印度聯邦は成立しない。總督は軍事の最高統帥權を始め、聯邦の統治權を掌握する。但し國防、外交、宗教及び英領バルキスタン統治を除いては議會の進言に基いてその權限を執行する。聯邦議會は兩院制とし、下院は三百七十五議席、その中百二十五は王侯領代表席とする。上院の議席は二百六十、その中百四十は王侯領の代表席、六は總督の指名とする。英領印度選出の上院議員

のうち百三十六名は州議會の選出とし、残り十四名は若干の少數種族又は利害集團とデリー市の如き特殊小行政區域に充てる。下院の選舉方法は間接選舉とし、州議會をしてこれを選出せしめ、但し最後の決定は印度議會の提案にまつこととする。上院も同様に州上院による間接選舉とする。上院は解散し得ず、議員の任期は九箇年、三箇年毎に五分の一づつ改選する。下院議員は五箇年の任期とする。

この報告書に對する印度側の反響を見るに所謂少數種族の旗頭として印度教徒に對立する回教徒の機關新聞のみは特に報告書が議席割當に關する期定を保留したることに満足の意を表したが、一般に反對の空氣が濃厚であつた。しかしながら一時の興奮の鎮まるにつれて印度の輿論の大勢は報告書に代るべき實行可能な良案のないことを認識し「半切れのパンでも無いよりは良い」といふ空氣に傾きつゝある。

印度憲法改正問題の印度國民運動と切離して考へ得ないことに鑑み、少しくその近狀を紹介すれば次の如くである。

一 スワラジ黨の復活

印度國民運動の根柢は云ふまでもなく、全印度國民大會 (All-India National Congress) であるが、三四年四月一日ニ、デリーに開催されたその領袖會議は從來の議會否認方針を棄て、全印度スワラジ (自治黨 All-India Swaraj Party) を復活し、同年秋の立法議會改選を期し、積極的に議會に

進出すべき旨の決議を行つた。而して直ちにアンサリ博士を委員長とする準備委員會を任命し、規約修正案及び行政綱領案の起草をこれに受託した。決議の要點は左の如くである。

1 休止状態にあつた全印度スワラジ黨を復活し、個人としての市民的不服從行動を爲し居らざる國民大會の成員をして、建設的行動を執るを得せしむること。

2 黨は、來るべき立法議會選舉に際しての政府の挑戦を受理し、次の諸問題に就てその候補者の當選を期すべきこと。

イ 印度に約束されたる條項を履行し、抑壓諸立法を全廢すること。

ロ 「白書」の提案を排撃し、之に代ふるに英印圓卓會議に於けるガンヂーの提案を以てし、國民大會に對する全印度の信任を再確保すること。

即ち國民大會は一九三三年以來、集團的な不服從運動に對する彈壓にかんがみ、ガンヂーの提唱に基き個人々々の不服從行動のみにとゞめることとしたが、しかしその結果國民大會の結束に弛みを生じたので、これを建直す意味をも含めて右の如き方向轉換を決定したものである。

二 ガンヂーの國民會議より引退

ガンヂーは、この決議を承認するとともに、スワラジ黨に關たものであり、今後の國民運動はスワラジ黨と農村産業協會との二大陣營の協力に依るべきことを力説したものであらうと思はれる。十月二十八日の國民會議大會は、ガンヂーの提案を容れ農村代議員の數を殖やし、大會並びに執行委員會共にその定員の三分の二を農村に割當てることとした。これは結局國民大會が地主勢力のために左右されることとなるといふので、會議内の社會主義派は可成り強硬に反對したが少數で物にならず、また彼等自身の大多數もガンヂーが將來活動せんとする農村産業協會の運動に義勇軍として馳せ參する旨を聲明して居り、ガンヂーの人格は所謂「ガンヂー無きガンヂズム」を以て依然國民大會を風靡してゐる。

三 マラヴァ派の分離

斯くして國民大會の合法主義に再轉換し、由緒深きスワラジ黨の名の下に昨秋の立法議會選舉を戦つた。尙ほスワラジ黨復活提唱者の一人であつたバンデット・マラヴァ氏は所謂コムミュナル・アウオードにあくまで反對せんとする印度教徒の一派に引きづられて別派を結成し、スワラジ黨と並んで議席を争つた。同派は昨秋の選舉に於て八議席を得たが、これにスワラジ黨の得た四六議席を加へたものが言はゞ自治要求派の議席となる。

印度全國勞働組合總同盟 印度全國勞働組合總同盟大會は一九

する限り市民的不服從運動を放棄すべきことを勧告した。五月十八日バトナに開かれた全印度國民大會委員會はガンヂーの勸告を承認し、また領袖會議の決定をも承認したので、印度政府は國民會議構成團體に對する結社禁止令を撤回した。七月二十七日印度共產黨が改めて「非合法結社」の宣告を受けたのと對照すると頗る興味がある。

次いで九月十七日、ガンヂーは十月末ボンベイに開かるべき全印度國民會議大會を俟つて、國民大會より引退する旨を聲明した。引退の理由としては、會議内の知識階級分子が彼の方針に全幅の信頼を置いてゐないこと、非暴力主義を主義として受入れず戰術としてのみ受入れた國民大會成員の多數に失望したること、テロリストがテロリズムに信頼してゐる以上の信頼を國民大會成員が非暴力主義に對して持つてゐることを實踐に於て示さなかつたこと、國民大會内に腐敗的傾向が少くないこと、等が挙げられた。彼は十月二十三日の會議委員會に於て引退理由を説明したのち純粹の立憲手段のみにて自由を獲得した國家は歴史上未だ曾つて無いことを指摘し、市民的不服從運動の全然無視すべからざることを説いた。これは一足先に彼が大會に對して行つた勸告と矛盾するやうであるが、その意味は多分彼が國民大會を退いたのち専心せんとしてゐる「農村産業協會」(Village Industrial Association) の運動の重要性を強調し

二四年十二月二十四日ボンベイ市に於て開催せられ、ジャムナダス・メーター氏が議長となる。代議員二十五名中約十二萬七千名の労働者を代表する十五名の代議員出席。又新に三千人の組合員を擁する五〇の労働組合が總同盟に加入した。

議長は印度労働組合運動の発展について述べ、各産業に於ける労働者の完全なる組織の必要と無學者を絶滅する方策の重要とを力説した。

大會は一九三四年五月コロンボに開かれたアジア労働會議への印度労働代表の報告を聴取し、また第十八回國際労働總會の印度労働者代表としての活動についてメーター氏の報告をきいたワシントン時間制條約の印度鐵道に對する適用状況の調査に關するメーター氏の要求が一九三五年一月の國際労働局理事會第六十九回會合の議題となつてゐることに鑑み、總務委員會はメーター氏が理事會の右の會合に參列することを承認した。

大會は労働組合運動の統一の達成のために出さるゝ一切の提案を考慮する権能を執行委員會に認許し、労働問題について共同動作をとる件に關して總同盟代表と全印度大會社會黨の代表との間に結ばれた非公式協定を承認した。

大會の可決した決議の中には、失業保險及び社會保險に關する法令の制定を要求するもの、印度憲法改正に關する英國共同議會委員會の勧告を否認するもの、等があつた。後者についてその理由とする所は、これらの勧告が印度の立法院と行政府とに於いて適當且つ有效な發言及び統制權を得たいと言ふ印度の大衆や労働階級の要望を充たしてゐない、と言ふ點にあつた。

印度における統制經濟問題を考究するために一委員會が設けられた。また、印度の各種産業に與へられた保護の成績と労働者の生活程度に及ぼしたその効果とについて調査を行うことも決定された。
(水上鐵次郎、稻葉秀三)

ア メ リ カ 合 衆 國

ルーズヴェルト大統領の産業復興計畫の影響の下に生じたる諸種の現象中興味あるは、その労働組合運動に對する効果にして、之はやがて從來の合衆國労働運動に對する通念を一變するに至るべき重大結果を惹起しつゝある。産業復興計畫が、労働の引上と従業時間の短縮とを規定し、之が實施の爲め労働者の任意的團結とそれによる團體交渉權の確立とを認めてゐることは、それだけでも、文字通りに施行さるゝに於ては、アメリカ労働總同盟が過去數十年以來不斷の努力と多大の犠牲とによりて尙ほよくなし得ざりしところを一舉にして完成すべき重大規制であるが、こゝに興味あるは、それらの規定の結果、合衆國労働界の重鎮たる總同盟自身に於て一大變革に直面せざるを得なくなつた事情である。

産業復興政策のその後の経過を見るに同法公布後一箇年の一九三四年六月以前に於て既にその改造、強化等に於て種々なる議論の出でたることは注目に値する事項であるが、三四年三月の全國産業者大會に於ても全國六百部門の代表者三千五百人の面前に於てルーズヴェルトはN.R.A政策強化のため、一、全産業の協力による給料引上げ、労働時間の縮小化。二、小資本家

保護。三、正當なる自由競争を認め、トラスト禁止法を講ずること。四、労働者の團體交渉權の承認等の政策を發表した。而して九月に至り、N.R.A産業統制組織の實質的改造の遂行せられることとなり、その結果復興長官ジョンソン氏は九月二十九日正式に辭職し、そのあとに五名の委員よりなる理事會が設置せられ、N.R.Aの行政方面を管掌することとなり、同時に政策指導調査機關として産業緊急委員會の設置を見るに至つた。N.R.A理事會及び産業緊急委員會の陣容は左の如くである。

- N.R.A理事會 (National Industrial Recovery Board)
- 理事長 ウィリアムス 理事 ホワイトサイド (N.R.A産業第四部長) ヒルマン (N.R.A顧問) マーシャル (經濟學者) ハミルトン (N.R.A顧問)
- 産業緊急委員會委員長 (Industrial Emergency Committee)
- 委員會 ラッチベーク (N.R.A顧問)
- 委員 イッキニス (内務長官) パーキンス (労働長官) ホップキンス (聯邦緊急長官) デーヴィス (農業調整長官) ウィリアムス (N.R.A理事長)

右によつて從來の獨裁制度の廢止せられ、こゝに新たなる陣

一九三四年中に於ても右の傾向は持続し、争議について云へば争議件数千六百三十六件、關係労働者數約百三十萬、損失労働日數累計約千八百九十萬日に上り三三年を凌いでゐる。特に本年に於いて注目すべき傾向は大争議の頻發であつて、このことは三三年に比し、三四年度に於ける關係労働者數の増加によつても知り得るのであるが(別表参照)三月の自動車工業總罷業、七月の太平洋岸仲仕争議、九月の綿織工業總罷業等は右の傾向を顯著に物語る。

尙労働組合加盟者について云へば總同盟加盟員數は三四年八月に於いては五百六十萬を示してゐる。

而してこゝに最も注意すべきは、從來主として労働運動の正系に對立抗争すべき目的を以て、會社工場主側にて組織を獎勵保護しつゝあつた所謂會社組合の加盟員數が三三年中に於て、三十六萬五千九百三十七人より百十六萬四千二百九十四人に増加したることである(之は、全國産業會議書記局N.I.O.Bの調査せる範圍内のみの數字で、絕對數は之以上をること勿論である)。尙ほ總同盟の編纂せる失業統計によれば、一九三三年三月に於ける失業者實數は、千三百六十八萬九千人にして、之は最高記録であるが、同年十二月には減少して千七十六萬九千人と報告され、大體一九三三年三月より十二月までの期間に於て二百萬餘の失業者減少を見たることになつて居るが、それと同時に労働組合員間の失業率は三月の二六・六%より十二月の二二・八%に減少

せるを示し、失業者實數の減少率に比すれば、やゝ好調なれどこの間に於ける組合員の増加を考慮するときは、特に組合の就業率が有利なりしとの結論には達し得られないことになる。(三四年度失業者については別表参照)。要するに是等の數字は、大戰後I.W.Wの衰退以來、合衆國労働界に雄飛せるアメリカ労働總同盟が、今やルーズベルト氏の産業復興計畫の下に於て、一大重大時機に直面せることを反映してゐるものと云はれるのである。

産業復興法施行後に頻發せる争議の性質を見るに、同法に基づく賃銀値上又は時間短縮の不履行が原因となつて居るもの多きは云ふまでもないが、殊に著しき現象としては、團結權承認を原因とした争議のやゝもすれば重大化する點である。而してこの種の争議に於て問題となるのは、雇主側がその特殊の恩典を提供せる會社組合を以て、労働條件の交渉團體と見做し、總同盟其他正統派労働運動に屬する労働組合の公認を拒絶することである。而してその際雇主側には、往々産業復興法に罰則の規定なきに乘じて、同法規定の實施を無視する例の多きと労働組合側には、從來の組織方法が職業別組合主義なる爲め、産業復興法に基く労働條件の契約締結上不便なる點とは、やがて合衆國労働組合運動の根本的變革を結果すべき前提たらざるを得ないのである。

勿論政府では、復興法施行の結果たる争議増加の傾向に省み

容の下にN.R.A政策は第二段階に入ることとなつた。

十一月六日の米國總選舉はルーズベルトの産業復興法に對する國民の支持を決すべき重大意義あるものであつたが、民主黨は上院、下院州知事選舉を通じて歴倒的勝利を獲得するに至つた。

	上院	下院	州知事
民主黨	六九(六〇)	三二一(三〇九)	三八(三八)
共和黨	二四(三五)	一〇三(一一四)	八(九)
その他	三(一)	一一(五)	二(一)
計	九六(九六)	四三五(四三五)	四八(四八)

註 括弧内は舊席を示す。

産業復興法と労働組合

一九三三年は、合衆國に於ける労働争議の劇増した點に於て注目すべき歳次であり、労働省の概算統計によれば、争議件數合計千五百六十二件、關係労働者數約八十萬、損失労働日數累計約千四百八十萬日と云はれ、件數に於ては大戦後大争議頻發時代以來の最高數に達し、損失日數に於ても、一九二六年以來初めて見る多數を示して居る。而して、争議件數が、全國産業復興法の上程せられし五月より俄然として劇増を示してゐるのは、注目すべきことで、四月中發生せる件數合計七十二件なるに對し、五月は百三十三件、七月は二百十九件と高調を繼續し十月の百七件を以て再び十一月には五十六件の平靜に復歸して

合衆國労働争議調

年月	件數	關人	與員	損失労働日數
1927年	734	349,434		37,799,394
1928年	629	357,145		31,556,947
1929年	903	230,463		9,975,213
1930年	653	158,114		2,730,368
1931年	894	279,299		6,386,183
1932年	808	242,826		6,462,973
1933年	1,562	812,137		14,818,846
1934年 1月	80	38,913		653,202
2月	79	83,507		915,673
3月	141	88,205		1,345,310
4月	184	88,205		2,258,684
5月	196	133,640		2,086,900
6月	141	152,228		1,594,387
7月	124	39,521		1,966,765
8月	150	151,127		1,696,415
9月	118	57,868		4,018,382
10月	176	412,658		906,768
11月	133	36,000		955,000
12月	114	16,000		509,000
1934年 計	1,636	1,285,861		18,906,487

(Monthly Labour Review Feb. 1935)

合衆國失業者調

年月	失業者總數	労働組合員失業者率
1931年平均	7,431,000	19.1
1932年平均	11,489,000	23.8
1933年平均	11,904,000	24.3
1934年 1月	11,755,000	22.6
2月	11,443,000	22.0
3月	10,849,000	21.3
4月	10,551,000	20.7
5月	10,248,000	20.0
6月	10,310,000	19.6
7月	10,793,000	20.8
8月	10,821,000	21.6
9月	10,950,000	20.3
10月	10,671,000	20.1
11月	11,400,000	21.1
12月	11,329,000	21.2
1935年 1月	11,776,000	21.0

(International Labour Review)

ゐる。(労働年鑑昭和九年版参照)。一方一九三三年に於けるアメリカ労働總同盟の加盟組合員數が二百七十七萬七千人より四百七十八千人に増加して、近年漸減傾向を續けらるる記録を破りしことも亦著しき現象である。

て、三三年八月五日全國労働會議を任命して、大戦中設置せる労働争議調停機關の組織を復興し、上院議員ロバート・エフ・ワグナー氏を議長として、總同盟會長ウィリアム・グリーン氏、ゼネラル・エレクトリック會社社長チネリド・スウィープ氏等勞資代表を委員に選任して争議の和解調停に當らしめることとし、尙ほ、産業復興法に基く主要産業に於ける労働條件を規定せる「法典」の大體完了せる十月下旬、産業復興行政の組織改正の際には、「法典」乃至「大統領再雇傭協定(労働條件を規定せる)」履行の監督を掌る一部局を設けて、行政長官ジョンソン大將自ら之が部長に就任し、一方十月十六日には全國労働會議では、全國各地に十九箇所の地方會議を設置して、産業復興法に基く労働條件の實施を指導監督することになった。斯く政府の方針として、産業復興法の勞務管理規定實施を期してゐる譯であるが、こゝに問題となるのは、會社組合であつて、それが爲め三月一日ワグネル氏は會社組合禁止を目的とせる法案を上程するに至つた。

ワグナー法案の骨子は

- 一 會社の支配下にある従業員團體即ち會社組合を違法なりとす。
- 二 任意の工場乃至會社の従業員の比較的多數によりて選舉せられたる代表者とその工場乃至會社の従業員全體を代表して團體交渉を行ふ權利を與へ、従つて少數者はかゝる團體交渉に服従しなればならぬ。

組合主義に立脚して、群小團體の集團を基礎とせる點は、機械力を使用する大規模生産工業の發達せる今日に於ては、それらの諸産業に於ける總同盟の進出發展を阻害して、その點のみにも、總同盟では、根本的組織改善の必要に迫られつゝある現狀である。之に對して、總同盟では、大戦前組織化不充分なる地方乃至産業に於ける便法として實施した「聯邦組合」組織を復活せしめて、時代の要求に應じつゝあるが、之とても、必ずしも全問題を解決するに至る程徹底的の方針を決したものであるが、とにかく新しき意味に於ける「聯邦組合」の總同盟内に於ける擴大發達は注目すべきものがある。

最近合衆國労働省労働統計局の調査によれば、一九三四年八月現在總同盟加盟會費支拂組合員數は、合計二百八十二萬三千七百五十人にして、之を前年同期の二百五十二萬六千七百九十六人に比すれば、約二十萬の増加を示して居り、尙ほ失業その他の理由によりて會費支拂を免除されし組合員の數をも加算すれば、總同盟加盟組合員總數は、一九三三年十月現在合計三百九十二萬六千七百九十六人なりしものが、一九三四年十月には五百六十五萬に達して居り、この一箇年間に於て過去數年間の減少を恢復せるのみならず、それ以上の多數の新組合員を獲得したることになつて居る。斯く總同盟の加盟組合員數が著しき増加を示した一因には、以前總同盟を脱退して獨立せる「合同被服工組合」が、一九三四年初頭復歸したことが指摘されて居る

三 現在 N.R.A. 下に於ける労働争議調停機關として設置せられてゐる全國労働關係局 (National Labour Relations Board) を労働省より獨立せる特別機關とし、これで聯邦産業委員會と同様なる即ちその裁定事項を履行するに必要な權限を與へる。

に存してゐる。同案は三四年度國會に提出せられたが、資本家側の反對にあひ、遂に擱置しの運命に逢着した。

總同盟其の他従来の傳統的労働運動に屬する労働組合と雇主側の御用組合たる會社組合との對立は、總同盟をして、その組織改正を行はしめ、進んでその活動を純粹經濟行動に局限せず政治行動にまで發展せしむる必要を感ぜしむるに至つて居り、合衆國労働界の前途漸く多事の狀態になつた。

労働運動

一九三三年ルーズヴェルト大統領の新方針殊にその全國産業復興法施行以來、合衆國に於ける労働組合運動が俄然過去數年間の沈衰狀態より驟起して活躍を開始したるは、周知の事實であるが、それと同時に國會の非常時對策として採擇せられし諸立法の結果生じたる社會情勢は、十九世紀以來の傳統を墨守して、その組織に於ても、戰術に於ても、又根本指導精神に於ても、餘りに舊弊の重積に囚はれたる全國の代表的労働者團體たるアメリカ労働總同盟 (A.F.L.) をして、充分その力を發揮し得しめざる狀態に陥らしめてゐることも否定し得ざることである。殊に由來總同盟が、その組織の根本方針として、職業別

が、之のみにても、約十二萬五千人の増加となつて居るが、殊に全國産業復興法施行以來著しき現象としては、從來の組合の擴大發展せることを認めなければならぬ。總同盟の一九三四年大會參加の加盟團體代表の投票數を見るに、同一組合にして組合員増加の結果有權投票數の百パーセント乃至四十倍に増加したるものも少からず、例へば「寶石工國際組合」の如きは、一九三三年には八票を有するにすぎざりしものが、一九三四年には四十九票となり、「油田労働者國際組合」は僅かの三票より百二十五票に増加し、「煙草工國際組合」は、三倍以上の増加を示して居つた。「國際婦人服労働者組合」や「合同機械工組合」(I.T.W.) の如き、總同盟内に於ける鉅々たる團體にあつても、その投票權は、前者が二百五十票より千五百票に増加し、後者が百五十票より三百八十七票に増加せるを見ても、いかに復興法施行後に於て合衆國の労働組合が急速の發展をしたかを推知し得べきである。尤も、この期間に於て組合員の減少傾向依然として繼續せる團體もあり、俳優組合及び建築労働者組合の一部の如きがそれであつた。

一九三四年に於て擴大發展せる總同盟加盟労働組合中最も注目すべきは、前述の「聯邦組合」であつた。元來この聯邦組合なる組織は、一九〇一年の總同盟大會に於て、「單獨の労働組合を組織するには、特殊の一職業の従業員のみにては不充分なる如き地方又は職業に於ける労働者の便宜」上、労働組合運動の

組織化機關として設置すべく決議されたもので、云はゞ一種の地域的一般合同組合であつたもので、或る程度まで發達した際は、加盟組合員はそれらの職業別全國組合又は國際組合に配屬されることになつてゐたのであつた。それが爲め聯邦組合は規定として、總同盟本部に直接加盟することになつて居り、他の加盟團體の如く、全國又は國際組合或いは州市等の聯合會には加盟してゐないものであつた。大戦中労働運動の盛んなりし當時、他の労働組合に加入の便宜なかりし黑人労働者が、聯邦組合を組織して總同盟の一翼を構成したことは有名な話になつてゐるが、ルーズヴェルト大統領治下となつて、その新方針に基く新産業關係の漸く確立するや、従來の職業別組合乃至その聯合協議機關では、新しい社會情勢に適應し難く、殊に總同盟が従來閉却し來つた自動車、ラヂオ機械、アルミニウム、ゴム製品等の大規模生産工業に於て、この組織上の缺陷は、最も甚しく、一方現在の労働組合にても産業別に組織されしもの、例へば「合同鑛山労働者組合(U.M.W.)」の如きが、由來反労働組合主義を以て知られし鐵鋼業會社と團體協約を締結して、一日七時間労働制、最低賃銀一日五ドル、閉鎖工場及び組合費差引制度等の好條件を獲得せし上、復興法による労働條件協議機關へも代表参加の特權をさへ享有するに至りたるを初めとして、油田労働者、釀造業労働者等産業別に組織されし組合の若々成功を博しつゝある狀況あるに鑑みて、聯邦組合は、この新時勢

に適應せる總同盟内に於ける唯一の可能なる形式として急速なる發達を遂げ、その組合数は六百七十三團體より一千七百八十八團體に増加し、會費支拂組合員數八萬九千八百八十三人と報告され、殊に自動車業の組織化は目覚ましいものがあると云はれる。それが爲め總同盟では、一九三四年大會に於て、その組織方針を改正して、自動車、セメント、アルミニウム、その他大量生産工業に於ては、従來とは別種の全國乃至國際組合の組織を許可することとなつた位である。尙ほ従來總同盟には、農業労働者組合は、大してなく、一九三二年加盟を認められた「全國綿羊別毛工組合」があつた位であるが、一九三四年には農業労働者の地方的組合にして本部直屬のもの四十團體に達してゐる。尤もそれらの組合には、純粹農業者よりは、野菜果實の格付及び鐘詰、その他園藝方面のものが多い。

總同盟以外の労働組合員も著しく増加し、四大鐵道従業員組合の如きも、組合員合計三十萬に達して居る。合衆國の共產派労働組合の全國中央機關たる「労働組合統一聯盟(T.U.U.L.)」は、加盟組合十二團體を以て構成されてゐるが、その組合員數合計約十五萬人と報告されて居る。その他いづれの全國中央機關にも加盟しない地方の單獨組合も最近著しく發展して、團體數も組合員數も激増して居るが、その正確の數字は不明である。合衆國に於ては、總同盟の傳統的方针の結果、従來やゝもすれば、群小團體の分立對抗の形勢を惹起することがあつたが、

最近弱小組織の不利の認識される、に伴ふて、組合間に合同聯合の氣運漸く熟し、一九三四年に於ては、總同盟加盟の煙草工組合たる「葉巻製造工國際組合」と「煙草労働者國際組合」との合同交渉は開始せられ、鑛鐵組合間にも同じく統一問題は講せられつゝあり、單獨組合では、帽子工の二團體は合同を完了し、一九〇六年「合同全國郵便局員協會」より分離獨立した「全國郵便局員聯合會」は、その後總同盟に加盟したが、一九三三年度の兩者の大會に於ては、再び合同の動議提出せられた結果その交渉が開始されたが、將來兩者合併の際には、鐵道便以外の全國の通信従業員は、單一組合に組織結束されることになる。尙ほ機關車乗務員組合として有名なる「鐵道機關手友愛會(B.L.E.)」と「鐵道機關手友愛會(B.L.F.E.)」とも亦聯合委員會を設けて、合同の協議中である。

以上の外、一九三四年に於ては著しき發達をせる労働組合には、俸給労働者の團體がある。總同盟加盟の俸給労働者組合は一九三三年には、十二團體にすぎなかつたが、一九三四年には三十三團體に激増して、速記者、タイピスト、帳簿係、會計係其の他を結束糾合して居り、之も本部直屬の關係にあるが、將來それらの組合を統一合併すべき必要に迫られて居る。その他俳優、音楽家、公立學校教員、圖工、郵便局員、官吏、鐵道事務員、小賣店販賣係等も加盟して居つて、一九三四年大會に於ける加盟團體投票の一分二分は、後者の團體の代表に占有され

て居つた。右の外、單獨組合としては、郵便局員及び中央政府吏員の組合が各一團體あり、その組合員數合計約八萬三千と云はれて居る。尙ほ新聞雜誌記者の組合も、同年中「アメリカ新聞協會(A.N.G.)」の傘下に著しき進歩があつたが、是等の組織化された俸給労働者は、全國總計四十萬にはなつてゐるとのことである。

總同盟大會 一九三四年十月一日より十三日までサン・フランシスコ市公會堂に於て開催されしその第五十四回年次大會は内外の注目するところとなつた。殊に今回の大會は、産業復興法施行の結果に對する總同盟としての態度政策を決定すべき重要會合であつた。大會は、會長ウリアム・グリーン氏議長として、加盟團體代表四百三十二名、カナダ及びイギリスの友誼代表三名、外中央政府労働大臣パーキンズ女史、國際労働局長ベトラー氏等の來賓出席の上、開會せられた。グリーン氏は、その開會の辭に於て、失業問題に言及して、總同盟としては、あくまで就職の普及を要求するもので、その意味に於て一日六時間、一週五日間労働制の確立を主張すると共に、一方「社會正義綱領」に基いて、國會及び州議會に對して、失業保險、養老年金、少年工廢止、及び公民として最高度の文化生活を營み得る如き社會秩序の發達を目的とする立法の制定を要求するところがあつた。次に労働大臣パーキンズ女史は、その挨拶に於て、合衆國の

労働者農民の収入減少せることを指摘し、それらの人々を顧客とせる國內市場恢復の必要を説き、翻つて労働諮問委員会が、全國復興局の事業遂行上多大の貢献ありしことに言及して、労働諮問委員会の活動が、殊に高級従業員の従業条件改善に資するところあり、團體協約制度も著しく助長せられしことを報告し、進んで産業復興法に規定されし團體交渉権の問題に觸れて今や合衆國の勞資關係が過渡期にあり、従つて争議の頻發亦不可避であり、この際政府の設置せる各種の調停機關を充分利用すべきであると云ひ、一九一九年と一九三四年を比較し、いづれもその上半期は不況恢復期なるに、前者に於ては罷業者合計百三十萬一千人ありしに對して、後者に於ては僅か五十二萬三千人にすぎざるを擧げて、調停機關の有効なりしを例證するところがあつた。尙ほ女史は、自ら經濟安定委員会の委員長として失業保險其他の社會立法制定の準備をなしつゝあることを公表した。

國際労働局長ベトラー氏及びイギリス労働組合評議會主事にしてアムステルダム・インターナショナル會長たるシトリン氏も各一場の挨拶を述べ、前者は國際労働機關の機能効果を説明し、後者は中央ヨーロッパに於ける労働組合運動につき紹介するところがあつた。

大會の議事は、例により各分科委員会に於て行はれたが、労働時間短縮問題に關する委員会に於ては會長グリーン氏は決議

案上程に當つて、數年前總同盟が國會に對して一週三十時間制立法の制定を要求せしとき、上院議員ブラック氏及び下院議員コネリー氏提出の該法案が上院を通過したるが、下院に於て握りつぶしとなつた旨報告し、賃銀の引下げなくして労働時間を一日六時間、一週五日間に短縮すべき法律を制定すべきことを要求せる決議の可決を見た。

次に賃銀問題に關しては、全國復興局の活動に關する本部報告あり、それには
「公正競争典則には、最低賃銀率の規定はあるが、毎週の所得を生計費に對照して審査するとき、賃銀労働者の獲得は大ならざることを發見する。一九三四年七月を以て終了する一箇年間に於て、十六種の工業部門に於ける雇傭状態を見るに、就職率に於て九・八パーセントの増加あり、賃銀増額平均一週六・四パーセント、而して生計費の騰貴は六・三パーセントである。斯の如き事態は、個人としても、國民全體としても、その購買力増進上大して貢献はない。」

と云つて、自動車製造、製鐵、製紙、毛織業等に於て就職率は劇増せるにもかゝらず、一週所得及び従業時間數の減少せるを指摘し、「この種の事態に於て、労働者にとつて最も憂慮に耐へざる點は、熟練職工の賃銀標準に對して何等の保護のないこととて、公正競争典則は、この種労働階層の保護を缺き、その結果或る職業に於ては事實上の賃銀値下が行はれ、二三の例外、例へば男子服裁縫業、メリヤス業、圖版業等を除けば、最低賃

銀率以上の賃銀は典則に記載されなかつた。斯かる事情の歸結として、典則を根本的に改訂し、以て最低賃銀を増加し、目下の最低賃銀率以下の労働者を排除し且高級労働者の賃銀を保護すべきである。」と主張して居る。この報告は、大會の可決するところとなつたが、尙ほ本部報告には、全國産業復興法に基く典則の労働規定中改正を要すべき點として、左記の諸項が擧げてあつた。

- 一 賃銀は、被傭者の眞の所得即ちその購買力を増加するに至る點まで引上げべきである。従來の典則がこの意味の増進をせざりしことは注意すべきである。
- 二 労働時間は、産業が今日尙ほ夥しき數に上る失業者の多數を吸収し得るまで短縮すべきである。
- 三 全國復興局は、適切なる報告機關を創設し、以て將來の政策計畫起案の唯一の資料たらしむべきである。
- 四 典則の施行運用上に労働者も參與すべきである。云々。

尙ほ全國復興局の組織活動に關しても、本部報告には、それが改造を要求し、先づ復興局をば永久的施設となし、典則は基本法本來の目的たる雇傭と賃銀の増加を實現し得る如き改訂を加へ、又労働者側の請願、産業又は政府側の建議を採用し得ることとし、典則履行監視機關は復興局とは分離して、大統領直屬の獨立機關とし、典則の規定及び労働關係局の決定を嚴重實施の爲め凡ゆる方法をとることとし、第七條a項の實施及び會

社組合禁止によりて團體交渉権を確立し、適切なる情報、報告計畫機關を設置し、典則の施行を製造工業以外の産業にも擴張し、殊に農業労働者の保護をも考慮すべきことを提案して居る。以上の各項は、凡て大會の可決するところとなつた。尙ほ本部報告には産業復興法第七條の實施に關して、雇主側が自己に有利なる部分のみを實施して、労働者の組織化には反對し、或ひは善意の労働組合に加入せるものが解雇され、或ひは會社組合を設けて眞の團體交渉の遂行を妨げたことが指摘せられた。失業問題に關する報告には、ルーズヴェルト大統領の再雇傭運動開始以來就職せる失業者は百七十萬に達したが、尙ほ失業者は百萬人なり、政府及び産業當局者は宜しくそれらの失業者を就職せしめ、以て「現存社會秩序の根本的變革」の如きを避くべきなりと云ひ、又失業保險制度に關しては、中央政府の全國的立法は未だ制定されないが、ワグネル・リュキス法に基く各州への補助金により、州内の失業保險制度を助長し得ることを説いて居る。

右の外今回大會に上程せられし重要問題中、政治運動に關しては、従來の非政黨主義をあくまで遵守することとし、大會は労働者政黨組織を提議せる數通の決議案を否決し、次に産業別組合組織に關しては、同じく數通の決議案が提出されたが、之に關しては大會に於て長時間の論議あり、結局、本部側の意見として、職業別の判然たるものに於ては従來の職業別組合を繼

續し、自動車、化學工業等の如き大産業に於ては、新しき全國的又は國際的組合を許可すべき方針が可決された。其の他デュネーの國際労働機關との協力、汎アメリカ労働總同盟第六回大會開催促進、少年労働に關する憲法改正確立、ドイツ製品排斥繼續強化、外國亡命者收容の移民法規改正等に關する報告決議も夫々大會の採擇するところとなつた。

大會は、尙ほ、執行委員會をして、總同盟のアムステルダム・インターナショナル加盟の可否を調査せしめ、次回大會にその結果を報告すべきことを指令した。又執行委員會の改造に關しては、かねて坑夫組合長ジョン・エル・リュキス氏一派より委員數を二十五名に増加すべき要求あり、本部側の折衷案として従來の十一名を増加して、會長一名、副會長十五名、主事一名、會計一名、合計十八名とすべき勸告が、大會の承認するところとなり、役員改選の結果、グリーン氏會長に再任し、フランク・モリソン氏主事、マーチン・エフ・ライアン氏會計主任に當選した。社會黨大會 アメリカ社會黨(S.P.A.)大會は、一九三四年六月一日より三日までデトロイト市に於て開催せられた。

アメリカ社會黨は、南北アメリカ大陸に於ける唯一の社會主義インターナショナル加盟の有力無産政黨にして、且つ一九三二年大統領選挙に於ける未曾有の進出以來、今やその發展期に際會せる折柄として、今回の大會は、從來見られざる盛況を呈したと言はれて居る。

乃至政治的民主主義に對する信念をこゝに繰返して聲明するものであるが、然しながら資本主義的議會制度の似而非民主主義に代ふるに純眞なる労働者民主主義を以てせんとする任務に對しては、躊躇なく之に當らんとするものである。資本主義の運命は既に決したり。萬一それが投票の多數を以て撤廢し得んには、社會黨は以て祝すべき、萬一危機にして、吾人が選挙民の委任を獲得したる際、多數者たるの權利否認の結果、惹起せん場合に於ては、社會黨は、わが労働階級の結束一致の威力を以て無責任なる反動勢力を粉碎し、社會主義國家を確立するに躊躇せざるものである。又萬一資本主義制度にして、一般的混沌動亂裡に崩壊して、秩序整然たる過程を経過すべき餘裕なき場合に於ては、社會黨は、その多數派たる否とを問はず、労働者の支配の下に統治を組織維持すべき責任を回避するものにあらず、眞の民主主義は、尊重すべき進歩の手段である。然しながら眞の民主主義は、全世界の労働者の創造するものたるべきである。』

右の根本原則宣言に對して、ルイズ・ウ・ルドマン、カーク・バトリック、アルヂ・イ・ノン・リ、チャールズ・ソロモン、チャコ・パンケン等の諸氏は反對するところあり、デヴィア・アレン、パワーズ・ハブグッド、レオ・クリスツイスキー、ノーマン・トマス、ダニエル・ホーン等の諸氏は之を支持し、ウ・ルドマン一派は、之を以て「挑發的、無政府主義的、非合法的、共產主義的理論」なりと批評せるに對して、ハブグッド氏は、その左傾の程度未だ十分ならずとの意見を述べるところあり、結局票決の上、

今回の大會に於て重大問題となつたのは、黨の根本方針の決定と來るべき國會總選挙に對する準備とであつた。根本方針に關しては、前年八月パリに開催せられし社會主義インターナショナル大會に於ける合衆國代表間の分裂が再び繰返されることとなり、當時フランス全盛時代に於ける社會民主政黨としては、暴力革命と無産者獨裁とによる社會主義實現の原則を承認すべき少數派報告に賛意を表するものあり、この趣旨に基く決議案が、今回の大會にも上程されたのであつたが、之に對してノーマン・トマス氏は、斯くの如き政策は、社會黨にとつては「政治的自殺」なりとて反對し、ミルウ・キー市長ホーン氏を初め、チャールズ・ソロモン氏、チャコ・パンケン氏等も反對するところあり、票決の結果、八、三四四票對七、八三一票にて否決となつた。

之に續いて一大討論の後可決となつた根本方針は、左の如き趣旨のものであつた。
「新社會創建の争闘上に於て、社會黨は、平和的にして、秩序ある手段によりその目的を達せんとするものである。……それは、ファシズムを克服すべく凡ゆる手段に訴へんとする。……然しながら社會黨は、紀律ある労働運動の團結に依存するものにして、その方法としては、總同盟罷業に訴ふることもあり、之を以てファシストの反革命に對する防壁に利用するのみならず、進んで革命闘争をば敵管内にまで擴大せんとするものである。……社會黨は、經濟的

一〇、八二二票對六、五二二票にて大會の可決するところとなつた。尤もこの原則宣言は、黨員全部のレフレンドに附して後、正式の方針とすることに決した。

次に大會の重要問題たりし總選挙政綱に關しては、労働組合運動に對する政策、全國産業復興法(N.R.A.)と社會主義に關する決議、及び農業綱領とが採擇となつた。總選挙政綱は、協同的共和國の樹立を大眼目として標榜したるもので、労働組合に就いては、先づ社會黨員は凡て適當なる労働組合に加入すべきことを規定し、進んで社會黨員として労働組合運動内部に於て果すべき任務の大要を述べたもので、之に對して大會には異論はなかつた。然るに、復興法と社會主義に關する決議案にはアメリカ労働總同盟の指導原理、構成乃至方針に關して非難を加へし條項あり、之は原案中大して重要な部分ではなかつたので、大會では、徒らに總同盟攻撃をなす必要なしとの理由で先づ之を削除し、その結果可決となつた決議には、全國産業復興法は、支配階級の代表者が、資本主義の頽廢し、之が補修保存には、斷乎たる方策の必要なることを認めしことを示すものなりとし、進んで、然しながら復興法は、社會主義への第一歩にもあらず、又労働問題を解決するものにもあざること宣言明されて居る。農業政策は、かねて農民團體代表と幾多の協議を重ねし上作製されし六項の方策を具體化したもので、ノーマン・トマス氏は、之をば、アメリカ社會黨最初の社會主義的農

村政策なりと推賞したものであつた。

アメリカ社会党では、かねて南北アメリカ諸國に於ける社会主義政黨の統一聯絡の爲め、スペイン語機關紙の發行を開始して居つたが、今回大會に於ても、この問題は上程せられ、汎アメリカ社会黨の常設機關を設置すべき準備として、アメリカ大陸に於ける労働黨社会黨の調査を行ふべきことを決定した。大會の決議委員會では、國際社会主義運動統一に關する決議案を準備し、それには、共產黨の内部切崩陰謀を排撃し、同時に共產主義インターナショナルと社会主義インターナショナルの協定に基く共同戦線組織が主張されて居つたが、會期の都合上上程を見なかつた。尙ほ今回大會に於ける規約改正の結果、アメリカ社会黨なる黨名をば改正してアメリカ合衆國社会黨(S.P.U.S.A.)とすることとなつた。

今回大會出席者には、多數の友誼代表あり、殊にドイツ代表マルチン・プレットル氏、オーストリア代表マックス・ヴィンテル氏、カナダ協同共和國同盟代表ウヅワース氏、ポーランドの「同盟」代表メンデルゾーン氏、イギリス社会主義同盟代表ラデイス氏等は、各挨拶を述べるところあり、ヴィンテル氏の演説の後、大會が一齊に起つて、オーストリア社会民主黨員に對して激勵推賞の辭を送るべき決議をしたのは、興味ある出来事であつた。其の他社会主義インターナショナルを初め、スウェーデン、フィンランド、オランダ、ハンガリア、ダンチヒ、スペインの各

國社会黨より祝電を寄せられ、近來になき盛會であつた。

役員選舉の結果、ヒルキット氏死後黨首代理を務めたクリツイ・スキュー氏は、再び黨首となり、執行委員中新に選任されたのは、メーナード・クリューゲル、フランツ・ダニエル、エム・シヤデイドの三名で、グラハム、フープス、ホーン、トマス、ハブグ、ド、オニールの諸氏は再選された。

失業救済政策

NRA 治下の合衆國失業救済政策の實績を見るに一九三四年二月九日合衆國聯邦緊急救済局は一九三三年五月より一九三四年一月に至る失業救済のために基金五萬弗の内より三億七千萬弗を交付したる旨發表した。右の中三億三千萬弗は一般的失業者の救済に、六百五十三萬弗は移動失業者の救済に、三十萬弗は物々交換團體及び自助團體に、三百七十萬弗は失業中の學校教師の救済計畫の發行並に成人教育の促進のために二千五百萬弗は聯邦通用品救済會社に關聯する費用として交付せられたることである。

而して合衆國失業救済施行は一九三三年十一月に市民事業計畫の實施せられて以來救済受給者と救済支出額との著るしき減少を示し、聯邦緊急救済局によれば百四十の都市地方よりの報告の示すところに従ふに失業救済を受くる家族數並びに獨身者の數は一九三三年十一月より十二月の間に於て二一%を減少し同支出額は二三%の減少を示した。

ばれた。被備者一人當りの平均週所得は一九三三年十一月二十三日の九弗二十八仙より三四年一月十一日及び十八日に於ては十五弗にまで除々に増加したがその後労働時間短縮の結果として減少を示した。

市民事業局は失業者四百萬人に對し即時給職するの一次的措置として一九三三年十一月に設置せられたものであつて、最初の計畫によれば同局の活動期間は三箇月間となつて居り、それまでには公共事業計畫及び民間企業によつて極めて迅速に失業者の吸收が成就せられることを期待せられたところのものであつた。一九三四年二月十五日國會は、失業救済のために新に九億五千萬弗を支出する旨の法律を通過せしめ、右に基いてその總額の中四億五千萬弗が市民事業局をして更にその活動を繼續せしめるために同局に割當てられ、五億弗が直接救済に割當てられることとなり、同時に費用過多及びその他の理由に基き被備者數を減少すべきこと並びにその組織を漸次に解體すべきことが決定せられた。その結果三月五日市民事業局は同事業計畫の開始以來給職せられた四百二十萬人の中二百六十萬七千人を解雇したと報告せられてゐる。

注 市民事業局によつて行はるべき仕事の種類は社會經濟的に望ま

しきものたること、急速に實行し得べきものたることを必要とせられ、一九三四年一月までに着工中の事業としては下水渠の擴張、道路擴張、國民官地帯の整理、保健事業、マツリヤ區運送事業、學校の改造修理、運動場及びプール建設、交通整理等である。その他認可事業としては農産家屋調査、藝術品の製作、統計の蒐集等を挙げ得る。この市民事業勤務に關する賃銀やその他の經費は救済資金から支出せられ、被備者は救済される資格あるものより選

農村工場の近況

農村工業化問題は、最近日本に於ても漸く各方面の注目するところとなつて居るが、合衆國農務省に於ては、一九三一年全國十五州に於ける百三十八箇所の工場につき調査の結果、その報告が發表せられた。

調査せる百三十八工場は、之を評價して(甲)二十萬弗未満のもの百四工場(内二工場は動力を使用せず)、(乙)二十萬弗を超過

するもの十九工場、及び(丙)メリーランド・バーチニア兩州東岸の樽工場十五箇所に分類されて居る。

甲種に属する工場の業別を見ると、絹、毛類、棉類、人絹等の機械編物工場二十九(内十二工場はメリヤス)、被服工場十七、被服附属品工場三、染物絲卷工場一、繩條索工場一、雑巾工場一、布製レッテル工場一、麻布製品工場一、家具椅子工場十七以下籠製造五、ベニア板二、把手製造一、木製梭製造一、青菓罐詰七、肉類罐詰一、製靴五、鞣皮一、コンクリート製品一、小手工製陶、一石棉製品一、切硝子一、鏡類一、帚製造一、鞑製造一、自動車々體一及び肥料製造一となつて居り、その大多數は既に多年同一場所にて經營をして居つたもので、約四分一は二十年以上に達して居る。而して紡織工場は比較的最近建設されたものであるが、林産及び皮革工場は概して古いものである尙ほ調査當時作業を休業中のもの十箇所あつたが、内八箇所は季節的のもので、二箇所は不況の結果既に數月間閉鎖して居つた。其の他六工場は註文のある毎に作業するもので、其の他は凡て一年中作業はしてゐたが、労働者の従業時間は必ずしも不足してゐなかつた。而して甲種の工場に於ける雇傭労働者數の統計を見ると、一年の最高雇傭人員は一萬七千九百九十五人になつて居り、季別にすると、夏期が従業員最も多く、一萬二千九百十四人で、春秋冬季は、各九千五百人前後である。而して季節によつて従業者數の増減の最も著しいのは、食料品製造業で、

種の場合程著しくない。而して居住地別に見ても、八千人中農場居住者千二百一人となつて居り、甲種の場合が二割七分になつてゐたに對して一割五分弱である。平均賃銀は、男子一弗六十セント乃至六弗、平均三弗四十セント、女子一弗五十セント乃至三弗、平均二弗三十セントになつて居り、居住地による相異は殆んどない。

東海岸地方の樽工場は、同地方の馬鈴薯運送用の樽を製造して、農家に販賣するので、職工長は通常白人であるが(内自作農八名がゐる)。労働者は大體黒人である。労働者の賃銀は、普通出來高拂で、一九三〇年には一日二弗乃至四弗二十五セントであつた。黒人は、主として、工場附近に居住して居り、多くは家族の食料品を耕作するに足る程の土地を有してゐる。而して

夏季合計八百七十一人より春季には百〇五人に減少してゐる。製陶硝子業でも多少の増減はあるが、秋季の二百二十六人乃至冬季の百七十六人の差である。而して労働者居住地に就いて見ると、一萬七千九百九十五人中二千九百七十三人は農場居住者である。而して従業日數及び賃銀の平均は、左の如くになつて居る。

業 別	従 業 日 數						
	紡織	林産	食料	皮革	製陶	雜	
農 場 者	男	236	219	98	271	248	235
	女	244	256	65	273	245	—
其 他 者	男	251	221	97	268	222	259
	女	240	241	102	273	245	267
平 均 賃 銀 日 額							
農 場 者	男	2.86	2.42	2.14	3.10	3.06	2.70
	女	1.93	2.20	1.54	2.47	2.48	—
其 他 者	男	2.96	2.42	2.12	3.10	3.32	2.38
	女	1.96	1.76	1.82	2.47	2.48	2.25

次に乙種に属する工場業別を見ると、紡織業十工場、婦人帽子、クイブライター及び計算器製造、旋盤其の他機械製造、磁氣電器製造、平板製品、家具製造、木造玩具其の他製造は各一工場、製紙工場一箇所である。而して従業員數は、年中の最高八千人になつて居り、季別には、冬季の七千七百七十六人が最も多く、秋季の七千八百八十人が最も少い。而して各業別に見ても、季節による従業人員の相異は、甲

工場の仕事のない季節には、附近の農場や、海産物製造などに雇はれて行き、極く少數者は農場を經營してゐるものもあるが多數は、季節労働者として移動してゐる。一九三〇年の春季には従業者合計二百二十三人あり、夏季二百三十九人であつたが秋季には十八人、冬季七人と云ふ有様で、それも繼續して雇はれてゐた譯ではなかつた。

以上の農務省の報告には、結論として、右の農村工場の農民にとつて利益ある事情として、(一)農民がその作物の一部を原料品として各工場に販賣し得ること、(二)それらの工場に就職し得ること、(三)家庭に於て或る種の工程を営み得ること、(四)工場に對する投資の利益、(五)工場存在地附近發展の結果農作物市場の擴張等が擧げられて居る。

(水上鐵次郎、稻葉秀三)

一九三五年一月三十日を以てナチス内閣は、その組閣後、満二箇年を経過するに至つた。一九三三年が社会民主主義、共産主義の撲滅、反対勢力の掃蕩によるナチスにとつてその獨裁完成のための前提条件確立に主要努力の費されたる年とすれば一九三四年は積極的建設の一年であつた。一九三五年一月三十日の二周年記念日の演説「ドイツ國民に對する訓示」に於てヒトラー總統は二箇年前その首相就任に際し、全ドイツ國民に誓約したるドイツ國窮狀打開四箇年計畫の實行が該期間の半に達せる今日に於て豫定計畫の四分の三以上を成功裡に完成したと報告した。右の聲明は依然として經濟的困窮の重壓の下に呻吟しつゝあるドイツ國民の現狀に鑑み、そのまゝ妥當なるものとして是認することは許容せられ得ないが、ともあれ、第二箇年目たる一九三四年に於てヒトラー政府がドイツに於ける經濟的困窮の打開、労働機會の振興等に出來得る限りの積極的努力を傾倒せることはその成否に拘らず、肯定し得るところであり、右の企てはその政策の規模に於てルーズベルト氏のNRA政策に比肩すべき國民社會主義の一大經濟政策的、社會政策的實驗であつた。

ド

イ

ツ

一九三四年一月三十日の「ドイツ國改造法」(Gesetz über den Ausbau des Reichs) の制定はこの積極的努力への出發點であつた。同法はその名稱が示すごとく、ドイツ國の基礎組織の徹底的改変を意味する。その前文によれば「一九三三年十一月十二日國民投票及議會の選舉により、ドイツ民族がすべての内國政策的境界及對立關係を捨て、解くることなき鞏固なる内在的統一體に融合したること」が明かになつたので、これを機會に多年の懸案を解決する意圖を表明したるものであり、その全文は左の如きものである。

- 第一條 各州ノ人民代表機關ハ之ヲ廢止ス
- 第二條 一 各州ノ支配權的諸權利ハ國ニ移讓ス
二 各州政府ハ國政府ニ從屬ス
- 第三條 各州ニ派遣セラレタル國統官ハ國內務大臣ノ所務上ノ監督ニ服ス
- 第四條 國政府ハ新ナル憲法ヲ定ムルコトヲ得
- 第五條 國內務大臣ハ本法施行ニ必要ナル法規命令及行政規則ヲ設クルコトヲ得
- 第六條 本法ハ公布ノ日ヨリソノ效力ヲ發ス

三四年に於けるナチス労働政策の主要方向は労働組織の完成と失業者の救済とにあつた。ナチス獨裁下に於ける當該組織として擧げられ得るものは基本組織たる國民社會主義労働黨(ナチス)の他にドイツ労働戦線、歡喜の力團、ドイツ労働奉仕團、ヒトラー青年團、ドイツ女子青年團、國民糧食同盟、戰時犠牲者救済團、突撃隊、親衛隊、ドイツ從軍同盟等がある。就中國民協同體の精神に則し設立せられたドイツ労働戦線の擴大強化はナチスの最も力點を注いだところのものであつた。一九三三年五月の結成以來その組織化については様々計畫が立案せられたが三四年に入りては八月には「ドイツ労働戦線加盟員に對する方針書」、十月にはヒトラー總統の「ドイツ労働戦線の本質及び目的に對するの命令」の制定があり、同じく十月には労働戦線の改造が實行せられ、ドイツ労働戦線は労働者、使用人、商工業者、企業家等を包容する單一組織となることとなつた。(これについては後の労働運動の項参照) 三四年一月の國民労働統制法はナチス労働政策の基礎を築ける重要法制であつたが、その後それに基いて「公の行政及び經營に於ける労働統制法」(家内労働法)、「労働時間法令の更新に關する命令」等の重要法制も制定せられ、これらは何れもその實行に當り、ドイツ労働戦線組織と緊密なる關係に立つ。

右に擧げられた諸組織の他に三四年二月の産業統制法並に同年十一月の施行令によつて結成せられたドイツ産業統制組織も

ドイツ労働戦線の組織に比すべき重要意義ある組織であつた。この二組織の相互聯關についてはこれ又種々考慮の加へられたのであるが、三五年三月を以て「労働は經濟であり、經濟は労働である。労働政策は經濟政策なり」との建前の下に二大組織の融合が遂げられることとなり、これを以てドイツ労働戦線の組織化はその結論に到達したのであつた。

失業者救済については三三年に第一次、第二次失業緩和法が公布せられたが、三四年に於ては重要法制として「労働配置の取締に關する法律」、「労働力配布法令」等が制定せられた。その外にも特殊産業の振興による失業者の吸收、ドイツ労働奉仕團の擴充、冬季救済事業、職業闘争の施行等によつて失業者の減少が企てられ、官廳統計に於て知り得る限り、少くとも數の上ではナチス政府の失業者救済は成功しつゝある。

三四年七月二日のヒンデンブルグ大統領の逝去はヒトラーの獨裁地位確立にとつて好都合なる事象であつた。ヒトラー首相のドイツ總統兼攝に關する信任投票は八月十九日全ドイツに亘り施行せられたが左の如き結果にてナチスの大勝に歸した。

投票總數	四三、五二九、七一〇
贊成投票	三八、三六二、七〇〇
反對投票	四、二九四、六三四
無效	八七二、二九六

右の結果は前年十一月の人民投票に比して約五パーセントの

減少、反対者の二倍増加、無効投票を加へれば反対投票の割合十二パーセントとなり、諸外國によつてナチス凋落の前途なりと云はせられたのであるが、それにも拘らずヒンデンブルグの逝去によつてドイツに於けるヒットラー首相の地位は安定し、將來に於てますますその思ふままに振舞ふことを得る様になつたことは否定し得られない。九月のミュンベルグの黨大會に於けるヒットラーは正に得意の絶頂にあつたと云ふべきである。三五年一月のザール投票もナチスにとつて極めて好結果に終了した。尙三四年中に於ける注意すべき事項として六月のレーム事件が挙げられる。レーム事件ともヒットラー政権下の諸勢力の對立が明るみに出された、六月三十日、七月一日及びその後に於けるヒットラー首相、ゲッベルス宣傳相の手まはしよき處置は一應これらの對立の陰蔽化に成功したかの様であるが、かゝる諸勢力の對立は今後如何に推移するであらうか。こゝにナチスの一つの弱點が存してゐる。

一九三五年三月十六日に於けるドイツの軍事條項廢棄宣言ともにも國際政局は俄然緊張を呈するに至つた。ヒットラー首相が右事態をその計畫どほり切抜けて行くことが出来るか否か、こゝにヒットラー内閣、それを圍繞する國民社會主義労働者黨の最大の危機が横はる。

レーム事件
一九三四年七月一日、二日のドイツ新聞は一齊に左の如き意

味の記事を掲げた。

「六月三十日プロシヤ政府は左記四名の參議を免じた。
レーム、ハイネス、フォン・デッサン、エルンスト」
「六月三十日を以てレームを免じ、黨及び突撃隊より除名す、幕僚長の後任はグイクトル・ルツツエとす、ルツツエは十年一日の如く忠實なる模範的幹部である、隊員は宜しく彼の統制に服すべく反抗者は除名し、甚しきは嚴重に處分すべし。」
ヒットラー

同日左記七名の突撃隊高級幹部を銃殺する旨發表せられた。
アウグスト・シュナイドフェーベル(ミュンヘン)
カールエルンスト(ベルリン)
ウイヘルム・シュニツト(ミュンヘン)
ハイン(ザクセン)
ハンツ・ペーター・フォン・ハイデブレック(ボンメルン)
ハンツ・エルウイン・グラフ・シブレレイ(ミュンヘン)

右は何れも突撃隊地方司令部幹部である。
「七月一日午後一時ミュンヘンから歸來せるヒットラーはリッマン將軍、フリック内相を率ひて首相官邸の二階に現はれ群衆の歡呼に應

へた。首相官邸は突撃隊でなく親衛隊と國防軍で固められた。」
「七月一日レームは銃殺に處せられた」

以上が所謂レーム事件の輪廓である。
過去に於てナチス政權獲得のために極めて重要な役割を演じた突撃隊の内部に於て如何なる陰謀が企てられたのであるか。右について「政府側の説明」と見るべき六月三十日に於けるゲーリングの新聞記者との會見談、七月十三日議會に於てなしたヒットラー首相の演説を綜合するに陰謀事件に關する内容は左の如きものである。

- 一 一九三四年初頭以來新革命來るの風説が諸所に稱へられる様になり、その出所探求の結果突撃隊高級幹部の間に次の如き面白からざる傾向の存することが判明するに至つた。即ち
 - 一 突撃隊の人事關係が紊亂し隊内に各種の異分子が包容せらるゝに至つた。
 - 二 國民社會主義の教育が隊内に徹底しなくなつた。
 - 三 突撃隊は國民社會主義の最初の趣旨を離れ、異なる他の運動の手足となり、黨と隊との距離が日を逐ふにつれて甚しくなつて行つた。
 - 四 一九三三年の入隊者は異常の拔擢を被り、黨又は隊の功勞者は多く疎外せられた。
 - 五 突撃隊には創立當時よりナチスの運動に身を投じ十五年の苦節を守つて來た古參の闘士が少くないのに、レームは之等の人々を邪魔物扱にして隊より放逐せんとした。

斯くて右に對しナチス黨幹部及び政府は警戒を加ふるに至つたが、レーム幕僚長の態度は益々反抗的となり、ヒットラーの事を荒立てず出來得べくんば穩便に解決せんとする努力にも拘らず相次いで新象の生起を見るに至つた。右の中特に重要なものとしてレーム一派と前首相シュライヘル將軍との關係が挙げられる。即ちヒットラー首相の談によればレームはヒットラーに隠れてシュライヘルと機脈を通じ、シュライヘルの作成せる左の如き筋書の下にその陰謀を遂行せんとした。

- 一 現政府を顛覆すること。
 - 二 ナチス諸團體及び國防軍の實權を一人の手に收め、レームがこれを統率すること。
 - 三 シュライヘルはパーベンを放逐して副總理の地位を占むること
 - 四 ヒットラーは當分その地位に止まらしめ、他の閣員を更迭すること。
- 右筋書遂行のためレームは非常手段によつて陰謀を強行するの計を立て左の準備をなした。
- 一 國防軍が突撃隊の解散を企圖し、之に對抗する突撃隊にはヒットラーの支持があるが如く隊内に宣傳すること。
 - 二 突撃隊は機先を制して國防軍を襲撃し、政黨政治家と黨内の有害分子とを併せ葬り政權を隊幹部の手に收むること。
 - 三 以上の目的遂行のため速かに手筈を整へること。この軍資金としてレームは突撃隊維持費の名目で千二百萬マルクの寄附金を集めた。

四 突撃隊内に暴徒護衛隊なるテロ團體を設け、秘密の計畫は幹部と右のテロ團體とによつて行はれ、他の隊員には第二革命は動もすれば決断の鈍つて来たヒットラーに昔日の勇氣を恢復せしめる爲であつて、突撃隊が事を起して終へばヒットラーは自ら之を認むるやうになるだらうと言ひ、第二革命が全然ヒットラーのための運動であるかの如く宣傳すること。

事態の急迫せるを察し六月始めヒットラーはレームを招致し最後の試みとして五時間餘に涉り、突撃隊内にナシヨナル・ボルシェビズムの陰謀あること、一味の間には國防軍をも陰謀の中に引込まんとする計畫を有するものあること等を述べ、レームの翻意を求めたが、レームはこの會見の結果ヒットラーを該革命に引込むことの絶対に不可能なることを悟り、ヒットラー自身をも葬り去るの決心を定め、事情を知らざる幹部にはヒットラーは革命に賛成してゐるが、外國に對する關係上表面に立つことを避けて居り、革命が起つたら二十四時間乃至四十八時間監禁して呉れ、さうすれば自分が張本人でなく部下に強要せられたものであるといふ形になり、對外關係上得策だと言つてゐると偽はり、革命と同時にヒットラーを監禁せしめ、更に機を見て殺害せんとする役割まで定めるに至つた。

六月下旬に至りいよいよ右の計畫が實行に着手せられんとするの報導に接したのでそれに先ち電光石火的に六月三十日、七月一日の事件の生起を見るに至つたのである。今回の事件に連

坐して處刑された者の數は相當に多く、銃殺せられた者は突撃隊の高級幹部十九名、同平幹部及び平隊員三十一名、逮捕の際抵抗し銃殺された者、親衛隊幹部三名、突撃隊幹部及び黨外の人物十三名で他に自殺者三名あり、突撃隊員でないがナチス黨員五名、親衛隊員三名も同じく銃殺せられたと報告せられてゐるが實際の數はより以上に昇つてゐると云はれてゐる。

以上が今回のレーム事件の顛末である。乍然冷靜に事件の由つて來たるところを究むるに、今回の事件がヒットラーに對するレームの個人的反抗、その隱謀化としてのみこれを葬り去ることを得ない。國の東西を問はず革命運動が成功の曉に於て純理派と折衷派との二つに分れ、急進派と隱和派との對立を來たし多くは純理派、急進派の没落となるのは屢々見られる悲劇であり、ドイツの清黨事件も畢竟はナチス黨内の純理派、急進派が彼等の運命に到達したものと見得る。

右と關聯して今回の事件の根本原因として擧ぐべきものには國防軍と突撃隊との反目があり、二はナチスの經濟原則をめぐる黨内に於ける妥協派と急進派との衝突がある。

國防軍とナチス殊に突撃隊とは最初から反目の状態にあつた従つてナチスが政權をとつて局に當る様になつてからは國防軍の新政府に對する態度は常に問題にせられ、ナチス側では警戒を怠らなかつた。この國防軍の曖昧な態度に不満を感じたレームは進んで國防軍をナチスの手に收むるの計畫を立て一九三三

年の軍縮直接交渉に於てドイツは備兵制の國防軍を徵兵制に改め軍隊の數を三十萬人に増加すべきことを要求してゐる。この要求は認められなかつたけれどもドイツ側では關係國の態度如何に係らず陸軍の擴張を斷行するの決心をなし準備に着手しレームは右増員の十萬人は突撃隊を以て之に當てんことを要求し突撃隊をそのまゝ新國防軍に編入せんことを求めたが、プロンベルグ以下國防軍幹部は普通の徵兵制度により突撃隊員が徵兵として入隊することには異議なきも、總括して軍に編入することに斷乎として反對しヒットラーも首相就任當初は國防軍に大彈壓を加へるであらうとの風評にも拘らずその後の形勢を看るとその政策が妥協的であり、こゝに於て同年九月國防軍は公けにヒットラー政權支持の態度を表明し、ヒットラーと國防軍との間は親密になつたが、これと反對に突撃隊との間は依然として面白くなく突撃隊編入問題に對するレーム以下幹部の要求は退けられてしまい、過去に於てナチス運動に大なる貢獻をなし今日のヒットラー獨裁の礎石を築いた突撃隊員はその長い間の努力にも拘らず餘りに恵まれざる結果に到達したのであつた。

次にナチスの經濟原則に關する黨内の争に於てもヒットラーは妥協派に加擔してレーム以下の急進派を抑壓するの態度に出た。ナチスの經濟綱領は周知の如く主要企業の社會化、銀行の國有、不當利得の沒收、大土地の無償收用、デパート排斥等諸種の急進的要求を多分にとり入れて居り、而してそれが國民

社會主義の生命であると考へられた時であつた。然るに政權をとつてよりはナチス黨内には黨の經濟政策に關し、妥協派或は漸進派と稱すべきものと綱領をそのまゝ實行せんとする急進派との左右二派を生じ互に拮抗するの勢を生じた。國民社會主義はその名の示すごとく國民主義と社會主義との二要素から成立してゐる。國民主義に重點を置くものが妥協派であり、社會主義に重點を置くものが急進派である。ゲッベルスは前者の代表者であり、レームは後者の指導者である。ヒットラーが勿論前者の支持者であることは言ふを俟たぬ。

國民社會主義ドイツ労働黨(ナチス)は一九二〇年二月二十四日二十五箇條の綱領(Das Programm der Nationalsozialistischen Deutschen Arbeiter-Partei)を制定した。爾來この綱領を目標としてその運動を擴大強化した。ドイツ國民はこの綱領を支持しナチスを支援した。斯くしてナチスはドイツの政權を握つた。乍然ナチスの獨裁制下に於て綱領は實現せられない。ナチスは在野時代の誓約を實行しない。政府の主要な地位は黨外ブルジョア系の者及びオルツドックスの經濟理論家によつて占められてゐる。統括者ヒットラー自身が次の如く言つてゐる。

一 經濟界に於ては唯だ能力を基調とすべきであるから有能な經濟家は縱令ナチス黨員に非ずとも蓋りにその地位を奪つてはならぬ。

二 經濟は有機體で専ら人間性に根ざせる原始的法則で動くもの故

「朝にして之を改変し得なり。」

(一九三三年七月州知事會議に於ける演説)

右が急進派分子の不滿である、彼等は是等の缺陷を一掃してナチス社會主義の理論をまつしぐらに遂行せんとし、政府の政策並に人物の採用についても度々干渉を試みた。その結果はヒットラーとの間にますます深い間隙を生ずるに至つたのである。昨年四月レームは左の如く述べてゐる。

「我等の革命は國民主義のみの革命でなくて國民社會主義の革命であり、従つて國民主義の上に社會主義を加へ之を實行に移さんとするものは我等の同志であるが、社會主義より一步でも退かんとする者は我等と道を同うせざるものである。遺憾ながら現下重要な地位に在る當局者の内に革命の眞精神を理解せざる者が少からず存在する。彼等にして何時までも移るを知らざるに於ては容赦なく之を葬らねばならない。」

而して右の對立に結末を附したのが六月三十日の悲劇であつた。急進派は國防軍の問題でも經濟理論の問題でも完全にヒットラーに叩かれたのであつた。

さきに獨裁制治下に於ける反革命運動としてソウニート・ロシアにトロツキー、ジノヴィエフ、カメネフ事件がある。ロシアの共產黨が國家資本主義に轉じた後に於ても、トロツキーは最初の共產主義の理想を固守し、その世界革命の理論を捨てず其ため黨より除名されて國外に放浪するの止むなきに至つた。レーム

はヒットラー及びその左右を以てユンケルやブルジョアと妥協せ

るものとなしナチス原理を端的に遂行せんとして遂に銃殺されるに至つた。妥協を退け革命理論に追進せんとした點に於てトロツキーとレームとは共に純理論者であり、この點に於てレームは銃殺せられたドイツのトロツキーと云ひ得る。又正規軍を黨の手に改めんと企てた點に於ても兩者に相似點が見出される。今回の事件をもつてヒットラー政權はその將來に對する内部的安定性をより保證せられるに至つたが、その危機に對する懸念が全然解消されたと言ふ譯ではなく、第二及び第三のレーム事件が今後のドイツに全然突發しないと斷言することは許されない。

労働運動

労働戦線の改造 一九三三年五月結成せられ、國民社會主義的労働政策實行のための統一基本組織として活動することになつたドイツ労働戦線(Deutsche Arbeitsfront)は一九三四年十月を以て改造せられることとなつた。労働戦線の改造、その擴大強化についてはその以前より問題になつて居り、種々の創案が提出せられてゐた。例へばラインホルト・ムコウより提案せられた最も有力と言はれてゐた組織プランによれば労働戦線は現存の労働者、俸給者の二部門の外に更に企業家、商手工業者、自由副業者の三部門を加へ合計五部となし、更に

一 労働者全國總同盟(Ges. Verb. d. Arbeiter)はこれを建築、鋪

山、印刷、智能、木材、農業、金屬、織維、煙草、石材、公務、皮革、食料及び家内労働者の十四部門より成立せしめる。

一 俸給者總同盟(Dep. Verb. d. Angestellten)も同様にして技術、事務所、醫者、劇場、海上俸給者等の九組織より成立せしめる。

一 商手工業部(G. H. G.)は工業(Gewerbe)、商業、手工業の三部門に區別する。

一 それらの部門は本部組織の外にその下に地方支部、郡支部、市町村支部を設け統括する。

等の如きものであつた。(註)

註 Gerhard Strake "NSBO und deutsche Arbeitsfront" 附録参照

然るに今回採擇せられた改造案は右と全く異なるものであつて組合員間に於ける差別の撤廢、その利益の均一化、就中労働者、俸給者と企業主との労働戦線内部に於ける平等化及び協調等が目的とせられたものであり、組織上特に重要と思はれる點は以下の如きものである。

一 従來のドイツ労働戦線の二大部門たる労働者、俸給者の二區別を撤廢して一の經營別組織となす、經營組合の数は次の十八とする。

食料	織維	被服
建築	木材	金屬
化學	印刷	刷製
交通並に官業	鑛業	銀行並に保險
自由職業	農業	皮革
		革

石 村 商 業 手 工 業

一 地域的統制の強化を圖るため、全國を十三地域に分ち該地域は國民労働統制法による労働管理官の十三地域と同一化する。即ち東プロシヤ、シレジア、ブランデンブルグ、ポムメルン、ノルドマルク、ニーダーザクセン、ウエストフアールン、ラインラン、ド、ヘッセン、中央ドイツ、ザクセン、バイエルン、西南ドイツの十三地域である。而してその下部組織としての縣、郡及び市町村支部はナチス當該支部と同一地區を包括する。經營組合、細胞、班等は凡て市町村支部に從屬し、班の構成人員は一〇―二五名、細胞の構成は二―六班とする。

一 ドイツ労働戦線の統制管理、會費納入、救護金支拂等の事務の統一を圖ること。

一 ドイツ労働戦線及び歡喜の力團、國民社會主義經營細胞團、國民社會主義商手工業組織等の會計統一

ドイツ労働戦線指導者ライ氏は本改造について

「ドイツ労働戦線は一九三四年十月一日よりその組織的なる共同形態を完成し實踐する。經營指導者と従業員とは一の共同的組織の中に聯合組織せられることとなつた。ドイツを除いて如何なる國にも斯くの如き共同精神の發露は發見することは出来ぬ。この國民的並びに社會的連帶の強力なる證明は全人類の數百年に亘る熱望の實現である。」

と述べてゐる。

右の改革に伴つてドイツ労働戦線職務遂行の中心體である勞

働會議並に労働大會議の構成員は次の如く決定せられた。

一 労働會議

ドイツ労働戦線各部の代表者、NSBO 全国委員長、NSHGO の本部責任者、ドイツ農民代表、ドイツ文化院代表、國民社會主義法律家同盟代表、保健團指導者、その他ドイツ労働戦線指導者より任命せられたもの。

一 労働大會議

労働會議構成員、ナチス縣支部長、ドイツ經營組合責任者、労働戦線地方指導者、經濟指導者、經濟部門指導者、労働管理官、地方經濟指導委託者、その他ドイツ労働戦線指導者より任命せられたもの。

尙ほ労働戦線指導者ライ氏とドイツ労働奉仕團團長ヒール氏(労働奉仕團については後文参照)との會談の結果、労働奉仕が國民社會主義共同精神の把握並に體驗に最上の教育場所なりとの觀念から將來ナチス政治部並にドイツ労働戦線に於ける政治指導者たらんとする青年は少くとも一箇年以上労働奉仕に参加しなければならぬとされたことも亦注目を要する事項である。

労働戦線規約の制定 労働戦線の改造に先だつて八月二十七日ライ氏よりドイツ労働戦線の任務、事業等を明かにした「ドイツ労働戦線組合員に對する方針書」(Klärung über die Mitgl. d. sc. hat zur deutschen Arbeit front)が發表せられた。右によればドイツ労働戦線の使命について第一條に次の如く規定せられてゐる

第一條 ドイツ労働戦線ハ以下ノゴトキ使命ヲ遂行スルモノデア

右によるもドイツ労働戦線が労働條件の維持、向上等を目的とする既存の労働組合と極めて異なる内容を持つものであることが察知せられるが、本方針書に於て特に重要と思惟せられる點はドイツ労働戦線による救護制度の確立である。

右の救護制度はドイツ労働戦線組合員に對し、國營保險の交附金の支給乃至は失業、休職等の場合に於ける私企業よりの退職金、休職金等の支給と併行して行はれるものであり一種の保險制度の如きものであつて、右制度の適用を希望するものは豫め自己の収入に應じて最低週〇・一五ライヒス・マルク(月〇・六〇ライヒス・マルク)、最高週三・〇〇ライヒス・マルク(月一二・〇〇ライヒス・マルク)の組合費を納入しなければならぬ。救護制度の内容は、第三條第四項に規定せられてゐる如く、痲疾若くは老年救護、疫病若くは失業救護、窮境救護、結婚救護、弔慰金の交附、労働犠牲の場合に於ける交附よりなつて居り、例へば疾病若くは失業の場合には七一六週間の期間に亘つて毎日一週間の組合費相當額を支給せられ、痲疾若くは老年救護の場合には、毎月當該組合費月額の一〇〇ライヒス・マルクを支給せられることとなつてゐる。但しこれ等の金額も組合員が、國營保險、若くは私企業からの退職金若くは休職金等により相當の生計を立て得る場合には、制限若しくは廢止せられることになつてゐる。又子女數の多い者、NSKUB(國民社會主義戰爭犠牲者

ドイツ労働戦線全組合員ノ國民社會主義的世界觀教育

國民労働統制法ニ規定セラレタル使命ノ遂行

全組合員ノ労働並ニ社會法規ノ嚴守

職業教育

組合員ニ對スル救護制度ノ創設並ニ管理

ドイツ經營組合經濟統制單位並ニ労働管理官トノ協力ニヨル經濟平和ノ促進

「歡喜ノ力團」ニヨル自由時間ノ統制

その他アドルフ・ヒットラー總統ヨリドイツ労働戦線ニ課セラレタ使命ノ遂行

組合員は個人加盟員、團體加盟員の二種よりなり、個人加盟員に對しては

一 職業教育

二 條款ニヨル法的保護

三 「歡喜ノ力團」ノ設備利用

四 次ノ場合ニ於ケル適當ナル手段ニヨル救護

イ 疾病若クハ失業ニヨル一時的生業不能

ロ 痲疾若クハ老年ニヨル繼續的生業不能

ハ ツノ他窮境ノ場合

ニ 婦人組合員ノ結婚

ホ 組合員ノ家族又ハ組合員ノ死去

ヘ 労働ノ犠牲

等の給付が與へられることになつてゐる。(第三條)

同盟) 加盟員等に對しては特典が與へられて居り、救護制度に參與することを希望しない組合員は組合費より低額の管理手数料のみを納入すればよいこととなつてゐる。且つナチス黨員及び突撃隊、親衛隊(S.S.)、ヒットラー青年團、ドイツ女子青年團(BDF)の加盟員は管理手数料を納附することなく組合員たるを得る。

尙右方針書の全譯を示せば左の如くである。

ドイツ労働戦線加盟員に對する方針書

第一條 ドイツ労働戦線ノ使命

ドイツ労働戦線ハ以下ノ如キ使命ヲ遂行スルモノデア

ドイツ労働戦線全加盟員ノ國民社會主義的世界觀教育

國民労働統制法ニ規定セラレタ使命ノ遂行

全加盟員ノ労働並ニ社會法規ノ嚴守

職業教育

組合員ニ對スル救護制度ノ創設並ニ管理

ドイツ經營組合(Reichsleiter besonnenheit)ノ經濟統制單位(Hauptwirtschaftsgruppen)及労働管理官トノ協力ニヨル經濟平和ノ促進

「歡喜ノ力團」(NS = Genossenschaft "Kraft durch Freude")ニ

ヨル自由時間ノ統制

その他總統アドルフ・ヒットラーヨリドイツ労働戦線ニ課セラレタ使命ノ遂行

第二條 加盟員ノ種類

ドイツ労働戦線ノ加盟員ハ次ノ二種ニ區別セラレル

- イ 個人加盟員
- ロ 團體加盟員

イ 個人加盟員

- 1 個人加盟員トハ従前ノ労働組合ヨリドイツ労働戦線ニ引續キ加入シタル者 G.H.G. 及 N.S.D.A.P. ノ加盟員並ニドイツ労働戦線ノ創設以來加盟員トシテ加盟シタル者ヲ指ス

(註) G.H.G. トハドイツ労働戦線ニ編入セラレタルコトニナツテキルドイツ工業、手工業、商人團ヲ指シ、N.S.D.A.P. トハナチス政治部下ニアル工業商業手工業部ヲ指ス。

- 2 ドイツ國ノ内外ヲ問ハズ、全ドイツ人ハ生業能力ヲ有スル限リ、ドイツ労働戦線ノ個人加盟員タルコトヲ得ル。但シ個人加盟員タラントスル者ハ純粹ニアリアン民族ノ系統ヲ有シ又ドイツ労働戦線ニ團體加盟スル團體ノ加盟員タラザルカ一定ノ職業、或ハ職業部門ノ従業者トシテドイツ労働戦線ニ相應スル團體ニ加盟スルコトヲ義務ヅケラレ、或ハ現ニ加盟シテキナイコトヲ要スル。
- 3 外國人ハソノドイツ滞在ノ中ドイツ労働戦線本部ノ許可ヲ得テ個人加盟員タルコトヲ得ル。
- 4 ドイツ労働戦線ノ個人加盟員ハ特別ニ加盟費ヲ納入スルコトナク且ツ特ニ加入手續ヲナスコトナクシテ歡喜ノ力團ノ加盟員タルコトヲ得ル。
- ロ 團體加盟員
- 1 團體加盟員トハドイツ労働戦線ニ團體加盟スル團體ノ加盟員タルコトニヨツテドイツ労働戦線加盟員タル者ヲ指ス。

員タルコトニヨツテドイツ労働戦線加盟員タル者ヲ指ス。

- 2 一團體ノドイツ労働戦線ニ對スル團體加盟ハ個人加盟ニ反シ「歡喜ノ力」團ヘノ即時加入ヲ必要トシナイ。「歡喜ノ力」團ニ對スル團體加盟ニ就イテハ特殊ノ協定ニヨル。

第三條 個人加盟員ニ對スル給付

ドイツ労働戦線ハソノ個人加盟員ニ對シ以下ノ如キ給付ヲナス。

イ 職業教育

ロ 條款ニヨル法的保護

ハ 「歡喜ノ力」團ノ設備利用

- 1 疾病若クハ失業ニヨル一時的生業不能
- 2 癡疾若クハ老年ニヨル繼續的生業不能
- 3 ソノ他危急ノ場合乃至特殊ノ實行規定ノ適用ニヨル職業部門ニ於ケル窮境ノ場合
- 4 婦人加盟員ノ結婚
- 5 加盟員ノ家族又ハ加盟員ノ死去
- 6 労働ノ犠牲

第四條 團體加盟員ニ對スル給付

團體加盟員ニ對スル給付ノ範圍ハ(第二條ロ)如何ナル場合ニ於テモ該團體トノ協定ニヨツテ決定セラレル。

第五條 加盟

- イ 個人加盟員トシテノドイツ労働戦線ヘノ加盟ハ文書ニヨル加盟誓ヲナシ加盟費五〇プエニツヒ並ニ第一箇月乃至第一週ノ組合費ヲ納入スルコトニヨツテ行ハレル。

- ロ 加盟宣誓ハ加盟希望者ガソノ經營組合、労働場、加盟希望者ノ職業ナキ場合ニアツテハソノ住所所在地ノドイツ労働戦線市町村支部ニ於テナサレナケレバナラス。
- ハ 加盟希望者ハ加盟宣誓ヲ以テ本方針ノ拘束力ヲ認ムルモノトスル。
- ニ ドイツ労働戦線ニ加盟シタル者ハ加盟員證乃至加盟員手帳ヲ有スル。加盟員手帳ハドイツ労働戦線ノ所有ニ屬シ、希望ニヨリ政治指導者ニ對シ證明書トシテ交付セラレルモノデアル。

第六條 加盟ノ拒絕

- イ 加盟ハドイツ労働戦線市町村支部若クハソノ上級機關ニヨツテ拒絕セラレルコトヲ得ル。コノ際ドイツ労働戦線ハソノ理由ヲ告知スル義務ヲ有シテキナイ。
- ロ 右ノ場合ニ於テ加盟希望者ハ拒絕セラレタ時ヨリ一ヶ月以内ニ郡支部長ノ(拒絕シタル主體ガ市町村支部ヨリ上級機關ナル場合ハドイツ労働戦線本部ノ)裁定ヲ求メルコトヲ得ル。郡支部長ハ加盟ニツイテノ最終的裁定ヲナス。コノ際ニモンノ理由ヲ告知スルコトヲ義務ヅケラレテキナイ。

第七條 加盟ノ取消

- イ 加盟ヲ許可セラレタ者ニ對シ、ドイツ労働戦線郡支部長若クハソノ上級機關ハ半年以内ニ於テソノ加盟ヲ取消スコトヲ得ル。コノ際ソノ理由ヲ告知スルコトヲ義務ヅケラレテキナイ。
- ロ 取消ヲウケタル者ハ取消決定ノ二ヶ月以内ニ當該ドイツ労働戦線市町村支部ヨリソノ納入シタル組合費ノ返還ヲ受クルヲ得

ル。但シ加盟手数料ハ返還サレ得ナイ。

ハ 該期間ノ經過後ニ於テハ組合費ノ返還ヲ受ケルコトヲ得ナイ

第八條 ドイツ労働戦線ヨリノ脱退

脱退ハ當該市町村支部ニ對シ文書ヲ以テセラレナケレバナラス。脱退ハ翌月一日マデ加盟員タル全義務ヲ遂行シタル後ニ許可セラレル。

第九條 加盟員タル資格ノ喪失

加盟員タル資格ハ次ノ場合ニ於テ喪失スル。

イ 加盟員ノ死亡

ロ 市町村支部ヨリ猶豫ノ許可ヲ受クルコトナク二ヶ月以上組合費ヲ滞納シタル場合

第十條 ドイツ労働戦線ヨリノ除名

イ 加盟員ノ除名ハ市町村支部長若クハ上級機關ノ請求ニヨリ郡支部長ニヨツテ行ハル。コノ際ニハ詳細ナル除名理由ヲ告知スルコトガ必要トセラレル。

- 1 加盟員ガ故意ニソノ收入ヨリモ過少ナル組合費ヲ納入シタル場合
- 2 加盟員ガ正當ナル理由ナクシテドイツ労働戦線ニ於ケル共同労働若クハ繼續シテ義務の集會若クハ課程ヘノ参加ヲ怠リタル場合
- 3 加盟員ガ故意ニドイツ労働戦線ニ對スル背德的行動ヲナシタル場合
- 4 加盟員ガ不名譽ナル意圖ノ下ニ罪セラルベキ行動ヲナシタル場合。

ロ 前項一、二、三ニ該當スル除名ニ對シテハ被除名者ハ當該上級機關ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得ル。
ハ 右ニ對スル訴訟ハ除名決定ノ一箇月以内ニナスコトヲ要スルニ上級機關ニヨリ判定ハ最終的ノモノデアル。

第十一條 脱退ノ效果

ドイツ労働戦線ヨリノ脱退、九條ニヨル加盟員資格ノ喪失及除名ニヨツテ労働戦線ノ給付享受ニ對スル加盟員ノ全權利ハ消滅スル第十二條 イ 曾テドイツ労働戦線ヨリノ脱退ヲ宣言シタル加盟員ハ原則トシテ特別ナル事情ノ存スル場合デナケレバ當該那支部長ヨリドイツ労働戦線ヘノ再加盟ヲ認メラレナイ。
ロ 加盟員ノ再加盟ヲ許可セラレタル場合ト雖モソノ脱退當時ノ事情ガ國民協同體ニ反スル行動ニ基クコトノ明カニセラレタル場合ニハソノ再加盟ハ取消サレル。

ハ 再加盟シタル加盟員ハ組合費ヲ納入スルコトニヨツテ最初ノ加盟當時ニ有スル權利ヲ回復スルノデナク、新加盟者ニ對シ規定セラレタル定期ヲ経過シナケレバナラナイ。
ニ 九條ロニ規定セラレタル組合費ノ滞納ニヨリ加盟員タル資格ノ喪失シタル場合ニハ喪失ヨリ二箇月以内ニ事情ヲ參酌シ加盟員資格ノ再授與トトモニソノ加盟員タリシ當時ノ權利ヲ保持セシメ得ル。但シ右ノ場合ニ於テハ六ヶ月以上ノ組合費ヲ納納シナケレバナラヌ。

ホ 除名セラレタル加盟員ノ再加盟ハドイツ労働戦線本部ノ許可ニヨツテノミ可能デアル。
第十三條 組合費ノ金額

ロ 組合費ニ對シテハ特別追加ヲ認メナイ。
ハ 等級一ヨリ三(イ)ニ至ル組合費納入ニ於テハ唯管理手数料ヲ徴收スルニトシメル。管理手数料ノ場合ハ救護ニ對スル請求權ヲ認メラレズ、組合費納入期間並ビニ金額ノ算定ノ際加算セラレナイ。

第十四條 組合費ノ決定

イ 組合費ハ總收入及臨時仕事ノ價值ニヨツテ決定セラレル。
1 手間仕事、日給及週給者ハ週收入ニヨル。
2 月給及ソノ他ノ俸給者ハ月收入ニヨル。
3 自由職業従事者、商業従事者ハ月收入ニヨル。
4 商業代表者及利益配當出張員ハ總手数料金額ニヨル。但シ旅行費及財政省ヨリ課税セラレテキナイ収入部分ハ差引カレル。
ロ 勤勞收入ノ價值ハ公共疾病保護ノ評價ニ從フ。
ハ 加盟員ハ原則トシテ右ニ定メラレタル割合ニ從ヒ、ソノ組合費ヲ自ラ納入シ、収入ニ變更ヲ來シタル場合ハソレニ相當スル組合費ヲ督促セラレルコトナク、納入シナケレバナラナイ。(十條(イ)一ヲ參照)
ニ 約定ニヨリ賃銀ガ人事課若クハ賃銀課ニヨツテ差押ヘラレタル場合ニハ雇傭者ヨリ支拂ハレル。
ホ 救護制度ニ對スルヨリ高度ノ請求權ヲ得ルタメ加盟員ガソノ收入ヨリモヨリ高イ割合ニテ組合費ヲ納入スルコトハ差支ヘナイ。
ハ 失業者並ニ週三日間以内ノ短期労働者ハソノドイツ労働戦線

イ 組合費ノ金額ハ左記ノ如クデアル。

等級	収入		組合費	
	週	月	週	月
一	救護ニ對スル請求權ヲ認メラレナイ管理手数料ノ納入ノミ			
二				
三				
三イ				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				
一三				
一四				
一五				
一六				
一七				
一八				
一九				
二〇				

ヨリ救護ヲウケテキナイ場合ニハ前項一ニヨル管理手数料ヲ納入スルモノトスル。若モ將來救護制度ノ適用ガ欲セラレル場合ニハ彼等ハ少クトモ第四等級以上ノ組合費ヲ納入シナケレバナラナイ。

ト 老年、痲疾若クハ事故ニヨツテ生業不能ニ陥リ且ツドイツ労働戦線ヨリ救護ヲウケテキナイ加盟員ハソノ月收四〇ライヒス・マルク以下ノ場合ニハ第一等級、四〇ライヒス・マルク以上一〇〇ライヒス・マルク以下ノ場合ニハ第二等級、一〇〇ライヒス・マルク以上ノ場合ニハ第三等級ノ管理手数料ヲ納入スルモノトスル。右ノ加盟員ガドイツ労働戦線ヨリ救護ニ對スル請求權ヲ得ルタメヨリ以上ノ等級ニ於テソノ組合費ヲ納入スルコトハ差支ヘナイ。

第十五條 ナチス黨員、突撃隊、親衛隊及ドイツ女子青年團加盟員ニ對スル特典

イ 赤色黨員章若シクハ黨員手帳ヲ所持スルナチス黨員並ビニ突撃隊、親衛隊員(空軍、海軍、騎兵、自動車突撃隊ヲ含ム)、ヒットラー青年團員、ドイツ女子青年團員ハソノ加盟員タル正當ナル證明書ヲ有シドイツ労働戦線ノ救護制度ニ對スル請求權ヲ拋棄スル場合ハ管理手数料ノ納入ノミニヨツテドイツ労働戦線ノ加盟員タルコトヲ得ル。
右ノ加盟員ニ對シテハ、ドイツ労働戦線ハソノ加盟員ニ對スル救護金ノ交付ヲ拒否シナケレバナラヌ。モシモドイツ労働戦線ノコノ種ノ加盟員ニシテ救護制度ヘノ參與ヲ欲スル場合ニハ、ソノ組合費納入等級ニヨル組合費ノ全額ヲ納入シナケレバナラ

管理手数料ハ該加盟員週一〇ライヒス・マルク若シクハ月四
 ○ライヒス・マルク以下ノ收入ノ場合ニハ第一等級、週一〇—二
 五ライヒス・マルク若クハ月四〇—一〇〇ライヒス・マルクノ場
 合ニハ第二等級、週二五—九五ライヒス・マルク若クハ月一〇
 ○—三六〇ライヒス・マルクノ場合ニハ第三等級、週九〇ライ
 ヒス・マルク若クハ月三六〇ライヒス・マルク以上ノ場合ニハ第
 三等級（イ）ニヨツテ納入スルモノトスル。

第十六條 子女ナキ戰爭犠牲者タル加盟員ニ對スル組合費ノ輕減

イ 正當ナル黨員證明書ヲ有スル國民社會主義戰爭犠牲者同盟
 (NSKOB) 加盟員ハソノ組合費納入等級一七以下ノ場合ニハ
 一等級低クソノ組合費ヲ納入スルモノトスル。
 ロ 但シ右ノ特典ハ十八歳以下ノ子女ヲ有セザル組合員ニ對シテ
 ノミ適用セラレル。

第十七條 子女アル加盟員ニ對スル組合費ノ輕減

イ 滿十八歳以下ノ子女一—三名ヲ有スル加盟員ハソノ收入ニ
 相應スル組合費納入等級ヨリ一等級低クソノ組合費ヲ納入スル
 モノトスル。滿十八歳以下ノ子女三名以上ノ場合ニハ二等低
 ク納入スルモノトスル。
 ロ 滿十八歳以下ノ子女一—三名ヲ有スル加盟員ニ對スル救護金
 ノ交付ハソノ納入スル組合費ヨリ一等級高ク、滿十八歳以下ノ
 子女三名以上ノ場合ハ二等高ク行ハレル。

ハ コノ特典ハ十七歳以下ノ收入スル組合員ニ對シテノミ適用
 セラレル。

ニ 組合費ノ輕減ニ對スル請求ハ原則トシテ毎年(曆年ニヨル)當
 初若クハ加盟員ニナリタル際組合費納入手帳ニ記入セラレテキ
 ル子女數ニヨリ提起スルモノトスル。子女數ニ變化ヲ來シタル
 場合ハ翌年ヨリ輕減セラレル。

ホ 組合費ノ輕減ハ加盟員手帳ニソノ旨ガ記載サレナケレバナラ
 ヌ。加盟員手帳ヘノ記載ハ組合員ノ請求ニヨリ當該市町村支部
 ニ於テノミナサレ得ル。

第十八條 組合費ノ納入

イ 組合費ハ毎月十五日マデニ納入スルモノトスル。請負賃銀、
 日給及週給者ハ每週納入スルコトヲ得ル。

ロ 組合費ノ納入ハ加盟員ガソレニヨリ一年ノ中四週間分ノ組合
 費ヲ節約シ得ルガ故ニドイツ労働戰線ハ加盟員ニ對シ週拂ヲ推
 薦スル。

ハ 會費ノ納入ハ加盟員手帳若シクハ加盟員證ニ日付印ヲ以テ抹
 殺シタル支拂額ニ相當スル切手ヲ貼付スルコトニヨツテ證明サ
 レル。組合費ハソノ徴收セラレル場合アルニモセヨ、原則的ニ
 ハ持券債務デアリ、組合費ノ徴收ガ當該労働戰線役員ニヨリ期
 日通リニナサレナカツタ場合ニハ當該ドイツ労働戰線事務所ニ
 自ラ納入シナケレバナラス。

第十九條 組合費納入ノ延期

イ 加盟員ノ請求ニヨリ充分ノ理由ノ認め得ル場合ハ三箇月ヲ限
 リ當該市町村支部ヨリ組合費納入ノ延期ガ許可セラレル。

ロ 第九條ロニヨル組合費納入ノ延滞ガ許可セララルル最高期間ニ
 箇月乃至八週間ハ右ノ場合ニ於テハ延期期間ニ包括セラレル

モノトス。如何ナル場合ト雖モ市町村支部ハ三箇月ヲ超過スル
 期間組合費ノ納入ナクシテ組合員ノ加盟ヲ許容スルヲ得ナイ。

ハ 特別ノ窮乏ニヨリ期間延長ノ希望セラレタル場合ニハ當該縣
 支部ハソノ請求ニ基キ裁定ヲ加ヘルモノトスル。
 ニ 組合費納入ノ延期ハソノ旨加盟員手帳ニ記入スルヲ要スル。
 ホ 組合費納入延期ノ請求ハ第九條ロニヨル加盟員資格ノ喪失以
 前ニ提起セラレナケレバナラス。

第二十條 組合費納入義務ノ停止
 イ 以下ノ場合ニ於テハ組合費ノ納入ガ停止セラレ得ル。
 1 兵役ニアル期間
 2 學校ニ於ケル修業ノ期間、但シ當該期間ニ於テ組合員ハ勞
 働ニ携ハラザルコト。
 3 自由意志の労働率仕ニ參與シツ、アル期間、但シ當該期間
 ニ於テ労働ニ携ハラザルコト。
 4 加盟員ノ外國滞在ノ期間、但シ外國ニ於テ職業ヲ得タル場
 合ニハ無效。

ロ コノ種加盟員ハ正當ニ届出ヲナシ、且ツ届出期間マデソノ組
 合費ヲ納入シタル場合ニ限り、從前ノ關係ニ於テドイツ労働戰
 線ニ加盟シ得ル。兵役ヨリノ除隊、學校ニ於ケル修業、労働率
 仕ノ終了ノ場合ハソノ終了後四週間以内ニ兵役、労働率仕、學
 校ノ期間ニツイテノ證明書ヲ示シ當該ドイツ労働戰線市町村支
 部ニ再申告ヲナスヲ要スル。
 ハ 外國滞在中ノ加盟員ハソノ職業ヲ得タル時ヨリ八週間以内ニ
 ベルリンドイツ労働戰線會計部外國庶務課宛ニソノ由ヲ報告ス

ルヲ要スル。

第二十條 法的保護

イ 加盟員並ニソノ家族ニ對シテハソノ請求ニヨリ費用ヲ伴ハザ
 ル法的保護ヲ與ヘルコトヲ得ル。

ロ コノ法的保護附與ノタメニハ一定期間ノ待期ヲ必要トシナイ
 ハ 法的保護ハ労働關係、社會保險ニ關スル訴へ、並ニ加盟員ノ
 ドイツ労働戰線ニ於ケル活動ヨリ生ズル訴へニ關スルモノトス
 ル。
 ニ 法的保護ノ許諾並ビニソノ範圍ハ當該ドイツ労働戰線法的保
 護部ニヨツテ決定セラレル。
 ホ ドイツ労働戰線加盟以前ニ關係アル訴訟事件ニ對シテハ特殊
 ナル事情ナキ限り法的保護ハ附與セラレナイ。

ヘ 法的保護ノタメニ支辨セラレタル費用ハ組合員ガ法的保護請
 求ノ際、未ダ一年以上ドイツ労働戰線ニ所屬セズ訴訟事件ノ解
 決後半年以内ニドイツ労働戰線ヨリ脱退シタル場合ニハソノ返
 還ヲ請求スルコトヲ得ル。
 ト 死亡シタル加盟員ノ家族ニ對スル法的保護ノ請求ハ三箇月以
 内ニ當該労働戰線法的保護部ニ提起スルヲ要スル。

第二十二條 救護制度

イ ドイツ労働戰線ハソノ困窮ニ陥レル加盟員ニ對シ、救護ヲ與
 ヘル。從ツテドイツ労働戰線ハソノ疑問ノ場合ニハソノ困窮ノ
 度合ヲ調査シ救護ヲ加ヘルコトノ可否ヲ決定シナケレバナラナ
 イ。コノ決定ニ際シ、法的手段ニ訴ヘルコトハ原則トシテ排斥
 セラレテキル。救護ハ唯加盟員ニ對シテノミ與ヘラレ從ツテソ

ノ請求權ハ他ニ抵當物トシ又第三者ニ委任スルコトハ許サレナイ。

イ。保險局、官廳若クハ他ノ團體ヨリ救護金が支給セラレル場合ニハドイツ勞働職線ヨリノ救護金ノ支給ハ直チニ停止セラレルハ救護金交付ノ範圍ハ加盟員ノドイツ勞働職線、ソノ從前ニ所屬シタル團體、仕事ヲ擔當シタル組織ニ對シテ正當ニ納入シタル組合費ノ月額ノミナラズ、ソノ總額ニヨツテ決定セラレル。組合員タル以前ニ納入シ、若クハ將來ノタメ納入シタル組合費ニ對シテハ組合費納入期間ノ算定ニ對シテ考慮ニ入ラレナイ。ニ 右ニヨリ救護ヲ與ヘルニ際シテハソノ以前ニ納入セラレタ組合費ノ金額ガ檢討セラレナケレバナラナイ。延滞シタル組合費ハ差引カレルコトヲ要スル。

ホ 救護ヲ與ヘタル場合ニハソノ旨加盟員章乃至加盟員手帖ニ記載サレナケレバナラス。

ヘ 救護金支給期間内ニ於テハタトヒ該期間内ニ組合費ノ支持ハレ、管理手数料ノ支持ハレザル場合ト雖モ支給期間ヲ延長シ若クハ支給金額ヲ増額スルコトハ許サレナイ。

ト 同一期間ニ於ケル各種救護金ノ交合ハ許サレナイ。ソノ場合ニハ最高金額ノ救護金ノミ交付セラレル。

第二十三條 疾病若クハ失業ノ場合ニ於ケル救護
イ 十二箇月乃至五十二週間以上ノ組合費ヲ納入セル加盟員ハ疾病及自己ノ過失ニヨラザル失業ノ場合、婦人加盟員ニ於テハ妊娠、分娩、産褥等ニヨリ生計困難ノ場合ハ救護金ヲ支給セラレル。

二箇月乃至五十二週ノ組合費ノ支給アリタル後デナケレバ再び救護金ノ支給ヲ受ケルコトヲ得ナイ。

第二十五條 救護許可ノタメノ證明
救護金交付ヲ請求スル場合ニハ請求者ハ證明書トシテ失業救護ニ際シテハ捺印章若クハ當該勞働公署ノ證明、疾病救護、婦人加盟員救護ニ際シテハ病院ノ證明、サモナキ場合ニハ醫者ノ證明ヲ携ヘルコトヲ要スル。

第二十六條 イ 生業不能ノ場合ニ於ケル救護金ハ救護ヲウケル直前十二箇月前乃至五十二週ノ組合費ノ平均額ヲ元トシテ決定セラレル。コノ平均額ニ最モ近似セル組合費ガ救護金トシテ交付セラレル。

ロ 救護金ノ日額ハ當該組合費納入等級ノ週組合費トナス。但シ十五等級以上ノ金額ヲ超過スルコトハ許サレナイ。

ハ 一週間ゾ、後送リニ交付セラレル救護金ノ支持ノ場合ニハ第一四等級ノ組合費、若クハ加盟員ノ希望ニヨリヨリ以上ノ等級ノ組合費ガ差引カレルコトヲ要スル。

第二十七條 救護金支給ノ制限
以下ノ場合ニ於テハ救護金ハ支給セラレナイ。
イ 加盟員ガ停給乃至報酬ヲ引續キ支持ハルル場合、示談金若クハソノ他ノ賠償金等ノ如キモ停給乃至報酬收入ト看做ス。

ロ 救護金支給請求ノ際故意ニ偽リノ事項ヲ申告シタル場合。
ハ 正當ナル手續キニヨル申告ヲナサズシテ組合員ノ國內ヲ離レタル場合。
ニ 生業不能ノタメドイツ法律ニヨル從業員癡疾若クハ抗夫保

ロ 失業救護ハソノ請求者ガ捺印章ヲ所持スル場合ニ於テノミ許可セラレ得ル。

ハ 疾病救護ハ加盟員ガ職業ヲ有スル場合ニ於テノミ請求スルコトヲ得ル。
ニ 救護金ノ支給ハ失業ノ第八日ヨリ即チ失業第二週ヨリナサレル。七日ノ待期ハ組合費ノ十二箇月乃至五十二週納入セラレタル後ノ月乃至週ヨリ開始スルモノトスル。

第二十四條 救護期間
イ 救護金支給ノ最高期間ハ次ノ如クデアル。

組合費納入月數	同 週數	最高期間
一二箇月以上	五二週以上	七週間
二四箇月以上	一〇四週以上	八週間
三六箇月以上	一五六週以上	九週間
四八箇月以上	二〇八週以上	一〇週間
六〇箇月以上	二六〇週以上	一一週間
七二箇月以上	三一二週以上	一二週間
八四箇月以上	三六四週以上	一三週間
九六箇月以上	四一六週以上	一四週間
一〇八箇月以上	四六八週以上	一五週間
一二〇箇月以上	五二〇週以上	一六週間

ロ 右ノ救護金支給最高期間ハ一救護期間内ニ於テノミ許可セラレ得ル。一救護期間ハ二箇年トシ、最初ノ救護ヲ受ケタル日ヨリ始マリ、該期間ニ於テハ救護日ハ加算セラレル。最高期間ノ經過後ニ於テハ救護期間ノ終了シ、最後ノ救護期間ヨリ最低十

險ヲ適用セラレ、年金若クハ退職金ヲ支給セラレ、若クハ從前ノ雇傭主ヨリ退職金ヲ支給セラレ、組合員ノ月收一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スル場合。

ホ 生業不能ニ陥ラズシテ退職金ヲウケ、ソノ金額最終ノ勞働收入ノ五〇%ヲ超過シ月收一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スル場合。

ヘ 災害、戦争若クハ黨務遂行犠牲者年金等ニヨリソノ收入ノ三分ノ二以上ヲ保證セラレ組合員ノ月收一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スル場合。

第二十八條 癡疾及老年救護
イ 疾病、事故、癡疾若クハ老年ニヨリ生業不能ニ陥レル組合員ニ對シテハ繼續的ニ救護金ヲ支給セラレル。

ロ 癡疾救護金ノ支給ハ國營救護開始ノ月ニ先ダツコトヲ得ナイ癡疾救護ニ對スル請求ガ手當通知書ノ提示期日後四週間以内ニ提起セラレタ場合ニノミ三箇月ヲ限り週及的ニ認可ヲ與ヘ得ル。他ノ場合ニ於テハ支持ハ請求日ノ翌月ヨリ始マル。

ハ 老年及癡疾救護金ノ支持ヲ受ケル者ハソノ組合費ヲ組合費納入等級ニ從ツテ納入スルモノトスル。

第二十九條 救護許可ノタメノ證明
救護金ヲ受ケントスルニハ停給生活者、疾病若クハ癡疾保險乃至災害黨務遂行犠牲者年金ニヨリソノ生活費ノ三分ノ二以上給付アルコト若クハドイツ勞働職線ヨリ任命セラレタル醫者ノ診斷證明書ヲ要スル。

第三十條 救護金ノ金額

イ 療疾救護金ノ金額ハ納入シタル組合費ノ度數ト最後ノ六十箇月若クハ二六〇週間ニ納入シタル組合費ノ平均額ニヨツテ決定セラレル。該平均額ニ最モ近似セル等級ノ組合費ガ救護金支給ノ基礎トナル。

ロ 救護金ノ月額ハ左ノ如クデアル。

組合費納入月	週	月	額
一二〇	五二〇	組合費月額ノ三倍	
一八〇	七八〇	四倍	
二四〇	一〇四〇	五倍	
三〇〇	一三〇〇	六倍	
三六〇	一五六〇	七倍	
四二〇	一八二〇	八倍	

救護金ノ月額ハ組合費納入七等級以上十五等級以下ノ間ニ於テ決定セラレル。

ハ 従前療疾救護ノ適用セラレザル經營組合ニ所屬スル組合員ハ本救護規定ノ實施後待期(十箇年)ヲ經過スルコトナシニハ本救護規定ノ適用ヲ受クルヲ得ナイ。但シ該組合員ニシテ既ニ一九二九年一月一日以前ニ當時ノ労働組合ニ所屬シソレ以後繼續シテ、ソノ組合員タル本分ヲ遂行シ來ツタト認めラレル場合ニハ待期ヲ五箇年トナス。待期經過後ハ該組合員ハソノ組合費ノ實質的納入ニ相應シテ本救護法ノ適用ヲ受クルヲ得ル。

第三十一條 救護金支給ノ制限

加盟員ガ當該地方ニ於ケル職業部門ノ一般労働收入ノ五〇%ヲ超過スル月収ヲ有シ、ソノ金額一〇〇ライヒス・マルク以上ニ及ブ

加盟員ノ正妻ノ死亡ニ際シ、加盟員ガソノ死亡ニ至ルマデ共同生活ヲ營ミタル場合ニハ弔慰金ヲ支給セラレル。又滿六歳ヨリ十八歳ニ至ル學齡期ニアル子女ノ死亡シタル場合ニモ弔慰金ガ支給セラレル。但シ以上ノ二ツノ場合ニ於テハソノ貧困ノ度合ガ考慮セラレルコトヲ要スル。

第三十六條 弔慰金ノ金額

イ 弔慰金ノ金額ハ加盟員ノ加盟期間ニヨル。

加盟期間 弔慰金

一箇年	二〇ライヒス・マルク
二箇年	四〇
三箇年	六〇
四箇年	八〇
五箇年及以上	一〇〇

ロ 各死ノ場合ニ際シテハ唯一回ヲ限り弔慰金ヲ支給セラレ得ル。一ノ死ニ際シニツノ異ル弔慰金ノ金額ガ交合スル場合ニハヨリ高キ金額ノミガ支給セラレ、且ツ支給者ノ疑問ノ場合ニハ遺族ノ首長ニ支給セラレル。

第三十七條 労働ノ犠牲

イ 自然災害若クハ不可抗の大慘事ニヨリ同一労働場ニ於テ同時ニ多クノ國民ノ死シ若クハ同様ノ結果ヲ蒙リタル場合ニハ男子加盟員ノ遺族ニ對シ「労働犠牲」基金ヨリ救護金ヲ支給シ得ル。

ロ 不可抗の大慘事若クハ自然災害ニヨラザル他ノ大事故發生ノ場合ニハドイツ労働戦線指導者若クハ指導者ヨリ任命セラレタ

場合ニハ療疾救護ノ適用ヲ受クルヲ得ナイ。

第三十二條 窮境救護

イ ドイツ労働戦線ハ特別ナル事情アルヲ認めル窮境ノ場合ニハ加盟員ニ對シ、救護金ヲ支給スルヲ得ル。

ロ 右ノ救護金ヲ請求セントスル者ハ當該ドイツ労働戦線市町村支部長ノ意見ヲ附シテベルリンドイツ労働戦線「自衛課」ニ申込ムコトヲ要スル。「自衛課」ニ於テソノ諾否ニツキ最終的ノ決定ヲナス。

第三十三條 結婚救護

婦人加盟員ノ結婚シテソノ職ヲ辭ス場合ニハ一回ヲ限り組合費納入十二箇月若クハ五二週ゴトニ五ライヒス・マルクノ結婚補助金ヲ支給スル。但一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スルコトヲ得ナイ。

第三十四條 弔慰金

イ 十二箇月乃至五十二週以上ノ組合費ヲ納入シタル加盟員ニ對シソノ死亡ニ際シ、死亡診斷書ヲ提示シタル場合ニハドイツ労働戦線ハ該加盟員ノ正妻ニ、正妻ノ既ニ死亡シタルカ、離婚シタル際ニハ子女若クハ葬儀費用ヲ自ラ支辨シタルモノニ弔慰金ヲ支給スルコトヲ得ル。

ロ ドイツ労働戦線ニ加盟シタル際、既ニ五十歳ヲ超過シタルモノハ三六箇月乃至一五六週間ノ組合費納入後デナケレバ弔慰金ヲ請求スル資格ヲ認めラレナイ。

第三十五條 正妻並ビニ學齡期ニアル子女ニ對スル弔慰金ハ禁セラレテキル。

ル機關ニ於テ救護ノ許諾ニ關シ、最終的ノ決定ヲナス。遺族トハ該加盟員ノ死ニ至ルマデ共ニ家庭生活ヲ營ミ來レル正妻並ニ滿十八歳以下ノ子女ヲ指ス。

ニ 該救護金ノ支給ハ一回ニ止ムルカ若クハ繼續的ニナスカニ就イテハドイツ労働戦線ニヨリ決定セラレル。

ホ 救護金ノ金額並ニ繼續期間ハ各場合ニ於テ決定セラレル。

ドイツ労働戦線の本質、目的並ニ事業に就いてはヒットラー總統よりも十月二十四日右方針書と殆ど同一内容の十箇條よりなり「ドイツ労働戦線の本質及び目的に就いての命令」(Die Verordnung über Wesen und Ziel der deutschen Arbeitsfront)が下されてゐる。

統制經濟と労働戦線 現在世界各國に於て高揚しつつある統制經濟への傾向に對し労働組合は如何なる關係に立つものであるか。フランス・イタリアに於ける協同組合組織とソヴェート・ロシアに於ける労働組合組織の存在とは各々其立場を異にしてゐるものであるが、この種關係を規定した典型的なるものと云ふべく、又アメリカに於けるルーズヴェルト大統領のニュー・ディールもこれについて一の示唆を提供する。ドイツに於ては一九三四年二月の産業統制法並びに十一月の同第一施行令によつて全國産業統制組織が樹立せられ、工業、手工業、商業、金融業等の各部門に對し産業指導者が任命せられ、各部門の産業統制に着手したのであるが、(後の統制經濟の項参照)、他方三三五年五月國民社會主義協同體の精神に則して結成せられたドイツ労働戦

線の組織が右産業統制組織に對し、如何に關聯し、如何にして協力するかについては久しく注目の的であつた。

ドイツ労働戦線一九三五年度の大會は三月二十六日より三十一日に至る六日間ザクセンの古都ライプツヒで舉行せられたが本大會に於ける主要議題はドイツに於ける産業統制組織とドイツ労働戦線との結合の問題であり、右について一の結論を提示したところのものであつた。

大會に先だつ三月二十一日ヒットラー總統は一の聲明書を發表した。該聲明書の内容は左記の如きものである。

國民社會主義は階級闘争を擧げしめたり。労働組合と雇傭者團體の闘争組織は消滅せり。階級闘争に代り今や國民協同體 (Völkergemeinschaft) がドイツに於て出現せるを見る。

ドイツ労働戦線に於てこの國民協同體は全創造的國民の結合によつて表現さる。ドイツ國民協同體内部に於ける組織は相互に共同することを要す。予はこゝに一九三四年二月二十七日の法律及び十一月二十七日の同施行令により國經濟大臣により創設せられたる經濟統制組織を協同組織としてドイツ労働戦線に組成すべき國經濟大臣の計畫を允許し、國經濟大臣の國労働大臣並にドイツ労働戦線指導者との本日の會談に於ける經濟並に社會政策的領域の統一的協同動作を確認す。全創造的ドイツ國民の新たな社會的自立の基礎は

- ドイツ労働戦線の創立
- 國民労働統制法の制定
- 産業統制組織の創成

によりこゝにその統一を完成す。

右の統一は國民協同労働に對する意志を第一に要求し、この意志は我々の全労働並に經濟團體の下部組織に至るまで充分徹底せしめらるゝことを要す。予は知る、ドイツ國民がこの事業に於ける予の期待に背かざらんことを。

一九三五年三月二十一日

アドルフ・ヒットラー

この方針に對する具體的のプランは大會第二日の國經濟大臣シハットの演説により明かとなつた。シハットはその演説に於て如上のヒットラーの聲明書にもあるごとく國民社會主義政府成立以前のドイツに於ける階級闘争、就中労働組合と雇傭者團體との對立より説き、國民社會主義の支配と、もに右の對立は終局を告げ、これに代つて登場したる國民協同體確立に對する労働と資本との協力の問題を擧げ、ドイツ労働戦線は、従前の労働組合と異り斯かる意圖を達成すべき基本組織なりとし、各加盟員はその國家的並に社會的責任を痛感することによつて新なる社會的自治 (eine neue soziale Selbstverwaltung) 建設の目標に向つて努力する必要があることを力説した。

ナチスの目論まんするところの階級闘争に非ざる國民的協力行動の下に立つ政治、經濟並に労働の類型の下にあつては經濟と労働とは相一致するところのものであり、この觀點に於て經濟政策と社會政策も合一一致することを要する。國民社會主義協同體の下に於ては「社會政策的要求は經濟的可能性を無視する

ことによつて充足せられ得ず、又逆に經濟的要求は社會政策的重要性に對する十分なる考慮なくしてはその完全なる實現を期待し得られない。」

斯かる意圖の下に、より十分なる効果を期待して遂行せられたのが今回の企てであり、シハットのこれに關聯して述べたるプランの要點は左のごときものである。

- 一 全國労働經濟委員會 (Reichsarbeits- und Wirtschaftsrat) の設立。

産業統制組織たる全國經濟組織 (Reichswirtschaft) 及び大經濟組織の指導者より構成さるる國經濟會議所の參與會議、註、ドイツ産業統制の組織に就ては後の統制經濟の項参照あり) と全國經營組合指導者及び經營組合地方指導者よりなる全國労働委員 (Reichsarbeitsrat) は國經濟會議所會頭並にドイツ労働戦線指導者の召集の下に全國労働經濟委員會を組成する。國労働大臣及び經濟大臣も會議に出席するを要する。これによつて産業と労働との協力の中心體が結成せられるのである。全國労働經濟委員會の主要任務は次の如きものである。

- 一 ドイツに於ける經濟的並に社會政策的問題に對する討議
 - 二 ドイツ労働戦線の統一的協同労働の完成
 - 三 政府並にドイツ労働戦線指導部よりの諸訓令の受領
- 右に基いて國經濟會議所の事務局は同時にドイツ労働戦線に對する經濟局となり、國經濟大臣に從屬することゝなつた。

- 二 地方労働經濟委員會 (Bezirksarbeits- und Wirtschaftsrat) の設立。

全國労働經濟委員會に倣ひ、經濟會議所の存在する各地方に於ても當該地方に於けるドイツ労働戦線支部指導部と協力して地方労働經濟委員會が組織せられる。地方労働經濟委員會の任務は全國労働經濟委員會のそれに準ずる。

- 三 經營指導者と労働戦線

一九三四年一月の國民労働統制法に於て經營指導者 (Betriebsleiter) 並に從屬者の任務について規定せられたが、今後ドイツ労働戦線の全組織に於てはその産業部門別たると地方別たるとを問はず、指導、諮問等の職務遂行に當る機關に於てはその人員は可能なる限り經營指導者と從屬者より同數を以て構成せらるゝを要することゝなつた。

次に經營に於ける經營指導者の選抜に際しては一九三四年二月二十七日の産業統制法による産業統制組織 (部門別或は地方別) に參與してゐるものを經營指導者として選抜し、經營と統制組織の有機的結合を圖ること又ドイツ労働戦線の各組織に於てはその組織の責任者が經營指導者でない場合にはその代理人には經營指導者を任命すること、經營指導者が責任者なる場合には經營從屬者よりその代理人を任命することが原則として決定せられた。

- 四 協力協議會設置

ドイツ労働戦線各組織に於てはその責任者は一定の時期にその組織加盟者たる経営指導者及び経営従属者乃至は経営指導者及び経営信任委員 (Vertrauensmänner) の協議會を開き、右協議會に於て経営の促進、兩者相互の理解親睦を深めるため種々の協議を行はしめることを要する。

五 労働委員会 (Arbeitsräte) の設置

経営組合全國聯合會及びその地方支部に労働委員会を設ける。労働委員会は全國經營組合に所屬する經濟部門に於ける經營指導者並に經營従属者の同數よりなり、その數は十二名を超過することを許されない。而して右委員の少くとも半數は當該經濟部門に於ける専門家委員會の所屬者たることを要し、労働管理官又はその委任者も委員會に出席することが出来る。

この労働委員会的主要任務は當該經濟部門に於ける經營指導者と經營従属者に共通に關與すべき社會政策的特殊事項を協議するにある。而して一經營に於ける右事項について協議の行はれる場合はその經營に於ける經營指導者及び信任委員は委員會に出席しなければならぬ。委員會に於ける協議事項は労働管理官並に當該専門家委員會に提出し、決定を要する事項については労働管理官が決定に當る。

以上がドイツに於ける經濟と労働との共同プランの概要である。ドイツ労働戦線指導者ライ氏は右によつて今後のドイツの社

會政策及び經濟政策の遂行が過去に比しより重要なる、より卓越したる一步を印するに至ること、又これによつて新ドイツに於ける社會建設がその計畫に於て一應の結論に到達したることを指摘し新方針の特徴として次の三點を列挙した。

- 一 經濟と社會政策とは不可分のものであり、一を指して他を考へ得られない。
- 二 社會政策的領域に於ける最大可能なる自治 (Selbstverwaltung) 自己管理の觀念がこれにより確立せられることとなり、國民は國民のために自ら管理、整頓更に自己發展の任務を遂行する。
- 三 國家は社會政策的領域に於て最高の審判者であり、一階級に奉仕するものに非ずして國民全體を利する立場に於て監視をなすものたることを確證せられたること。

一九三四年二月の産業統制法によるドイツ産業統制組織の建設以來ドイツに於ける産業統制組織と労働組織たるドイツ労働戦線の二大組織の聯結、相互協定、分野確定の問題は將來對策の重要事項の一として屢々指摘せられ、又計畫せられたところのものであつた。今回の決定により右について一の結論が下されることとなつたのである。シャハト經濟相によれば本問題については、ドイツ労働戦線との間にしばしば協議を開き半箇年以上に亘り種々折衝の結果今回の結論に到達したることであつた。今後の發展が大いに注目される次第である。

労働法制

は左の多きに上つてゐる。

- 一 「公の行政及び經營に於ける労働統制法」
- 二 「家内労働法」
- 三 「労働配置の取締に關する法律」
- 四 「労働力配分命令、同訓令」
- 五 「労働時間法令の更新に關する命令」

以下簡単にこれらの法制について解説を加へよう。

公の行政及び經營に於ける労働統制法 („Gesetz zur Ordnung der Arbeit in öffentlichen Verwaltungen und Betrieben“)

國民労働統制法第六章に於て國、州、國立銀行、ドイツ國鐵道株式會社、自治體(自治聯合體)及び其の他の社團、財團並に公法上の機關の管理事業及び經營の使用人並に労働者に對しては同法第一章乃至第五章の適用なくこれについては別法による旨の規定が加へられてゐるが、右に従つてこれらの者に適用すべく制定せられたのがこの法律である。一九三四年三月二十三日公布せられた。

本法の適用範圍については第一條第一項に於て次の如く規定せられてゐる。

- 第一條一、本法及び一九三四年一月二十日ノ國民労働統制法第六十三條ニ公ノ行政及び經營ト稱スルモノハ左ニ記載シタルモノヲ謂フ
- イ 國、州、市町村(市町村聯合體)ソノ他ノ公法上ノ團體及ビドイツ國立鐵道株式會社、國自動車軌道會社、國立銀行ノ行政。

ナチス政府の労働政策は一九三四年一月二十日の國民労働統制法¹⁾によつてその全貌を露呈するに至つた。このナチスの建設的労働法が豫想外に早くヒットラー政権成立後一箇年を経過するに先つて提示せられるに至つたことについては二つの事情に基くものであるとせられてゐる。即ち一九三三年十一月十二日の國民投票に於て指導者ヒットラーに對し國民が一致的信賴と國民社會主義的根本思想の承認とを表明したことがその一であり、同じく一九三三年十一月の「全生産的ドイツ國民に對する告示」(Aufruf an alle schaffenden Deutschen) によつてドイツ労働戦線の發展はその頂點に達し、斯くて労働協約の基礎は全くその影を没するとともに新立法に對する要望が益々切となつて来たことがその二である。²⁾

1 國民労働統制法に就ては昭和九年版労働年鑑ドイツの項参照。

2 Dr. Kruse „Bundeshaushalt“ (deut. Arbeitsrecht 2 Jahrg. Heft 2 並後藤清氏「ナチスの労働法制」(「ナチスの法律」三五〇頁) 参照

國民労働統制法は既に實現せられたるものを成文化化したものでなく寧ろ將來的意義を有すべきものと見るべく、生産に參與する者の關係を生産に於ける協同と云ふナチスの觀點から規制して建設的立法の第一の礎石を築いたものであり、それ自體一の發展段階を意味するものと言ひ得る。而して右法律を基礎として其後引續いて労働法的變革が行はれたのであつて一九三四年中に於ても國民労働統制法の後に公布せられた重要労働法

ロ 前項行政ノ一ニヨツテ管理セラルル經營及ビ公ノ行政ノ總括的經營監視ノ下ニアル經營ガ經濟的目的ノ充足ニ從事スル際ハソノ經濟的目的ノ遂行ガ法律或ハ公的手段ニヨル事實的遂行ニヨツテ全ク或ハ大部分ナサル場合ニ於テノミ公經營ト認メラルルモノトス。

ハ 法人資格ノ經營、即チ(イ)ニ記載シタル公的行政ノ一或ハ多數ガ直接或ハ間接ニ半ベ以上ノ資本ヲ占有シテキル場合(公共經營或ハ公私合辦經營)或ハ機關ニ於ケル多數決乃至ソノ他ノ方法ニヨリテ經營管理ヲ決定的ニ左右シ得ル場合、但シカカル經營ガ經濟的目的ヲ遂行スル場合ニ限リテハ(ロ)ノ但シ書ノ條件ヲ備フル限リ公經營ト看做ス。

如上の意味に於ける公の行政及び經營に従事する者は一般私經營の従業者に比し特別の取扱を享受することゝなつた。このことは特に公的事業の重要性に關係がある。公的行政並に經營の従業者は指導者に對し經營協同體の基礎精神たる忠誠を致すべし、又その職務の遂行に當つては公職にある自己の地位を自覺して全國民の模範たるべき事が必要せられる。(第二條第二項)。一般私經營と同様に公的行政並に經營に於ても經營の指導者及び信任協議會(Vetrustendrat)が設置せられ、經營の指導者と従業者との協調、紛争の調停に當る。この點についてはその個々の場合に於ても兩者の間に殆ど相違はない。

特に本法に於て注目すべき點は特別勞働管理官の任命である。特別勞働管理官は一群の行政及び經營に對し國財政大臣、

様な勞働、外聞を恥じる貧困者の勞働、手仕事に苦しむインテリの勞働等もある。

斯かる多様に亘る家内勞働に對する種々なる保護又その従業者の勞働給付に對する適正なる報酬を確保することは極めて重要な事項に屬すると云はねばならぬ。從來ドイツには一九一一年十二月二十日に制定せられた家内勞働法があり、家内勞働に對する賃銀保護の叫びは最近二回に亘り、即ち一九二三年六月二十七日及び一九三三年六月八日之を改正せしめた。今回制定せられた新家内勞働法はこれらに代り包括的に家内勞働の保護が規定せられたものであつて、法律は家内勞働者並に通常單獨に又はその家族若しくは二名以下の家族外の補助者とともに勞働する家内工業者(Hausgewerbetreibende)をその適用範圍に入れてゐる。こゝに云ふところの家内勞働者とは事業經營者ではなくて自己の住居又は自ら選擇したる作業場に於て單獨に又はその家族と共に事業經營若しくは仲介者の委託を受けて勞働する者を云ひ、家内工業者とは事業經營者として自己の住居又は作業場に於て自己の手工勞働を以て自ら商品を製造若しくは加工し、個數賃銀勞働を爲す者を指す(第三條)。三名以上の補助者を有する家内工業者、仲介者及びその他の類似勞働者はその委託者に對する關係に於て一般的保護規定並に報酬保護の規定に關し、前記の者と同一の取扱を受けることが出来る。

新家内勞働法に於て定めらるゝ保護規定の大意は左の如くで

財政大臣の管轄權なき行政及び經營に對しては當該國務大臣の同意を得て國勞働大臣によつて任命せられるものであつて、公の行政及び經營に對し或は個々の經營團體乃至地域に對し賃率規則によつて規制せられるが如き使用人及び勞働者の服務關係を規定する場合に於てはその意見を聽取し同意を得なければならぬ。

第十八條に規定せられてゐる特別勞働管理官の任命の項を除いては本法に於ては國民勞働統制法に對し特に著しき變更を加へられた箇所はない。

家内勞働法(Gesetz über die Heimarbeit) 家内工業が社會的には他の職業への轉向の可能性無き數十萬の人間を包容し、それらの人口に生計の道と與へ、經濟的には家内工業特に輸出向家内工業がその各々の部門に於て廉價なる生産費を以てその販路を維持しつゝある今日、家内勞働の一般的禁止の要求は家内勞働の諸條件及びその構成上の差異に關する認識不足より來たるものと云はなければならぬ。

家内勞働に於ける諸事情は個々の部門、場所並にその他の生活條件によつて非常に異つてゐる。中には組織的計畫を有する本業的性質のものもあり、高價なる商品を生産し、販路の組織化によつて保證せられてゐるものもあり、又中には副業的勞働として僅に生計を與へてゐる如きものもあり、或は作業場又は工場に於ける勞働によつてその勞働力を換算することを得ない

ある。

一 一般的保護規定

本法に於ける一般的保護規定は名簿の作成、勞働票の制定、第一回家内勞働提供の届出、報酬表の公示及び證明書の作成である。名簿作成によつて家内勞働を提供し又はその仲介をなす者並に家内勞働に従事する者が明らかにせられ、勞働票の制定により勞働大臣は家内勞働従業者を全部知り得る事となり、第一回家内勞働提供の届出義務によつて家内勞働委託者をも詳細に認識することが出来る。又報酬表の公示によつて家内勞働に従事する者に個々の手間に對して支拂はるべき報酬を詳細に知らしめ、勞働の種類、範圍及び引受、引渡の時期並に支拂はれたる報酬説明書の交付によつて家内勞働者並に監督官廳は何時なりともその再審査をなすことを得るのである。これらの保護規定は從來の法律よりもその適用範圍が擴張せられて居り、例へば仲介者も亦名簿作成の義務を負ひ、又報酬表の公示並に報酬説明書の作成に對する規律に關しても實際の經驗に鑑みて同時に引渡さるべき原料並に補助材料の價額を明示しなければならぬことになつてゐる。勞働票の制定及び第一回家内勞働提供の届出は本法に於て新たに設けられたものである(第四條―第八條)。

二 勞働時間の保護、危険防止並に報酬の保護

家内勞働に於ける勞働時間の保護は本法に於ては國民勞働統

制法の規定に従て、労働管理官が舊法の家内労働審査委員会に代り権限を有することとなつた。労働管理官は家内労働の一種ならざる分配から生ずる弊害除去のため個々の部門又は各種家内労働に對し一定期間その労働量を規定することが出来、斯くして二三の例外を除いては家内労働者又は家内工業者に對し所定量を超過する労働量を與ふることが禁じられるのである（第十條）。

又舊家内労働法の危険防止に關する規定は非常に錯雜したものであつたが、新法は之を簡明ならしめ、災害豫防並に一般の衛生の原則を設け、細目に亘つては労働大臣の命令及び營業監督官の指令に讓つてゐる。災害豫防並に一般衛生の指導的原理は作業場を従事者の生命健康若くは風紀又は一般の衛生に對する危険なき様設備するにある（第十二條—第十八條）。

労働報酬の保護、危険防止並に報酬の保護の中本法に於て特に重要なものは報酬の保護である。家内労働に於ける報酬關係の規則に關しては國民労働統制法は本法に先立ち本年五月一日を以て審査委員會を廢止し、報酬規定の権限を労働管理官の手に移した。國民労働統制法第三章に於ける賃率規則制定のための條件は本法第二十條に於て繰返され従來廣く家内労働審査委員會によりなされたる最低賃率の決定が今後は賃率規則により行はるゝこととなつた。

報酬の種類、仲介者に對する報酬の規定並に委託者の共同責任、報酬の監督、報酬に對する報告義務等も本法に於て規定せられてゐる。家内労働に對する報酬は出來高によつて決定されなければならない。その不可能なる場合には出來高拂の基礎となる時間拂ひにより決定されなければならない（第二十二條）。又家内労働者並に家内工業者と同一の取扱を受くる仲介者に對してはその委託者に對する關係に於て賃率規則によりその増加分を決定することが出来、委託者が仲介者に對して家内労働者又は家内工業者に對する賃率規則に定めらるゝ報酬支拂ひに不十分な報酬を支拂つた場合は、委託者は仲介者とともに家内労働者に對して家内工業者に對して賃率規則所定の報酬支拂の責に任ずる。斯くして仲介者の報酬の低下を防ぎ、又委託者をして仲介者の選擇に特別の注意を拂はしめるとともに家内労働者、家内工業者を搾取する信頼し得ざる仲介者を家内工業より排除せんとするのである。

三 罰則

家内労働法違反に對する罰則は反則（Übertretung）違反（Verstoß）の二種類がある。反則に對しては百五十ライヒス・マルク以下の罰金が、違反に對しては六箇月以下の禁錮又は罰金が課せられる。又繰返し是等の規定に違反したる時は又遅延罰金を課せられた者に對しては労働管理官は家内労働の提供又はその仲介を禁止せしめることが出来る。

因みに本法は一九三四年五月一日より施行せられた。

労働配置の取締に關する法律（Gesetz zur Regelung des Arbeitsverhältnisses）

（註）労働政策に二則面の存することについては何人に於ても異論なきところであらう。即ち一は有職者の保護の問題であり、二は失業者の救済の問題である。而して労働すべき充分なる能力を有し、資格を有するにも拘らず、或は經濟的不況に或は一部資本家の功利的政略に制約せられてその労働すべき職場を見出し得ず、その生計を十分維持することの出来ない人々の救済の問題は労働政策の中で最も重要問題と云ふを憚らぬ。

就中現在のドイツに於て失業者問題に關聯して注意を要する事項は失業者の地域的不均衡、特に失業者の都市への集中の問題と農林業に於ける労働力の不足、即ち農民及び農林業労働者の離村の問題であつた。假令、一定数の失業者の生起が不可避なりとするも右失業者数の地方的分散を図ること、同時に労働力の不足を告げる農林業部門に對してこれらの失業軍を吸収せしめることはドイツに於ける失業對策の當面解決を要請せられる中心事項である。

右の意圖の下に採擇せられた對策は國職業紹介失業保險局長官（Präsident der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung）に國內労働力の配分、特に労働力の交換に對する決定權を賦與し、同長官の指導の下に統一的に失業問題の解決を圖ること、同長官に國內労働力の移動に關し、種々の訓令を發することを得せしめることであつた。一九三四年五月十五日

に公布せられた労働配置の取締に關する法律並に後の労働力配分法令によつて如上につき法的規定があたへられたのである。

労働配置の取締に關する法律の中心をなすものはその第一條及び第二條である。即ち

- 第一條 國職業紹介失業保險局長官ハ高度ノ失業アル地區ニ對シ右地區ニ於テ命令施行ノ當日住所ヲ有セザル者ハ豫メ同長官ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ同地ニ於テ労働者若クハ使用人トシテ之ヲ採用スルコトヲ許サザル旨ヲ命令スルコトヲ得
- 第二條 同局長官ハソノ命令ノ施行當日若クハソノ以前三箇年間ニ農業ニ従事シタル者ハ豫メ同長官ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ農業經營以外ノ經營若クハ農業労働ニ對スル職業以外ノ職業ニ於テ之ヲ採用スルコトヲ得ザル旨ヲ命令スルコトヲ得

右によつて高度の失業ある地區に於ける失業者はその職を發見せんためには、より失業度の少なる地方か若くは農林業に移動をなさねばならぬ。又施行當日若くは最近の機會に於て農業に於て労働をなしたる者の他の職業への轉換を阻止し、農業方面に於ける労働力の充實が策せられるに至つた。

労働力配分に關する命令（Verordnung über die Verteilung von Arbeitskräften）前項の「労働配置の取締に關する法律」と同趣意の下に公布せられたのが本令である。失業者の救済、國內労働力の配分、ドイツ農林業の振興の問題は一九三四年八月十日の本令並に八月二十八日の右に基く國職業紹介失業保險局長官シル

プ氏の訓令によつてより詳細に規定せられることゝなつた。「労働力配分に關する命令」に於ては失業救済、更に進んで労働統制に對する國職業紹介失業保険局長官の地位が明確ならしめられた。即ち

- 第一條 國職業紹介失業保険局長官ニ労働力ノ配分特ニソノ交換ヲ統括スベキ權限ヲ附與ス
 - 第二條 労働力ノ配分ニ對スル他ノ部署ヨリノ干涉ハコレヲ禁ズ、措置ニ對スル希望特ニ質問紙ニ基ク希望モ亦干涉ト看做ス
 - 第三條 職業紹介失業保険局長官ハ國經濟大臣及ビ國労働大臣ノ同意ヲ得テ労働力ノ配分ニ關スル必要ナリト認ムル訓令ヲ發シ又方針ヲ定ムルコトヲ得
 - 第四條 以上ノ規定及ビ第三條ニ基ク訓令ニ違反シタルモノハ一九三四年七月三日ノ經濟處置ニ關スル法律第二條ニヨル懲罰ニ處ス
- 右に基いて國職業紹介失業保険局長官シルプ氏より訓令が發せられたのであるが、本訓令に於ては年長の扶養者多き失業者に就職に對する優先權を與へ、その結果自己の職場を失ふべき二十五歳以下の労働者及び使用人はこれを農林業部門に吸収し、これによつてドイツ農林業を發展せしめんことが目論まれてゐる。その大綱は次の如くである。

一 適用範圍

本訓令の適用範圍は労働者並に使用人の仕事に従事してゐる全ドイツの公的、私的企業經營並に行政である。即ち工業、商

業を含む大小經營はもとよりたとひ唯一人の弟子しか有してゐるに過ぎない手工業者も本訓令に服さなければならぬ。但し農林業に關する企業經營、家計世帯並に國內、國外航路の船舶及び航空機は除外せられてゐる。

二 労働場の交換

企業經營（行政）の指導者（Führer）は職業紹介失業保険局長官より指定せられた時日までに自己に従屬する労働者並に使用人の構成を調査報告しなければならぬ。該調査は労働者並に使用人の年齢的構成がその經營或は部門の經營技術的及び經濟的要求に於て國家政策の觀點に適合してゐるか否か、更に二十五歳以下の労働者及び使用人特に子女の多い者を交換出来るか否かに關してゐる。交換可能の場合にはその人數を書いて提出するのである。第一回の調査報告は一九三四年九月中に企業經營（行政）の指導者より當該労働官廳になすことに決定せられた。

斯くして二十五歳以下の労働者並に使用人は原則的に自己の職場を失はねばならぬことゝなつた。しかし右には例外がある。本命令より除外せられる二十五歳以下の労働者及び使用人は次の如くである。

- 一 既婚男性労働者及び使用人
- 二 労働所得により家族の扶養に重要な貢獻を爲すことを要する労働者及び使用人

- 三 現に徒弟團體にあり、若くは徒弟關係終了後一箇年に滿たざる労働者及び使用人
- 四 名譽勤務を終了し國防軍より除隊したる労働者及び使用人
- 五 少くとも一年間自發的労働奉仕團に参加したる労働者及び使用人

- 六 少くとも一年間農業奉仕に参加したる労働者及び使用人
- 七 特別行動隊に屬する労働者及び使用人即ち
 - イ 突撃隊（S.A.）、親衛隊（S.S.）及び國民社會主義ドイツ從軍者同盟（鐵兜團）の從屬者にして一九三三年一月三十日以前に此等の團體に所屬したる者
 - ロ 黨員番號一—五〇〇、〇〇〇までのナチス黨員
 - ハ 役員（政治指導者）として勤務したる者

右の所屬者は男女を問はず二十五歳以下と雖も當該労働官廳の許可を得て、従前通り仕事を續けることが出来る。この際には經營の指導者は右労働者及び使用人の存在が先の調査の原則に照して必要であるか否かを責任を以て調査報告しなければならぬ。

指導者の調査報告の結果に基いて當該労働官廳は労働者、使用人の交換を遂行するのであるが、労働官廳が指導者の報告に對して、労働力交換に對する満足な結果を見出さない時には指導者と懇談し、より多く交換の行はれる様にする。若しも兩者の意見が一致しない場合には労働官廳は兩者の意見を附して州

労働官廳に提出し、州労働官廳の長官はそれに基づいて労働場交換の範圍並に時期を決定する。更にこの決定に對して不服の場合には經營指導者は二週間以内に職業紹介失業保険局長官に申告し、同長官が最後の決定を與へるのである。

三 労働場の交換によるドイツ農林業の振興

労働場交換の結果自己の職場を失つた二十五歳未満の労働者及び使用人に對して労働官廳はドイツ農林業に於ける空席を與へるべく全努力を拂はなければならぬ。最近數年間引續いてドイツ農林業を侵つた不況の嵐は農林業労働者及び使用人の生活を脅かし、殊に結婚して扶養者の多い者にとつては到底自己の職業のみによつてはその生計を立てることを困難ならしめ、その結果は他産業部門に比して農林業には甚しい労働力の缺乏を見るに至つた。二十五歳未満の労働者及び使用人の農林業への吸収はそれによつてドイツ農林業の復興更にその發展を期せんとするにある。又結婚したる労働者及び使用人に對しても、その住宅の新築、引續、改造等の場合には政府より補助金を與へる等、これを極力農林業部門に引留め或は轉せしめドイツ農林業をより隆盛に導かんとする手段を執つてゐる。

労働時間法の更新に關する命令（Verordnung über die neue Fassun der Arbeitszeitverordnung）雇傭労働者並に使用人の労働時間保護の問題も労働對策の重大課題たる意義を失はない。從來ドイツに於ては一般労働者並に使用人の労働時間に關する法令とし

て

- 一 ドイツ營業條令中の労働時間に關する規定
- 二 一九一八年十一月の「營業労働者労働時間取締に關する命令」
- 三 一九一九年三月の「使用人労働時間取締に關する命令」
- 四 一九二三年十二月の「労働時間法令」
- 五 一九二七年四月の「労働時間法令」

があり、その他に特殊産業の労働者及び使用人の労働時間についてはそれ／＼別個に法令が出されてゐる。これらの諸種の法令は一の統一的基礎の下に綜合せられる必要があり、國民労働統制法に於ても第六十八條第一項及び第二項に於て労働時間法令の改正につき觸れてゐる。又同法第六十四條第二項に於ては労働大臣の同意を得て若し第六章に疑義を生じたときは併せて財政大臣及び内務大臣の同意を得て本法の施行並に補足のため命令及び一般行政規則を發布することを得、且つ本法の規定に例外を設けることを得

の旨規定せられてゐるのであり、右に基いて労働時間法令の更新が企てられ本命令が公布せられることゝなつたのである。

本令は全四節三十二條に亘る極めて詳細なる規定を含み此種立法中の模範的なものと云ふを憚らぬ。第一節一般規定に於てはその適用範圍、正規労働時間、豫備作業及び結末作業、公の經營及び行政に對する特別規定、非常の場合等の規定を含む。

ではドイツに於て失業者は再びその職場を獲得し、この點に於てヒットラーの失業克服は成功したと見るべきであらう。

而してこれらの失業對策の根幹をなすものは一九三三年六月及び九月に於ける第一次及び第二次失業緩和法であつた。

第一次失業緩和法(Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit)

第一次失業緩和法は労働機會振興と租稅輕減、結婚獎勵等による失業緩和に對する直接的並に間接的對策を含んで居り五章よりなる。以下各章順にその大略を紹介しよう。

- 一 労働機會振興 國財政大臣に對し國民的労働助長のため總額十億ライヒス・マルクを限度として労働國庫證券(Arbeitslosenzertifikat)を發行する權限を與へ、右によつて事業として
 - 一 州、市町村、市町村聯合體、その他の公法團體の廳舎、官舎、橋梁その他の建築物の修繕並びに、補強工事
 - 二 農業用建物及び住宅の修繕、住宅の分割
 - 三 郊外小移住地建築工事
 - 四 農村移住地に於ける建築工事
 - 五 河川治水工事
 - 六 ガス、水道、電氣供給設備工事
 - 七 土木工事
 - 八 要保護者に對する實物給付を行ふ。
- 二 機械取替に對する免稅 一九三三年六月三十日以降三四年十二月三十一日までに農業用及び工業用の機械器具その他の企業施設

第二節に於ては労働時間の問題に於て特に注目し値する兒童、少年労働者及び婦人に對する保護の増大につき、その雇傭禁止、最大労働時間、歸宅後労働の追加、夜間労働禁止、連續労働時間につき觸れられ、又工場、鑛山等の工業労働者使用人の労働時間に對し、商業使用人の同問題も亦注目すべきものとして第三節については商店従業員労働時間保護につき規定せられてゐる。

第四節に於ては右に伴ふ施行の細則として揭示の届出、罰則、強制處置、一般的例外規定等が加へられ労働時間保護に對する徹底を期してゐる。

失業對策
一九三三年五月一日の國民労働記念日に於てヒットラーはその所謂四箇年計畫中の第一年度の計畫を發表したが、その中に於て失業對策は個人企業獎勵、公共事業の振興、高率利子の撤廢等によつてなされるべきことを高調し、又同年九月のニュルンベルグ黨の全國大會の席上に於ても氏は「我々の解決すべき任務の中最も重要なものは失業問題である。」と述べてゐる。官廳統計に於ては一九三三年當初に於ける求職者の數は六百萬であつたが、三四年六月末現在では二百五十萬に低下し、之に反し労働従事者の數は一九三三年一月の一千百七十萬から三四年十月の一千五百九十萬と上昇を示してゐる。此の統計に示さるゝ事實は假令全部が全部信用するに足らずとするもある度合ま

の購入に費された投下資本は一、内國産たること。二、當該經營に於て從來使用されてゐたものと同様の物品に代替すること。三、當該經營内に於ける被傭者の減少を來さざること等の條件を具備する限り収入税の計算の際にこれを控除しこれによつて機械器具類の註文の激増及び農工業の規模の擴張を促し、間接的に失業者を救済せんとしてゐる。

三 任意的寄附基金 任意的寄附基金制度を創設し、その募集手續を規定し、現金によつてなされた寄附金の収入は國の特別財産となり、この中より公法團體の新工事に對する貸付金が交付されるこの特別財産はドイツ公共事業株式會社がこれを管理する。

四 婦人労働者の家庭への移入 一般労働市場にある婦女子を家庭労働に移して男子失業者に労働機會を與へる。このために家庭に於て使傭さるゝ婦人労働者に對しては失業救済金の支拂義務を免じ、又雇主はその使傭する婦人労働者三名に至るまでは税金の基礎たる収入の計算の際に減額を許容せられる等の特典を與へてゐる。

五 結婚獎勵 前項に同一趣旨の男子失業者に從業の機會を與へんとするもので本法施行後結婚をなすドイツ國民に對しては申請に基き一千ライヒス・マルクを限度として無利子にて結婚資金を貸付けることゝした。その條件としては

- 一 妻たるべき者は一九三一年六月一日より一九三三年五月三十一日までの間に少くとも六ヶ月間國內に於て雇傭關係にありたること。
- 二 妻たるべき者は遅くとも婚姻締結の時期に被傭者たること

を止むるか、又は申請提出の時期までに既に止めたること。
 三 夫たるべき男子が月収一二五ライヒス・マルク以上を所得し、且つ結婚貸付金が完済せられざる限り妻たるべき者は義務として再び被備者たざること。

第二次失業緩和法(Zweites Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit)

第二次失業緩和法は第一次失業緩和法の追加と見るべきであつて冬期の季節的失業増加に備へるため第一次失業緩和法の目的をより徹底せしめたものである。

この法律が失業克服のためにとつた手段は左の如くである。

- 一 建物の修繕、補強工事の補助 國財政大臣は建物の修繕、補強工事の促進、住宅の分割、改築の促進のため總額五億ライヒス・マルクを限度として補助金を支出することが出来る。
- 二 農業地租の引下げ 農業、林業、園藝地の地租は一九三三年十月一日以降の年額一億ライヒス・マルクに達するまで引下げることを得る。
- 三 農業の賣上税の引下げ 國內の農家によつて生産せられた農産物を農家自身が提供する場合に限り十月一日以降その賣上税が二パーセントから一パーセントに引下げられる。穀物、穀粉、碾割糠及びパンは右の條件に合致せずとも一パーセントに引下げられる。

四 新築小住宅及び自宅の免税 一九三四年より一九三五年に竣成する小住宅に對しては一九三八年まで、又一九三四年から一九三八年に竣成する自宅に對しては一定の制限の下に所得税、財産税

國地税の金額及び地方地租の半額を免除する。

五 新築家屋所有者に對する地租の引下げ 一九二四年より一九三〇年までに竣成した家屋に對して地租が引下げられる。

従來ドイツにあつては労働力吸収の季節的變化のため夏期秋期に比して冬期に於ては失業者の増加する傾向があつた。第二次失業緩和法は農業及び建築業に對し負擔の軽減、事業の助成をなすことによつて景氣を振興せしめ労働機會の減少を防止せんとするものであり、その目的のために冬季の季節的失業の最も多い産業を助長せんとするものである。

ドイツ労働奉仕團

ナチスの失業對策を研究するに當りドイツ労働奉仕團(Deutscher Arbeiterdienst)は看過することを得ない重要存在である。それは失業者の救済機關としてのみならず、ナチスによる國民社會主義的訓育の養成機關として結成せられたものであり、一九三四年十月に於けるドイツ労働戰線指導者ライ氏とドイツ労働奉仕團指導者ヒール氏との會見によつてナチス政治部並に労働戰線指導者たらんとする青年は少くとも一箇年の労働奉仕を體驗することを必要とせられた結果その重要性は更に増加した。

ドイツ労働奉仕團の誕生は、ヒットラー政權確立以前に遡る。既にブリュニング内閣時代の一九三一年七月二十三日労働奉仕に關する新法律が公布せられた。右によれば實施せらるべき労働奉仕の主要任務は、失業者の救済であり、失業者を一定の

場所に糾合し、彼等に安價の衣食を與へ労働を給付すること、但し該労働部門についてはこれを極力他の營利産業部門と接觸せしめることを避け、公共事業的なるものたらしめること、而して事業の主體たるものは公法的團體、教會並に社會事業團體移民團體、青年團、スポーツ團體、軍隊等に限定せられること等が規定せられ、本法發令とともに聯邦職業紹介失業保險局長官は、労働奉仕團の主要委員となり、労働奉仕團参加者に對しては、政府が緊急基金の中より一日二マルクの補助金を與へることになつてゐた。自由意志的労働奉仕は、失業者、特に青年失業者をして、その労働關係に參與することなくして、休養せる労働力を眞面目なる共同労働と専門的指導の下に行使せしめ統一的教育規準によつて労働より肉體的ならびに精神的訓練を獲得せしむることにあるべきである」と同年八月當時の職業紹介失業保險局長官の命令に示されて居り、爾後右の方針の下に労働奉仕が遂行せられ、ナチスの政權獲得以前の一九三二年十一月末現在に於ては労働奉仕團参加者の數は二十二萬八千餘名に上つてゐた。

乍然、ナチス幹部の言を以てすれば、既述せるところの労働奉仕なるものは、労働奉仕なる觀念の舊國家的把握及びその實踐に過ぎず、それは一見すれば極めて合理化されてゐる様に見えるが、その内部を覗へばそこには統一せられたる政策の實行はなく、單に現状を糊塗せんとする一種の斷片的彌縫策たる

にとゞまり、何等の國民經濟的指導精神をも發見することを得ない。之に反して國民社會主義的に把握し、實踐せらるべき労働奉仕は、ドイツ國民に對して經濟的福祉の對象たるばかりでなく、彼等を鼓舞し、彼等を一の世界觀の下に教育し、結成せしめるものたるを要するとなし、斯かる觀念の下にナチスは既に在野時代より、國民社會主義的なる労働奉仕團結成のための準備活動を開始し、一九三〇年にはナチス組織部の中に労働奉仕團代表部を設置し、ヒールが、その責任者に任命せられた。當時ヒールは「労働奉仕は、ドイツ國民の名譽ある奉仕であり、労働能力ある若きドイツ人の名譽ある義務である。労働奉仕はドイツ國民に對し、その經濟的自由を得せしむるためのドイツの土地に於ける労働たり、又ドイツ青年に對し、國民社會主義的世界觀の指導精神により彼等に國民社會主義的労働性を賦與すべきものたるを要する」と述べてゐる。三一年十月には自由意志的労働奉仕指導者養成所が出来、將來の指導者養成に盡力することとなり、最初の講義がフランクフルト・アム・オーデルで開始せられた。その翌年の一九三二年一月のドイツ労働奉仕團本部(Reichsamt der Arbeiterdienstvereine)の設立は、ナチスの労働奉仕團組織運動にとつて劃意義的のものであつた。

右本部設立とともに
 一 本團體の目的は精神的のものであつて、自由意志的労働奉仕を労働奉仕義務に對する前提として促進するにある。特に

この趣旨の下に活動する團體は結合せられ、その活動に對し、出來得るかぎり相互に支持を與へなければならぬ。

二 本團體の目的は、公益的のものであり、營利事業經營に對し適用せられてはならぬ。等のことが規定せられ、右本部を中心に熱心に組織活動が進められることゝなつた。

以上がナチス政權確立以前の狀態であるが、一九三三年一月ヒットラーの首相就任後は、ナチスは益々勞働奉仕團の結成に意を注ぎ特に舊勞働奉仕團を國民社會主義的勞働奉仕團に解體組織すること、即ち內的組成に心掛けるに至つた。同年四月ヒールは、ドイツ勞働奉仕團指導者に任命せられ、曩のドイツ勞働奉仕團本部は、國民社會主義的勞働奉仕團 (Nationalsozialistische Arbeitsdienstverein) となり、従前の勞働奉仕隊は全部解體せられ新方針による國民社會主義的勞働奉仕隊となり、同年五月には指導部が設置せられ、更に勞働奉仕學校がスパンダウを始めとしてドイツの各地に設立せられることゝなつた。最近に於ける勞働奉仕團参加者數は左の通りである。

一九三二年一月末	二八五、四九九
三三年一月末	一七五、六五七
同 七月末	二六二、九九二
三四年一月末	二二六、三〇六

(Wirt. u. Stat. 2. April-Heft 1934 Nr. 2)

右の如き發展を遂げ來つたドイツ勞働奉仕團の組織の大意は左の如くである。

中央機關としてドイツ勞働奉仕團指導部があり、同指導部は庶務課、計畫課、人事課、教務課、管理課等より構成せられ、ドイツ勞働奉仕團指導者ヒールが、統括してゐる。指導部の下に地方支部、即ち縣支部がある。縣支部は全國三十箇所に設けられ、各支部は更に最少五最高八のグループから、グループは更に最少四、最高八の隊から成立つて居り、現在ドイツ全國で二千以上の奉仕隊が活動してゐると稱せられ、そこには凡ゆる階級、凡ゆる職業の青年が勞働奉仕に従事してゐる。次に勞働奉仕参加者の従事する仕事の内譯及び地方分布狀態を示して見よう。

一 勞働奉仕團参加者従業部門別

土地改良、開發	一〇七、〇〇〇
道路改良	四〇、〇〇〇
冬期救済	三七、八〇〇
森林勞働	一九、四〇〇
その他	二一、一〇〇
計	二二六、五〇〇

(一九三三年一月末現在)

二 勞働奉仕参加者地方分布

東プロシヤ	八、八〇九
-------	-------

シ レ ジ ャ	二二、八五七
ブランデンブルグ	一九、四五五
ポ ム メ ル ン	一一、二六二
ノ ル ド マ ル ク	一三、六八七
ニーダーザクセン	二〇、九九九
ラインランド	一九、六七六
ヘ ッ セ ン	一六、二九九
中央ドイツ	一八、〇二二
ザ ク セ ン	二〇、五七〇
バイエルン	二四、一一二
西南ドイツ	一四、四五八
計	二二六、三〇六

(一九三四年一月末現在)

右表による三三年十一月末現在に於ける勞働奉仕團参加者合計二十二萬六千五百人は、全ドイツ失業者の六・一%、國營救護を受けてゐる失業者について云へば、その八・一%を占めてゐる又學生及婦人の参加者も多く、三三年の夏には學生参加者の占める割合は全参加者の五%、又婦人参加者は一九三四年一月には七千三百四十七名であつたが、九月末現在では一萬一千五百五十六名に達し、爾後漸次増加の傾向をたどりつゝある。勞働奉仕に對する参加は自由である。然し加入した場合には一箇年勞働奉仕をする義務があり、原則として二箇年勤めなければならぬ。これ等の参加者に對しては、一九三三年度に於いて

ては一日一人につき一マルク七一ペニヒの經費が支出せられてゐたが、三四年度から支出額は一マルク六四ペニヒに減額せられた。該經費は

種 別	一人一日必要額
小 遣 錢	〇・二〇マルク
食 費	〇・六一
社會保險掛金	〇・一〇
家 事 費	〇・一六
交 通 費	〇・〇二
住 居 費	〇・〇八
被 服 費	〇・二二
教 育 費	〇・〇五
指導者加俸	〇・四六
地方支部並に本部管理費	〇・〇九
計	一・六四

を考慮して決定せられたものであるが、此の金額は從來の失業保險金額と略々同額であり、右によつて斯かる有意義なる事業を斷行し得ることは注目し得る。但し勞働奉仕團に於ける生活は刑務所のそれと大差はないと云ふことである。

「アルバイト・ディンストはドイツの土地に於ける勞働である」と云はれてゐる様に、勞働奉仕の事業の對象が、主としてドイツ農林業の振興に向けられてゐることは、先の勞働奉仕團

参加者従業部門によつても知り得る。又工業部門に労働奉仕が實施せられるとしても、その設備費用に多額の経費を必要とし又たとひ右の経費が支出せられたとしても、既存の營利工業に甚しき混亂を巻き起すことは想像し得られ、これ等の理由によつても労働奉仕が比較的他の接觸の多い農林業を選ばなければならぬことは明瞭であらう。ドイツ労働奉仕団指導部計畫課責任者トレンは、「労働奉仕の任務はドイツの農耕地を増加し、且つ改良し、新しき農業者に地位を與へ、既存の農業者は、之を強化するにある」と云つてゐる。一九三二年七月のナチスの選挙闘争のプログラムによれば、ドイツには、尙ほ

- 一 排水必要地 八、五〇〇、〇〇〇^{ヘクタール}
- 二 泥炭石肥料による改良を必要とする土地 二、〇〇〇、〇〇〇
- 三 耕作可能の農林地 一、九〇〇、〇〇〇
- 四 同 荒蕪地 六〇〇、〇〇〇
- 五 耕地整理による改良を必要とする土地 五、〇〇〇、〇〇〇

の改良及び開墾を必要とする土地があることが指摘せられ、その他河川修理、溪谷閉鎖及堤防築造により尙ほ多くの面積を耕作地に化し得ることである。ヒール氏によれば、この十箇年の間に、ドイツ労働奉仕によつて、全ドイツの農耕地を改良すること、そのためには八九十萬の人間を必要とすること、この計畫遂行の嚆には、二十萬人の失業者が永続的に職を見出すことが出来ることである、ドイツ労働奉仕団計畫課のプラ

ンによるも、年三千萬マルク農産物増収がもくろまれて居り、このことは現在ドイツに於いて叫ばれてゐる食料品並に原料自給と關聯して興味ある事象である。

労働奉仕団が、同時に又ドイツ青年に對するナチスの訓育機關であることは既述の如くであるが、ドイツ青年教育は、土地開發に次いでドイツ労働奉仕団の第二の主要任務を構成してゐる。労働奉仕団による教育は、これを指導者教育、國家政策的教育及び肉體訓練に三大別せられる。

先づ指導者教育について云へばホツダムに中央指導者養成學校があり、地方には二縣乃至三縣ごとに養成學校がある（全國で十二）。労働技術の養成機關としては、ベルリン郊外のリンルフに中央労働技術養成學校があり、これ等の學校で教授せられる課目は、國內事情、團體訓練、肉體訓練、國家政策、労働技術教育等、指導者養成にとつて缺くべからざる全般的のものを網羅してゐる。各地方の奉仕団に於ける有能と認められるものは、選ばれて班指導者、隊指導者となり、その中適當と認められるものが更に選ばれて右の養成學校に入學する。養成學校の卒業者は、常に労働奉仕団に於ける指導者としてのみでなくナチスによるその他の政治活動の指導者として國民社會主義運動に参加することになるのである。

次に労働奉仕団による國家政策的教育は、主として各奉仕隊に於ける仕事終了後の講義及び討論によりなされ、又肉體訓練

に於いては單なるスポーツ訓練のみでなく、スポーツによる人格教育が心掛けられてゐる。試みに労働奉仕の一日のプログラムを示せば、次の如くである。

- 一 起 床 午前五時(冬期は六時)
 - 二 自由運動 十五分間
 - 三 洗面
 - 四 朝食
 - 五 國旅行進 七時間
 - 六 朝の仕事
 - 七 洗面
 - 八 晝食 一—一・五時間
 - 九 午 睡
 - 一〇 規律練習 一時間
 - 一一 運動 一時間
 - 一二 政治教育 一時間
 - 一三 夕食
 - 一四 夜の課業、又は洗濯
 - 一五 就 寝 午後十時
- (一週に一度茶話會、一度又は二度外出自由)

以上がドイツ労働奉仕団の發達、組織並びに教育の輪廓である。要之ドイツ労働奉仕団は、現在のドイツに於て(一)失業大衆、特に青年失業者を編入することによつて、現實の國民經濟的難關を切抜け、(二)失業者を失業による道德的頹廢より救済

し、(三)失業者に技術的職業的訓練を賦與し、(四)労働奉仕参加者をして團體活動を體驗せしめ、國民社會主義的教育を授け同時に又労働奉仕団によつて一般國民意識を國民社會主義に向つて喚起せんとするものと見ることが出来る。労働奉仕団がナチス指導者達の言の如く、今後更に發展し得るか、否かは極めて興味ある問題である。

備考 本稿は主として「Der Deutsche」10Nov. 20 Nov. 1934. "Völkische Beobachter" 4 Juli 1934, "Wirtschaft und Statistik", April-Haft 1934 ff. 154 の資料による。

統制經濟

産業統制法 ドイツ政府は一九三四年一月二十日國民労働統制法を公布し全國労働統制に着手するに至つたが、右と並んで新しき基礎に於ける經濟建設のために新法律を制定するといふことはヒットラー首相就任當時から稱へられた事であり一般の刮目的であつた。右法律が「ドイツ經濟の組織的再建準備法(Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaus der deutschen Wirtschaft)」として公布せられるに至つたのは國民労働統制法公布に後るゝこと一箇月の二月二十七日であつた。その特徴とするところはドイツ商工業の組織化に關する絶大の権限を經濟大臣に與へたもので、之にも一月の國民労働統制法に於けると同じき指導主義の原則が具體化されて居る。シュミット經濟相の説明によれば、今回の立法は、經濟上の指導原則をば、現下の國

家觀念に順應せしむることを目的としたもので、従つて本法により經濟大臣は産業各部門の代表的團體を承認し、又は之を創設し、或ひは之を清算解散し、若くはその規約の変更、指導者の任免、外部團體の合併聯合等の權能を有することになつて居る。

この法令はヒットラーが政權を獲得してより一箇年、政權獲得後の過渡的な政策より次第に本來の基本的な社會政策、經濟政策に移行せんとしてあるナチスにとつて極めて重大なる意味を有するものであることは疑がない。以上の條文のみによつてはその内容は判明しないのであるが、該法案の公布と同時に經濟相のなした演説等より類察するに將來行はるべきドイツ統制經濟の特質は次の如きものに存する。

第一に、ドイツ統制經濟法案は全然新たな地盤の上に成立する政策でもなく、又社會主義的改造の現はれでもない。「我々は一切の組織化されたる經營(トラスト)の國有化を要求する」(ナチス綱領第十三條)といふが如きナチスの態度はこゝでは見られない。經濟相シュミットの言葉を以てすれば、

「ドイツ政府は今日に於ける國民の經濟生活を脅かす意志は毫も有してゐない。新ドイツの要求するところは以前と同様に、彼の事業の繁榮或は苦難と運命を共にする獨立不羈の事業家である。將來と雖も經濟的闘争の精神は必要である。公正なる競争なくしては事業は遂行せられ得ない。若しも私企業の形態がその存在理由を有するも

のとするならば、それは何よりもよりよき結果に對してその經濟力を生々と保ち、最上の結果に向つて絶えず拍車をかけるところにある。

然しながらこの力の自由なる行使は全體の幸福、國民と祖國との奉仕と云ふ力強い指導精神によつて導かれねばならぬ。」

次に注目せらるべきことはドイツ經濟の統制のために經濟相に附與せられたる廣汎なる權限である。この權限は經濟相によつて經濟團體(Wirtschaftsverbände)を通じて遂行せられる。凡ゆる企業は公正なる競争を營むために、將來必ず同一産業の團體に所屬し、根本規定に従ひ、全體の利益のために奉仕しなければならぬ。公正なる競争を營ましめるために名譽裁判官(Nachrichtsrichter)が任命せられる。名譽裁判官は専門的知識と公平なる獨立性をかね備へるものたるを要する。

然らばかゝる産業統制のための具體的組織は如何に展開せられるか。ドイツ産業は十二部門に分割せられ、全産業組織指導者、同代理、各部門指導者が任命せられた。十二部門は次の如くである。

- 第一部 鑛山、金屬製造工業
- 第二部 機械、電氣、光學、精密機械工業
- 第三部 鐵、鐵板、金屬製品業
- 第四部 石材、土砂業
- 第五部 化學、製油、製紙業
- 第六部 皮革、纖維衣料工業

命令並に行政訓令を發することが出来る。又内務大臣とともに補足的命令を發することも出来る。

三 故意に或は過失による違反者に對しては經濟大臣は罰金若しくは一年以下の禁錮に處することが出来る。この罰金若しくは禁錮は經濟大臣の申出によつてのみ行はれ、この申出は又取消することが出来る。

四 この法律のために生ずる損害に對しては賠償の責に任じない。一九三四年二月十七日のドイツ糧食同盟の暫定的組成に關する第三命令第一節の一より十までの各項の所屬者と文化院所屬者を除き、ドイツ糧食同盟は本法には從屬しない。

ドイツ糧食同盟暫定的組成に關する第三命令B項第一節一より十に至るドイツ糧食同盟所屬團體及交通關係團體に關しては經濟大臣は當該關係大臣と協力してその權限を遂行する。經濟大臣は當該關係大臣の權限を凌駕することが出来る。

一九三四年二月二十七日 ベルリン

首	相	ヒットラー
	經濟大臣兼食糧及農業大臣	シュミット
内務大臣	フリック	グ
交通大臣	エルト	ツ

産業統制法改正 右産業統制法公布の結果、工業、手工業、商業、金融業、交通業を含む十二部門に對し産業指導者が任命せられ、各部門の事業統制に着手せられるに至つたが、その後の情報によれば該計畫は隨所に破綻をきはめ、指導者の更迭頻々

各部門の指導者は下級指導者の推薦、下部組織の整備、定款に對する規定の作成、名譽裁判所の構成、強制加入、指導者根本規定等を將來のために確立しなければならぬ。全産業指導者にはベルグマン電氣工業會社重役會議々長フリッパ・ケスラーが任命せられた。

法律の條文は、左の如くである。

一 ドイツ經濟大臣はドイツ統制經濟準備のため以下の權限を附與せらる。

- イ 經濟團體を當該經濟部門の唯一の代表として承認すること。
- ロ 經濟團體を設立、解散若しくは統一すること。
- ハ 經濟團體の定款、規約を変更し、綜合すること、特に指導者原則を採用すること。
- ニ 經濟團體の指導者を任命罷免すること。
- ホ 企業者と企業を經濟團體に結付けること。

經濟團體とは専らそれによつて企業家と企業との經濟的利益が保護せられる團體又は團體の結合を指す。

二 獨逸經濟大臣は内務大臣と協同しこの法律の實施のために法律

と行はれ、同年七月には、全國産業指導者ケスラーの辭職が傳へられ、最近に於ても鑛業部門指導者クルプの辭任等、同計畫が極めて困難なる事態の下に進行しつつあるとのことである。ともあれ右の産業統制法によつてドイツ全産業の統一的指導が企てられ、各部門に於いてもそれ／＼對策の考慮、新法令による統制計畫樹立ならびに施行等が企てられ、將來の産業指導に對し幾多の貴重なる體驗が繰返されたことは否定すべからざる事實である。約十箇月に及ぶ實驗の結果に基き同年十一月二十六日ドイツ政府は右産業統制法第一施行令を制定し、より一步を進めてドイツ産業統制に着手するに至つたので、以下同法令による産業統制組織の大略を覗つて見よう。

第一施行令は十章、四十八條より成り、主としてドイツ産業を統制すべき指導組織に關する規定よりなつてゐる。本令の特色としては一、國民社會主義國家の基礎をなす産業經濟の組成に對する從來の諸政策に法律的根據を附與したること。二、産業部門を統制すべき經濟團體と從來の公法團體就中商工業會議所、手工業會議所との緊密なる關係を規定したること。三、新たに産業指導本部としての國經濟會議所、及び地方經濟會議所を設立し、産業指導事務の遂行、計畫の樹立、經濟團體及び商工業會議所、手工業會議所の監督機關たらしめたること等を指摘し得る。即ち從來の經濟團體を改組し、その地方別部門別の組織を規定し、既存の商工業會議所、手工業會議所と緊密なる

關係を結びしめ、經濟會議所をもつてこれ等の機關を統括せしめんとするのである。

一 經濟團體

「企業家及び企業の經濟的利益を保護すべき」經濟團體は三四年二月の産業統制法によれば鑛業、機械工業、金屬製品業、石材土砂業、化學工業、皮革纖維工業、食料品工業、手工業、商業、銀行及び信用業、保險業、交通業の十二部門であつた。第一施行令に於ては交通業は除外せられて特殊法規の下に統制せられることとなり、又最初の七つの部門は一括せられて工業となり、かくて工業、手工業、商業、銀行業、保險業及び動力經濟を加へる六部門に統括せられることとなつた。右の部門は全國經濟組織 (Reichsgruppe) と呼ばれる。但し工業はその重要性に鑑みて特殊的地位を有し、その大部門 (Hauptgruppe) たる前記の鑛業、機械工業、金屬製品業、石材土砂業、化學工業、皮革纖維工業、食料品工業は手工業以下の他の全國經濟組織と同一の資格を賦與せられることになつてゐる。工業及びその大部門と他の全國經濟組織とによる經濟組織 (Wirtschaftsgruppe) が形成され、經濟組織は更に分割せられて中經濟組織 (Fachgruppe) 及び小經濟組織 (Fachuntergruppe) となる。

1 右によつても知り得ることくドイツ産業統制法には農業が除外せられてゐる。農業はその重要性、特殊性に鑑み本法より除外せられたのである。従つて本論に於ては農業を除外した統制につい

て論じ、農業については別の機會に譲りたい。

經濟組織の部門別組織に對し、その地方別組織も決定せられることとなつた。即ち全國經濟組織、中經濟組織及び小經濟組織はそれ／＼地方支部を有し、地方支部はその地方に於いて相互に密接なる關係を保持し、相似せる部門は合一せしめられ、且つ當該地方に於ける商工業會議所並に手工業會議所と連絡を保持し、地方支部、商工業會議所及び手工業會議所は該地方に於ける經濟會議所にその代表者を送ることとなる。地方支部の數については施行令には規定はないが、労働管理官の管轄地方と同一ならんとのことであり、右に従へば東プロシヤ、ブランドンブルグ、シレジヤ、ボムメルン、ノルドマルク、ニーダーザクセン、ウエストフールン、ラインランド、ヘッセン、中央ドイツ、ザクセン、バイエルン、西南ドイツの十三地方となる。以上が經濟團體の組織の輪廓であるが、ドイツ經濟大臣はその命令によりその部門別、地方別組織を決定し、企業家及び企業をそれ／＼の經濟組織に歸屬せしめなければならぬ、公營ならびに國營企業もその統制の下に服し、ドイツに於ける外國企業も例外を除いて一般に本命令に従屬することとなつてゐる。

各經濟組織には各々指導者が任命せられる。全國經濟組織及び工業大部門の指導者は經濟大臣の任命にかゝり、中經濟組織及び小經濟組織の指導者は上級部門の指導者の提案により全國經濟組織の指導者より任命せられる。指導者はその部門に於け

る規約を作成し、種々なる事件を處理し、部員を指導し、又自己の代理人及び事務擔當員を任命しなければならぬ。下級組織の監督、上級組織への報告、當該地方に於ける商工業會議所、手工業會議所、經濟會議所との連絡等にも亦留意しなければならぬ。

經濟組織はその業務遂行、又部員の親睦等のために部員會議を開催する。最下級の經濟組織(部員二〇〇名以下)に於いても少くとも年に一回部員會議を開催する義務を有し、又上級組織の指導者はその下級組織に對して部員會議を開くことを要求することが出来る。會計報告、部員の活動に對する批判等も部員會議に於いてなされる。

經濟組織の解散或は合同等は當該組織及びその上級組織の指導者ならびに參與會議の意見に従ひ、經濟大臣の命令によつて施行せられることになつてゐる。

二 經濟會議所

經濟團體と公共團體との媒介機關として經濟會議所がある。經濟會議所の中央機關として國經濟會議所 (Reichswirtschaftsausschuss) が存する。

國經濟會議所は全ドイツに於ける經濟組織及び商工業會議所、手工業會議所の代表團體であり、同時にドイツ産業統制の中央機關である。會頭一名、同代理一名若しくは數名よりなり、何れも經濟大臣の任命にかゝる。從來の産業指導者によつて遂行

せられた事務及びドイツ工業會議、手工業會議の仕事は今後國經濟會議所の事務局に引繼がれることとなり、この他に全國經濟組織、經濟會議所、商工會議所、手工業會議所に於ける事件の處理ならびに産業統制のため經濟大臣より依頼せられたる事務等も同事務局に於いて遂行せられることになつてゐる。

國經濟會議所に對して經濟會議所はその地方的組織である。その数は經濟團體の地方別組織と同じく全ドイツに於いて十三箇所となつてゐるが、經濟會議所は地方經濟組織、商工業會議所、手工業會議所の代表者より成り、その會頭には當該地方の商工會議所の會頭が就任、その事務も右會頭の所屬する商工會議所に於いて營まれることになつてゐる。經濟會議所には會長の他にその代理二名あり、その中一名は手工業指導者が任命せられることになつてゐる。

國經濟會議所の會頭はハノヅ、の商工會議所會頭ヘッケルが就任することになつた。

三 參與會議

次に本法令の特色として列擧せらるべきものに參與會議(Berater)の存在がある。第一施行令によれば部門別及び地方別を問はず、全産業組織並に經濟會議所、國經濟會議所には參與會議が設置せられなければならない。産業組織に於ける參與會議の委員には主として下級産業組織の指導者が任命せられることになつてゐる。例へば全國工業組織の參與會議は工業大部門の指

導者より、その他の全國經濟組織及び工業大部門のそれは全國産業組織に從屬する産業組織の指導者より構成せられる。尙ほ地方産業組織の指導者も同部門に於ける全國産業組織の委員となり、かくして産業統制に對する下からの意見が上部に反映しその効果を充分發揮せしめんことに努められてゐる。産業組織の參與會議に於いては主として會計検査、對策の樹立、割當金の決定、事務擔當者の任命規約變更等に對する協議がなされる。經濟會議所の參與會議も右と略々同意味を有し、當該地方に於ける産業組織の指導者、商工會議所並に手工業會議所の會頭より構成せられ、全國産業組織の指導者もその地方に居住する時は同會議所に所屬することとなる。更に全國産業組織指導者の要請したる者及びドイツ糧食同盟代表者及び市町村代表者も一名づゝ參加し得られる。本參與會議に於いては當該地方に於ける産業組織に對する最高政策に對し、それに關しての意見を經濟會議所會頭に提示することになつてゐる。

參與會議の中特に重要なのは國經濟會議所のそれである。同會議所は全國産業組織及び工業大部門指導者、經濟會議所會頭より成り、ドイツ糧食同盟及び市町村代表者一名も參加し得られる事になつて居り、更に經濟大臣は直接産業に従事する者の中から有能なる者一名を同委員に任命し得る。本參與會議は國經濟會議所會頭を助けて其任務を圓滿に履行せしめる他に、經濟大臣の諮問機關として經濟參謀本部の如き機能を營むのである。

以上が將來のドイツ産業統制組織の輪廓であるが、右によつて従前の經濟團體及び公共團體等の經濟統制機關を出来るだけ綜合統一したること、地方經濟組織を孤立せしめず、商工會議所、手工業會議所等をも極力利用し、その事務も商工會議所に於て營ましめる等その機能遂行を簡易合理的ならしめたこと、經濟會議所、參與會議等の設置によつて指導者間の意志の疏通を圖りたること等が看取し得られる。然しながらこれをもつて將來のドイツ統制經濟が如何に實を結び得るかの問題は寧ろ今後の推移の上に存すると云はねばならぬ。

尙ほ産業統制法令と聯關し三四年度に於ける貿易、金融企業等に對する産業統制の實況について簡単に觸れて見よう。

一 貿易統制

三四年五月シュミット經濟相は今やドイツ經濟は完全なる轉換を餘儀なくされんとする脅威を感じつゝあり、その原因は諸外國のドイツ輸出品の排斥によるドイツ輸出貿易の沈滞、輸入超過による金準備の減少であり、その結果、ドイツは戰債支拂の停止、原料品購入の削減を行ひ、原料代用品を化學的或は機械的に製造するの已むなきに至ることを述べてゐるが、ドイツに於ける輸出貿易の減退はドイツをして極端なる貿易統制を實施せしめ、貿易に對する經濟大臣の統制権能は徐々に強化されるに至つた。三四年九月商品取引令、原料品統制局設置令、外國通貨管理改正令等が引續いて發令せられるに至り、從來の貿易統

制が農産物及び工業原料品に限られ、輸入品は之を統制品と非統制品に區別し、非統制品の輸入には外國爲替管理局に對する手續さへ履行すれば何等の制限をも受けなかつたのに對し、新統制法によれば全輸入品はその種類の何たるを問はず政府の統制に服さねばならなくなつた。且つ統制部門も從來の十一に對して農産物統制品をも加へた二十五部門となり、統制局には外國爲替管理局の機能をも兼ね行はしめたのである。右によれば右統制局は常に經濟省、農務省及ライヒス・バンクと連絡をとつて輸入業者に交付すべき外國爲替證書の發行限度を定め爲替證書を發行し、同證書は輸入品に對する代價支拂の認可證となり、證書所有の輸入業者のみ輸入品代價支拂の能力あることを立證せられるのである。斯くしてドイツは代價支拂能力以上の輸入はこれを禁壓せんとするに至つた。

二 金融統制

三四年二月の産業統制法による經濟部門たるドイツ「銀行及び信用業」指導者銀行業中央聯合會長フィッシャーは三四年末聯合會長たる職を辭し銳意指導者たるの任務に専念したとのことであり、一部の報告によればドイツ銀行及び信用業務は、一、株式組織銀行。二、個人銀行。三、私立不動産抵當銀行。四、公共銀行。五、貯蓄金庫及び振替機關。六、信用組合。七、住宅

貯蓄金庫の七分に分つて統制せられたる由である。従來の金融統制法規として銀行に關係するのでは一九三三年八月の銀行業務委員會の權限に關する法律、同年十月の銀行法改正法、十二月の私立證券銀行改正法等があり、就中銀行法改正法に於てはライヒスバンクに對してオープンマーケット・オペレーションを行ふ權限を賦與し、ライヒスバンクはこれによつて動産擔保貸付の擔保たり得べき總ての内國有價證券を賣買し、かゝる有價證券ならびに有價證券擔保の信用を發券準備に繰入れる權限を得たのであつた。

最近に於いて金融統制の傾向ます／＼顯著となり、三四年十月五日「信用業取締法」が制定せられたが、本法は一九三三年に設置せられた銀行業調査委員會(銀行改革のため政府によつて召集せられたライヒスバンク總裁を會長とし、十五名の委員より成る顧問機關)の調査に基き發令せられたものであつて、不確實事業の停止、經費節減、銀行事務の合理的分配、投機の禁壓、預金者ならびに金融業者の利益のための流動資金の保護及び銀行貸借表の公表の勵行を目的とし、之が爲めに監督機關を設け、ライヒスバンク總裁を委員長とし、關係大臣を委員とし、その實行機關として現在の銀行管理官を充つることが決定せられた。尙ほ本法と同時に取引所改正のための新取引所法が發令せられ、同法によつて従來ドイツ各地にあつた二十一の證券取引所が九に制限せられることゝなつた。

三 企業統制

「私益に對する公益の優先」、「社會化された一切の企業(トラスト)の國有化」、「小營業者に對する優先權の交付」等のナチス經濟原則によつて、ナチス政權確立以後企業に對する政府權力の干渉力は増大せしめられたが、この傾向はドイツ貿易收支の悪化、それに伴ふ代用品工業の獎勵、國內物價統制等の現象と相俟つてより顯著となるに至つた。

三三年來洋紙工業、鋸引延加工業、黃麻紡績業、ミルク、バター等の食糧品工業、電球製造業等にはカルテルの結成、生産制限等によつて統制がなされてゐたが、三四年七月よりもゴム、油脂原料、羊毛、石灰生産、卑金屬及び織物工業等に於いても同様の趣意により經濟大臣の統制權力が擴大せられるに至つた。三四年十二月五日制定せられた「國庫證券法」はこの點に於いて一の劃期的立法であつて、同法によつて各企業會社の配當率は六分以下に制限せられ、(前年度に於て六分以上の配當をなしたる會社は八分まで許可せられる)、剩餘金はこれを金割引銀行に預金して國庫證券を買入れしめ、該資金は貧困者救済、建築事業に對する貸付金として融資し、四箇年間は引出を許可せられないことゝなつた。

大企業統制方策は上述の如くであるが、中小商工業に對してもそれ等の大企業に増して重要性が認められ、幾多の保護法律が出されてゐる。即ち中小工業に對しては三三年十月の小工業

信用補償法、同十一月のドイツ手工業臨時組成法ならびに三四年六月の同第一命令、三四年三月の家内勞働法が制定せられ、小工業者に對する信用補償限度の増額、手工業者組合、手工業會議所等によるドイツ手工業の統制、家内工業勞働者に對する保護等が企圖せられ、中小商業に關しては三三年五月の小賣商人保護法及び七月、十月の同追加法、同年十一月の價格割引法等によつて百貨店の新築、増築、食堂ならびに喫茶部營業の禁止、小賣價格割引が商慣習上認められる限度内にのみ制限せられることゝなつた。更に三四年十二月十五日に發令せられた「小商人保護法」によつて三五年一月より一定地域を限り小賣商の新設が今後禁止せられることゝなつた。

上記の如く各種カルテルの結成、生産制限、組合の設立等によつて企業統制が促進せられたが、此際國家に課せられた重要な任務は是等の團體の市場獨占から生ずる價格吊上防止であつた。このために三三年六月食糧品最低價格決定禁止令によつて生活品の價格決定については價格監督局の同意を要することゝなり、三四年に入つては生活品のみならず工業原料品の價格を同監督局の統制下に服せしめ、更に三四年十一月十九日價格統制法令によつて價格決定の申告期間が改正され、十二月三日の價格監督局權限擴大に關する法律によつて、價格監督局が擴大せられ、全商品價格の決定が監督局の同意を必要とせられるに至つた。

手工業統制

ナチス中小工業政策の一をなす手工業者の保護並に統制については一九三三年一月ヒットラー政權成立以來種々對策が講ぜられ來つたが、その中最も重要なものは同年十一月二十九日に公布せられたドイツ手工業臨時組成法(Gesetz über den Vorläufigen Aufbau des deutschen Handwerks)であつた。

本法によつて國經濟大臣並に勞働大臣は手工業者に對し、組合を組織せしめる權能を附與せられ、従來のドイツ營業條例によつて州政府に與へられた權限は經濟大臣の手に歸するところとなり、ドイツ手工業の公法上及其他の職業團體、從業者團體は經濟大臣の要求に從つて本法施行に助力しなければならぬ事となつた。更に三四年六月十五日公布せられた臨時組織法第一命令に基づいて手工業者の團體として手工業者組合(Handwerkervereinigung)、郡手工業者協議會(Kreislandwerkerschaften)、手工業會議所(Handwerkskammer)等が組織せられ、手工業に於ける親方——職人——徒弟間の共同精神の涵養、從業者の技術的、職業的、道德的教育の促進、職人検査の施行、業者間の統制等が企圖せられ、これ等の團體を中心として手工業統制が促進せられることゝなつた。

三四年二月公布せられたドイツ産業統制法に於ては統制部門十二の中の一として手工業の存するのを見るもナチス政府がドイツ手工業の復興に如何に盡力してゐるか推察せられるのであるが、同じく三四年十一月に公布せられた産業統制法第一施

行令によつて産業統制法に基く手工業部門と手工業者團體たる手工業者組合、郡手工業者協議會、手工業會議所との關係が明瞭ならしめられた。即ち産業統制法第一施行令に於ては手工業は工業に次いで産業統制の六部門（工業、手工業、商業、銀行業、保險業、動力經濟）の第二位に位し、手工業者團體の中心をなす手工業會議所は當該地方に於ける産業統制組織、商工會議所とともに經濟會議所を構成し、更にドイツ産業統制中央機關たる國經濟會議所に對し、その代表者を選出し、各産業部門に於ける事件の處理、部員の監督、對策の樹立に盡力すること、經濟會議所、國經濟會議所の參與會議にその代表者を派遣し、各地方ならびに全國の産業統制に對する意見を經濟會議所會頭に提案すること等が規定せられてゐる。

右の他手工業者の組織としてはナチスの中にナチス商工業組織(NZI)も、労働戦線の中に商工手工業部(GHG)があり、國民社會主義運動と手工業者との連絡が圖られてゐるのである。

最近の報告によれば郡手工業者協議會の數七二〇、手工業會議所は一四、六三五、同職員六七、〇〇〇名とのことであり、又ドイツ労働戦線機關紙「ドイツチ」は近年のドイツ手工業に於ける職人數及び取引額に就いて

年	度	職人數(千人)	取引額(百萬ライヒ)
一九二六		一、五〇〇	二〇、一〇〇
一九三一		九〇〇	一四、〇〇〇

ヨリ手工業名簿ニ登録セラレタル者及び徒弟若干名ヲ以テ委員會ヲ構成セシメ、特ニ正規若クハ臨時ノ事務ヲ委任スル權限ヲ有ス(第四條)と規定せられてゐる。

二 理事會(Vorstand) 手工業會議所の理事會は會頭及副會頭並びに會頭が會議所議員中より選任せる者を合して最高七名とし、別に會頭の選任せる一名の徒弟監督を以て構成せられる。理事會は手工業會議所の事務遂行につき決定を與へる。

三 顧問(Beiratmitglied) 會頭及び理事の諮問に應ずるため顧問が設けられる。顧問は會頭により指名され、その任期は三箇年。顧問たり得る者は手工業名簿に登録せられたる見習指導の資格を有する者たることを要する(第三條第一項及第二項)。

四 委員會(Ausschuss) 會頭ハ顧問中ヨリ手工業名簿ニ登録セラレタル者及び徒弟若干名ヲ以テ委員會ヲ構成セシメ、特ニ正規若クハ臨時ノ事務ヲ委任スル權限ヲ有ス(第四條)。以上は第二施行令の概要であるが、第三施行令に於いては獨立手工業者たり得る者の資格、右の證明書としての手工業名簿、同登録手續、届出義務等、手工業統制に於ける重要部分について規定が加へられてゐる。以下法令の章に従つてその大略を覗つて見よう。

一 手工業の私經營に關する資格

一九三二 七七〇 一一、〇〇〇
一九三四 一、三〇〇 一五、〇〇〇

と報じてゐるところを見るも、ナチス手工業對策は少くとも表面的には成功しつゝあるものと推察せられ得るのである。

1 「ドイツ手工業臨時組織法の法文については社會政策時報昭和九年十二月號「ドイツに於ける中小工業保護法に就て」參照

2 「Der Deutsche', 13. Nov. 1934

手工業對策中特に注目すべきは一九三五年一月十八日に於ける手工業臨時組成法第二施行令及第三施行令の公布である。前年六月の第一施行令に於ては手工業者組合、郡手工業者協議會及び之等によつて統轄せられる全ドイツの手工業者を指導監督すべき中心機關として手工業會議所が規定せられ、その任務は手工業者組合、郡手工業者協議會の創設、規約作成、監督等にあるとせられたのであつたが、第二施行令に於ては右手工業會議所の構成について判然たる規定が加へらるるに至つた。即ち手工業會議所の構成は次の如くである。

一 會頭及び副會頭 本命令第一條第二項により手工業會議所の會頭及び副會頭はドイツ手工業及び工業會議所會議の意見を徴し、國經濟大臣により任命若くは解任せられる。會頭は「手工業會議所ヲ管理シ裁判上及び裁判外ニ於テ會議所ヲ代表ス。會頭支障アルトキハソノ權限ヲ副會頭ヲシテ行ハシムルモノトス」(第六條第一項)更に會頭は「顧問中

本令第一條及び第二條に於いて將來手工業者たり得べき獨立の資格を有する者が規定せられた。

第一條 常業トシテノ手工業ノ獨立經營ハ手工業名簿ニ登録セラレタル自然人及法人ノミ之ヲ行フコトヲ得

第二條 一 手工業會議所ハソノ管轄地域内ニ於テ獨立シテ手工業ヲ經營スル總テノ自然人及法人ノ明細表(手工業名簿)ヲ作製スベキモノトス

二 手工業名簿ハ手工業經營ガ商業、工業、農業ソノ他ノ經濟部門ノ企業ト結合スル場合ニ於テモ該手工業經營ガ原則トシテ註文ニヨリ第三者ニ販賣スル商品ヲ生産シ若クハ第三者ノ註文ニヨリ手工業的勤勞ヲ提供スル場合(手工業的副經營)ニハ之ヲ登録スベキモノトス

即ち將來手工業者として獨立の生計を維持せんとする者、又手工業的副經營を營まんとする者は、手工業名簿に自己の姓名を登録することを要することゝなつた。

而して手工業名簿に登録せられ得る資格を有する者は「ソノ經營スル手工業若クハ之ニ類似スル手工業ニ對スル親方試驗合格者又ハソノ經營スル手工業ニ於テ見習指導ノ資格アル者ノミ(第三條第一項)」であるが、本令に於ては右の例外として特に工業經營に於て専門的労働者として訓育を受け、その期間が五箇年以上に亘つてゐる者は獨立手工業者として登録することを許可せられ、又獨立手工業者の死亡に際してはその寡婦は右の第三條第一項の條件を具備しなくとも經營を繼續することが出來

未成年相続者に對してはその未成年期間及び遺産管理人、遺産後見人若しくは遺言執行者の遺産管理、遺産後見若しくは遺言執行の期間經營の繼續が許可せられる。(第六條第一項及第二項)但し獨立手工業者の死亡後一箇年を経過する時には第三條第一項の條件を具備する手工業が經營を指導する場合に於てのみ右の寡婦並に未成年相続者による營業の繼續が許可せられるのである

右によつて獨立に手工業を営まんとするものは法的の條件を具備する事を要し、今後は政府の嚴重なる統制に服さねばならぬ事となつたが、本法施行の過渡的なる形態として獨立手工業者たる資格獲得のため更に次の如き例外が認めらるゝ事となつた

一 一九三二年一月一日以前に手工業名簿に登録したる自然人は第三條第一項の條件に合致しなくともその登録を抹消せられない。

二 一九三三年十二月三十一日以降に於て手工業名簿に登録せられた自然人は第三條第一項の條件を具備しない場合に於ても、彼が一九〇〇年一月一日以前に出生したるとき若しくはそれ以後に出生したる場合に於ても一九三九年十二月三十一日以前に第三條第一項の條件を具備すべき證據を提出するときはその登録は抹消せられない。

三 未だ手工業名簿に登録せられない自然人であつて本命令實施の後常業として手工業を獨立して經營し、ドイツ營業條例第十四條による正規の届出を行ふ者は第三條第一項の

條件に該當しなくとも手工業名簿に登録せられる。

右によつて本法施行により急激に從來繼續し來りたる特權を剝奪せられ、その生計を危くせられる人々の緩和が意圖せられてゐる。

二 手工業名簿に於ける登録及び抹消の手續

獨立手工業者としての手工業名簿への登録は職權若しくは申請により行はれ、手工業會議所は其管轄地域に於て手工業者たらんとするもの、手工業名簿の登録に對する證明書、即ち手工業許可書(Handwerkskarte)を製する。手工業許可書の交附に先だつて手工業會議所は申請者が商業登録者なる場合には申請者と工業及び商業の法定代表者(die gesetzliche Berufsvertretung von Industrie und Handel)に對し受領證と引換に登録豫定書を交附することを要する(第七條及第八條第一項)。

登録豫定書の交附後と雖も手工業會議所は申請者に對し、手工業名簿登録を拒絶することも出来るのであつて、この際には手工業會議所は申請を受けた日より四週間以内に申請者に對し、受領證と引換に文書による此の旨の通告をなさなければならぬ。而して申請者はこの通告に際し四週間以内に抗告することを得る(第十三條第二項及第三項)。

三 届出義務、通告義務、罰則

常業として手工業の獨立經營を開始せんとする者の届出義務に就ては第十六條第一項第二項及び第三項に於て規定せられて

ゐる。即ち

- 第十六條 一 常業トシテ手工業ノ獨立經營ヲ開始セントスルモノハドイツ營業條例第十四條ニヨリ權限アル官廳ニソノ營業開始ノ届出ヲナスベキモノトス。届出ヲ受ケタル官廳ハ手工業名簿ニ登録ニ用ヒラルル手工業許可證ヲ交附ス。
- 二 第十二條第一項ニヨル商工業法定職權代表者ガ登録豫定書ニ對シテ異議ノ申立ヲナシタルトキハ手工業會議所ハ申請ニヨリ登録スベキ旨ノ證明ヲノミ交附ス。此ノ場合ニ於テハ經營ハ登録以前ニ開始スルコトヲ得。
- 三 本命令ニ違反シテ開始セル手工業經營ノ繼續ハ警察ニヨリ之ヲ停止セシムルコトヲ得。

營業開始の届出義務の他に營業者に對して課せらるゝ營業内容の届出義務がある。營業者はその經營について

- 一 經營の方法及び範圍
- 二 經營に雇傭せらるゝ熟練者及び不熟練者の數
- 三 使用機械の數及び種類
- 四 經營所有者の手工業試験に關する事項
- を手工業會議所に届出でなければならぬ。同時に手工業會議所はその特別代理人をして經營の場所及び施設を檢閲せしむることを得る。これ等の違反者に對してそれ〴〵罰則が課せられる(第十七條及第十九條)。

四 經過規定及び終結規定

既述せるところによりても知り得る如く、本命令の根幹を形成するところのものは第三條第一項に定むる獨立手工業者たる資格の檢定、換言すれば親方試験の合格である。親方試験については本令第二十二條に於て左の如く規定せられてゐる。

- 一 親方試験ノ認許ハ正規ノ見習期間若クハ徒弟試験合格證書ヲ必要トス
- 二 親方試験ノ認許ニツキテハ合格證書ハ合格ヲ必要トスル手工業若クハ之ニ類似スル手工業ニ於テ五年以上専門的勞働者若クハ獨立營業者トシテ從事セルヲ以テ足ル。當該手工業若クハソノ類似手工業ニ於ケル徒弟試験ニ合格セルモノハ三ヶ年間獨立シテ従業セルヲ以テ足ルモノトス。

右によつて獨立の手工業を開始せんとする者はその以前に徒弟試験に合格すること、又親方試験の合格前に三箇年或は五箇年以上専門的勞働者として従業することが必要とせられた。本命令がドイツに於けるギルド組織の復活として喧傳せられてゐるのはこれによる。

- 以上によりて明瞭なる如くドイツ手工業臨時組成法第三命令に於て意圖せられてゐるところのものは
- 一 ドイツに於ける獨立的手工業者の組織化
- 二 手工業に於ける檢査制度の勵行による手工業者の技術の向上化
- 三 手工業に於ける黒色勞働者の掃蕩(註)

の三點として特色づけることが出来よう。

註 黒色労働については社会政策時報昭和十年四月號資料欄「ドイツ手工業者大會」参照。

ドイツ經濟大臣シャハトは本法令についてこれによつて永年に亘るドイツ手工業問題の解決せられたること、本法令は手工業に對する國民社會主義的把握より由來するところのものであつて、これにより從來の自由主義者による營業の自由の原則及び組合統制に對する反動的觀念を克服し、ドイツ手工業の存在價値の認識の上に、その商工業との相互聯關、相互發展の基礎を築けるものであると聲明してゐる。

惟ふにドイツに於ける所謂中小工業問題は、ドイツ資本主義の漸く發展の課程を辿らんとする十九世紀初頭よりその生起を見るに至つたのであるが、十九世紀後半よりこの問題は特に顯著となり、更に一八六九年全ドイツに亘り營業自由命令の發令せられてよりは、手工業に於いては從來の家族的徒弟關係、親方による徒弟及び職人の教育等は其實行困難となり、其結果會て世界に喧傳せられたドイツ手工業の藝術精巧性は其影を没し、手工業は益々没落に近づきつゝあつた。大工業の簇出、資本の集中に蹂躪せられんとする小工業者の救済の問題は爾來歴代の政府にとつて重要問題の一であつた。今試みに一八八一年以來小工業に對して執り來られた主要對策を擧ぐれば左の如くである
一八八一年 同業組合設立、職人並に親方試験の施行の許可

フランス及ベルギー

フランス

ポアンカレのフラン貨安定政策は能くフランス經濟危機を救ひ、他の列強が不況に呻吟せるに際し獨りフランスは其の繁榮を誇りしも束の間、一九三〇年頃より徐々に不況の様相を現出するに至つた。

試みに工業界の趨勢を見るに石炭業に於ては一九三二年三十萬の坑夫を擁し採掘量五千五百萬噸を算せしに、翌々年一九三四年に至り坑夫數は二十三萬五千、採掘量は四千八百五十萬噸に減少した。製鐵業に就いて見れば一九二九年に於ては毎月鉄鐵八十六萬四千噸、鋼八十萬八千噸の生産量を見しに、一九三四年九月に至つては生産量鉄鐵五十萬噸、鋼四十九萬四千噸に激減を示し、自動車製造業界も亦危機に襲はれ、シトロエン工場の場合には一九三四年七月二日調べ職工數二七、七七一名なりしに、同年十一月十五日調べ職工數一九、七八九人に激減し、織物業に於ても絹織物、綿織物、毛織物何れも賣行き極度に不振にして、前者の如きは日貨進出の影響も相當強く、關稅率を高め日貨進出を防止せんとする有様である。毛織物の輸出の如きは、一九二七年に比し一九三三年に於ては正に四分の一に激

一八九七年 手工業會議所の設立、徒弟の雇傭に關する法規制定

一九〇八年 小工業者資格證明書 (Kleiner Befähigungsnachweis) の交付制度の設定

一九一一年 家内労働法 (Heimarbeitgesetz)

一九一三年 家内労働者賃銀保護法 (Heimarbeitelohnungsgesetz)

一九二九年 手工業名簿の制定 (手工業名簿の制定によつて獨立手工業者及び手工業的副經營業者は名簿に登録するを必要とせられるに至つた。但しその専門部門についてはこの時には未だ登録を必要とされるに至つてゐない。)

一九三三年 手工業臨時組合法

一九三四年 家内労働法、手工業臨時組合法第一命令

一九三五年 手工業臨時組合法第二及び第三命令

ドイツに於ける小工業對策は一は生産者としての小工業營業主の保護、他は小工業に於ける労働者の保護の二側面を有してゐる。工業營業主の保護について云へば今回のナチス政府によつて企てられた所のはその統制の觀點、組織及び方法より見て從來の諸對策に比しより一步を進めたるものであり、統制經濟と小工業對策との聯關的把握考察に一の示唆を含み、此種立法の模範的なるものと斷言するを憚らない。其成否については今後の統制の實際の動向が大いに刮目せられる次第である。

(稻葉 秀三)

減するに至つた。

かくて一九三〇年頃迄は失業者は萬にも満たざる状態であつたのであるが、爾後漸次増大し、次頁下段圖表の如く一九三四年後期に於ては、失業手當の給付せらるゝ失業者數のみを以てしても四十萬を超えんとしてゐる。

而して一九三四年十二月現在に於ける失業救済基金の活動中のものは七四〇件にして登録者數は千四百萬人に過ぎない。G・Tは失業者の實數は百萬以上に達するであらうと推測してゐる。總同盟の推算は稍々過大ならんと思はれるのであるが、フランス失業者の實數は失業手當被給付者數四十萬を超ゆる事は認め得られる。一週四十八時間以下の時間短縮を餘儀なくせしめられてゐる労働者數は約八%を占めてゐる。かくの如き失業増大に處する政府の對策事項を列記すれば、就業最低年齢の引上、二重所得の制限、労働時間の短縮、外國人労働者老齡者及び婦人の就業制限、失業者雇傭助成金等である。

人口の約三九%を占むる農民層はフランス經濟社會に於て最も重要な階級層の一つである。然るに他の農業國と同じくフランス農民は今や農産物價の下落と、賣行不振により著しく其の生活は脅威され、政府の救助を待つのみとなつてゐる。特に